## 令和7年度版(2025年度版)健康福祉局事業概要

目 次

第1章	健康福祉局が所管する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	健康福祉局の予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3章	組織と事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3-1	健康福祉局組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3-2	健康福祉局事務分掌 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
3-3	区役所(社会福祉事務所・保健センター)組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3-4	区役所(社会福祉事務所・保健センター)事務分掌	24
3-5	附属機関	31
第4章	分野別施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
4-1	地域共生社会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(	1) 地域福祉	34
(	2) 生活困窮者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(	3) 生活福祉資金貸付制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
(	4) 福祉の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
4-2	高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(	1) 介護保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(	2) 高齢者福祉	61
4-3	障害者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
(	1) 障害者総合支援法による制度等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
(	2) 身体障害者福祉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74
(	3) 知的障害者福祉	84
(	4) 精神障害者福祉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
(	5) 障害者就労支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
4-4	生活福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
(	1) 生活保護	92
(	2) ホームレス援護施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
(	3) 戦争犠牲者援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
(	4) 国民健康保険 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100
(	5) 国民年金·····	103
(	6) 年金生活者支援給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
(	7) 後期高齢者医療制度	107
	8) 福祉医療 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	109
4-5	健康	112
(	1) 地域保健・地域医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
(	2) 感染症予防 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	118
(	3) 健康増進‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	123
(	4) 精神保健 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	132
4-6	生活衛生 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	136
(	1) 環境衛生・薬務事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136
(	2) 霊園・斎場管理‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	138
(	3) 食品衛生・動物愛護管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
4-7	災害対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	145
4-8	統計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
第5章	年表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	148

## 第1章 健康福祉局が所管する施策



健康福祉局では、保健福祉分野の施策を所管しています。保健福祉分野の個別計画等に基づき、地域共生社会の推進、 高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉、健康、生活衛生分野の様々な施策に取り組んでいます。また、災害救助事務の一 部も担当しています。

#### 1. 施策の体系

|地域共生社会の推進 … 地域福祉、生活困窮者の自立支援、生活福祉資金貸付制度、福祉の環境整備

高齢者福祉 … 介護保険、高齢者福祉

障害者福祉 … 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による制度等、身体障害者福祉、知

的障害者福祉、精神障害福祉、障害者就労支援

<u>生活福祉</u> ・・・・ 生活保護、ホームレス援護施策、戦争犠牲者援護、 国民健康保険、国民年金、年金生活者支援給付金、後期高齢者医療制度、福祉医療

健 康 … 地域保健・地域医療、感染症予防、健康増進、精神保健

生活衛生 … 環境衛生・薬務事業、霊園・斎場管理、食品衛生・動物愛護管理

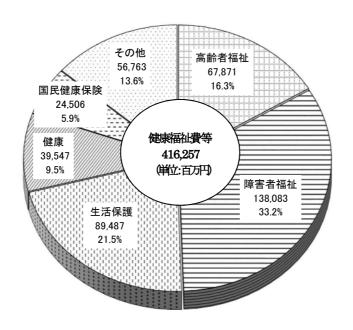
#### 2. 保健福祉分野の個別計画

分 野	計画名	策定年月	期間	策定根拠	掲載頁
地域福祉	なごやか地域福祉2029〜第4期名古屋 市地域福祉計画・第7次名古屋市社会 福祉協議会地域福祉推進計画〜 第2期名古屋市成年後見制度利用促進計画	令和7年3月	令和7 ~11年度	社会福祉法 成年後見制度の 利用の促進に関 する法律	34 頁 〔第4章4-1(1)〕
	第2期名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画	令和7年3月	令和7 ~11 年度	社会福祉法	34 頁 〔第4章4-1(1)〕
福 祉 の 環 境 整 備	福祉都市環境整備指針	平成29年3月	_	_	43 頁 〔第4章4-1(4)〕
高齢者福祉	はつらつ長寿プランなごや2026 〜名古屋市高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画〜	令和6年3月	令和6 ~8年度	老人福祉法介護保険法	67 頁 〔第4章4-2(2)〕
障害者福祉	なごや障害児者福祉プラン 〜名古屋市障害者基本計画(第5次)〜	令和6年3月	令和6 ~11 年度	障害者基本法	68 頁 〔第 4 章 4-3〕
障害者福祉	なごや障害児者福祉プラン 〜第7期名古屋市障害福祉計画〜	令和6年3月	令和6 ~8年度	障害者総合支援法	68 頁 〔第 4 章 4-3〕
障害者福祉	名古屋市読書バリアフリー推進計画 (第1次)	令和6年3月	令和6 ~11年度	読書バリアフリー法	68 頁 〔第 4 章 4-3〕
ホームレス 援 護 施 策	第5期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画	令和6年3月	令和6 ~10年度	ホームレスの 自立の支援等に 関する特別措置法	96 頁 〔第4章4-4(2)〕
国民健康保険	第3期名古屋市国民健康保険保健事業 実施計画(データヘルス計画) 第4期名古屋市国民健康保険特定健康 診査等実施計画	令和6年3月	令和6 ~11 年度	国民健康保険法に基づく 保健事業の実施 等に関する指針 高齢者の医療の 確保に関する法律	102 頁 〔第4章4-4(4)〕
感染症予防	名古屋市新型インフルエンザ等対策行 動計画	平成26年3月	_	新型インフルエンザ等対策 特別措置法	118 頁 〔第4章4-5(2)〕
感染症予防	名古屋市感染症予防計画	令和6年3月	令和6 ~11 年度	感染症の予防及び 感染症の患者に対する 医療に関する法律	118 頁 [第4章4-5(2)]
健 康 増 進	健康なごやプラン21 (第3次)	令和6年3月	令和6 ~17 年度	健康增進法	123 頁 〔第4章4-5(3)〕
健 康 増 進	名古屋市食育推進計画(第4次)	令和3年3月	令和3 ~7年度	食育基本法	124 頁 〔第4章4-5(3)〕
精神保健	いのちの支援なごやプラン(第2次) (名古屋市自殺対策総合計画(第2次))	令和5年3月	令和5 ~9年度	自殺対策基本法	134 頁 〔第4章4-5(4)〕
生活衛生	名古屋市食の安全・安心の確保のため の行動計画 2028	令和6年3月	令和6 ~10年度	名 古屋 市食の 安全・安心条例	139 頁 〔第 4 章 4-6(3)〕
生活衛生	名古屋市人とペットの共生推進プラン	令和2年3月	令和2 ~11 年度	_	142 頁 〔第 4 章 4-6(3)〕

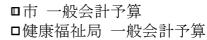
# 第2章 健康福祉局の予算

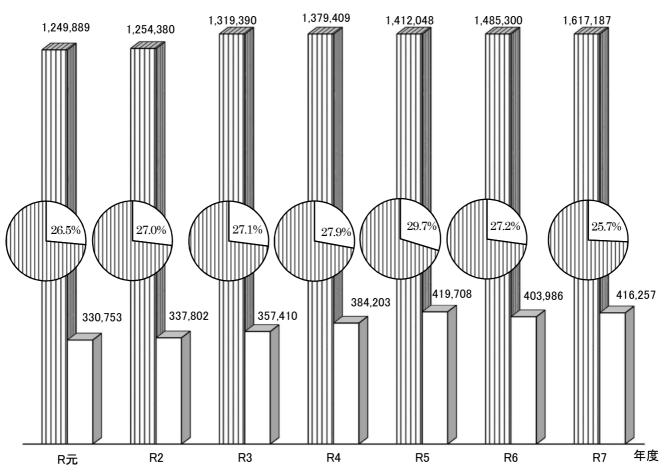


#### 1. 健康福祉局の一般会計予算の内訳



#### 2. 市の一般会計予算と健康福祉局の一般会計予算の割合





## 3. 予算総括表

## (1) 一般会計

款	項	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	対前年度予算額 の 増 △ 減
		千円	千円	千円
健康	福 祉 費	392,423,739	380,886,929	11,536,810
1	社会福祉費	146,429,104	139,506,067	6,923,037
2	老人福祉費	67,367,877	64,103,041	3,264,836
3	生活保護費	88,524,818	89,709,063	△ 1,184,245
4	国民年金費	663,636	717,713	△ 54,077
5	国民健康保険費	24,505,957	25,444,155	△ 938,198
6	介護保険費	35,273,201	33,942,779	1,330,422
7	公衆衛生費	18,284,941	18,716,274	△ 431,333
8	環境衛生費	3,939,590	2,744,497	1,195,093
9	保健所費	7,159,983	5,742,398	1,417,585
10	衛生研究所費	274,632	260,942	13,690
職	員 費	23,833,646	23,099,287	734,359
5	健康福祉職員費	23,833,646	23,099,287	734,359

### (2) 特別会計

区 分	令 和 当 初	7 年 度 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	対前年度予算額 の 増 △ 減
		千円	千円	千円
国民健康保険特別	会計	205,621,538	212,904,031	△ 7,282,493
後期高齢者医療特別	会計	74,363,352	71,296,412	3,066,940
介護保険特別会	会 計	227,283,034	218,388,550	8,894,484

## 4. 令和7年度の新規・拡充事項等

## (1) 新規

事項	予 算 額	説明
民間特別養護老人ホームの整備補助	千円 44, 400	[年度末整備数] 127 カ所 (9, 372 人) 多床室 名東区梅森坂二丁目(新規) 定員 120 人(⑦~⑧事業)
第8期障害福祉計画の 策定調査	17, 610	障害者総合支援法に基づき、福祉 サービスの必要な見込量や確保策 等を定める計画の策定準備 計画期間 9~11年度
コミュニケーションカ ードの作成	962	聴覚障害者等の意思疎通支援として、買物等の外出先において円滑な意思疎通を図るためのコミュニケーションカードを作成
障害者グループホーム 等の整備補助	143, 910	居住の場である共同生活援助を行 う施設等の整備 新規 3カ所
視覚障害者に係る相談 支援事業のモデル実施	18, 195	医療機関に専門職を派遣し、福祉 に関する相談や歩行訓練を実施す る事業をモデル実施
民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助	332, 977	JR名古屋駅 可動式ホーム柵(7・8番線) ⑤設計 ⑥~⑦工事 近鉄名古屋駅 可動式ホーム柵(2・3番線) ⑥~⑧工事 名鉄森下駅 エレベーター2基、階段解消等 ⑦設計 ⑦~⑧工事
買い物弱者実態調査	5, 000	地域住民の生活支援の充実のため、 買い物に関する地域ニーズの調査 等を実施

事項	予算額	説明
緑内障検診に関する調査	千円 4,400	緑内障検診の必要性や効果、効果 的・効率的な実施方法等の調査を 実施
麻しん抗体検査及び予 防接種	19, 134	妊娠を希望する女性、同居人及び 妊婦の同居人に抗体検査費用及び 予防接種費用を助成
女性の健康相談窓口の設置	13, 118	女性の様々な健康課題に対応する ため、仕事・家事・育児等で忙し い方も相談しやすい健康相談窓口 を設置
陽子線治療機器の更新 に係る調査	16, 952	更新時期を迎える、公立大学法人 名古屋市立大学医学部附属西部医療センターの陽子線治療機器に対する、現行事業の評価・考察、更新手法の検討等の調査
災害時保健医療活動体制の強化	4, 500	災害時の通信手段として低軌道衛星通信を本市及び市医師会に導入

## (2) 拡充

事項	予 算 額	説明
認知症施策の推進	千円 81,862	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、認知症施策を総合的に推進認知症に関する理解促進のための広報等認知症疾患医療センターの開設7→9カ所
介護サービス提供体制の整備	772, 647	県の地域医療介護総合確保基金を 活用し、介護サービス提供体制の 整備に係る経費を補助 介護施設等の開設準備経費補助 介護施設等の介護ロボット等導 入補助 介護施設等における看取り環境 整備補助 介護職員用宿舎施設整備補助
橘小学校等複合化整備 事業	13, 735	橋小学校、中生涯学習センター、 前津福祉会館及び前津児童館の複 合施設を民間活力の活用により整 備 複合施設の設計・工事 ⑦設計 ⑧~⑩工事 モニタリング支援業務委託
中川福祉会館・児童館リニューアル改修	102, 864	老朽化した中川福祉会館及び児童 館のリニューアル改修 ⑥設計 ⑦~⑧改修
重度訪問介護利用者の 大学修学支援	3, 008	障害者の社会参加を促進するため、 重度訪問介護利用者の通学中及び 大学構内での支援に係る報酬単価 の増額
障害支援区分認定調査	7, 804	障害支援区分認定に係る調査期間 を短縮するため、認定調査委託の 対象を一部変更

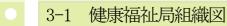
事項	予 算 額	説明
失語症者向け意思疎通 支援者派遣事業	千円 4,701	身体障害者手帳未交付の失語症者 の社会参加を促進するため、意思 疎通支援者派遣事業を利用できる よう、対象者を拡大
公立大学法人名古屋市 立大学と連携した発達 障害児(者)への支援	25, 000	医療・福祉・教育が一体となった 発達障害に係る知見の蓄積及び支援への活用を図るための公立大学 法人名古屋市立大学と連携した調 査研究等
福祉特別乗車券の一斉更新に向けた準備	296, 586	現在交付している福祉特別乗車券 が令和8年10月に有効期限を迎え るため、更新に必要なシステム改 修等を実施
はつらつ長寿プランな ごや2029の策定調査	19, 625	介護保険事業計画と高齢者保健福 祉計画を一体とした総合的計画の 策定準備 計画期間 9~11年度
バリアフリー整備相談 支援事業	35, 484	障害者等の当事者が、本市の施設整備に参画する場を設け、使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させる取組みを実施
孤独・孤立対策事業	7, 054	孤独・孤立対策のさらなる推進の ため、孤独・孤立実態把握調査の 実施及び地方版官民連携プラット フォームの設置
水道料金等福祉対策特例措置負担金	535, 441	生活困窮者等に係る水道料金及び 下水道使用料の減免額に対する一 般会計の負担割合を変更 1/3→全額
港保健センター南陽分室の改築	_	港保健センター南陽分室の改築 ⑦~8解体 8~9建設 (8~9債務負担行為 799 百万円)

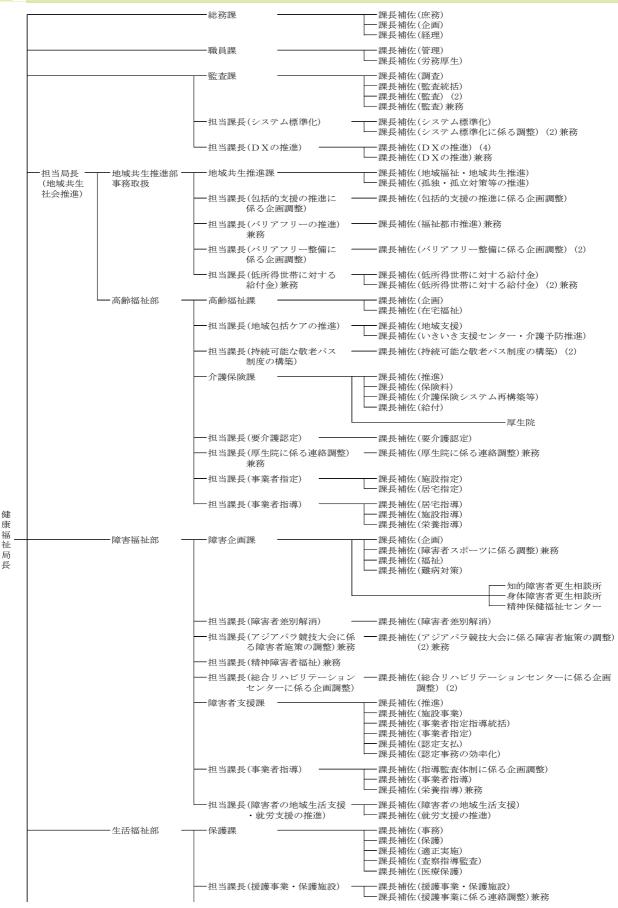
事項	予 算 額	説明
ピアサポーター養成研 修の実施	千円 3,300	がん患者への支援の充実を図るため、がん相談・情報サロンにおい てピアサポーター養成研修を実施
歯科口腔保健対策の推進	6, 315	若年層の受診率向上を図るため、20・25歳の歯周疾患検診未受診者に対し、個別受診勧奨を実施するとともに、オーラルフレイル対策として、75・80歳を対象とした歯周疾患検診に口腔機能評価を追加するための準備を実施
受動喫煙対策の強化	40, 420	中心市街地における分煙環境を整備するため、分煙施設整備促進策の強化及び屋外公共空間の受動喫煙状況調査を実施
第5次食育推進計画の 策定	2, 400	食育基本法に基づき、食育を総合 的に推進するための計画を策定 計画期間 8~11年度
おむつ等購入費用助成に向けた準備	926	排せつケアに関する経済的負担を 軽減するため、おむつ等の購入費 用助成の実施に向けたシステム改修

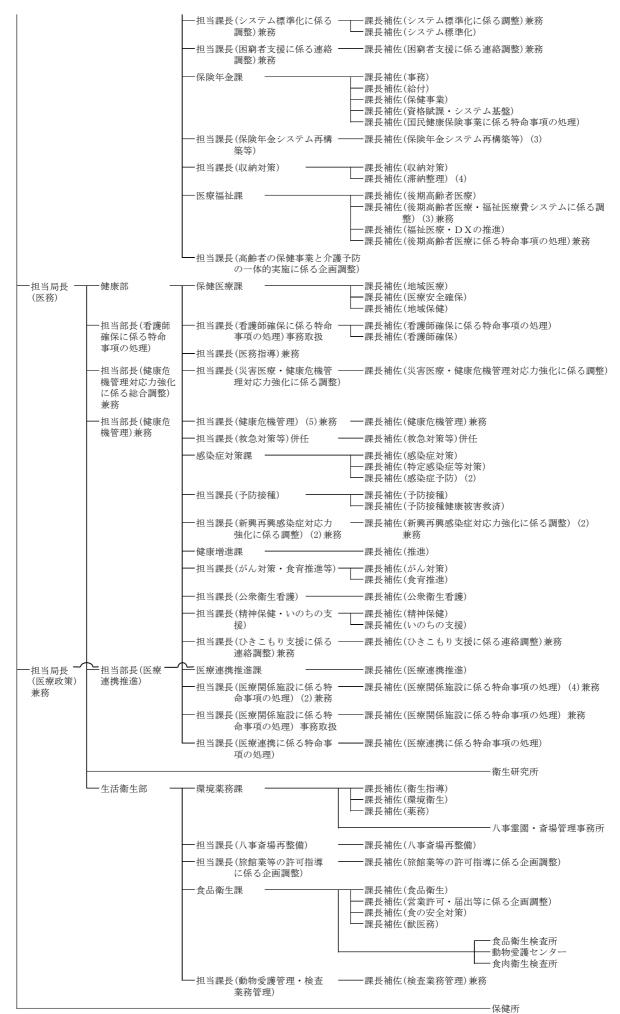
## (3) 継続

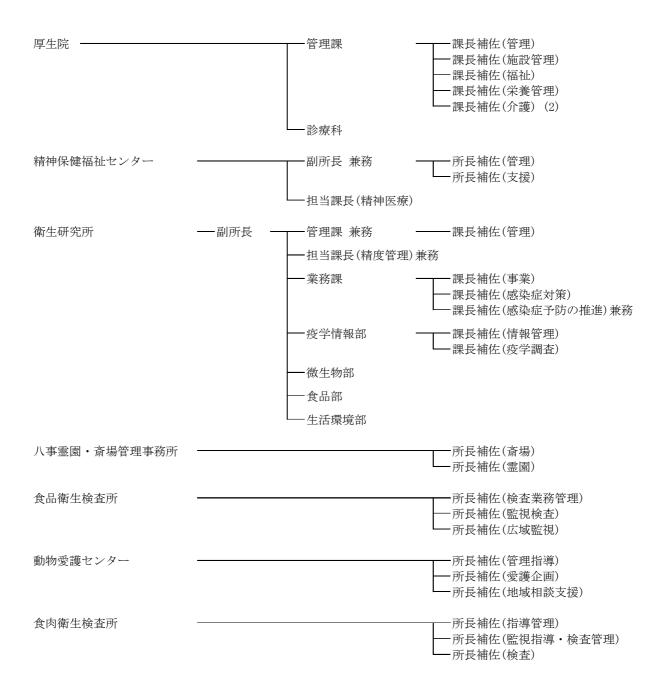
事項	予 算 額	説明
民間特別養護老人ホームの長寿命化対策補助	千円 251, 180	民間特別養護老人ホームの大規模 修繕に係る費用の一部を補助 11 カ所
障害福祉サービス事業 者等指導監査業務の改 善に向けた調査	4, 378	障害福祉サービス利用者の権利擁 護等を図るため、指導業務の一部 委託化など事業者指導業務におけ る業務改善に向けた調査
旧植田寮の取り壊しに 向けた調査	6, 710	旧植田寮の取り壊しに向けたアス ベスト等調査
厚生院施設の改修	171, 000	老朽化した旧厚生院附属病院等の 環境整備に必要な施設・設備改修 ⑥設計等 ⑦~⑧工事
保健福祉業務オンライン申請等事務処理センターの開設準備	114, 532	行政手続のオンライン化を推進するとともに、オンライン申請の受付等を集約して処理するセンターの開設準備
病院群輪番制病院設備 整備事業	19, 950	救急医療体制の確保を図るため病 院群輪番制参加病院に対し、救急 医療に供する設備の整備に要する 費用の一部を補助
予防接種事業	2, 255, 039	予防接種事業について、国の制度 変更に応じた事業内容の変更 子宮頸がんワクチン接種事業 キャッチアップ接種の経過措 置 新型コロナウイルスワクチン接 種事業 自己負担金の変更 3,200円→7,700円 帯状疱疹ワクチン接種事業 満65歳の方等の定期接種化
中央看護専門学校の公 立大学法人名古屋市立 大学への統合	617,000	統合に伴い必要となる中央看護専 門学校校舎の建物改修等を実施

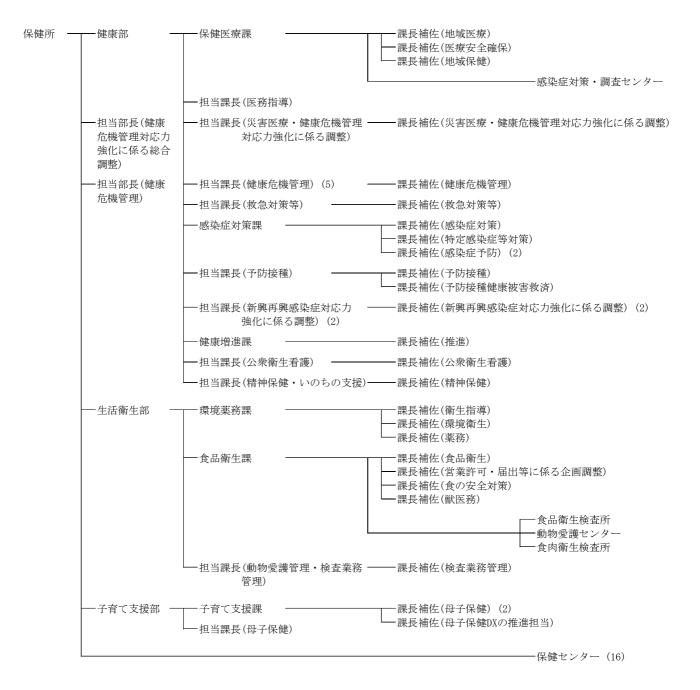
## 第3章 組織と事務分掌











### 3-2 健康福祉局事務分掌

#### 総務課

①局内重要事項の総合調整②局の主管に属する外郭団体の総括③局内の予算決算④局内他部課公所の主管に属 しないこと

#### 職員課

①局内の人事②局内職員の福利厚生

#### 監査課

①社会福祉法人の指導監査(子ども青少年局の主管に属するものを除く。)②社会福祉施設及び介護保険施設の指導監査(子ども青少年局の主管に属するものを除く。)③社会福祉連携推進法人に係る認定、認可及び指導監査④局所管事業の調査統計の企画及び調整(局内他部課の主管に属するものを除く。)⑤局所管の災害対策⑥災害 甲慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金⑦社会福祉審議会⑧福祉総合情報システムの運用及び管理⑨福祉総合情報システムの標準化⑩DXの推進

#### 担当課長(システム標準化)

①福祉総合情報システムの標準化②福祉総合情報システムの運用及び管理

#### 担当課長(DXの推進)

①DXの推進

#### 地域共生推進部

#### 地域共生推進課

①地域共生の推進に係る企画及び総合調整②地域福祉の推進に係る企画及び総合調整③包括的支援の推進に係る企画及び調整④生活困窮者に対する自立の支援⑤低所得世帯に対する給付金⑥孤独・孤立対策の推進⑦ひきこもりの支援⑧バリアフリーの推進及び整備(障害企画課の主管に属するものを除く。)⑨福祉都市環境整備(障害企画課の主管に属するものを除く。)⑩民生委員及び児童委員⑪民生委員推薦会⑫総合社会福祉会館⑬社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

#### 担当課長(包括的支援の推進に係る企画調整)

①包括的支援の推進に係る企画及び調整②生活困窮者に対する自立の支援

#### 担当課長(バリアフリーの推進)

①バリアフリーの推進(障害企画課の主管に属するものを除く。)

#### 担当課長(バリアフリー整備に係る企画調整)

①バリアフリー整備に係る企画及び調整

#### 担当課長(低所得世帯に対する給付金)

#### 高齢福祉部

#### 高齢福祉課

①高齢者施策の企画及び総合調整②高齢者施策に係る計画の総括③高齢者の福祉④高齢者の就業機会の開発⑤地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整⑥認知症施策に係る企画及び総合調整⑦高齢者虐待の防止及び権利擁護支援(障害企画課の主管に属するものを除く。)⑧地域包括支援センター⑨介護予防の推進(局内他部課の主管に属するものを除く。)⑩福祉会館及び老人いこいの家⑪休養温泉ホーム、鯱城学園及び高齢者就業支援センター⑩公益社団法人名古屋市シルバー人材センター⑪部内他課公所の主管に属しないこと

#### 担当課長(地域包括ケアの推進)

①地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整②認知症施策に係る企画及び総合調整③高齢者虐待の防止及び 権利擁護支援(障害企画課の主管に属するものを除く。)④地域包括支援センター及び介護予防の推進(局内他 部課の主管に属するものを除く。)

#### 担当課長(持続可能な敬老パス制度の構築)

①持続可能な敬老パス制度の構築

#### 介護保険課

①介護保険に係る予算及び決算の手続②介護保険の趣旨普及③介護保険事業計画④介護保険事業の運営⑤介護認定審査会⑥高齢者に係る福祉施設(高齢福祉課の主管に属するものを除く。)⑦介護保険法により指定する事業者(高齢福祉課の主管に属するものを除く。)、介護保険施設及び指定特別給付事業者⑧介護支援専門員の指導監督 ⑨特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者に対する検査及び指導助言⑩介護予防・日常生活支援総合事業⑪厚生院(医療連携推進課の主管に属するものを除く。)⑫有料老人ホーム

#### 担当課長(要介護認定)

①要介護認定等②介護認定審査会③要介護認定等に係る訪問調査の委託④主治の医師に対する意見書料の支払

#### 担当課長(厚生院に係る連絡調整)

①厚生院に係る連絡調整 (医療連携推進課の主管に属するものを除く。)

#### 担当課長 (事業者指定)

①高齢者に係る福祉施設の設置の計画、認可及び運営(高齢福祉課の主管に属するものを除く。)②介護保険施設の指定又は許可③介護保険法により指定する事業者(高齢福祉課の主管に属するものを除く。)の指定④指定特別給付事業者の指定⑤有料老人ホームの届出

#### 担当課長 (事業者指導)

①介護保険の保険給付②高齢者に係る福祉施設の運営(高齢福祉課の主管に属するものを除く。)③介護保険法により指定する事業者(高齢福祉課の主管に属するものを除く。)、介護保険施設及び介護支援専門員の指導監督④特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者並びに指定特別給付事業者に対する検査及び指導助言⑤有料老人ホー

#### 障害福祉部

#### 障害企画課

①障害者施策の企画及び総合調整②障害者基本計画及び障害福祉計画③障害者の福祉④難病対策(局内他部課公所及び子ども青少年局の主管に属するものを除く。)⑤障害者に対する理解の促進⑥障害を理由とする差別の解消の推進⑦障害児福祉手当及び特別障害者手当⑧特別児童扶養手当⑨心身障害者扶養共済事業⑩戦傷病者、戦没者遺族等の援護⑪障害者スポーツに係る障害者施策の調整⑫アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整⑬障害者 本施策推進協議会⑭知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所⑥精神保健福祉センター⑥総合リハビリテーションセンター⑪社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団⑱部内他課公所の主管に属しないこと

#### 担当課長(障害者差別解消)

①障害を理由とする差別の解消の推進

#### 担当課長(アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整)

(1)アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整

#### 担当課長(精神障害者福祉)

①精神障害者の福祉

#### 担当課長(総合リハビリテーションセンターに係る企画調整)

①総合リハビリテーションセンターに係る企画及び調整

#### 障害者支援課

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス②障害者の就労支援③ 地域生活支援事業(障害企画課の主管に属するものを除く。)④障害者に係る施設(障害企画課の主管に属するものを除く。)⑤障害支援区分認定等審査会⑥指定障害児相談支援事業者の指定

#### 担当課長(事業者指導)

①指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の 指導監督

#### 担当課長(障害者の地域生活支援・就労支援の推進)

①障害者の地域生活支援②障害者の就労支援

#### 生活福祉部

#### 保 護 課

①生活保護②行旅病人及び行旅死亡人③住居のない者の援護④保護施設⑤中国残留邦人等に対する支援給付⑥部内他課の主管に属しないこと

#### 担当課長 (援護事業・保護施設)

①住居のない者の援護②保護施設の運営に係る企画及び調整③無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督④日常生活支援住居施設の認定

#### 担当課長(システム標準化に係る調整)

①生活保護システムの標準化

#### 担当課長(困窮者支援に係る連絡調整)

①生活困窮者に対する自立の支援に係る連絡調整(地域共生推進課の主管に属するものを除く。)

#### 保険年金課

①国民健康保険及び国民年金に係る予算及び決算の手続②国民健康保険及び国民年金の趣旨普及③国民年金及び 年金生活者支援給付金④国民健康保険事業の運営⑤国民健康保険事業の運営に関する協議会⑥保険年金システム の再構築

#### 担当課長(保険年金システム再構築等)

①保険年金システムの再構築②国民健康保険及び国民年金システムに係る調整

#### 担当課長 (収納対策)

①国民健康保険の保険料の収納

#### 医療福祉課

①後期高齢者医療に係る総合的な企画及び調整②後期高齢者医療の実施(保険年金課の主管に属するものを除く。)③障害者医療費の助成(保険年金課の主管に属するものを除く。)④ひとり親家庭等医療費の助成の実施(保険年金課の主管に属するものを除く。)⑤子ども医療費の助成の実施(保険年金課の主管に属するものを除く。)⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整

#### 担当課長(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画調整)

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整

#### 健 康 部

#### 保健医療課

①救急医療その他地域医療(医療連携推進課の主管に属するものを除く。)②医師、看護師その他医療関係職員の充足対策③保健環境委員④公衆衛生情報⑤陽子線がん治療施設の広域的な利用の促進等⑥衛生研究所⑦局長の指定する厚生統計調査(人口動態統計及び保健統計に限る。)に係る企画及び調整⑧局長の指定する健康危機管理に係る総合的な企画及び調整⑨局長の指定する災害医療・健康危機管理対応力の強化に係る調整⑩部内他課公所の主管に属しないこと

#### 担当課長(看護師確保に係る特命事項の処理)

①看護師確保に係る特命事項の処理

#### 担当課長 (医務指導)

①局長の指定する保健事業に係る医学的指導②局長の指定する保健事業の総括

#### 担当課長(災害医療・健康危機管理対応力強化に係る調整)

①局長の指定する災害医療・健康危機管理対応力の強化に係る調整

#### 担当課長(健康危機管理)(5)

①局長の指定する健康危機管理

#### 担当課長(救急対策等)

①救急対策等に係る調整

#### 感染症対策課

①局長の指定する感染症の予防及び医療に係る企画及び調整②予防接種(法令に定めるものを除く。)③局長の 指定する新興再興感染症対応力の強化に係る調整

#### 担当課長(予防接種)

①予防接種(法令に定めるものを除く。)

#### 担当課長 (新興再興感染症対応力強化に係る調整) (2)

①局長の指定する新興再興感染症対応力強化に係る調整

#### 健康増進課

①健康の増進の推進(局内他部課公所の主管に属するものを除く。)②食育の推進に係る企画及び総合調整③成人保健対策の総合的企画及び関係機関との調整④成人保健対策事業の施行⑤局長の指定する公衆衛生看護⑥局長の指定する精神保健⑦自殺対策⑧ひきこもりの支援に係る連絡調整(地域共生推進課の主管に属するものを除く。) ⑩精神保健福祉審議会⑪クオリティライフ21城北の連絡調整⑫一般財団法人名古屋市療養サービス事業団

#### 担当課長(がん対策・食育推進等)

①がん対策の推進に係る企画及び総合調整②食育の推進に係る企画及び総合調整③局長の指定する健康づくり事業

#### 担当課長(公衆衛生看護)

① 局長の指定する公衆衛生看護

#### 担当課長(精神保健・いのちの支援)

①局長の指定する精神保健②自殺対策③精神保健福祉審議会

#### 担当課長(ひきこもり支援に係る連絡調整)

①ひきこもり支援に係る連絡調整(地域共生推進課の主管に属するものを除く。)

#### 医療連携推進課

(1)医療連携の推進2)医療関係施設に係る特命事項の処理3)医療連携に係る特命事項の処理

#### 担当課長 (医療関係施設に係る特命事項の処理) (3)

①医療関係施設に係る特命事項の処理

#### 担当課長(医療連携に係る特命事項の処理)

①医療連携に係る特命事項の処理

#### 生活衛生部

#### 環境薬務課

①斎場の整備②献血の推進③局長の指定する環境薬務④八事霊園・斎場管理事務所⑤第二斎場及び南陽交流プラザ⑥部内他課公所の主管に属しないこと

#### 担当課長(八事斎場再整備)

①八事斎場の再整備

#### 担当課長(旅館業等の許可指導に係る企画調整)

①旅館業等の許可指導に係る企画調整

#### 食品衛生課

①局長の指定する食品衛生及び食品表示②食鳥肉等の衛生③と畜場④動物の愛護⑤食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所

#### 担当課長(動物愛護管理·検査業務管理)

①動物の愛護等

#### 保健所

#### 健 康 部

#### 保健医療課

強化に係る調整®保健所長の指定する救急対策等∞他部課並びに保健センター及び感染症対策・調査センターの 主管に属しないこと

#### 担当課長(医務指導)

①保健事業に係る医学的指導②保健所長の指定する保健事業の総括③保健所長の指定する感染症対策に係る他局室及び関係機関との調整④医療の安全確保

### 担当部長(健康危機管理対応力強化に係る総合調整)

①健康危機管理対応力の強化に係る総合調整

#### 担当課長(災害医療・健康危機管理対応力強化に係る調整)

①災害医療・健康危機管理対応力の強化に係る調整

#### 担当部長(健康危機管理)

①保健所長の指定する健康危機管理

#### 担当課長(健康危機管理)(5)

①保健所長の指定する健康危機管理

#### 担当課長(救急対策等)

①保健所長の指定する救急対策等②保健所長の指定する感染症対策に係る他局室との調整

#### 感染症対策課

①感染症の予防及び医療に係る企画及び調整②感染症予防協議会及び感染症診查協議会③予防接種(法令で定めるものに限る。)に係る企画及び調整④試験検査業務の連絡調整⑤特定感染症等の対策⑥保健所長の指定する感染症予防⑦新興再興感染症対応力強化に係る調整

#### 担当課長(予防接種)

①予防接種(法令で定めるものに限る。)に係る企画及び調整

#### 担当課長(新興再興感染症対応力強化に係る調整)(2)

①新興再興感染症対応力強化に係る調整

#### 健康増進課

①保健所長の指定する健康の増進②歯科口腔保健に係る企画及び調整③受動喫煙対策に係る立入検査及び指導等 ④保健師の業務に係る企画及び調整⑤難病患者の保健に係る企画及び調整⑥医療社会事業に係る企画及び調整⑦ 食品表示法による食品表示(食品衛生検査所、食肉衛生検査所、保健管理課、健康安全課及び保健予防課の主管 に属するものを除く。)⑧精神保健に係る企画及び調整

#### 担当課長(公衆衛生看護)

①保健師の業務に係る企画及び調整②難病患者の保健に係る企画及び調整③医療社会事業に係る企画及び調整

#### 担当課長(精神保健・いのちの支援)

#### 生活衛生部

#### 環境薬務課

①公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に係る事務の企画及び調整②住宅宿泊事業に係る企画及び調整③温泉の利用に係る企画及び調整④ねずみ及び昆虫等の防除に係る企画及び調整⑤井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に係る企画及び調整⑥浄化槽に係る企画及び調整⑦建築物における衛生的環境の確保に係る企画及び調整⑧墓地、納骨堂及び火葬場に係る企画及び調整等⑨有害物質を含有する家庭用品の規制に係る企画及び調整⑩薬局及び医薬品の販売業に係る企画及び調整⑪医療機器の販売業及び貸与業に係る企画及び調整⑪毒物及び劇物の販売業に係る企画及び調整⑪特定毒物研究者及び業務上取扱者⑭部内他課並びに食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所の主管に属しないこと

#### 食品衛生課

①食品衛生に係る企画及び調整②食中毒に係る総括③食品衛生に係る苦情処理の総括①営業許可及び営業届出制度等に係る企画及び調整⑤食の安全・安心に係る施策の総合的な推進⑥食品表示に係る企画及び調整⑦食に係る事件及び事故の総括⑧食の安全確保のための輸入食品、化学物質等の検査に係る企画及び調整⑨食品の収去等に係る業務管理⑩乳肉及び水産食品の衛生に係る企画及び調整⑪狂犬病予防に係る企画及び調整⑫化製場等の衛生に係る企画及び調整⑪入獣共通感染症に係る企画及び調整⑪和物の管理に係る企画及び調整⑫化製場等の衛生に係る企画及び調整⑩入獣共通感染症に係る企画及び調整⑩動物の管理に係る企画及び調整⑩

#### 担当課長(動物愛護管理·検査業務管理)

①動物の管理に係る企画及び調整②狂犬病予防に係る企画及び調整③化製場等の衛生に係る企画及び調整④人獣 共通感染症に係る企画及び調整⑤食品の収去等に係る業務管理

#### 子育て支援部

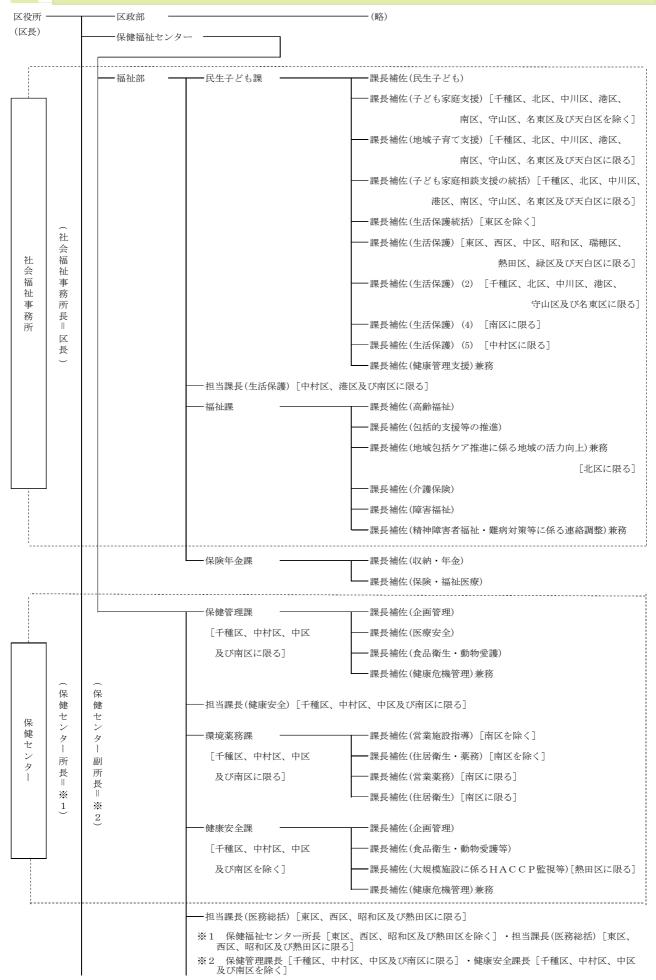
#### 子育て支援課

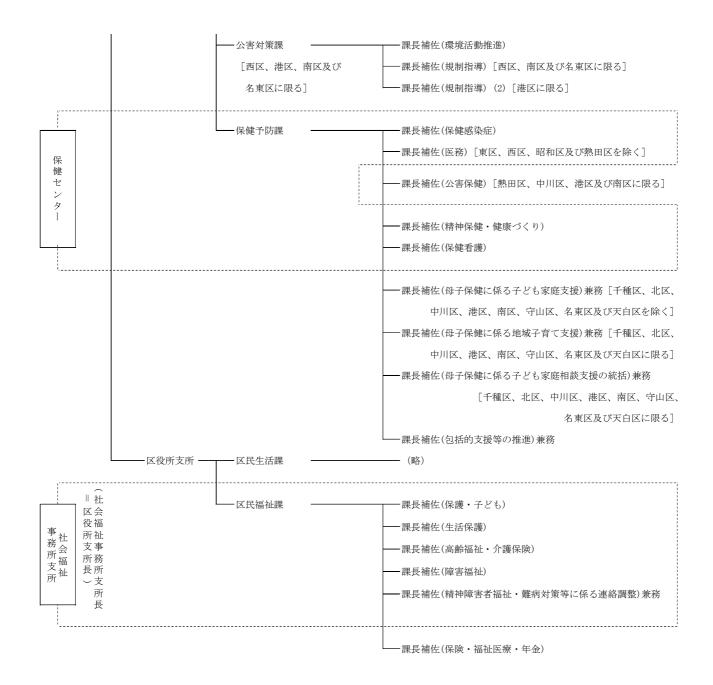
①身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整②栄養の改善指導に係る企画及び調整

#### 担当課長 (母子保健)

①保健所長の指定する身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整②保健所長の指定する栄養の改善指導に係る 企画及び調整

## 3-3 区役所(社会福祉事務所・保健センター)組織図





## 3-4 区役所(社会福祉事務所・保健センター)事務分掌

保健福祉センター 福祉部 (注1)

#### 民生子ども課

#### 担当課長(生活保護)(中村区、港区及び南区に限る。)

①区長の指定する区域(以下担当課長(生活保護)の項において「指定区域」という。)内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止②指定区域内の要保護者の更生指導③指定区域内の生活保護法の医療券及び介護券の交付④指定区域内の生活保護法による費用の返還及び徴収

#### 福祉課

①障害福祉事務専用区長印の管守②老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止③敬老事業その他 高齢者の福祉(後期高齢者医療の実施に係るものを除く。)④地域包括ケアの推進⑤要介護認定等の申請の 相談及び受付⑥介護認定審査会の審査部会⑦居宅サービス計画及び介護予防サービス計画⑧介護保険被保 険者資格及び被保険者証⑨介護保険料の賦課徴収(特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び 過誤納金の還付の事務を除く。) ⑩介護保険の保険給付、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介 護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費(介護保険法により指定する事業者、介護保 険施設及び指定特別給付事業者への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務⑪住 宅改修支援事業費の支給⑫その他介護保険実施のための事務(介護保険法により指定する事業者、特定福 祉用具の販売及び住宅改修を行う者、介護保険施設並びに指定特別給付事業者に対する報告の命令等並び に保険給付に係る損害賠償の請求を除く。) ⑬障害者及び障害児の福祉⑭難病対策 (健康福祉局の主管に属 するものを除く。)⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の 支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定(障害支援区分 の認定に係る訪問調査の委託に係るものを除く。) ⑥障害支援区分認定等審査会の審査部会⑥障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(指定事業者等、指定相談支援事業 者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務19その 他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務(指定事業者等、指定相談支 援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。)⑪小児慢性特定疾病医療の実施のための 事務 (子ども青少年局の主管に属するものを除く。) ⑳児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決

定及び障害児入所給付費の入所給付決定②児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務②特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条による福祉手当を含む。)の認定、支給の制限及び届出等の受理③心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由②戦傷病者、戦没者遺族等の援護②引揚者、未帰還者留守家族等の援護

#### 保険年金課(注2)

①国民健康保険被保険者資格及び資格確認書等②国民健康保険の金銭給付及び同保険の給付の資格審査 ③国民健康保険料の賦課徴収④その他国民健康保険実施のための事務(保険給付に係る損害賠償の請求、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者への支払及び柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術に係る療養費の支給の事務を除く。)⑤国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び諸届出の受付及び審査⑥その他国民年金実施のための事務⑦後期高齢者医療保険料の徴収(特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。)⑧後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付並びに資格確認書等の引渡し及び返還の受付⑨その他後期高齢者医療の実施のための事務⑩障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成対象者の資格及び医療証⑪障害者医療費等の助成対象者への支払

- (注1) 社会福祉事務所の所長は、区長の職にある者を、補助組織は、区役所の保健福祉センター福祉部(保険年金 課を除く。) をもって充てる。
- (注2) 保険年金課の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行するものとする。 ただし、当該保険年金課に区間異動(転入)に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の変更の届出をしよう とする被保険者の従前の住所地の区長の権限に属するものに限る。

①区間異動(転出)に係る国民健康保険の変更届の受理並びにこれに伴う被保険者証の回収又は記載事項の変更及び保険料の賦課(当該世帯に属する被保険者全員が区間異動(転出)した場合に限る。)②区間異動(転出)に係る後期高齢者医療の変更届の受付及びこれに伴う被保険者証の返還の受付

#### 保健管理課(千種区、中村区、中区及び南区に限る。)(注3)

①保健福祉センター(福祉部を除く。)に係る文書及び公印(公害対策事務専用市長印を除く。)の管守並びに物品等の管理②保健センターに係る庁舎の管理③保健環境委員及び区保健環境委員会④衛生諸団体⑤区長の指定する健康危機管理⑥区長の指定する医療の安全⑦区長の指定する食品衛生及び食品表示⑧動物の愛護⑨大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止(悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。)(南区を除く。)⑩特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定(南区を除く。)⑪公害発生状況の巡回監視(南区を除く。)⑫公害の苦情処理等(南区を除く。)③地域環境審議会の運営(南区を除く。)⑭調査請求の処理(南区を除く。)⑤地域における環境教育の推進(南区を除く。)⑥保健福祉センター(福祉部を除く。)内他課の主管に属しないこと

#### 担当課長(健康安全)(千種区、中村区、中区及び南区に限る。)

①区長の指定する健康危機管理②動物の愛護

#### 環境薬務課 (千種区、中村区、中区及び南区に限る。) (注4)

①区長の指定する営業施設の指導②献血の推進③区長の指定する住居の衛生

健康安全課 (千種区、中村区、中区及び南区を除く。) (注5)

#### 担当課長(医務総括)(東区、西区、昭和区及び熱田区に限る。)

①区長の指定する医務の総括

#### 公害対策課(西区、港区、南区及び名東区に限る。)(注6)

①公害対策事務専用市長印の管守②大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止(悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。)③特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定④公害発生状況の巡回監視⑤公害の苦情処理等⑥地域環境審議会の運営⑦調査請求の処理⑧地域における環境教育の推進

#### 保健予防課

①母子保健(健康福祉局の主管に属するものを除く。)②療育等の医療給付③予防接種(法令に定めるものを除く。)④公害保健⑤成人保健及び健康づくり事業⑥地域包括ケアの推進(福祉課の主管に属するものを除く。)⑦介護予防(福祉課の主管に属するものを除く。)⑧助産師及び看護師の業務⑨区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体⑩子育て総合相談窓口

(注3) 次表の左欄に掲げる区の保健管理課の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左 欄	中欄	右欄
千 種 区	昭和区、瑞穂区及び名東区	区長の指定する医療の安全
中 村 区	西区、熱田区及び中川区	
中 区	東区、北区及び守山区	
南区	港区、緑区及び天白区	

(注4) 次表の左欄に掲げる区の環境薬務課の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左		欄	中	欄	右欄
千	種	区	昭和区、瑞	穂区及び名東区	①区長の指定する営業施設の指導②献血の推進
中	村	区	西区、熱田区及び中川区		③区長の指定する住居の衛生
中		区	東区、北区及び守山区		
南		区	港区、緑区	及び天白区	

(注5) 次表の左欄に掲げる区の健康安全課の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左欄	中欄	右欄
	千種区、東区、北区、西区、中村区、中	区長の指定する食品衛生及び食品
熱田区	区、昭和区、瑞穂区、中川区、港区、南	表示のうち広域的又は専門的であ
	区、守山区、緑区、名東区及び天白区	るとして市長が指定した事務

(注6) 次表の左欄に掲げる区の公害対策課の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左	欄	中欄	右欄
<del></del>	IJ,	東区、北区、中村区及び中	①大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及
西	<u>X</u>	区	び悪臭の防止 (悪臭の防止に係る住居等の堆積物
)# <del>:</del>	<u> </u>		による不良な状態の解消に係る指導を含む。)②
港	区	熱田区及び中川区	特定工場における公害防止組織並びに公害防止
+	<del></del>	T出生に ショウファッテカウ	協定及び環境保全協定③公害発生状況の巡回監
南区		瑞穂区、緑区及び天白区 	視④公害の苦情処理等⑤地域環境審議会の運営
h =	1 1	千種区、昭和区及び守山区	⑥調査請求の処理⑦地域における環境教育の推
名	東 区		進

#### 保健センター

#### 保健管理課(千種、中村、中及び南の保健センターに限る。) (注7)

①地域保健に係る企画及び調整②保健センターに係る文書及び公印(環境薬務事務専用市長印を除く。)の管守並びに物品等の管理③健康危機管理の総括④地域保健に関する情報の運用及び管理⑤地域保健に関する思想の普及及び向上⑥地域保健に関する広報活動⑦人口動態統計、保健統計及び地域分析⑧病院の検査指導⑨診療所及び助産所⑩衛生検査所⑪あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所⑫歯科技工所⑬浸水時の消毒(感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。)⑭食品衛生営業の許可その他食品衛生⑬食品表示法による食品表示(健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。)⑯狂犬病予防注射済票の交付等⑰化製場等からの報告の徴収等®人獣共通感染症に係る調査⑨動物の所有者からの報告の徴収等⑩保健センター内他課の主管に属しないこと

#### 担当課長(健康安全)(千種、中村、中及び南の保健センターに限る。)

①健康危機管理の総括②食品衛生営業の許可その他食品衛生③食品表示法による食品表示(健康増進課、 食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。)④狂犬病予防注射済票の交付等⑤化製場等からの報告の徴収等⑥人獣共通感染症に係る調査⑦動物の所有者からの報告の徴収等

#### 環境薬務課(千種、中村、中及び南の保健センターに限る。)(注8)

①環境薬務事務専用市長印の管守②公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所③住宅宿泊事業④温泉の利用⑤有害物質を含有する家庭用品の規制⑥薬局及び医薬品の販売業⑦医療機器の販売業及び貸与業⑧毒物及び劇物の販売業⑨ねずみ及び昆虫等の防除(これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。)⑩井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導⑪消毒(感染症対策・調査センター及び保健管理課の主管に属するものを除く。)⑪浄化槽⑬建築物における衛生的環境の確保⑭墓地、納骨堂及び火葬場

健康安全課(千種、中村、中及び南の保健センターを除く。)(注9)

①地域保健に係る企画及び調整②保健センターに係る文書及び公印の管守並びに物品等の管理③保健セン ター分室における業務の管理(北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。) ④健康危機管理の 総括⑤地域保健に関する情報の運用及び管理⑥地域保健に関する思想の普及及び向上⑦地域保健に関する 広報活動®人口動態統計、保健統計及び地域分析の病院の検査指導⑩診療所及び助産所⑪衛生検査所⑪あ ん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所33歯科技工所40食品衛生営業の許可そ の他食品衛生⑮食品表示法による食品表示(健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防 課の主管に属するものを除く。)⑯狂犬病予防注射済票の交付等⑰化製場等からの報告の徴収等⑱人獣共通 感染症に係る調査⑩動物の所有者からの報告の徴収等⑩公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びク リーニング所②住宅宿泊事業②温泉の利用③有害物質を含有する家庭用品の規制④薬局及び医薬品の販売 業ោ医療機器の販売業及び貸与業溜毒物及び劇物の販売業②ねずみ及び昆虫等の防除(これに係る住居等 の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。) 28井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導29消 毒 (感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。) ⑩浄化槽⑪建築物における衛生的環境の確保 ③②墓地、納骨堂及び火葬場③3保健センター内他課の主管に属しないこと④住居の衛生に係る相談等⑤改葬 許可逾大規模施設に係る食品衛生管理(熱田の保健センターに限る。) ③食品衛生自主管理認定施設の認定 審査 (熱田の保健センターに限る。) 38食品衛生及び食品表示法による食品表示に関する事項のうち、広域 的又は専門的であるとして市長が指定した監視指導に係る事務(熱田の保健センターに限る。)

#### 保健予防課

①精神保健②身体障害児の療育指導等③歯科口腔保健④栄養の改善指導⑤保健所長の指定する食品表示法による食品表示⑥感染症の予防⑦感染症診査協議会結核部会(千種、中村、中及び南の保健センターに限る。)⑧結核患者等の医療費公費負担⑨予防接種(法令に定めるものに限る。)⑩医療社会事業⑪難病患者の保健⑫衛生上の試験及び検査⑬レントゲン撮影(千種、中村、中及び南の保健センターに限る。)⑭保健師の業務⑤衛生教育⑯医務(東、西、昭和及び熱田の保健センターを除く。)

(注7) 次表の左欄に掲げる区の保健センター保健管理課の職員は、同表の中欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左 欄	中欄	右欄
千 種 区	昭和区、瑞穂区及び名東区	①病院の検査指導②診療所及び助産所③衛生検
中 村 区	西区、熱田区及び中川区	査所④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう
中 区	東区、北区及び守山区	師、柔道整復師等の施術所 5 歯科技工所
南区	港区、緑区及び天白区	

(注8) 次表の左欄に掲げる区の保健センター環境薬務課の職員は、同表の中欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務(浸水時の消毒(感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。)を除く。)を補助執行するものとする。

左		欄	中	欄	右欄
					①公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリ
千	種	区	昭和区、瑞穂区及び	洺東区	ーニング所②住宅宿泊事業③温泉の利用④有害物質を
					含有する家庭用品の規制⑤薬局及び医薬品の販売業⑥
   	村	IX.	西区、熱田区及び中		医療機器の販売業及び貸与業で毒物及び劇物の販売業
	\ld 1			7112	⑧ねずみ及び昆虫等の防除(これに係る住居等の堆積
					物による不良な状態の解消に係る指導を含む。) ⑨井
中	区	区 東区、北区及び守山区	水、上下水道、プール等の環境の衛生指導⑩消毒(感染		

			症対策・調査センターの主管に属するものを除く。)①
南	区	港区、緑区及び天白区	浄化槽型建築物における衛生的環境の確保③墓地、納
			骨堂及び火葬場

(注9) 次表の左欄に掲げる区の保健センター健康安全課の職員は、同表の中欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左	欄	中欄	右欄					
		千種区、東区、北区、西区、中	①食品衛生営業の許可その他食品衛生②食品表示法によ					
劫	熱田区	村区、中区、昭和区、瑞穂区、	る食品表示(健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検					
烈		中川区、港区、南区、守山区、		査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。)のうち				
		緑区、名東区及び天白区	広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務					

#### 支所 (健康福祉局関連抜粋)

#### 区民福祉課(注10)

①社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印の管守②統計及び諸報告③児童及びひとり親家庭等の 福祉④子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の申請等の受付⑤児童福 祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除⑥児竜福祉法による保育所、認定こど も園又は家庭的保育事業等の利用についての調整に係る申込みの受付の子ども家庭相談及び児童虐待防止 (児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。) ⑧配偶者等からの 暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助⑨児童手当の請求及び届出の受付(名古屋市職 員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。)⑩児童扶 養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理印母子福祉資金、父子福祉資金及び寡 婦福祉資金の貸付及び償還⑫ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等 の受理③生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止④要保護者の更生指導⑤生活保護法の医療券 及び介護券の交付⑩生活保護法による費用の返還及び徴収⑪老人福祉法による措置の開始、変更、停止又 は廃止⑱敬老事業その他高齢者の福祉(後期高齢者医療の実施に係るものを除く。)⑩地域包括ケアの推進 ⑳要介護認定等の申請の相談及び受付㉑居宅サービス計画及び介護予防サービス計画㉑介護保険第三者の 行為による給付事由届の相談及び受付23介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並 びに受給資格証明書20介護保険の被保険者証の交付及び回収の高額介護サービス費、高額医療合算介護サ ービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の申請(介護保険施設への支払 に係るものを除く。)の受付及び支払⑩介護保険の第1号事業支給費(介護保険法により指定する事業者へ の支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払の居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護 予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費の申請の受付及び支払20分護保険の負担限度額並びに認知症 対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び 認定証の交付29介護保険料の減免の申請の受付及び決定30その他介護保険事務のうち区長の指定する事項 ③〕障害者及び障害児の福祉②成年後見制度の利用支援(審判請求の実施に係るものに限る。)③3難病対策(健 康福祉局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。) ⑩障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給 付決定及び自立支援医療費の支給認定(障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健福祉センター に係るものを除く。) ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付 (指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。) の申請の受 付及び支払その他の給付事務(保健福祉センターに係るものを除く。) ふその他障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律に係る事務(指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医

療機関への支払に係るものを除く。)(保健福祉センターに係るものを除く。)、鄧小児慢性特定疾病医療の実 施のための事務 (子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。) 38児童福 祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定(保健福祉センターに係るものを除く。)及び障害児入所給 付費の入所給付決定39児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給 付費等の支給(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発 達支援医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務(保健福祉センター に係るものを除く。)⑩特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉 手当及び特別障害者手当(国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60 年法律第34号) 附則第97条によ る福祉手当を含む。)の認定、支給の制限及び届出等の受理⑪心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及 び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由⑫精神障害者福 祉及び難病対策等に係る連絡調整③国民健康保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査④ 国民健康保険の資格確認書等の交付及ひ回収⑥国民健康保険の療養費その他の金銭給付の申請の受付及び 支払⑥国民健康保険料の減額賦課及び減免の申請の受付並びに決定の国民健康保険の一部負担金に係る減 免⑱国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び届出の受付⑩その他国民健康 保険事務及び国民年金事務のうち区長の指定する事項⑩後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る 申請及び届出の受付の後期高齢者医療の資格確認書等の引渡し及び返還の受付図その他後期高齢者医療 の実施のための事務のうち区長の指定する事項ြの障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費 (以下「障害者医療費等」という。) の助成対象者の資格の取得その他に係る届出の受付、審査及ひ認定並 びに資格の確認の障害者医療費等医療証の交付及び回収の障害者医療費等の支給申請の受付及び支払

(注10) 所長及び区民福祉課の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、当該支所に区間異動(転入)に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の変更の届出をしようとする被保険者の従前の住所地の区長の権限に属するものに限る。

①区間異動(転出)に係る国民健康保険の変更届の受理並びにこれに伴う資格確認書等の回収又は記載事項の変更及び保険料の賦課(当該世帯に属する被保険者全員が区間異動(転出)した場合に限る。)②区間異動(転出)に係る後期高齢者医療の変更届の受付及びこれに伴う資格確認書等の返還の受付

# 3-5 附属機関

名称	事項	委員人員	任期	主	管	課
名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会	健康福祉局所管の施設にかかる指定 管理者の候補者の選定に関する事項 について調査審議		1年	総	務	課
名古屋市社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議	50 人以内	3年	監	查	課
名 古 屋 市 災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支 給に関する事項の調査審議	7人以内	3年	監	查	課
名 古 屋 市高齢者施策推進協議会	高齢者施策の総合的な推進と介護保 険事業の円滑な実施に関する調査審 議		3年	高歯	令 福	祉 課
名古屋市民生委員推薦会	民生委員の委嘱を受ける者の推薦に 関する事務	14 人以内	3年	地域	共生	推進課
名古屋市地域密着型サービス等 及び地域包括支援センター 運 営 協 議 会	地域密着型サービス、地域密着型介護 予防サービス及び介護予防支援並び に地域包括支援センターの設置及び 運営についての調査審議	19 人以内	3年			祉 課 険 課
名古屋市介護認定審査会	要支援認定又は要介護認定に係る審査及び判定	636 人以内	3年	介護	養 保	険 課
名 古 屋 市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送に係る自家用有償旅客 運送の登録を申請する場合における 運送の必要性、旅客から収受する対価 に関する事項の審議	19人以内	2年	介詢	養 保	険 課
名 古 屋 市障害者施策推進協議会		1 20 人以内	2年	障割	手 企	画課
名 古 屋 市 精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議	20 人以内	3年	健身	₹増	進 課
名古屋市精神医療審査会	精神科病院に入院中の者についての 入院の必要性、入院患者又は家族等からの退院請求及び処遇改善請求に関 する事務	25 人	2年	精神セ		<b>建福祉</b> タ ー
名 古 屋 市 透 析 療 法 審 査 委 員 会	更生医療としての人工透析療法の要 否判定についての調査審議	6人以内	2年	障害	系企	画課

名称	事項	委員人員	任期	主管課
名 古 屋 市 障害者差別解消調整委員会	障害者差別相談に係る事案の解 図るための助言又はあっせん	決を 6人	2年	障害企画課
名 古 屋 市 障害支援区分認定等審査会	障害支援区分に係る審査及び判定 護給付費等の支給要否決定に係 見の陳述		3年	障害者支援課
名 古 屋 市 国民健康保険運営協議会	本市の国民健康保険事業の運営する重要事項の審議	:に関 21人	3年	保険年金課
名 古 屋 市 保健所運営協議会	保健所所管区域内の地域保健及 健所の運営に関する事項の審議	30 人以内	2年	保健医療課
名 古 屋 市 感染症予防協議会	感染症の発生予防及びまん延防 びに医療の提供のための施策の 審議		2年	感染症対策課
名 古 屋 市 感染症診査協議会	感染症患者の就業制限、入院勧告 関する事項の審議	35 人以内	2年	感染症対策課
名 古 屋 市 予防接種健康被害調査委員会	本市が行う予防接種に起因する 被害等に関する事項の調査審議	健康 8人以内	2年	感染症対策課
名古屋市衛生研究所等 疫 学 倫 理 審 査 委 員 会	衛生研究所等が行う疫学研究に る事項の調査審議	5人	2年	衛生研究所
名 古 屋 市 指 定 難 病 審 査 会	指定難病の患者に対する特定医の支給認定に関する事項の審査	20 人以内	2年	障害企画課
名 古 屋 市 食の安全・安心推進会議	食の安全・安心の確保のための施 よび関係者間の相互理解に関す 項の協議	-, -	2年	食品衛生課
名 古 屋 市 人とペットの共生推進協議会	人とペットの共生に向けた施策 する事項の調査審議	20 人以内	2年	食品衛生課

第4章 分 野 別 施 策

## 4-1 地域共生社会の推進



## (1) 地域福祉

名古屋市では、地域共生社会の実現のため、「なごやか地域福祉2029」 及び「第2期名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、地域福祉の推進に努めています。

地域福祉推進のためには、市や社会福祉協議会等による各種福祉サービスとともに、市民のみなさんの自主的な参加による地域福祉活動が重要となります。



地域住民によるふれあい交流活動

#### 1. なごやか地域福祉2029 (第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画)

地域共生社会の実現のため、地域の福祉課題や生活課題を明らかにし、名古屋市における地域福祉の取り組むべき方向性を示すため、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として策定しました。

この計画は、市の「地域福祉計画」と、名古屋市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」を一体的に策定しており、 市・区社会福祉協議会とともに「なごやか地域福祉2029」を推進しています。

#### 2. 第2期名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画

支援を必要とする人を誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として策定しました。

重層的支援体制整備事業においては、各相談支援機関が関係機関と連携して包括的相談支援を行うとともに、区ごとに設置した包括的相談支援チームが、多機関協働の支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施しています。

#### 3. 孤独·孤立対策事業

孤独・孤立対策推進法に基づき、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えている、又は社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている状態の方が相談窓口や支援事業の情報を得やすくするため、ポータルサイトを活用した周知や講演会開催などの啓発を実施しています。また、官と民と地域の連携を推進するため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置しています。

#### 4. ひきこもり支援事業

(1) ひきこもり地域支援センターの設置

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を市内 2 カ所に設置し、 ひきこもり支援コーディネーターを配置してひきこもり支援を推進しています。

ア 相談支援事業

ひきこもりに関する面接相談、電話相談、訪問相談及びLINE 相談を実施します。

イ 居場所づくり事業

ひきこもり本人が社会参加をするための第一歩となる居場所を設置します。

ウ ひきこもり関係機関連絡会議

ひきこもり支援を行う団体・機関等と行政機関との連携を図り、各団体・機関同士の情報交換・交流を図る ため、連絡会を開催します。

工 普及啓発

ひきこもりへの理解を促進するため、ひきこもりの支援者を対象としたセミナーの実施、情報誌の作成・発

行をします。

#### 才 家族支援

ひきこもり家族教室やひきこもりを考える家族のつどいを開催しています。

カ ひきこもり支援サポーター養成研修・派遣事業

地域でひきこもり本人や家族に対する支援の輪を広げることを目的としたひきこもり支援サポーターを養成し、家族のつどいなどに派遣します。

(2) ひきこもり支援方針の推進

令和6年度に策定したひきこもり支援方針の内容に沿い、必要な施策について検討します。

(3) ひきこもり支援に関する情報発信及び支援につながる環境づくり

様々な機会を捉えた相談窓口の周知を行うとともに、ポータルサイト・メタバースを活用した支援情報の発信や居場所の設置を行い、ひきこもり本人や家族等が支援につながる環境づくりを推進します。

#### 5. ワークダイバーシティモデル事業

働きづらさを抱えている方を対象に障害者就労支援事業所を活用した就労支援を実施する市内事業者に対して、 事業費の一部を助成しています。

#### 6. 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法の定めるところにより、名古屋市長の推薦に基づいて厚生労働大臣から委嘱されます。 また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。民生委員・児童委員は、給与は支給されず、社会奉仕の精神 をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

介護を必要とする高齢者の問題、子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくり、障害者福祉の向上などますます多様化する福祉ニーズに対し、民生委員・児童委員は、地域住民の福祉活動の推進役としての活躍が期待されています。

#### (1) 職務

民生委員法に定められた調査活動、要援助者の相談・援助、社会福祉施設との連携及び支援、関係行政機関の業務に対する協力、必要に応じた援助活動とともに、ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動の推進、その他自主的な地域福祉活動を行っています。

#### (2) 委嘱

地域住民の信望があり、社会福祉の増進に熱意をもつなどの資格要件を満たし、それぞれの地域から推薦された人が委嘱されます。

(3) 任期

3年

(4) 定数

本市では、一般の区域を担当する民生委員・児童委員が3,898名、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が583名となっており、これらの方々が、小学校区を単位とした267の民生委員児童委員協議会に組織され、活動しています。

#### 7. 総合社会福祉会館

社会福祉活動の振興と市民福祉の向上を図ることを目的として設置し、社会福祉関係者をはじめ広く市民のみなさんに利用していただく施設です。

管理・運営は名古屋市社会福祉協議会が行っており、次のような事業が実施されています。

① 福祉のひろば

障害者の授産製品の展示、ボランティア・市民活動情報コーナーの設置など

- ② 相談事業
  - 福祉に関する各種相談
- ③ 福祉図書室・情報閲覧コーナー 福祉関係の図書・資料の閲覧及び一部貸出し
- ④ ボランティアセンター ボランティアに関する相談、登録、派遣調整、ボランティア保険の受付け
- ⑤ トレーニングルーム 発達援助指導、おもちゃ図書館の開設など
- ⑥ その他

大・中・小会議室、研修室、和室の利用の受付け(福祉目的の利用は無料です)

#### 8. 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、社会福祉関係者などによって組織された民間が主体の社会福祉推進団体で、福祉啓発、ボランティア活動の振興、在宅福祉サービスなど地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本市では、名古屋市社会福祉協議会が総合社会福祉会館に、区社会福祉協議会が各区に設置されています。

名古屋市社会福祉協議会では、福祉基金事業(37 頁参照)の他、障害者・認知症高齢者権利擁護事業、成年後見あんしんセンター事業、高齢者虐待相談センター事業、障害者虐待相談センター事業、高齢者はつらつ長寿推進事業、いきいき支援センター事業などを実施しています。また、ホームヘルプサービス事業(訪問介護事業)としての「なごやかヘルプ事業」、ケアマネジャーによる居宅介護支援事業を実施しています。その他社会福祉施設職員の研修事業に取組むなど幅広い事業を展開しています。なお、現在、各区の社会福祉協議会が設置・運営主体となって在宅サービスの提供と地域福祉活動の推進の拠点である在宅サービスセンターを、各区に1ヶ所ずつ開設しています。

#### ▶ 市社会福祉協議会の主な事業内容

- ① 区社会福祉協議会の活動支援
- ② 社会福祉の啓発
- ③ 地域福祉活動の振興
  - ア地域福祉推進協議会事業
  - イ ふれあいネットワーク活動の推進
  - ウ ふれあい給食サービス事業
  - エ ふれあいいきいきサロン活動の推進
- ④ ボランティア活動の振興
  - ア ボランティアセンターの運営
  - イ 区社会福祉協議会ボランティアセンターの支援
  - ウ ボランティア組織化の促進
- ⑤ 福祉基金事業
- ⑥ 障害者·認知症高齢者権利擁護事業
- (7) 成年後見あんしんセンター事業
- ⑧ 法人後見センター事業
- ⑨ 高齢者虐待相談センター事業
- ⑩ 障害者虐待相談センター事業
- ① 障害者差別相談センター事業
- (12) 高齢者はつらつ長寿推進事業
- (3) 居宅介護支援事業

#### 北区総合庁舎

	がつり	, H
7 F	総合	⑥会議室・研修室・和室
6 F	社会福祉	⑤トレーニングルーム ④ボランティアセンター
5 F	会館	<ul><li>③福祉図書室・情報閲覧コーナー</li><li>②相談室</li><li>①福祉のひろば</li><li>事務室(市社協・福祉団体)</li></ul>
4 F	保赁	<b></b>
3 F	区役	所(社会福祉事務所)

- 個 なごやかヘルプ事業
- 15 いきいき支援センター事業の運営
- (16) 重層的支援体制整備事業の運営
- ① 認知症相談支援センター運営事業
- 18 社会福祉施設の連携強化、職員研修事業
- 19 障害者雇用支援センター事業
- ② 鯱城学園の管理・経営
- ②1) 総合社会福祉会館の管理・経営
- ② とだがわこどもランドの管理・経営

### 9. 福祉基金(地域福祉推進・子育て支援基金)

昭和56年10月の設置以来、寄附金(チャリティの益金や冠婚葬祭のお返しの一部など)を積み立て、その果実は福祉意識の啓発やボランティア活動の振興、地域福祉事業の推進など、ぬくもりのある福祉風土をつくりあげていくための事業に使われています。

#### 10. 共同募金

昭和22年10月以来、毎年赤い羽根共同募金運動が全国的に展開されています。

市及び各区の共同募金委員会により、街頭、戸別募金や歳末たすけあい募金活動を実施しています。この募金は、民間社会福祉施設の建物整備や備品の購入、社会福祉協議会を中心とした地域での福祉活動に対する助成、歳末における福祉施設やボランティア団体への支援・援助などに使われています。

# ● (2) 生活困窮者の自立支援

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の自立の促進を図るため、本市では、生活困窮者に対する自立の支援に関する必要な事業を実施しています。

## 1. 生活困窮者自立支援制度の概要

事業名	事業内容
自立相談支援事業	<ul><li>○ 生活困窮者及びその家族、その他の関係者からの相談に包括的に対応するとともに、 その自立に向けて、アセスメントを行い、プランを作成し支援を実施。</li></ul>
住居確保給付金	○ 離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付するほか、収入が著しく減少した者であって、所得等が一定水準以下で家計改善のため転居の必要性が認められるものに対し、転居にかかる費用の一部を給付。
就労準備支援事業	○ すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施。
就労訓練事業	○ すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対して、支援付きの就労・作業などの場(本市から認定を受けた企業や事務所が行う就労訓練)の利用に向けた支援を実施。
居住支援事業	○ 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間(3 か月を想定)内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
家計改善支援事業	○ 家計に課題を抱える生活困窮者に対して、家計簿の作成等の家計に関するきめの細かい、相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせんや公的給付の利用支援等を実施。
子どもの学習・生活支援事業	○ 生活保護世帯を含む生活困窮家庭の子どもに対して、高校進学に向けた支援や居場 所づくりなどを行う学習支援事業を実施。
その他生活困窮者の自立の 促進を図るために必要な事業	○ 上記のほか、地域の実情に応じ、生活困窮者の自立に必要な取組みを実施。

### 2. 仕事・暮らし自立サポートセンターの設置

市内3か所(名駅・金山・大曽根)に設置した「仕事・暮らし自立サポートセンター」では、生活 困窮者の相談と各種支援(住居確保給付金の支給、就労準備支援、就労訓練、家計改善支援等)を一 体的に実施しています。

地域の中で生活上の課題を抱えながらも自ら支援を求めることができない方やセンターまで相談に 訪れることができない方など、これまで支援につなげることが難しかった方々を早期に把握し支援に つなげていくために、地域連携・訪問型自立相談支援員を各センターに2名配置して、地域連携の推 進及び訪問相談の充実を図っています。

また、各センターに就労支援推進員1名を配置し、就労訓練事業所の開拓や利用後の事業所へのフォローを行うなど、就労訓練事業の推進を図っています。

# ● (3) 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯及び障害者・高齢者の属する世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、生活福祉資金の貸付制度があります。

次のとおり愛知県社会福祉協議会が資金の貸付けをしています。(申請窓口は区社会福祉協議会)

### 1. 生活福祉資金

貸付対象	(1) (2)	低所得世帯障害者世帯	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から受けることが困難である世帯(市民税非課税程度)身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者[現に障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯を含む。(身体障害者手帳を除く))のいる世帯
	(3)	高齢者世帯	体障害者手帳を除く。)〕のいる世帯 日常生活上、療養または介護を必要とする 65 歳以上の高齢者の属する世帯

### ① 総合支援資金

生計中心者の失業等により日常生活に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。

#### ② 福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)に対し、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用や、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に費用の貸付を行う制度です。

## ③ 教育支援資金

低所得世帯に対し、就学や入学に必要な費用の貸付を行う制度です。

#### ④ 不動產担保型生活資金

### ア 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費の貸付を行う制度です。

### イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続ける事を希望する要保護高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活保護に優先して生活費の貸付を行う制度です。

#### 2. 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者であって、公的給付制度や公的貸付制度による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する資金の貸付を行う制度です。

- ※条件として、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されていること、 貸付を受けようとする者の名義の金融機関口座を有していること、自立相談支援事業(名古屋 市仕事・暮らし自立サポートセンター)を利用していることが必要となります。
- ▶ 取扱窓口 区社会福祉協議会
- ▶ 制度の内容 42 頁(「生活福祉資金 資金別貸付条件」)参照

# 生活福祉資金 資金別貸付条件(令和7年4月現在)

### (1)生活福祉資金

#### ① 総合支援資金

資 金 種 類		貸 付 条 件				
	頁 並 惺 規	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用		最終貸付日 から6月以内		連帯保証	
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (住居確保給付金の対象者)	40万円以内	貸付の日 (生活支援 費と合わせ	据置期間 経過後 10年以内	人あり: 無利子 連帯保証	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	て貸付の場合は、生産 会接費の場 を貸付日) から6月以内	·	人なし: 1.5%	

<sup>※</sup>連帯保証人は原則必要であるが、いない場合も申込可。

※原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援(名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター)を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要。

#### ② 福祉資金

	資 金 種 類	貸	付 条 件		
	資 金 種 類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に 必要であると見込まれる以下に掲げる費用				
	生業を営むために必要な経費	460万円		20年	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年	
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年	連帯保証 人あり:
	障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円		8年	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	貸付の日	10年	
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超え ないときは170万円 1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円	(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	5年	無利子 連帯保証 人なし: 1.5%
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費 (介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するため に必要な経費	介護サービスを受ける 期間が1年を超えない ときは170万円 1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円		5年	
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		7年	
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年	]
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年	

# 生活福祉資金 資金別貸付条件(令和7年4月現在)

緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ① 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ② 火災等被災によって生活費が必要なとき ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ④ 会社から解雇、休業 (事業主都合によるもの)等による収入減のため生活費が必要なとき ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ⑧ その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるときア・事故等により損害を受けた場合による支出増(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る) イ・社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増	10万円以内	貸付の日か ら2月以内	据置期間 経過後 12月以内	無利子
--------	--	--------	----------------	----------------------	-----

※連帯保証人について、福祉費は原則必要であるが、いない場合も申込可。緊急小口資金は不要。

※資金種類によっては、連帯借受人が必要な場合あり。

※原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援(名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター)を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要。

### ③ 教育支援資金

	次 ム 毎 粨	貸 付 条 件				
	資 金 種 類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	
	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に 就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (短大) 月6.5万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認める 場合に限り上限額の 1.5倍の額まで貸付可能		据置期間 経過後 20年以内	無利子	
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校へ の入学に際し必要な経費	50万円以内				

<sup>※</sup>連帯保証人は不要であるが、世帯内に連帯借受人が必要。

#### ④ 不動産担保型生活資金

	4Z = N = Z = 1					
γ/v; Λ. 425 ¥25		貸付条件				
	資 金 種 類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	
	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保 として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70% 程度 ・月30万円以内 ※集合住宅は対象外	契約の		年3%、又 は長期プ ライム	
	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保 として生活資金を貸し付ける資金	<ul><li>・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%)</li><li>・生活扶助額の1.5倍以内</li></ul>	終了後 3月以内	終了時	レートの いずれか 低い利率	

<sup>※</sup>貸付期間は、借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額までに達するまでの期間となる。

#### (2) 臨時特例つなぎ資金

資 金 種 類	貸	付 条 件	
資 金 種 類	貸付限度額	償還期間	貸付利子
住居のない離職者であり、離職者を支援するための公的給付制度(失業等給付、住居確保給付等)及び公的貸付制度(総合支援資金等)の交付を受けるまでの間、当面の生活費を貸し付ける資金	10万円以内	公的給付・貸付金の 交付後 1月以内 (1年以内の月賦も可)	無利子

<sup>※</sup>連帯保証人について、不動産担保型生活資金は推定相続人から選任が必要、要保護不動産担保型生活資金は不要。

# ● (4) 福祉の環境整備

高齢者や障害者をはじめ市民のみなさんが生活しやすく活動しやすい快適な都市環境を築いていくため、「福祉都市環境整備指針一人にやさしいまち名古屋をめざして一」に基づき広く福祉のまちづくりの推進を図っています。



1. 福祉都市環境整備指針

指針では福祉の環境整備の基本的な考え方を明らかにするとともに、福祉的整備や配慮についての技術的基準や 公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった都市施設の整備方針などについて定めています。

(平成3年11月策定、平成15年2月改定、平成29年3月改定、令和4年3月一部改定)

#### 2. 福祉のまちづくり推進会議

都市施設の整備に指針を活かし、福祉的視点に立ったまちづくりを総合的かつ面的に推進していくため「福祉のまちづくり推進会議」を開催し、幅広い見地から専門的な審議を行い指針の進行管理に努めています。

#### 3. バリアフリー法に基づく重点整備地区基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」に基づき、一定の地区を重点整備 地区として定め、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等、高齢者・障害者等が生活上利用する施設やその周辺の道路、 駅前広場などを一体的に整備していくための基本構想を策定しています。

(平成14年度金山駅地区策定、平成15年度名古屋駅地区策定、平成17年度栄・久屋大通駅地区策定、平成20年度大曽根駅地区策定、令和4年度瑞穂公園陸上競技場地区策定)

#### 4. 建築物における福祉環境整備

- (1)「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備計画に対する指導及び助言 多数の市民が日常生活や社会活動に利用する建築物について、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、届出がなされる福祉の整備計画について、指導及び助言を行っています。(住宅都市局にて取扱い)
- (2) やさしさマーク (福祉環境整備に関する標示板) の交付 県条例に定める整備基準以上に整備が進んだ建築物で利用者へのソフト面の配慮を行っている場合に、建築主等 の申請に基づいて交付し、建築物の出入口近くに掲示していただいています。

232 施設(民間建築物)に交付(令和6年度末現在)

#### 5. 公共交通機関における福祉環境整備

高齢者や障害者をはじめだれもが安全で快適に利用できるよう、公共交通機関の福祉環境整備を進めています。

(1) 民間鉄道駅舎へのバリアフリー化設備設置補助

市内の民間鉄道駅のバリアフリー化設備(エレベーター、バリアフリートイレ、転落防止設備等)の設置に対して補助し、公共交通機関の福祉環境整備を広く推進します。(平成26年度より1日の平均乗降者数3,000人以上の駅を対象に事業費の3分の1の補助を開始)

(2) 市営交通機関の福祉環境整備

地下鉄駅へのエレベーター、可動式ホーム柵等の設置や、照明付バス停留所標識の設置等を交通局において進めています。

(3) ユニバーサルデザインタクシーの導入補助

ユニバーサルデザインタクシーの導入に対して補助し、公共交通機関の福祉環境整備を広く推進します。(平成29年度より1台あたり20万円の補助を開始)

### 6. 道路・公園における福祉環境整備

(1) ユニバーサルゾーン

全ての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、より安心・安全で快適なまちづくりをすすめることを目的に、障害者施設等の周辺をユニバーサルゾーンとして設定し、より安全な道路交通環境を整備・維持しています。(令和6年度末現在31地区設定)

(2) 道路・公園の整備

指針に基づいて、高齢者や障害者の利用に配慮した道路・公園の整備を関連の各局において進めています。

### 7. バリアフリー整備相談支援事業

市が行う施設整備に障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者が参画する場を設け、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備に反映させ、誰もが使いやすい施設の整備を進めることにより、バリアフリーのまちづくりにつなげる取組みを行っています。【令和7年度事業開始予定】

# 4-2 高齢者福祉

# (1) 介護保険

わが国では、高齢化の進展に伴い介護を要する高齢者が今後も増加することが見込まれています。介護が必要となっても、能力に応じ自立した日常生活を送ることや尊厳をもって生活することは国民共通の願いですが、介護をする期間の長期化や介護をしている方の高齢化などにより、介護に関する課題は大きくなっていきます。

介護保険制度は、介護を必要とする方の状況や家族の希望 に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に提供し、老後の不安要因 の1つである介護の問題を社会全体で支えることを目的としています。



通所リハビリテーション

#### <介護保険の財源>

#### 在宅サービス

保険料 50%	$\left\{ \left[ \right] \right.$	第1号被保険者(65 歳以上の方)の 保険料 23%				第2号被保険者(40~64 歳の方)の 保険料 27%			
公 費 50%	$\left\{ \left[ \right] \right.$	国 20%		交付金	国の調整 交付金 都道府県 12.5% 5%		市町村 12.5%		
・施設等サー	-ビス								
保険料 50%		第1号被保険者 (65歳以上の方) の 保険料 23% 第2号被保険者 (40~6. 保険料 27%			64 歳の方)の				
公 費 50%	$\left\{ \left[ \right. \right.$	国 15%	国の調整 交付金 5%			市町村 12.5%			

### 1. 機関

本市では、区役所福祉課が窓口となり、被保険者資格、要介護・要支援認定、保険料の賦課徴収等の業務を行い、支所区民福祉課においても被保険者資格等の業務を行っています。

要介護・要支援認定については、更新申請の郵送受付や認定通知の発送などの業務を名古屋市介護認定事務センターで集約して行っています。

また、高齢者の方に関する各種相談等に応じる身近な窓口として、市内で29か所のいきいき支援センター(地域包括支援センター)を運営しています。(54頁参照)

### 2. 被保険者

被保険者には、第1号被保険者と第2号被保険者があります。

第1号被保険者	本市に住所を有する 65 歳以上の方
第2号被保険者	本市に住所を有する 40~64 歳の医療保険に加入している方

被保険者証は、第1号被保険者全員と、第2号被保険者のうち被保険者証の交付申請をした方及び 要介護認定等の申請をした方に交付されます。

### 3. 介護サービス・介護予防サービス

(1) 介護サービス・介護予防サービスを利用できる方

介護サービス・介護予防サービスを利用できる方は、要支援・要介護の認定を受けた方です。被保険者の介護が必要な程度を「要支援1」から「要介護5」までの区分で認定します。認定にあたっては、心身の状況等を把握するための面接による調査(認定調査)及び主治の医師の意見(主治医意見書)をもとに、保健、医療、福祉の学識経験者で構成される介護認定審査会において審査判定を行います。

第1号被保険者	介護や支援が必要と認定された方(病気やけがなど介護や支援が必要となった原
	因にかかわらず、介護サービスの対象となります。)
第2号被保険者	脳血管疾患やがん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込
	みがない状態に至ったと判断したものに限る。)など加齢に伴う 16 種類の病気に
	より、介護や支援が必要と認定された方

#### (2) 介護サービス・介護予防サービスの内容

要介護認定を受けた方が利用できる介護サービスには、在宅サービス、地域密着型サービス及び 施設サービスがあり、在宅サービス、地域密着型サービスを利用するには、原則として介護支援専 門員(ケアマネジャー)が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)を必要とします。

また、要支援認定を受けた方は、いきいき支援センター(地域包括支援センター)等で作成する 介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)により、介護予防サービスを利用することができま す。

## ア 在宅サービス

<居宅サービス>

訪 問 介 護	ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、介護や家事の援助をします。
訪問人浴介護       介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問して、入浴の介護をします。
訪     問     看     護       介     護     予     防     訪     問     看     護	医師の指示のもとに、看護師などが居宅を訪問して療養上の世話や診療 の補助を行います。
訪 間 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示のもとに、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、 リハビリテーションを行います。
居 宅 療 養 管 理 指 導介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を します。
通 所 介 護	デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活上の 支援や機能訓練などを行います。(定員 19 人以上)
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所などで、理学療法士や作業療法士など がリハビリテーションを行います。
福祉用具の貸与	福祉用具の貸し出しを行います。 〈対象となる福祉用具〉 <u>車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具(空気マットなど)、体位変換器</u> 、 手すり・スロープ(取付け工事のいらないもの)、歩行器、歩行補助杖、
介護予防福祉用具の貸与	認知症老人徘かい感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置など ※下線の用具は原則要介護2から5までの方が対象です。 ※自動排泄処理装置のうち便が自動的に吸引されるものについては、原則として要介護4・5の方が対象です。 ※スロープ(可搬型のものを除く)、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助 杖(カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る)については、購入することも可能です。

福祉用具購入費の支給	特定福祉用具販売事業者の指定を受けた事業者から福祉用具を購入し   たときに、その費用の一部を支給します。   〈対象となる福祉用具〉
介護予防福祉用具購入費の支給	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具(いす、手 すり、入浴台、すのこ、介助ベルト)、簡易浴槽、移動用リフトのつり
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	A MARINE TO THE CONTROL OF THE TENT OF THE
短期入所療養介護介護予防短期入所療養介護	
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護介護予防特定施設入居者生活介護	

# <その他のサービス>

居	宅	介	護	支	援	介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人の心身状況や家族の希望に 応じた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。 また、サービス事業者や介護保険施設との連絡調整、居宅サービスの給 付管理などを行います。
介	護	予	防	支	援	本人や家族とともに、生活機能の維持・向上の観点から、適切なサービスを利用できるよう介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成します。 また、サービス事業者との連絡調整、介護予防サービスの給付管理などを行います。
住	宅 改	修	費(	の支	給	介護のための小規模な住宅改修について、その費用の一部を支給します。 〈対象となる住宅改修〉 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止などのための床又は通路面の
介言	獲 予 防	住宅	改修	費の支	給	材料の変更、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便器への取り替え、その他付帯工事 ※改修工事の前に区役所福祉課又は支所区民福祉課への申請が必要です。

# イ 地域密着型サービス

定期巡回·随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、介護職員と看護職員が定期的な訪問を行います。 また、通報や電話などにより、随時の対応も行います。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回や通報による訪問介護で、居宅でヘルパーが排せつ などの介護やその他日常生活上の世話を提供します。
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設で、入浴や 食事その他の日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事 その他の日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
小規模多機能型居宅介護介護予防小規模多機能型居宅介護	事業所で入浴や食事その他の日常生活上の支援や機能訓練などを行う 「通い」のサービスを中心に、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」 や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供します。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせて提供し ます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の方が、少人数で共同生活する住宅で、入浴や食事その他の日常
介護予防認知症対応型共同生活介護	生活上の支援や機能訓練などを行います。   ※要支援1の方は対象となりません。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方 に、食事・入浴その他の日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
地域密着型介護老人福祉施設入 所 者 生 活 介 護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームにおいて、介護を行います。

- ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型 居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護の方、地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護は原則要介護3以上の方が利用できます。
- ※訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護は、共生型サービスとして指定を受けた場合に、高齢者や障害児者が同一の事業所を利用できます。

#### ウ 施設サービス

介(			祉 施ホー、		常に介護が必要で、家庭での介護が困難なねたきりや認知症の方に対し、介護を行う施設です。
介	護老	人 保	健 施	設	比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする方に対し、看護、医学的 管理のもとでの介護やリハビリテーションなどを行う施設です。
介	護	医	療	院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

※介護老人福祉施設は原則要介護3以上の方、介護老人保健施設、介護医療院は要介護1~5の方が利用できます。

#### 工 市町村特別給付

生活援助型配食サービス	要介護者に対して、1日1食を限度に食事を居宅に配送するとともに、利用者の安否確認等を行います。 利用者負担:配食経費の1割(一定以上の所得の方は2割又は3割、食事代は別途負担)
-------------	---

### ◆ 利用限度額

要支援・要介護度ごとに、利用できるサービスの限度額があります。

利用限度額は、居宅サービス、地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)について適用されます。ただし、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具購入費の支給、(介護予防)住宅改修費の支給、生活援助型配食サービス(市町村特別給付)を除きます。

要介護度等区分	利用できるサー	-ビスの限度額
要支援1	1か月あたり	5,032 単位
要支援 2	1か月あたり	10,531 単位
要介護 1	1か月あたり	16,765 単位
要介護 2	1か月あたり	19,705 単位
要介護 3	1か月あたり	27,048 単位
要介護 4	1か月あたり	30,938 単位
要介護 5	1か月あたり	36,217 単位

#### 4. 利用者負担

### (1) 利用者負担

ア 原則としてかかった費用(介護報酬)の1割(一定以上の所得の方は2割又は3割)の負担となります。(介護サービス計画(ケアプラン)の作成費用については利用者負担はありません。)

負担割合	基 準 (以下①②のいずれにも該当する場合)
	①本人の合計所得金額(※1)が 220 万円以上
	②同一世帯の 65 歳以上の方の年金収入(※2) と
3 割	合計所得金額(※1)(年金収入に係る所得分を除く)の合計が
	∫単 身 世 帯 340万円以上
	2人以上世帯 463万円以上
	上記以外の方で、
	①本人の合計所得金額(※1)が 160 万円以上
0 #d	②同一世帯の 65 歳以上の方の年金収入(※2) と
2 割	合計所得金額(※1)(年金収入に係る所得分を除く)の合計が
	∫単 身 世 帯 280 万円以上
	2人以上世帯 346万円以上
	上記以外の方
1 割	・64 歳以下の方、市町村民税非課税の方、生活保護受給者等は
	所得に関わらず1割負担です。

- ※1 合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額(土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額)です。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。
- ※2 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。
  - イ 福祉用具を購入した場合及び住宅改修をした場合の費用は、利用者が立て替え払いし、後から 費用から利用者負担を除いた額を支給します。ただし、受領委任払い取扱事業者を利用する場合、 利用者負担の支払いのみでサービスを受けることができます。
  - ウ 通所介護(地域密着型含む)、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)については、食費(認知症対応型共同生活介護については食材料費)のほか、おむつ代などの日常生活に要する実費が別にかかります。
  - エ 施設サービスについては、居住費及び食費のほか、理美容代などの日常生活に要する実費が別にかかります。
  - オ 短期入所サービス (ショートステイ) については、滞在費及び食費のほか、日常生活に要する 実費が別にかかります。
  - カ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、利用するサービスにより、食費、宿泊費のほか、おむつ代などの日常生活に要する実費が別にかかります。
  - (2) 低所得者などへの負担軽減制度
    - ア 特定入所者介護サービス費

施設サービス及び短期入所サービス(ショートステイ)の居住費(滞在費)・食費については、本人の所得・資産や世帯の課税状況等によって利用者負担段階が設けられ、その段階ごとに、居住費(滞在費)・食費の負担の限度が決められます※。

※配偶者がいる場合は、世帯が分かれていてもその配偶者の課税非課税や資産も勘案します。

### <利用者負担段階別の適用要件と利用者負担限度額(日額)>

				居住費	(円)		食費	(円)
	利用者負担段階	預貯金額等 (*1)要件 (夫婦の場合)	ユニット型個室	ユニット 型 個室的 多床室	従来型個室	多床室	短期入所	施設
第 1	生活保護等受給者	要件なし			550			
· 段 階	世帯全員が市町村民税非課 税の老齢福祉年金受給者	1,000 万円以下 (2,000 万円以下)	880 550	(380)	0	300	300	
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課 税かつ本人年金収入等(*2) が年間80万円(*3)以下	650 万円以下 (1,650 万円以下)	880	550	550 (480)	430	600	390
第 3 段階 ①	世帯全員が市町村民税非課 税かつ本人年金収入等(*2) が年間80万円(*3)超120 万円以下	550 万円以下 (1,550 万円以下)	1, 370	1,370	1370 (880)	430	1,000	650
第 3 段 階 ②	世帯全員が市町村民税非課 税かつ本人年金収入等(*2) が年間120万円超	500 万円以下 (1,500 万円以下)	1, 370	1, 370	1370 (880)	430	1, 300	1, 360
	基準費用額	2, 066	1,728	1,728 (1,231)	437 697 (*4) (915)	1, 4	145	

- \*1) 第2号被保険者の預貯金額等の要件は、利用者負担段階にかかわらず1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)です。
  - (\*2) 合計所得金額(年金収入に係る所得部分を除く)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。なお、合計所得金額については、49頁の※1をご参照ください。
  - (\*3) 令和7年8月以降、80万円から80万9千円に引き上げとなります。
  - (\*4) 令和7年8月以降、介護老人保健施設・介護医療院の多床室において室料負担が発生する場合の費用です。
- ※ 第1段階~第3段階②以外の方(市町村民税課税世帯の方)は基準費用額によらず、施設との契約金額 をお支払いいただくことになります。
- ※ ( )内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

ユニット型個室……食事や談話ができる共同生活室を併せ持ち、一定の基準を満たした完全な個室 ユニット型個室的多床室……食事や談話ができる共同生活室を併せ持つが、一定の基準を満たしていない個室 従来型個室……食事や談話ができる共同生活室がない個室

多 床 室……上記のいずれにも該当しない定員2人以上の部屋

#### (市町村民税課税者に対する居住費・食費の軽減)

負担限度額の認定は市町村民税が課税されている世帯は対象になりませんが、高齢夫婦などで一方が施設に入所した場合、在宅で生活する配偶者が生計困難にならないよう、一定の要件を満たす場合には、居住費・食費が軽減されます。

#### イ 高額介護サービス費

同一世帯の利用者が支払った利用者負担の1か月あたりの合計が一定の上限を超えるときは、

申請により高額介護サービス費としてその超えた額を支給します。 ただし、次の負担は高額介護サービス費の対象となりません。

- ①福祉用具購入や住宅改修にかかる負担
- ②施設における居住費(短期入所の場合は滞在費)及び食費
- ③理美容代などの日常生活に要する実費
- ④配食サービス (生活援助型・自立支援型) にかかる負担等

#### <利用者負担の上限(1か月あたり)>

	利用者負担段階区分	上限額				
生活保護の	受給者など	15,000円(個人)				
世帯全員が市町村民税	・老齢福祉年金受給者 ・公的年金等(※1)の収入金額と合計所得金額 (※2)の合計が80万円(※3)以下の方	15,000 円(個人)				
非課税		24,600 円				
	課税所得 380 万円未満 (※4) (※5)	44, 400 円				
市町村民税課税世帯	課税所得 380 万円以上課税所得 690 万円未満(※5)	93,000 円				
	課税所得 690 万円以上(※5)	140, 100 円				

- ※1 障害年金・遺族年金等の非課税年金は除きます。
- ※2 合計所得金額については49頁の※1をご参照ください。
- ※3 令和7年8月以降、80万円から80万9千円に引き上げとなります。
- ※4 課税世帯において、世帯内の被保険者が第二号被保険者のみの場合の限度額は44,400円とします。
- ※5 世帯内の最も所得の高い第一号被保険者(本人含む)の課税所得となります。
- ウ 高額医療合算介護サービス費

「イ 高額介護サービス費」の支給に加え、各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、1年間(毎年8月から翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額から世帯の負担限度額(年額)を差し引いた額が501円以上となる場合、この限度額を超えた分の内、介護保険に係る部分を「高額医療合算介護サービス費」として支給します。なお、医療保険に係る部分については「高額介護合算療養費」として医療保険者より支給されます。

<世帯の負担限度額(年額)>

### 【70歳以上の方、後期高齢者医療の方】

所得	导区分		保険区分	・後期高齢者医療(世帯内の被保険者)+介護保険 ・被用者保険又は国民健康保険(世帯内の70~74歳) +介護保険
1	一定以上	課	690 万円以上	212 万円
	所得が	税所得	380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	ある世帯	得	145 万円以上 380 万円未満	67 万円
2	一般世帯			56 万円
3	③ 市町村民税非課税世帯			31 万円
4	③のうち、	所得が	『一定以下の世帯	19 万円

#### 【70歳未満の方】

所得	区分 保険区分	被用者保険又は国民健康保険(世帯内の 70 歳未満) +介護保険
所	901 万円超	212 万円
得	600 万円超 901 万円以下	141 万円
	210 万円超 600 万円以下	67 万円
額	210 万円以下	60 万円
市町:	村民税非課税世帯	34 万円

- ※所得区分は基準日(7月31日)現在の医療費の自己負担限度額で適用される区分です。
- ※所得とは前年中( $1 \sim 7$  月は前々年中)のすべての所得(退職所得を除く)を合計した金額から基礎 控除額を差し引いた後の額です。
- ※所得区分④の世帯の中で、介護サービス・介護予防サービスを実際に利用している方が複数いる場合、 ③の負担限度額が適用されます。
- エ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

生活保護受給者若しくは中国残留邦人等支援給付受給者又は市町村民税非課税世帯で、世帯収入や、預貯金等について一定条件にあてはまる方に対し、社会福祉法人及び本市が運営する一定の介護サービス事業にかかる利用料等について、利用者負担額を軽減します。

#### オ 利用者負担の減免

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により利用者負担が減免されることがあります。

### 5. 地域支援事業·保健福祉事業

平成28年6月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、包括的支援事業及び任意事業、保健福祉事業を行っています。

#### (1) 介護予防·日常生活支援総合事業

要支援の方や要支援になるおそれのある方の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、これまで全国一律の基準で提供してきた予防給付の一部サービス(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護)を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、多様な担い手による新しいサービスを提供するとともに、従来の介護予防事業の内容もあわせて見直し、介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

要支援者の方や要支援者になるおそれのある方が利用できる「サービス・活動事業(介護予防・ 生活支援サービス事業)」と、65 歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を実施し ます。

なお、「サービス・活動事業 (介護予防・生活支援サービス事業)」の利用にあたり、要支援認定だけでなく、基本チェックリストによる事業対象者の判定が加わり、簡易な手続きで迅速なサービス利用開始が可能となりました。

サービス・活	訪問サービス	予防専門型 訪問サービス	ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、介護や家事の援助をします。
		生活支援型訪問サービス	ホームヘルパーや名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ 研修を修了した方が居宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を行います。
		地域支えあい型 訪 問 サー ビス	学区の地域福祉推進協議会と連携し、地域の元気な高齢者を中心と したボランティアが、ゴミ出しや電球の交換等の日常のちょっとし た困りごとに対する生活支援のサービスを提供します。
動事業(		短期集中予防型 訪問サービス	専門職が家庭を訪問し、転倒骨折予防を目的とした運動指導や生活の提案します。
(介護予防・生活支援サービス事業)	通所サービス	予 防 専 門 型 通所サービス	デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他の日常生活 に必要な介護を行います。
		ミニデイ型 通所サービス	デイサービスセンターなどの施設において、自立した生活を目指し、「いきいき元気プログラム(なごや介護予防・認知症予防プログラム)」を活用した機能訓練等を受けていただくサービスです。
		運 動 型 通所サービス	デイサービスセンターや介護老人保健施設、フィットネスクラブ等 において、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い 運動や体操等を行います。
	サービス	自立支援型配食サービス	自立した生活や栄養改善、身体能力の維持・向上のため、1日1食 を限度に、配食サービスを提供し、併せて、利用者の安否確認を行 い、必要な場合に関係機関等へ連絡します。
	その他	介護予防ケアマネジメント	いきいき支援センターの介護支援専門員等が、利用者の心身の状況 や希望等を踏まえて、利用するサービスの種類を定めたケアプランを作成し、併せてサービス事業者等との利用調整を実施します。
	<b>把握事業</b>	介護予防把握推 進 事 業	関係機関の連携・協力の下、介護予防の普及・啓発を通じて介護予防の取り組みが必要な高齢者を把握し、介護予防事業の参加につなげます。
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	いきいき教室	高齢者全体に広く介護予防を推進するため、各区保健センター等に おいて、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教 室や講演会等を開催し、介護予防の普及啓発を行います。
		なごや健康カレッジ	健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重 視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催します。
		な ご や 介 護 予防・認知症 予防プログラム	認知症予防や運動・栄養・口腔等介護予防に関する各分野の取り組みをプログラム化した「いきいき元気プログラム(なごや介護予防・認知症予防プログラム)」を、ミニデイ型通所サービスで提供するために研修等を実施するほか、高齢者全体にプログラムの一部を普及啓発します。
		フレイル予防の推 進	介護予防活動に取り組むきっかけとするためのフレイルテスト等を 活用した周知・啓発や、フレイル予防に取り組むリーダーの養成を 行います。

一般介護予防事業	活動支援事業地域介護予防	高齢者はつらつ 長寿推進事業	コミュニティセンターなどの身近な場所でレクリエーションなどを 通し、自主活動(仲間づくり)の支援を行います。
		高齢者サロン推進事業	高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できるサロンの運営、サロン活動を実践するキーパーソンの育成やネットワークづくりを併せて推進します。
		福 祉 会 館 認知症予防事業	高齢者やその支援者に対して、認知症予防に資する知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーを養成することで地域の自主的な活動へつなげます。
	評価事業 一般介護	総 合 事 業 評 価 事 業	総合事業を効果的かつ効率的に実施するため、各種事業の実施回数、 利用者数、基本チェックリストの結果等のデータや各種事業の利用 者を対象としたアンケート等により検証を行います。
	活動支援事業地域リハビリ	地域サロン活動 等 支 援 事 業	地域における介護予防の取り組みを強化するため、サロン等住民主体の場へ各保健センターの専門職や地域のリハビリテーション専門職が訪問し、自立支援に資する取組みを促す仕組みを構築します。

※予防専門型訪問サービス及び予防専門型通所サービスは、共生型サービスとして指定を受けることができ、高齢者や障害児者が同一の事業所を利用しやすくなります。

#### (2) 包括的支援事業

地域支援事業における包括的支援事業として、いきいき支援センターの運営、在宅医療・介護連 携推進事業等を実施します。

①いきいき支援センターの運営

いきいき支援センター(地域包括支援センター)を設置し、高齢者の方が住み慣れた地域で 自立した生活を営むことができるよう次の事業を行っています。

- ・総合事業や介護予防サービスを適切に利用するためのケアマネジメント
- ・介護サービスやその他保健・福祉サービスの利用に関する相談
- ・高齢者虐待や権利擁護に関する相談
- ・相談内容に応じた各種情報提供や関係機関の紹介
- ・認知症の人を介護する家族への支援事業
- ・見守り支援に関する個別ケースへの対応や電話による見守り活動の実施(高齢者の見守り支援事業)
- ②在宅医療・介護連携推進事業及び在宅医療体制の整備事業

在宅医療・介護連携推進事業では、在宅医療と介護サービスを連携して提供できるよう、在 宅医療・介護連携推進会議や在宅医療・介護連携支援センターの運営等を通じ、医療機関と介 護サービス事業者等の連携を推進します。また、在宅医療体制の整備事業では、在宅医療支援 センターの運営等を通じ、在宅療養者の病状の急変時の往診や自宅等での看取りの実施が可能 となるよう在宅医療体制の整備を推進しており、在宅医療・介護連携支援センター及び在宅医 療支援センターを、合わせて「名古屋市はち丸在宅支援センター(愛称)」として運営すること で、両事業を一体的に推進します。

③在宅歯科医療・介護連携推進事業

在宅歯科医療と介護サービスを連携して提供できるよう、在宅歯科医療・介護連携推進会議 や在宅歯科医療・介護連携室の運営等を通じ、歯科医療機関と介護サービス事業者等の連携を 推進します。

④認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員

認知症になっても安心して生活できる地域を実現するため、認知症の人等を訪問し、初期の

支援を包括的、集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」の運営や医療機関、介護サービス 事業者等地域の関係機関をネットワークでつなぎ、認知症の人等にやさしいまちづくりに取り 組む「認知症地域支援推進員」の配置を行い、認知症の早期診断・早期対応に向けた地域支援 体制の構築を図ります。

⑤高齢者サロンの整備等生活支援推進事業

サロン等の生活支援の基盤整備と充実を図るために各区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、担い手の育成、ネットワークづくりを推進するほか、協議体を設置し、生活支援ニーズの把握や情報交換を行います。

#### (3) 任意事業

地域支援事業における任意事業として、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等を実施します。

①介護給付費適正化事業

国保連合会から提供される適正化システムデータにより、介護報酬の請求に疑義のある事業者を抽出し、電話及び文書により請求内容の再確認を行っています。

②認定調查適正化事業

適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定の認定調査の内容について、名古 屋市介護認定事務センターで書面による全件点検を行っています。

その他、より公平公正な認定調査を行うため、区分変更申請と更新申請の一部の認定調査を 事務受託法人へ委託するなど、取り組みを行っています。

③介護保険住宅改修実態調査事業

住宅改修費の支給について、改修予定や改修を行った一部の住宅を市職員が訪問し、改修内容を確認して、不適切な請求の防止を図ります。

④家族介護者教室事業

介護の必要な高齢者等を介護している方に介護の相談、介護技術の指導を行い、介護者相互 の交流を図っています。

⑤家族介護慰労金の支給

介護保険の要介護認定で要介護4又は5と認定され、過去1年間に介護保険サービス等を受けずに在宅で過ごした方を介護している同居の親族及びファミリーシップ宣誓者に年額 10 万円を支給します。所得要件は、介護者、被介護者ともに世帯員全員が市町村民税非課税。

⑥高齢者住宅改修相談事業

介護の必要な高齢者等のために、住宅の改良を希望する人を対象に居宅を訪問し、その相談 に応じ助言を行っています。

⑦住宅改修支援事業

介護保険の住宅改修費に相当する給付の支給をする際に必要とされる住宅改修理由書を居宅 介護支援・介護予防支援 (ケアプラン)・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多 機能型居宅介護を受けていない利用者に対して作成した場合のその作成業務について補助を行 うものです。(1件2,000円)

⑧高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員の派遣

高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施され、近接の高齢者福祉施設等への緊急通報システムが設置された市営県営住宅(シルバーハウジング)に生活援助員を派遣し、入居者の生活に関する相談、安否確認、関係機関への連絡などを行います。

⑨成年後見制度利用支援事業

認知症等により成年後見制度の利用が必要な方のうち、成年後見制度の利用に必要となる費用の負担が困難と認められる方に対して、成年後見制度の利用に係る費用の全部又は一部を助成します。

### ⑩成年後見あんしんセンター

認知症等によって判断能力が不十分となり、自分一人では契約や財産管理が難しい方が安心 して生活できるよう、成年後見制度に関する相談や利用支援を行っています。また、ボランティアで後見活動を担う市民後見人の養成なども行っています。

#### ⑪高齢者虐待の相談支援事業

ア 高齢者虐待相談センター

高齢者やその家族、居宅介護支援事業者などを対象に虐待にかかる電話相談や面接相談、 法律相談、介護者・養護者のこころの相談(予約制)などを行っています。

#### イ 休日・夜間電話相談

土日祝日、夜間帯に高齢者虐待に関する電話相談を行っています。

ウ 高齢者短期入所ベッド確保等事業

家族等からの虐待により、緊急に高齢者を保護する必要が生じた場合に備え、予め短期入 所用ベッドを確保又は空床を活用する事業を行っています。

#### 迎認知症高齢者グループホーム居住費助成事業

認知症高齢者グループホームを利用する、一定の要件等を満たす方(預貯金等が一定額(※1)以下であり以下の要件に該当する方(※2))に対して、居住費(家賃・光熱水費)を助成します。

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の年金収入(遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む)と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)(※	20,000 円/月(上限)
4)の合計が80万円(※5)以下の方	
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の年金収入(遺族年金・障害年金等	
の非課税年金を含む)と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)(※	10,000 円/月 (上限)
4) の合計が80万円(※5) を超える方	

- ※1 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です。
- ※2 生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者については、助成の対象になりません。
- ※3 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。
- ※4 「合計所得金額」については、49頁の※1をご参照ください。
- ※5 令和7年8月以降、80万円から80万9千円に引き上げとなります。

### (4) 保健福祉事業

在宅要介護高齢者等寝具貸与事業

介護保険の要介護認定で要介護4又は5と認定され、世帯員全員が市町村民税非課税である在 宅の方に寝具一式を無償で貸与するとともに、ねまき・シーツ・カバー類を定期的に交換してい ます。

### 6. 保険料

#### (1) 第1号被保険者の保険料

保険料額は所得などに応じて決めており、第9期事業計画期間(令和6年度~令和8年度)においては、保険料段階を18段階に設定しています。

なお、保険料基準額は年額83,403円(月額6,950円)です。

# ア 保険料額

段階		年間保険料額	
第1	生活保護等を受けている	20,851 円	
段階	老齢福祉年金受給者で†	世帯全員が市町村民税非課税の方	(基準額×0.25)
第2		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分	20,851 円
段階		を除く)の合計が80万9千円以下の方	(基準額×0.25)
第3	世帯全員が     市町村民税	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分	33,362 円
段階		を除く)の合計が80万9千円を超え120万円以下の方	(基準額×0.4)
第 4	71 8/102	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分	57, 132 円 (基準額×
段階		を除く)の合計が 120 万円を超える方	0.685)
第 5		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分	70,893 円
<del>20</del>   段階	本人が	を除く)の合計が80万9千円以下の方	(基準額×
	市町村民税非課税で		0.85)
第 6	同じ世帯に 市町村民税課税考なり	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分	83, 403 円 (保険料基準
段階	市町村民税課税者あり	を除く)の合計が80万9千円を超える方	額)
Mr. 7		本人の合計所得金額が 80 万円未満の方	87,574 円
第7 段階			(基準額×
段陌			1. 05)
第8		本人の合計所得金額が 80 万円以上	91,744 円
段階		125 万円未満の方	(基準額×1.1)
第 9		本人の合計所得金額が 125 万円以上	104, 254 円
段階		200 万円未満の方	(基準額× 1.25)
第 10		本人の合計所得金額が 200 万円以上	125, 105 円
段階		290 万円未満の方	(基準額×1.5)
第 11	本人が	本人の合計所得金額が 290 万円以上	141, 786 円
段階	市町村民税	400 万円未満の方	(基準額×1.7)
第 12	課税	本人の合計所得金額が 400 万円以上	158, 466 円
段階		520 万円未満の方	(基準額×1.9)
第 13		本人の合計所得金額が 520 万円以上	175, 147 円
段階		620 万円未満の方	(基準額×2.1)
第 14		本人の合計所得金額が 620 万円以上	191,827 円
段階		720 万円未満の方	(基準額×2.3)
第 15		本人の合計所得金額が 720 万円以上	208, 508 円
段階		820 万円未満の方	(基準額×2.5)
第 16		本人の合計所得金額が 820 万円以上	225, 189 円
段階		1,000 万円未満の方	(基準額×2.7)

第 17	本人の合計所得金額が 1,000 万円以上	241,869 円
段階	1,500 万円未満の方	(基準額×2.9)
第 18 段階	本人の合計所得金額が 1,500 万円以上の方	258, 550 円 (基準額×3.1)

- ※実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額になります。
- ※年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。
- ※合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の総所得金額(事業所得、給与所得、雑所得など)、 土地・建物等の譲渡所得金額(特別控除後)、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額などの合 計額(損失の繰越控除前)をいいます。また、市町村民税非課税者(第2段階~第6段階)においては、 給与所得金額(給与所得と年金収入に係る所得の双方を有する場合に適用される所得金額調整控除前の金 額)から10万円を控除します。

#### イ 納付方法

老齢・退職、遺族、障害年金のうちいずれか1つでも年額18万円以上受給している方は、特別徴収(年金からの差し引き)となります。

また、特別徴収以外の方は普通徴収となり、口座振替(自動払込)又は納付書により納付していただきます。

ウ 保険料の納付の猶予・減免

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、保険料の納付にお困りの方は、申請により保険料の納付が猶予又は減免されることがあります。

- (2) 第2号被保険者の保険料
  - ア 国民健康保険に加入している方

毎月の国民健康保険料と合わせて納付します。また、世帯主が世帯員の分も合わせて納付します。

イ 健康保険や共済組合などに加入している方

毎月の医療保険料と合わせて給料から差し引かれます。また、被扶養者は保険料を個別に納付する必要はありません。

#### 7. 介護サービス事業者の指定

市内で介護サービス等の事業を行う場合には、介護保険法の指定事業者として、あらかじめ指定を受ける必要があります。

平成 24 年度からは、県からの権限移譲に伴い、市内すべてのサービス事業者の指定を本市が行っています。

#### 8. 介護人材確保・定着に向けた主な取り組み

①介護人材確保に関する懇談会

関係団体や有識者等を委員とする懇談会を開催し、介護職員の確保・定着に向けた効果的な対策 について検討します。

②小中学生向けリーフレット

小中学生向けに介護の仕事に関心を持ってもらうためのリーフレットを作成し、特別養護老人ホーム等へ施設見学に訪れた小中学生に配付します。

③中学生向け介護の仕事「出前講座」

中学校へ市内介護施設で働く現役の介護職員を派遣し、介護職としての仕事内容ややりがいを講義します。

#### ④介護の日の関連イベント

介護について市民の理解を深めるとともに、介護の仕事のイメージアップを図るため、介護の日(11月11日)に関連したイベントを開催します。

⑤福祉人材育成支援助成事業

介護事業所の職員の資格取得に係る費用の助成を行い、介護職員のキャリアアップを促進します。

⑥名古屋市外国人介護人材等導入支援事業

介護サービス事業所における介護職員の充足を目的として、外国人介護人材等を初めて雇用しようとする介護事業所に対し、導入経費補助と相談支援を行います。

⑦外国人技能実習生 (介護職種) 受入支援事業

外国人技能実習生(介護職種)を介護事業所等で雇用する際に受講が必須となる入国後講習に係る費用を補助することで、介護事業所等の負担軽減を図ります。

⑧介護職員奨学金返済支援事業

介護職員の確保、定着及びキャリアアップを図るため、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を行 う市内介護施設・事業所等の介護職員を対象に当該返済に要した費用の一部を補助します。

⑨介護テクノロジー等活用推進事業

介護職員の負担軽減や職場環境の改善を図り、人材の定着や介護の質の向上につなげるため、介護テクノロジーの活用を促進する事業をなごや福祉用具プラザで実施します。

⑩高齢・障害福祉職員研修

介護、障害、障害児の事業所の職員等を対象に、職種別・階層別の研修を実施し、業務に関連する知識・技術や円滑な組織運営のための知識を習得してもらい、能力向上を促進します。

⑪キャリアアップ研修

階層別・職種別研修を実施することにより、介護業務に関連する対人援助や円滑な組織運営のための知識を習得してもらい、能力向上及び職場への定着を支援します。

迎高齢者日常生活支援研修

「掃除」「洗濯」等をお手伝いする「生活支援サービス」の担い手を養成するための研修を実施します。

③小規模介護事業所・復職者支援研修

介護職員の教育が困難な小規模介護事業所の新人職員や復職者を対象に、基礎的な介護技術研修を実施し、職場への定着を支援します。

④かかりつけ医認知症対応力向上研修

かかりつけ医の認知症診療に係る知識・技術の向上を図ることにより、認知症サポート医との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、認知症の人に対する支援体制を構築します。

⑩認知症サポート医養成研修

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関やいきいき支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制を構築します。

⑩認知症サポート医フォローアップ研修

サポート医同士による情報の共有化や連携強化を図るための研修を実施することにより、認知症 サポート医の活動をより効果的かつ効率的なものとし、地域における認知症の人への支援体制の充 実・強化を図ります。

⑪医療機関における認知症対応力の向上事業

医療機関等に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者に対し、認知症対応がで

きるよう必要な知識の習得や対応技術を向上させるための研修の実施や認知症対応のモデルとなる 病院の養成を行うことにより、認知症の人の身体合併症に対して適切な対応ができる医療体制の構 築を図ります。

※②~⑤、⑩~⑪、⑬~⑰については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律(平成26年6月公布)に基づき設置された地域医療介護総合確保基 金を活用し、介護人材の確保・定着に資する事業を行っています。

#### 9. その他

· 介護保険体制整備事業

介護保険制度を円滑に運営するため、医師に対して、主治医意見書の記入に関する講習会を行います。

・介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業

サービスの種類ごとに評価基準を策定し、利用者と事業者が同じ項目について評価を行い、その評価結果を比較・公表することにより、事業者がサービスの現状を具体的に把握し、事業運営の改善につなげること、及び利用者が適切な事業者を選択するための情報を提供することを目的として実施します。

また、事業をさらに推進するため、継続して評価を実施している事業所を表彰します。(平成 21 年度より名古屋市介護サービス事業者連絡研究会との共催事業)

・介護サービス情報公表制度

利用者や家族が介護サービス事業者を比較・検討して適切に選択できるよう、介護サービス事業者から報告されたサービス内容等の情報をインターネットで公表します。(平成30年度より愛知県から名古屋市へ事務移譲)

## ● (2) 高齢者福祉

わが国は、いまや平均寿命80年を超え、高齢化率が29.1%と国民の4人に1人以上が65歳以上となっており、高齢化は今後も世界に例を見ない速さで進むことが予測されます。

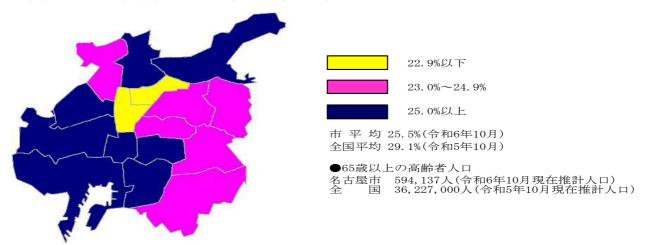
本市においても、高齢化率が 25%を超える状況であり、超高齢社会を迎えています。団塊の世代が 75歳以上となる 2025 年には、65歳以上の高齢者数が約 60万人、高齢化率は 25.7%に達すると推計され、また、団塊ジュニア世代が 65歳以上となる 2040 年には、高齢化率は 30.7%に達することが見込まれています。

高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた方として敬愛され、健全で安らかな生活が保障されなければなりません。

病気、孤独などから高齢者を守るとともに、積極的に高齢者に生きがいを保障するための施策が進められています。

一方、高齢者自身もその知識と経験を生かして、積極的に社会活動に参加することにより、自分らし く暮らし活躍されることが期待されています。

#### 名古屋市の区別高齢者人口比率(令和6年10月)



#### 1. 高齢者福祉の機関

高齢者福祉の実施機関としては、社会福祉事務所と保健センターなどがあります。

#### (1) 社会福祉事務所

高齢者福祉について、その実態の把握やあらゆる相談、必要な調査・指導を行い、また、老人ホームへの入所等の事務を行っています。

なお、介護保険制度を始めとした高齢者全般にわたる施策について対応するため、「介護・保健・ 福祉相談窓口」を設置し、高齢者福祉の総合的な相談に応じています。

#### (2) 保健センター

高齢者の保健について、正しい衛生知識を普及するための健康教育及び保健指導を行っています。

#### 2. 高齢者福祉施設(介護保険外)

高齢者の福祉の増進を図るため、次のような施設があります。

### (1) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者が入所し、養護を受けるための施設です。必要に応じて介護保険の居宅サービス等も利用できます。

### (2) 軽費老人ホーム

#### ア 軽費老人ホーム (ケアハウス)

自炊ができない程度の身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことに不安が認められる 60 歳以上の高齢者の方に、低額な料金で、食事その他日常生活上必要なサービスを提供する施設です。必要に応じて介護保険の居宅サービス等も利用できます。

#### イ 軽費老人ホーム (A型)

高齢等のため独立して生活するには不安が認められる 65 歳以上の高齢者の方に、低額な料金で、食事その他日常生活上必要なサービスを提供する施設です。必要に応じて介護保険の居宅サービス等も利用できます。

### (3) 老人福祉センター

地域の高齢者が、無料で各種の相談を受けることができ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を受けられる施設です。

本市では、「福祉会館」と称して、現在、市内各区に設置しています。

#### 3. 有料老人ホーム

「入浴、排せつ又は食事の介護」「食事の提供」「洗濯、掃除等の家事」「健康管理」のうち、いずれかのサービスを入居者に提供する施設です。

有料老人ホームを設置しようとする者は、あらかじめ、施設の名称や設置予定地など定められた事項を届け出る必要があります。

### 4. サービス付き高齢者向け住宅

緊急通報装置や手すりの設置・床段差の解消などバリアフリー化が図られるとともに、安否確認・ 生活相談を必須サービスとして提供する高齢者向け住宅です。

#### 5. 高齢者福祉相談員

主に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方たちの各種相談に応じるとともに、適切な支援を行うため、社会福祉事務所(区役所福祉課・支所区民福祉課)に高齢者福祉相談員を配置し、訪問活動を行っています。

### 6. 高齢者福祉電話貸与事業

電話がなく環境的に孤独な65歳以上のひとり暮らしの方へ、福祉電話を貸与し、定期的に電話訪問による各種相談を行っています。(所得制限あり)

### 7. 緊急通報事業

65 歳以上で心臓病・高血圧等の慢性疾患等があるひとり暮らしの方などに、在宅生活において体調 急変時にボタンを押すと、緊急通報先へ通報されるあんしん電話機やペンダントを貸与しています。 また、貸与する機器は、据置型又は携帯型のあんしん電話機いずれかを選択していただけます。 なお、いずれの機器も看護師等が常駐するコールセンターに、いつでも相談することができます。

#### 8. 地域支援ネットワーク事業

地域における高齢者の孤立を防止するため、地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりを 推進します。

### 9. ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動

名古屋市民生委員児童委員連盟の活動のひとつとして、民生委員が担当地域のひとり暮らし高齢者 及び75歳以上の高齢者のみの世帯を訪問し相談などを行っています。

#### 10. 日常生活用具給付事業

ねたきり、ひとり暮らし等高齢者の状況に応じて電磁調理器などの日常生活用具を給付しています。

### 11. 生活援助軽サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者などに対し、臨時的で軽易な日常生活上の援助を行うことで、自立した 生活を送ることができるよう支援をしています。

### 12. 排せつケア相談支援事業

在宅で排せつケアを行う介護者等の負担軽減を図ることを目的に、排せつケアコールセンターの設置、身近な場所でおむつ選びのアドバイスを行う専門家の養成及び対面での排せつケア相談対応を行っています。必要に応じて市民の自宅を訪問(アウトリーチ)し、より具体的なアドバイスも行っています。

また、地域の身近な高齢者の相談窓口であるいきいき支援センター等の職員を対象として、排せつの介護に関する相談対応力向上のための研修を実施し、在宅で介護する家族の支援を行っています。

#### 13. 在宅高齢者訪問理美容サービス事業

外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅高齢者が、訪問による理美容サービスを受けやすくなるよう支援をしています。

### 14. なごや福祉用具プラザ

福祉用具の展示・相談等を行うとともに、介護知識・技術を習得するための実習・講座等を開催します。また、介護ロボットに関する相談や普及・啓発を実施しています。

#### 15. 障害者・髙齢者権利擁護センター

高齢者等の主体性・自主性を尊重し、安心して地域生活を送れるよう、権利擁護・財産管理等の相談に応じ、金銭管理サービス等の生活支援を行っています。

#### 16. 身寄りのない高齢者の死後事務支援事業

非課税等の要件を満たす身寄りのない高齢者が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らすことを支援するため、亡くなった後の葬儀、家財処分、役所の手続き等の死後事務支援事業を実施します。

### 17. ICTを活用したフレイル予防・見守り事業

スマートフォンアプリ「名古屋市フレイル予防ポイント&見守りアプリ」を活用して、加齢ととも に心身活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間段階にあるフレイルを予防するとともに、地域 における見守り活動を推進します。

#### 18. 介護予防に資する通いの場の充実

住民主体の通いの場に対し、介護予防の取り組みに関する情報提供や担い手の発掘・育成、活動場所の確保の支援を実施します。

#### 19. 認知症普及啓発推進事業

認知症に関する正しい知識の普及・啓発という観点から身近な区において、認知症に関する講演会等を実施します。

### 20. はいかい高齢者おかえり支援事業及びはいかい高齢者捜索システム事業

認知症高齢者等の徘徊による事故を未然に防止するため、メール配信により地域住民等の協力を得る「はいかい高齢者おかえり支援事業」及び、家族等のGPS機器の利用を促進する「はいかい高齢者捜索システム事業」を実施し、はいかい高齢者を早期に発見する取組を行います。

### 21. なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人が起こした事故に関する損害賠償等を補償する事業を実施しています。

#### 22. もの忘れ検診

認知症を早期に発見して適切な治療につなげることや、予防のきっかけとすることを目的に、市内の協力医療機関において、65歳以上の市民を対象とした自己負担無料の認知機能検査を実施します。令和5年10月より、検診の結果、精密検査が必要と判定された方に対して、精密検査の費用助成を行っています。

#### 23. 認知症疾患医療センター

地域における認知症疾患に係る保健医療水準の向上を図るため、認知症の専門医療機関として市内の医療機関を指定し、認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する 急性期治療、専門医療相談等を行っています。

#### 24. 認知症相談支援センター

医療と介護の連携強化や認知症の理解促進を図り、地域における支援体制を構築するため以下の事業を実施しています。

- ・認知症地域連携体制の強化(認知症の人を支援するためのネットワークの構築、調査・研究、普及・啓発等)
- ・認知症コールセンターの運営(認知症介護の専門家や介護経験者が相談に対応)
- ・若年性認知症相談支援事業(65歳未満の認知症の人への個別支援、本人・家族サロンの開催等)
- ・認知症カフェの開設・運営支援
- ・なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業受付事務局の運営 等

#### 25. 老人クラブの助成

老人クラブは、高齢期の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とした小地域単位の高齢者の自主的な組織で、その活動に対して補助金を交付しています。

### 26. 友愛活動事業

地域の老人クラブ会員が、定期的な訪問活動や、サロン活動などを行うことにより、高齢者の安否確認や孤独感の解消等を図る老人クラブ友愛活動事業を支援するため、補助金を交付しています。

#### 27. 老人クラブ健康づくり事業

老人クラブが高齢者の健康づくりを目的として実施する活動を支援するため、補助金を交付しています。

### 28. 高齢者ゲートボール広場補助

高齢者が利用するゲートボール広場の整備を促進するため、老人クラブが土地を借りてゲートボール広場を設置する場合に、補助金を交付しています。

#### 29. 高齢者生きがい活動促進事業

高齢者等が主体となり、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、地域の課題に応じて先駆的な活動を行う団体等の立ち上げを支援するため、補助金を交付しています。

### 30. 敬老優待カード(敬老手帳)の交付

65 歳以上の高齢者に、提示することにより東山動植物園等の入場料が減額される「敬老優待カード (敬老手帳)」を交付しています。

#### 31. 敬老パスの交付

65 歳以上の高齢者に市営交通機関等が無料乗車(一部の交通機関は運賃相当額を後日支給)できる敬老パスを交付しています。なお、交付にあたっては負担金の納付が必要となります。

令和4年2月より、名鉄、JR東海及び近鉄の鉄道並びに名鉄バス及び三重交通の路線バスへの対象交通の拡大と有効期間内の利用回数の上限を730回とする利用上限回数設定を実施しています。

令和6年2月より、市バスと市バス、市バスと地下鉄を90分以内に乗り継いで利用した場合は、今まで利用回数を2回と数えていたところを、1回と数える新たな利用回数計算を導入しています。(適用は1日2回まで)

#### 32. 敬老金の支給

長年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対して、敬老金を支給しています。

- ・敬老金の贈呈(数え88歳、数え100歳)
- ・市長の高齢者訪問(数え100歳の方1名のお宅を訪問)

#### 33. 鯱城学園

60歳以上の高齢者に学習の場を提供し、地域活動を推進する人材を養成するために開校され、8専攻(暮らし、国際、健康と福祉、音楽、園芸、陶芸、美術、歴史と文化)が設置されています。

### 34. 高齢者就業支援センター

就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、高齢者の就業を通じた社会参加を支援しています。

- ①就業に関する相談
- ②就業に関する情報の収集及び提供
- ③就業に必要な技能等の習得を目的とした講習の実施
- ④各世代の市民を対象に多様な交流の場を提供
- ⑤ 高齢者が自主的に運営する事業の支援
- ⑥その他高齢者の就業支援に関する事業

なお、関係機関として公益社団法人名古屋市シルバー人材センター事務局、東部支部及びハローワーク相談窓口が併設されています。

#### 35. シルバー人材センター

原則60歳以上の高齢者が、豊かな知識と経験を生かし、臨時的、短期的な就業を通じ生きがいを高め、社会活動に参加するため、公益社団法人名古屋市シルバー人材センターが設置され(支部を市内

4方面に設置)、その活動に対して補助金を交付しています。

#### 36. 全国健康福祉祭

60歳以上の高齢者がスポーツの交流大会等を通じて、世代間等の交流を図るとともに、活力ある長寿社会を形成するための健康づくりをすすめるために、令和7年10月18日~10月21日に岐阜県で開催される「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会」に本市の代表選手を派遣します。

### 37. 高齢者スポーツ事業

総合リハビリテーションセンター内の福祉スポーツセンターの施設を利用して、高齢者向けの次の 事業を実施しています。

- (1) シルバーフィットネス事業 メディカルチェックに基づく運動・栄養指導を行います。
- (2) 高齢者スポーツ教室 高齢者に適した運動を指導する健康・スポーツ教室を開催します。

#### 38. 市営住宅の入居あっせん

住宅に困っている高齢者世帯に、一般空家、高齢者専用、親子同居世帯向、親子隣居(一般空家、 高齢者専用には一部単身者向あり)の区分で市営住宅の入居者の募集をしています(抽せん制)。

#### 39. 公衆浴場高齢者ふれあい支援事業

65 歳以上の高齢者に入浴と集いの場を提供し、相互の親睦と心身の健康増進を図るため、毎月5日と15日に200円で公衆浴場に入浴できるよう補助金を交付しています。また、高齢者の相互の親睦と心身の健康増進に資する事業を実施しています。

#### 40. 外国人高齢者給付金の支給

大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの永住許可、又は、特別永住許可を受けている外国人の方等に月額 1 万円を支給しています。

ただし、一定の所得制限があり、また他の公的年金を受給している場合等には、支給されません。

#### 41. 水道料の減免

老齢福祉年金を受給している高齢者世帯を対象に上下水道料の負担軽減を行っています。

### 42. 各種制度

(1) 後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療制度」・・・・・・・・107~108 頁〔第4章4-4(7)〕参照

(2) 医療費助成制度

「福祉医療」 … … 109~111 頁〔第4章4-4(8)〕 参照

(3) 老齢基礎年金·年金生活者支援給付金

「国民年金」・・・・・・・・・・・・・・103~105 頁〔第 4 章 4-4 (5)〕参照

「年金生活者支援給付金」・・・・・・・・・106 頁〔第4章4-4(6)〕参照

### 高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画

平成12年に、21世紀の高齢社会を迎えるにあたりすべての市民が長寿を歓び合い、いきいきとした高齢期をすごすことができるような社会の実現を目指し、平成16年度までの5年計画として、「はつらつ長寿プランなごや2000」(第1期計画)を策定しました。

この計画は、すべての高齢者にとって望ましい保健福祉の実現を目指す「名古屋市高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施を図る「名古屋市介護保険事業計画」を両者の調和が保たれるよう一体的に策定したものです。

計画は3年ごとに見直しを行うこととされており、令和6年3月には、第9期計画となる「はつらつ長寿プランなごや2026」を策定しました。

# 4-3 障害者福祉

わが国では、平成19年に障害者の権利及び尊厳を保護し促進するための包括的・総合的な国際条約である「障害者権利条約」に署名した後、障害者基本法の改正など、国内法の整備が進められ、平成26年1月、同条約を批准しました。本市においても、令和6年3月に、障害者基本法などに基づき、「なごや障害児者福祉プラン」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保に取り組みます。併せて、読書バリアフリー法に基づき、「名古屋市読書バリアフリー推進計画(第1次)」を策定し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図っています。

また、平成31年4月には、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を施行し、 障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して共に生きることのできる社会の実 現を目指して取り組みを進めています。

# (1) 障害者総合支援法による制度等

障害者自立支援法は、支援費制度の課題を解決し、サービスの一層の充実を図るため、費用負担のルール化やサービス利用の仕組みの一元化のほか、福祉サービスの体系の再編、就労支援の強化、支給決定の仕組みの透明化・明確化などを柱としています。

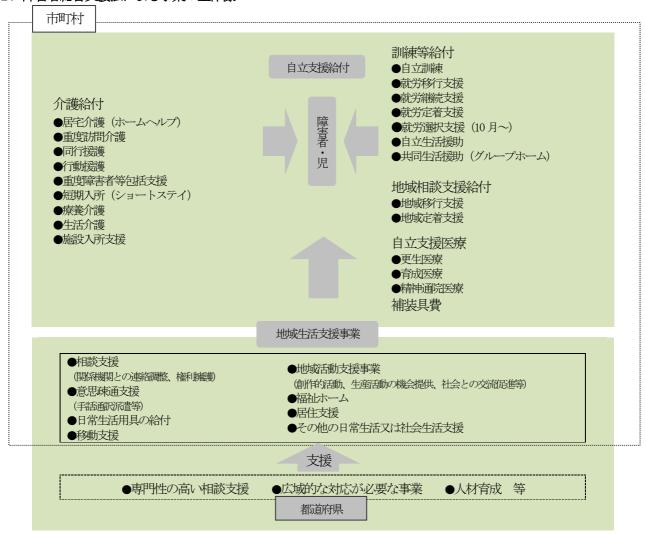
また、同法の附則においては、施行後3年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされており、(「施行後3年の見直し」の一環として、) 平成21年度には良質な人材確保、障害福祉サービスの質の向上、事業者の経営基盤安定等を図るための報酬改定の見直しなどが行われ、さらに平成22年度においては利用者負担の見直しが行われました。

さらに、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、同行援護の新設や利用者負担に関する規程の修正などが平成24年4月1日までの間に段階的に施行されました。

平成24年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成26年4月1日までの間に段階的に施行されました。これにより、法律の名称が障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わるとともに、障害者の範囲に難病等を追加、また、障害支援区分への名称・定義の改正などが行われました。

さらに、平成28年5月には、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月1日に施行されました。

### 1. 障害者総合支援法による事業の全体像



# 2. 自立支援給付と地域生活支援事業

- 自立支援給付
  - ・障害福祉サービス

	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者や知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を 有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食 事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うとともに、入院 中の意思疎通の支援等を行います。
介	同 行 援 護	視覚障害で移動に著しい困難を有する人に外出時に同行して移動に必要な情報を提供するなどの支援を行います。
護	行 動 援 護	知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人が行動する時に、 危険を回避するために必要な外出支援などを行います。
給	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。
付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間に、夜間も含め施設で入 浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行 うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等 ( 施 設 入 所 支 援 )	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを 行います。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又 は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び 能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場所を提供するとともに、知識 及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
訓練等給	就 労 定 着 支 援	就労移行支援等から一般企業等へ就労した人に、相談を通じて生活面の 課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う 課題解決に向けて必要となる支援を行います。
付付	就 労 選 択 支 援	就労先・働き方についてより良い選択ができるように、本人の希望、就 労能力や適性等にあった選択を支援します。(令和7年10月~)
	自 立 生 活 援 助	入所施設や共同生活援助等から一人暮らしへ移行した人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日などに、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

計	画	相	談	支	援	障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用のために、相談支援専門員が地域 生活における身近な相談役となり、ケアマネジメントを行うなどの支援を行います。
地	域	相	談	支	援	施設に入所している人や長期間精神科に入院している人などを対象に、地域における生活 に移行 (退所・退院) するための相談に応じるなどの支援を行います。また一人暮らしの 人などを対象に、地域での生活が定着するように支援を行います。

- ·補装具費 (75 頁 [第4章4-3(2)] 参照)
- 自立支援医療

育成医療 日常生活に支障のある疾患がある児童及び将来の自活に支障をきたす身体的不自由を残すお それのある児童は、指定医療機関において必要な医療の給付を受けることができます。

更 生 医 療 身体障害者が障害の軽減や除去をすることが可能な医療を受けるときは、指定医療機関において医療の給付を受けることができます。

精神通院医療 精神障害者が病院又は診療所へ入院しないで精神障害の医療を受ける場合で、通院による治療を継続的に必要とするものは、指定医療機関において医療の給付を受けることができます。

### ○ 地域生活支援事業

_	也以上山人汉尹木	
	理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、 障害者理解を深めるための事業を行います。 ・障害者と市民のつどい、障害者週間記念のつどい、ヘルプマーク・ヘルプカ ードの配布等
	自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、 その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を 行います。 ・精神障害者家族ピアサポート総合事業
	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や 権利擁護のために必要な援助を行います。 ・障害者基幹相談支援センター、賃貸住宅入居等サポート事業
地	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な方のうち成年後見制度の利用に必要となる費用の 負担が困難と認められる方に対して、その費用の全部又は一部を助成します。
域生	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を行います。
活支援	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行います。
事業	地域活動支援事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等 の便宜を図ります。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある 人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者、盲ろ う者向け通訳・介助員、失語症者向け支援者、代筆・代読支援員の養成や派遣 などを行います。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び表現技術を習得した者を養成します。
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。
	その他の事業	自立した日常生活又は社会生活を営むため福祉ホーム事業、重度障害者移動入 浴事業、日中一時受入事業、社会参加促進事業、重度障害者等就労支援事業な どを行います。

#### 3. 障害福祉サービスの利用者負担

利用者負担は利用者(18歳未満の方は保護者)の負担能力に応じた負担となります(上限額まではサービス費用の1割を負担)。なお、以下のような負担軽減措置があります。

#### (1) 負担上限月額設定

軽減の対象となるサービス		軽減内容等	
		生活保護世帯	0円
	II-to-lto	市民税非課税世帯	0円
	障害者 (18 歳以上)	市民税所得割 16 万円未満の世帯	上限額 9,300円
		市民税所得割16万円以上46万円未満の世帯	上限額 18,600円
通所・在宅サービス		市民税所得割 46 万円以上の世帯	上限額 37,200円
グループホーム		生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	0円
	障害児 (18 歳未満)	市民税所得割28万円未満の世帯	上限額 4,600円
		市民税所得割28万円以上46万円未満の世帯	上限額 18,600円
		市民税所得割 46 万円以上の世帯	上限額 37,200円
		生活保護世帯	0円
	20 歳以上	市民税非課税世帯	0円
		市民税課税世帯	上限額 37,200円
入 所 施 設		生活保護世帯	0円
	20 歳未満	市民税非課税世帯	0円
		市民税所得割28万円未満の世帯	上限額 9,300円
		市民税所得割28万円以上の世帯	上限額 37,200円

#### (2) 補足給付

対象となるサービス		ごス	減免・給付の条件					
抽	П	<b>%</b> △	<i>I</i>	入	所	施	設	生活保護世帯、市民税非課税世帯
作用	補足給付グループホーム		- ム	(但し、入所施設については20歳未満は市民税課税世帯も対象。)				

上記のほか、「高額障害福祉サービス等給付費」、「高齢障害者に対する負担軽減策(新高額障害福祉サービス等給付費)」、「生活保護への移行防止(負担上限額及び食費等実費負担額を下げる)」等の軽減策が講じられています。

※ 自立支援医療、補装具費の支給についても所得区分に応じた利用者負担上限額を超える負担は生じませんが、 上限月額までは費用の1割の負担となります。(ただし、世帯の所得が一定水準以上の場合は制度対象外となりま す。また、自立支援医療は医療保険単位を世帯とします。)

補装具費も高額障害福祉サービス等給付費の対象となります。

# 4. 障害者虐待の相談支援事業

(1) 障害者虐待相談センター

障害者への虐待等について、電話相談や面接相談(予約制)、法律相談(予約制)、介護者・養護者のこころの相談(予約制)などを行っています。

(2) 障害者虐待休日·夜間電話相談窓口

土日祝日・時間外に障害者虐待に関する電話相談を行います。

#### (3) 障害者短期入所ベッド確保等事業

家族等からの虐待により、緊急に障害者を保護する必要が生じた場合に備え、予め短期入所用ベッドを確保又は空床を活用する事業を行っています。

#### 5. 障害者差別解消の推進

(1) 障害者差別相談センター

障害を理由とする差別に関する相談に応じ、関係者間の調整などを行っています。また、市民・事業者向けの啓 発事業なども行っています。

(2) 障害者差別解消支援会議

地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取り組みなど、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うことができるよう開催しています。

(3) 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して補助を行っています。

(4) ナゴヤあいサポート事業

障害の特性を理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」 等の養成を行っています。

#### 6. 障害福祉人材確保・定着に向けた主な取り組み

(1) 障害福祉の仕事フェア

障害福祉サービス事業所等で働く職員の人材確保や、障害福祉の仕事の魅力を知るきっかけにつなげるイベントとして障害福祉の仕事フェアを開催します。

(2) 福祉人材育成支援助成事業

障害福祉サービス事業所等の職員の資格取得に係る費用の助成を行い、職員のキャリアアップを促進します。

(3) 外国人介護人材等導入支援事業

障害福祉サービス事業所における職員の充足を目的として、外国人介護人材等を初めて雇用しようとする事業所に対し、導入経費補助と相談支援を行います。

(4) 外国人技能実習生(介護職種)受入支援事業

外国人技能実習生(介護職種)を介護事業所等で雇用する際に受講が必須となる入国後講習に係る費用を補助することで、障害福祉サービス事業所等の負担軽減を図ります。

(5) 障害福祉職員奨学金返済支援事業

障害福祉職員の確保、定着及びキャリアアップを図るため、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を行う市内障害 福祉サービス事業所等の職員を対象に当該返済に要した費用の一部を補助します。

(6) 名古屋市移動支援事業従事者養成支援事業

移動支援事業の従業者の確保を図るため、移動支援事業従業者養成研修の受講に係る費用を助成します。

(7) 高齢・障害福祉職員研修

介護、障害、障害児の事業所の職員等を対象に、職種別・階層別の研修を実施し、業務に関連する知識・技術や円滑な組織運営のための知識を習得してもらい、能力向上を促進します。

#### 7. その他

(1)在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業

人工呼吸器を使用する在宅の障害児者及び難病患者等に対し、災害時による大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置の購入費補助を行っています。

# (2) 身体障害者福祉

身体に障害があっても、安心して生活をすることができるよう、様々な施設福祉サービスや在宅福祉サービスを提供するとともに、自立と社会参加を促進するため、各種施策を障害者基本計画に基づいて実施しています。

#### 1. 身体障害者福祉の機関

身体障害者福祉の実施機関としては、社会福祉事務所と身体障害者更生相談所があり、協力機関としては、身体障害者相談員と障害者基幹相談支援センターがあります。

(1) 社会福祉事務所

身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うほか、相談、調査、指導にかかる業務などを行っています。

(2) 身体障害者更生相談所

身体障害者に関して、自立支援医療(更生医療)や補装具費の支給・適合に必要な判定、身体障害者手帳交付事務、施設入所調整会議、その他身体障害に関する相談などを行っています。

また、来所が困難な身体障害者のために、医師、理学療法士、看護師等が訪問し、障害診断、補装具の判定、リハビリテーションや日常生活動作の改善等の相談を行っています。

(3) 身体障害者相談員

身体障害者の中から専門的知識をもった人を相談員(80名)に任命し、身体障害者の更生援護に関する相談・指導や社会福祉事務所をはじめとする関係機関の業務への協力などを行っています。

(4) 障害者基幹相談支援センター

障害者(児)やその家族の地域における生活を支援し、障害者(児)の自立と社会参加の促進を図るため、各区に障害者基幹相談支援センターを設置して、福祉施策などに関する情報提供や、生活ニーズに応じた福祉サービスの利用援助、関係機関の紹介・調整などの援助を行っています。

#### 2. 身体障害者社会参加支援施設

身体障害者を対象に、各種の相談に応じるとともに便宜を供与するため、次のような施設があります。

(1) 身体障害者福祉センター

身体障害者が、各種の相談、機能訓練、学習、交流の促進及びレクリエーションなど各種サービスを総合的に受ける施設です。

(2) 補裝具製作施設

義肢・装具を始め福祉用具の製作を行い、主によりよく適合したものを供給するための評価や試作を行っています。

(3) 視聴覚障害者情報提供施設

点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種の情報を製作、提供する施設です。

#### 3. 総合リハビリテーションセンター

障害者に対し、相談から訓練を経て、社会復帰に至るまでの一貫したリハビリテーションサービスを提供する施設で、障害者支援施設、補装具製作施設などからなります。

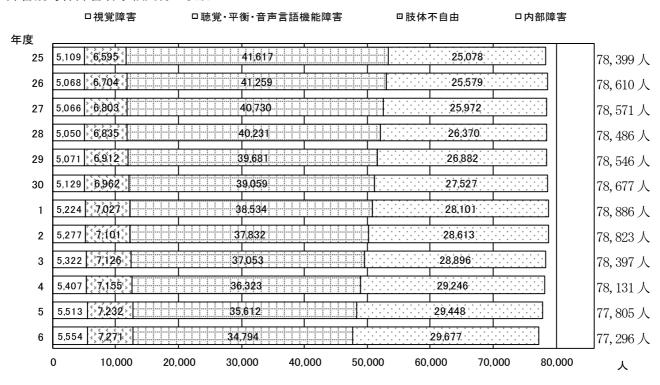
また、交通事故などによる脳損傷が原因で認知障害等を引き起こす高次脳機能障害に対する支援など、専門性を活かした先進的なリハビリテーションに取り組んでいます。

なお、附属病院は、令和7年4月に名古屋市立大学医学部附属病院化しました。

#### 4. 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法等による各種援護をうけるために、障害の種類や程度を明記した手帳が申請により交付されます。

#### 障害別身体障害者手帳交付の状況



本市には、令和6年度末現在77,296人(令和7年4月上旬頃)の手帳所持者がいます。

#### 5. 地域リハビリテーション事業 (訪問指導)

在宅の身体障害者等が、居宅でより容易に生活できるよう、理学療法士、作業療法士、ケースワーカー及び住宅相談員が家庭を訪問して相談や助言等を行っています。

#### 6. 重度障害者移動入浴事業

家庭において入浴することが困難な重度障害者(下肢又は体幹機能障害 1 ・ 2級で、1 ・ 2度の愛護手帳を所持する方又は常に介護を要する方)に、移動入浴サービスを提供しています。

#### 7. 補装具費の支給

失われた身体機能を補完又は代替し、かつ長期間にわたって継続的に使用される、車椅子、補聴器等の補装具を購入、借受け又は修理に要する費用について、補装具費を支給しています。

#### 8. 寝具・特殊寝台の貸与

低所得世帯の重度障害者(児)(下肢又は体幹機能障害1・2級で、1・2度の愛護手帳を所持する方又は常に介護を要する方)に、寝具一式や特殊寝台を貸与するとともに、シーツ・カバー類を定期的に交換しています。

#### 9. 重度障害者(児)•難病等日常生活用具給付

重度障害者(児)の日常生活を容易なものとするため、用具を給付しています。

# <重度障害者(児)・難病等日常生活用具一覧>

< 里皮牌音句 (VC)	・難病等日常生活用具一覧>
種 目	対 象 者
	・原則3歳以上で、①~⑤のいずれかに該当する方
	① 知的 障害の重度以上の在宅の方
	② 18 歳未満の下肢機能障害 2 級以上の在宅の方
特殊マット	③ 18 歳未満の体幹機能障害 2 級以上の在宅の方
	④ 18歳以上の下肢機能障害 1級で、常時介護を必要とする在宅の方
	⑤ 18歳以上の体幹機能障害 1級で、常時介護を必要とする在宅の方
	・難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方
	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方
	① 下肢機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方
特殊 尿器	② 体幹機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方
	・難病等の疾患により自力で排尿できない在宅の方
	原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方
入浴担架	
入 浴 担 架	
	② 体幹機能障害2級以上で、入浴にあたり家族等他人の介助を必要とする在宅の方
	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方
体 位 変 換 器	① 下肢機能障害2級以上で、下着交換等にあたり家族等他人の介助を必要とする在宅の方
	② 体幹機能障害2級以上で、下着交換等にあたり家族等他人の介助を必要とする在宅の方
	・難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方
	・原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方
移動用リフト	① 下肢機能障害2級以上の在宅の方
	②体幹機能障害2級以上の在宅の方
	・難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方
114	##/s===================================
特殊寝台	難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方
割体用がいた	
訓練用ベッド	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方
	・原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方
	① 下肢機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方
入浴補助用具	② 体幹機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方
	・難病等の疾患により入浴にあたり介助を必要とする在宅の方
	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方
	(1) 下肢機能障害2級以上の在宅の方
便 器	② 体幹機能障害2級以上の在宅の方
	・難病等の疾患により常時介護を要する在宅の方
	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方
	(1) 上肢機能障害2級以上の在宅の方
特殊 便器	② 知的障害 重度以上で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な在宅の方
	・難病等の疾患により上肢機能に障害のある在宅の方
	・原則3歳以上で、①~④のいずれかに該当する方
	・原則3歳以上で、① ~ ④がいりれがに該当りる方 ① 平衡機能障害で、歩行が不安定な方
T字状・棒状の	② 下肢機能障害で、歩行が不安定な方
	② 「NX機能導音で、多イル・ケタルな力   ③ 体幹機能障害で、歩行が不安定な方
つえ	
	④ 内部障害で、歩行が不安定な方
	・難病等の疾患により下肢が不自由な方
	・原則3歳以上で、①~③のいずれかに該当する方
移動・移乗	① 平衡機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方
支援用具	② 下肢機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方
	③ 体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方
	・難病等の疾患により下肢が不自由な方
	・①~⑥のいずれかに該当する方
	① 平衡機能障害で、転倒の危険がある方
	② 下肢機能障害で、転倒の危険がある方
頭部保護帽	③ 体幹機能障害で、転倒の危険がある方
	④ 両上肢障害で、転倒の危険がある方
	⑤ 知的障害の重度以上で、医師が必要と認めた方
	⑥ てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害の1級で、医師が必要と認めた方

# <重度障害者(児)・難病等日常生活用具一覧>

	・無済等日常生活用具一覧>
種 目	対象者
	火災発生の感知及び避難が著しく困難な①~③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準
	ずる世帯
火災警報器	① 身体障害の2級以上
	② 知的障害 重度以上
	③ 精神障害の1級
	・火災発生の感知及び避難が著しく困難な①~③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに
	準ずる世帯
Ь £L № Л. Ш	① 身体障害の2級以上
自動消火器	② 知的障害 重度以上
	③ 精神障害の1級
	・火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	18歳以上で、①~④のいずれかに該当する方
	① 視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電磁調理器	② 上肢、下肢又は体幹機能障害2級以上の方
	③ 知的障害重度以上の方
	④ 精神障害の1級で、障害のために火の管理が困難な方
歩行時間延長	
信号機用	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上の方
小型送信機	
聴覚障害者用	   18 歳以上で、聴覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯
屋内信号装置	
浴槽	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方
湯 沸 器	① 下肢機能障害2級以上の在宅の方
風 呂 釜	② 体幹機能障害2級以上の在宅の方
透析液加温器	原則3歳以上で、腎臓機能障害3級以上の自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行
透り似加血品	う方
	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方
	① 呼吸器機能障害3級以上の方
ネブライザー	② ①と同程度の身体障害児・者(同程度とは、身体障害者手帳の単独障害3級以上及び申立書に
	よる)
	・難病等の疾患により呼吸器機能に障害のある方
	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方
	① 呼吸器機能障害3級以上の方
電気式たん吸引器	② ①と同程度の身体障害児・者(同程度とは、身体障害者手帳の単独障害3級以上及び申立書に
	よる)
	・難病等の疾患により呼吸器機能に障害のある方
酸素ボンベ運搬車	18歳以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う方
視覚障害者用	   原則学齢児以上で、視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
音声体温計	
視覚障害者用体重計	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用はかり	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用血圧計	18歳以上で、視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	① 呼吸器機能障害で、在宅酸素療法を行っている方
	② 心臓機能障害で、在宅酸素療法を行っている方
パルスオキシ	③ ①又は②と同程度の障害で、在宅酸素療法を行っている方
メーター	④ 呼吸器機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方
	⑤ 心臓機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方
	⑥ ④又は⑤と同程度の障害で、人工呼吸器を常時使用している方
   聴覚障害者用体温計	⑦ 難病等の疾患により人工呼吸器を装着している方 原則学齢児以上で、聴覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	原則学齢児以上で、①~③のいずれかに該当する方 ① 音声・言語機能障害で、発声・発語に著しい障害を有する方
携 帯 用 会 話   補 助 装 置	① 首戸・言語機能障害で、発戸・発語に者しい障害を有する方   ② 肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する方
畑	
	③ 聴覚障害2級以上の方 原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方
情報通信・	原則字斷党以上で、①、②以外ですれの私記終当する方   ② 視覚障害の方
支 援 用 具	① 祝見厚音の方   ② 上肢機能障害2級以上の方
	(e) LJXIXIEPFT 4 WX/ALV/JJ

視覚障害者用基本 ソフト	原則学齢児以上で、視覚障害の方	
点字ディスプレイ	18 歳以上で、視覚障害の方	
地デジが聞ける ラ ジ オ	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上の方	

# <重度障害者(児)・難病等日常生活用具一覧>

種目	・難病等日常生活用具一覧> 対象者
標準型点字器	視覚障害の方
携带用点字器	視覚障害の方
点字タイプライター	視覚障害2級以上で、原則就学・就労中又は就労が見込まれる方
視覚障害者用ポータブルレコーダー	原則学齢児以上で、視覚障害の方
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	原則学齢児以上で、視覚障害の方
視覚障害者用 拡大読書器 (携帯用含む)	原則学齢児以上で、視覚障害の方
暗所視支援眼鏡	・原則学齢児以上の視覚障害の方で夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方 ・難病等の疾患により夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方
視覚障害者用時計	18歳以上で、視覚障害2級以上の方
聴覚障害者用通信 装置	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 聴覚障害で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ② 発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害の方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
人工喉頭	   音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方
人 工 鼻 (付属品のみ)	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無候頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工候頭を使用する方
視覚障害者用 音声 I C タグ レコーダー	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上の方
パーソナルコンピュータ	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 上肢機能障害2級以上の方で、文字を書くことが困難な方 ② 言語機能障害かつ上肢機能障害による身体障害2級以上の方で、文字を書くことが困難な方
人工内耳体外機 交 換 用 電 池 (使い捨て)	聴覚障害で、人工内耳を装用している方
人工内耳体外機 交換用充電池・充電器	聴覚障害で、人工内耳を装用している方
ストーマ用装具	① 直腸機能障害で、消化器系ストーマを造設している方 ② ぼうこう機能障害で、尿路系ストーマを造設している方 ③ ぼうこう機能障害で、カテーテルを体内に常時留置することによって、尿路変更を行っている方

	種目		対 象 者
紙おむつ等		つ 等	【ぼうこう機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害のある方【直腸機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】   脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が6歳未満であり、申請時の年齢が3歳以上の方で医師が認めた方
洗腸装具		支 具	【直腸機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】   脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が6歳未満であり、申請時の年齢が3歳以上の方で医師が認めた方
収	収 尿 器		排尿の調節が自由にできない、排尿障害のある方
住 宅 改 修 難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方		難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方	

#### 10. 身体障害者福祉電話・福祉ファックス

障害者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保を図るため、福祉電話又は福祉ファックスを貸与しています。 (既に電話機(電話回線を含む)を所有する世帯については対象外)

#### ▶対象者(いずれも所得税非課税世帯)

•福祉電話

外出困難な在宅の重度身体障害者(障害程度2級以上)であってコミュニケーション及び緊急連絡の手段として 必要性が認められる人

福祉ファックス

聴覚障害又は音声・言語機能障害の程度が3級以上で音声言語によるコミュニケーション等が困難か支障がある 人のみの世帯

#### 11. 緊急通報事業

非常連絡のできる電話(あんしん電話)を重度身体障害者に貸与しています。

▶対象者:外出困難なために緊急時の連絡手段の確保が困難で障害程度が2級以上の人のみの世帯及びそれに準ずる 世帯

### 12. 補助犬育成事業等

身体障害者の自立及び社会参加の促進を図るため身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の育成等に係る経費(飼育費)の助成を行っています。(所得制限があります。)

#### 13. 障害者住宅改造補助事業

障害者の住宅環境を改善するため、専門スタッフによる住宅改造訪問相談を行うとともに、住宅の改造に必要な費用の一部を助成しています。

(1) 対象者: 肢体不自由の1~3級の人、視覚障害の1~3級の人、内部障害の1~2級の人、愛護手帳1~3度の人、精神障害者保健福祉手帳1~2級の人、自閉症状群と診断された人

- (2) 対象工事:居室、便所、浴室などの改造
- (3) 補助額:80万円を限度として補助対象工事の実費額。ただし、所得による自己負担や他制度(介護保険制度等) との調整があります。

#### 14. 障害者自立支援配食サービス

障害者のみの世帯等に対し、配食サービスを実施し、安否の確認もあわせて行っています。

#### 15. 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

単身者等で意思疎通が困難な在宅の重度障害者が医療機関(精神科病院を除く)に入院する場合に、普段から支援を 行っているヘルパー等が、コミュニケーション支援を実施します(入院中の病院等における重度訪問介護が利用でき る者を除く)。

#### 16. 障害者通院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な障害者(児)が医療機関に通院して診察を受ける際、医療従事者と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、普段から支援を行っている事業所職員等が、診察中のコミュニケーション支援を実施します。 (身体障害者は、発語が困難な者に限る。精神障害者は、精神科への通院は対象外。)

#### 17. 障害者社会参加促進事業

点訳奉仕員養成講習会	視覚障害者の文化・福祉向上を図るため、点訳奉仕者を養成する点字講習会を開催しています。
朗読奉仕員養成講習会	視覚障害者の教養・文化向上のため、盲人用のテープ・CDに録音する朗読奉仕員を 養成する講習会を開催しています。
視覚障害女性社会講座	視覚障害者の女性を対象に料理、茶華道、編物等の講座を実施しています。
歩 行 訓 練 事 業	視覚障害者が単独で歩行でき、日常生活及び社会生活を安全かつ自由に営むことができるように、歩行訓練を実施しています。
視覚障害青年等社会講座	視覚障害者の青年等を対象として、社会生活に必要な知識の習得や体験交流を図る教室を開催しています。
中途視覚障害者社会講座	中途視覚障害者に対して、将来の生活の方途を見出すために必要な助言、指導及び自活に必要な前訓練としての感覚訓練、点字指導等を行い、社会復帰を図っています。
視覚障害者援護促進事業	視覚障害者のリハビリテーションとして、歩行訓練、日常生活訓練等を実施しています。
聴覚障害者社会教育事業	聴覚障害者が社会生活の知識を吸収し、意見、情報等を交換するための場として、社 会教養講座を開講しています。
盲ろう者生活訓練事業	盲ろう者の情報取得の幅を広げるとともに社会参加の促進を図るため、多様なコミュニケーション手段を学ぶ学習会を開催します。

#### 18. 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者や音声言語障害者の自立した生活を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な知識・技術を習得 した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。

#### 19. 手話通訳者養成事業

聴覚障害者や音声言語障害者の自立した生活を支援するため、手話通訳に必要な専門的知識・技術を習得した手話 通訳者を養成するための講習会を開催します。

#### 20. 手話通訳者派遣事業

聴覚障害者や音声言語障害者が公的機関や医療機関を訪問する場合などに、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を派遣します。

#### 21. 要約筆記者養成事業

手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の自立した生活を支援するため、要約筆記に必要な専門的知識・技術を習得した要約筆記者を養成するための講習会を開催します。

#### 22. 要約筆記者派遣事業

聴覚障害者や音声言語障害者が公的機関や医療機関を訪問する場合などに、意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者を派遣します。

# 23. 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

盲ろう者(視覚及び聴覚の重複障害者)の自立した生活を支援するため、意思疎通や移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための講習会を開催します。(愛知県と合同で開催。)

#### 24. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者が公的機関や医療機関を訪問する場合などに、意思疎通や移動の円滑化を図るため、盲ろう者向け通訳・ 介助員を派遣します。

#### 25. 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者が公的機関や医療機関を訪問する場合などに、意思疎通の円滑化を図るために、支援者を派遣します。

#### 26. 代筆・代読支援員派遣事業

視覚に障害のある方を対象に、代筆代読を行う支援員を派遣します。

#### 27. なごや福祉用具プラザ

福祉用具の展示・相談等を行うとともに、介護知識・技術を習得するための実習・講座等を開催します。また、介護ロボットに関する相談や普及・啓発を実施しています。

#### 28. 聴覚言語障害者情報文化センター

聴覚障害者や音声言語機能障害者の社会参加を促進するため、①各種の相談②手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣③コミュニケーション機器の貸出④字幕入りビデオカセットの製作貸出等、必要とされる情報文化の提供を行う窓口として聴覚言語障害者情報文化センターが開設されています。本市ではこの事業に対し助成しています。

#### 29. 名古屋ライトハウス 情報文化センター

視覚障害者の社会参加を促進するため、視覚障害者が社会生活を送っていくうえで必要な情報を提供する①点字図書の貸出②点字情報誌発行③視覚障害者用図書レファレンスサービス等の事業を実施しています。本市では、この事業に対して助成しています。

#### 30. 福祉バス

障害者の社会参加を促進するため、①研修会・見学会②スポーツ・レクリエーション③その他障害者の福祉増進を 図るための事業に対して大型のリフト付福祉バスの貸出しを行っています。本市ではこの事業に対して助成していま す。

#### 31. 重度障害者タクシー料金助成

地下鉄・市バスを利用することが困難な重度の身体障害者(身体障害者手帳1・2級又は、3級で愛護手帳1~3度のいずれかとの重複。)がタクシーを利用する場合に1枚あたり500円を上限とし、1乗車につき10枚(5,000円分)まで利用可能な福祉タクシー利用券(年間160枚。ただし、人工透析患者のうち週3回以上通院が必要な方は年間200枚。)を交付し、基本料金及び迎車料金等を助成しています。

重度の身体障害者で外出時に車いす等を使用される方が、リフト付タクシーを利用する場合には1枚あたり 2,000 円を上限とし、1乗車につき5枚(10,000円分)まで利用可能なリフト付タクシー利用券(年間120枚。ただし、人工透析患者のうち週3回以上通院が必要な方は年間150枚。)を交付しています。(福祉タクシー利用券との選択制です。)

なお、重度障害者タクシー料金助成につきましては、福祉特別乗車券との選択制です。

#### 32. 重度身体障害者リフトカー運行事業

地下鉄、市バス、タクシーの利用が困難な車いす利用の重度身体障害者の方を対象にリフトカーの運行を行っています。なお、事前に利用登録が必要です。予約制。(リフト付タクシー利用券の交付を受けている方は、この事業を利用することができません。)

- (1) 利用料 1時間あたり400円
- (2) 利用回数 原則として月8乗車以内、1乗車の利用は2時間以内
- (3) 運行時間 原則として8時~20時

#### 33. 交通料金の軽減

(1) 福祉特別乗車券の交付

身体障害者手帳の1~4級所持者に対して市営交通機関等が無料乗車できる福祉特別乗車券を交付(1・2級又は3・4級の第1種の方には介護者用も交付)しています。なお、重度障害者タクシー利用券との選択制です。

令和4年2月より、名鉄、JR東海及び近鉄の鉄道(市内運行区間)並びに名鉄バス及び三重交通の路線バス(原則市内運行区間)への対象交通拡大を実施しました。(運賃相当額を後日支給)

(2) 市営交通料金の割引

福祉特別乗車券を交付されていない身体障害者手帳所持者については害引料金を適用しています。

#### ▶割引料金

- ・市バス 大人100円 小人50円
- ・地下鉄 大人 小人料金と同じ 小人 小人料金の半額 (10円単位で切り上げ)

介護者についても、割引制度があります。

- (3) 旅客鉄道株式会社(JR)旅客運賃の割引
  - ア 普通乗車券:介護者とともに利用する第1種身体障害者の場合、距離に関係なく、本人及び介護者は50%割引されます。本人が単独で利用する第1種及び第2種の身体障害者の場合は、片道100キロを超える場合に限り50%割引されます。
  - イ 定期乗車券:介護者とともに利用する場合で、12歳以上の第1種身体障害者は、距離に関係なく本人及び介護者は 50%(自動車線は 30%)割引され、12歳未満の第1種及び第2種の身体障害者は、介護者のみ 50%割引(通勤定期乗車券を発売)されます。
  - ウ 回数券・急行券:介護者とともに利用する第1種身体障害者の場合、本人及び介護者は、50%割引されます。(特別急行等は除く)
- (4) 航空旅客運賃の割引

満12歳以上の身体障害者手帳所持者が利用する場合、本人及び介護者の普通大人片道料金が各航空運送事業者により割引される場合があります。

#### 34. 身体障害者自動車運転免許取得補助金

身体障害者手帳所持者が自動車教習所に入所し、自動車運転免許証を取得した場合、その費用の3分の2に相当する額(ただし、10万円を限度とします)を補助しています。

#### 35. 身体障害者自動車改造補助金

就労等の促進を図るため、身体障害者手帳所持者が自ら所有し、運転する自動車(操向装置、駆動装置など)を改

造する必要がある場合に、10万円を限度として改造実費額を補助しています。

#### 36. 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合及び第1種身体障害者が乗車し、その介護者が運転する場合で有料道路 を利用する場合に、通常料金の50%が割引されます。制度の利用には事前手続きが必要です。

なお、ETC 無線通行 (ノンストップ走行) を利用する場合、割引が適用される自動車の事前登録 (障害者1人につき1台を登録) 及び有料道路事業者への事前申請が必要です。

#### 37. 肢体障害者自立促進事業

肢体障害者の社会参加を促進するため、自立生活の相談に応ずるとともに車いすの貸出しを行っています。本市では、この事業に対して助成しています。

#### 38. 読書環境の整備

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の成立を踏まえ、点字図書館と公共図書館等との連携を強化するほか、テキストデータ化ボランティアの養成やデイジー図書再生機器の視覚以外の障害者への貸出等により読書環境の整備を推進します。

#### 39. 障害者 ICT サポート推進事業

視覚障害者に対し、自宅等を訪問し、パソコン、スマートフォン等を利用するための操作支援を行っています。

#### 40. 重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」

北区クオリティライフ 21 城北内において、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児者が安心して 生活できるよう、入所により生活の支援や医療的なケアを提供します。

#### 41. その他の援護

市営住宅への入居あっせん・家賃等の減額 (1~4級)、東山動植物園等の無料入場、市県民税・軽自動車税 (種別 割) の減免、上・下水道料の軽減及びおんたけ休暇村の使用料の割り等を行っています。

#### 42. 各種制度

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 障害児福祉手当
- (3) 特別障害者手当
- (4) 愛知県在宅重度障害者手当
- (5) 重度障害者(児)給付金
- (6) 外国人障害者給付金
- (7) 障害者虐待の相談支援事業
- (8) 障害者医療費助成
- (9) 福祉給付金
- (10) 名古屋歯科保健医療センター(障害者歯科)
- (11) 障害基礎年金
- (12) 特別障害給付金
- (13) 年金生活者支援給付金

「知的障害者福祉」86頁「第4章4-3(3)〕参照

「障害者総合支援法による制度等」69頁〔第4章4-3(1)〕参照

「福祉医療」109~111頁〔第4章4-4 (8)〕参照

「国民年金」103~105頁〔第4章4-4(5)〕参照

「年金生活者支援給付金」106頁〔第4章4-4(6)〕参照

# ● (3) 知的障害者福祉

知的に障害があっても、安心して生活をすることができるよう、様々な施設福祉サービスや在宅福祉サービスを提供 するとともに、自立と社会参加を促進するため、各種施策を障害者基本計画に基づいて実施しています。

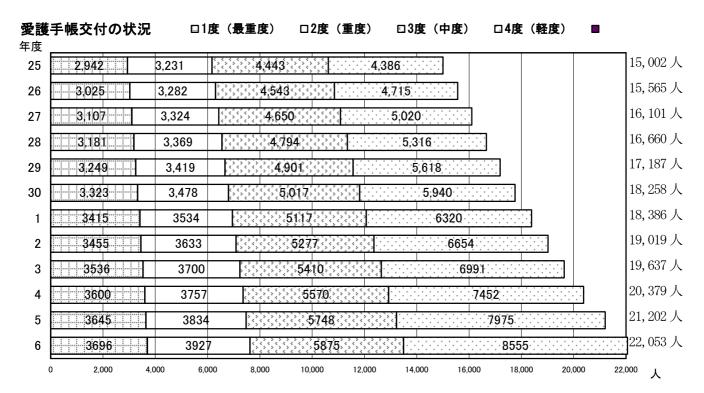
#### 1. 知的障害者福祉の機関

知的障害者福祉の実施機関としては、社会福祉事務所と知的障害者更生相談所があり、協力機関としては、知的障害者相談員と障害者基幹相談支援センターがあります。

- (1) 社会福祉事務所
  - 知的障害者の福祉に関し、実情の把握につとめるほか、相談、調査、指導にかかる業務などを行っています。
- (2) 知的障害者更生相談所 知的障害者に関する問題の相談に応ずるほか、医学的、心理学的及び職能的判定や指導を行っています。
- (3) 知的障害者相談員 市長に委嘱された人(55人)が、知的障害者の養育や、生活上の問題など身近な相談に応じています。
- (4) 障害者基幹相談支援センター (74頁〔第4章4-3(2)〕参照)

#### 2. 愛護手帳の交付

知的障害者に対する一貫した指導・相談や各種の援護を受けやすくするために、申請により愛護手帳を交付しています。令和7年度末現在22,053人の手帳所持者がいます。



#### 3. 職親制度

知的障害者が自立更生を図るため、一定期間職親のもとで、生活指導及び技能習得訓練を受け、就職に必要な素地を身につけようとするものです。

#### 4. 心身障害者扶養共済事業

障害児(者)の保護者が死亡したり、身体に著しい障害を有する状態となった場合に年金を支給して、障害児(者)の生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済事業を行っています。

(1) 掛金の額 (2口まで加入できます。)

1 口につき月額9,300 円~23,300 円 (平成20年3月31日現在加入者は、5,600円~14,500円) 1 口目、2 口目とも、加入年度4月1日時点の保護者の年齢により決まります。

#### (2) 年金の額

1口加入月額20,000円

2口加入月額40,000円

#### 5. ふれあい教室

在宅のおおむね15歳以上の知的障害者を対象に、社会参加と余暇活動の充実を図るため、料理教室等を開催しています。本市ではこの事業に対して助成しています。

#### 6. 障害者青年学級

心身に障害のある青年が、仲間やボランティアの人たちとともに学習やスポーツ・レクリエーションなどの集団活動をはじめ、地域社会と関わり交流することを通して、豊かな生活の構築を図るとともに、社会の一員として活動することを促すために、市内の団体・サークルに補助金を交付しています。

#### 7. 成年後見あんしんセンター

知的障害等によって判断能力が不十分となり、自分一人では契約や財産管理が難しい方が安心して生活できるよう、 成年後見制度に関する相談や利用支援を行っています。また、ボランティアで後見活動を担う市民後見人の養成など も行っています。

#### 8. 障害者・高齢者権利擁護センター

知的障害者等の主体性・自主性を尊重し、安心して地域生活を送れるよう、権利擁護・財産管理等の相談に応じ、 金銭管理サービス等の生活支援を行っています。

#### 9. 障害者自立支援配食サービス

障害者のみの世帯等に対し、配食サービスを実施し、安否の確認もあわせて行っています。

#### 10. 重度障害者(児)日常生活用具給付

重度障害者(児)の日常生活を容易なものとするため、用具を給付します。

#### 11. 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

単身者等で意思疎通が困難な在宅の重度障害者(児)が医療機関(精神科病院を除く)に入院する場合に、普段から支援を行っているヘルパー等が、コミュニケーション支援を実施します(入院中の病院等における重度訪問介護が利用できる者を除く)。

#### 12. 障害者通院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な障害者(児)が医療機関に通院して診察を受ける際、医療従事者と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、普段から支援を行っている事業所職員等が、診察中のコミュニケーション支援を実施します。 (身体障害者は、発語が困難な者に限る。精神障害者は、精神科への通院は対象外。)

#### 13. 各種手当

手当の種類	受給資格者	支給要件	支給月額	所得制限	
	身体又は精神で障害を有する20 歳末満の児童を監護している親 又は養育者	〈1級 ・重度の身体障害(ほぼ身障手帳1・2級) ・重度の精神障害(矢的障害の場合はまず1Q35以下)	56,800円		
特別児童 扶養手当	ただし、次の人を除く ・障害児が障害を支給事由 とする給付(年金)を受 けることができるとき ※原則として、認定診断書によ り認定します。	(2級) ・中度の身体障害 (はまり障手帳3級及び4級の一部) ・中度の精神障害 (知が障害の場合はまず1050以下)	37, 830 円	あり	
		〈1号〉   身障手帳1・2級かい愛護手帳1・2度	29,750円		
	20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするもの 「ただし次の人を除く	〈2号〉 ・愛護手帳1度 ・身障手帳1・2級で全面介助を要すること ・身障手帳1・2級で進行性筋萎縮症 ・医師に自閉症状群と診断されたこと	22, 500円	あり	
障 害 児 福 祉 手 当	・障害を支給事由とする給付 (年金) を受けとることができる人 (5号は除く)	〈3号〉 上記1号、2号に該当しない ・身障手帳1級・2級 ・愛護手帳2度	17, 250 円		
	・5号については愛知県在 宅重度障害者手当の所	〈4号〉   上記1号~3号に該当しないこと	16, 100円		
	得制限を超えている人 ※原則として、認定診断書によ	〈5号-1〉 上記1号に該当する障害を有し、所得制限を超過又は障害 を事由とする年金等を受けていること	14, 250 円	<b>あり</b>	
	しり認定します。	〈5号-2〉 上記2号に該当する障害を有し、所得制限を超過又は障害 を事由とする年金等を受けていること	15, 750 円	855	
	20歳以上であって、政令で定め る程度の著しい重度の障害の状態にあるため、日常生活におい	〈1種 身障手帳1・2級かつ愛護手帳1・2度	41, 440 円		
特別障害者	て常時特別の介護を必要とするもの	〈2種) ・身障手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度	35, 640 円		
手 当	継続して3ヵ月を超えて 入院している人を除く	〈3種〉 上記の1種、2種に該当しないこと	34, 590 円		
	※原則として認定診断書により 認定します。	※原爆被暴者の介護手当等を受給している場合は、手当額が ※予防接触法による障害年金を受給している場合、当該年金			
	重度管書者(児)	〈1種    身障手帳1・2級かい愛護手帳1・2度	15,500円		
愛知県在宅 重度障害者 手 当	特別障害者手当、障害児福祉手当等 の受給者を除く	〈2種 ・身障手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・身障手帳3級かつ愛護手帳3度 ※平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに手帳の交付を 受けた方は対象外	6, 750円	あり	
重 度 障 害者(児) 給 付 金	重度障害者(児) 特別障害者手当、障害児福 祉手当、各種基礎年金、旧 国民年金法に基づく障害 年金、外国人障害者給付 金、特別障害給付金の受給 者を除く	次の、付えいに該当する者であって、かつ11月分の愛知県在宅重度障害者手当又は経過的福祉手当の受給資格を有する者 ・身障手帳1・2級 ・1Q35以下 ・身障手帳3級かつ1Q36~50	年額 20,000円	あり	

注)いずれの手当も、入所施設に入所しているときは支給されません。支給額は予定です。今後、支給額が変わることがあります。

外国人日	召和57年1月1日 日本国内に居住地登録していた 0歳以上の障害者で昭和57年1 日1日前に障害の初診日がある方	・身障手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・精神章害者保健福祉手帳1級	36,000円	あり
------	---	--	---------	----

注)公的年金等、他都市の同様の趣旨の給付金を受給している場合は、支給額が調整されます。 生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受給中の方は支給されません。

#### 14. 交通料金の軽減

#### (1) 福祉特別乗車券の交付

愛護手帳所持者に対して市営交通機関等が無料乗車できる福祉特別乗車券を交付(1~3度の方には介護者用も 交付)しています。なお、重度障害者タクシー利用券との選択制です。

令和4年2月より、名鉄、JR東海及び近鉄の鉄道(市内運行区間)並びに名鉄バス及び三重交通の路線バス(原則市内運行区間)への対象交通拡大を実施しました。(運賃相当額を後日支給)

- (2) 市営交通料金の割引
  - 福祉特別乗車券を交付されていない愛護手帳所持者については割引料金を適用しています。
- (3) 旅客鉄道株式会社(JR)旅客運賃の割引
  - ア 普通乗車券:介護者とともに利用する第1種知的障害者の場合、距離に関係なく、本人及び介護者は50%割引されます。本人が単独で利用する第1種及び第2種の知的障害者の場合は、片道100キロを超える場合に限り50%割引されます。
  - イ 定期乗車券:介護者とともに利用する場合で、12歳以上の第1種知的障害者は、距離に関係なく本人及び介護者は 50%(自動車線は 30%)割引され、12歳未満の第1種及び第2種の知的障害者は、介護者のみ50%割引(通勤定期乗車券を発売)されます。
  - ウ 回数券・急行券:介護者とともに利用する第1種知的障害者の場合、本人及び介護者は、50%割引されます。(特別急行等は除く)

# (4) 航空旅客運賃の割引

満12歳以上の知的障害者(愛護手帳(療育手帳)所持者)が利用する場合、本人及び介護者の普通大人片道料金が各航空運送事業者により割引される場合があります。

#### 15. 重度障害者タクシー料金助成

地下鉄、市営バスを利用することが困難な重度の知的障害者(愛護手帳1・2度又は3度で身体障害者手帳1~3級との重複。)がタクシーを利用する場合、1枚あたり500円を上限とするタクシー利用券(年間160枚、1乗車につき10枚(5,000円分)まで利用可能)を交付し、基本料金及び迎車料金等を助成します。なお、福祉特別乗車券との選択制です。

#### 16. 有料道路通行料金の割引

第1種知的障害者が乗車し、その介護者が運転する場合で有料道路を利用する時に、通行料金の50%が割引されます。制度の利用には事前の手続きが必要です。

なお、ETC 無線通行 (ノンストップ走行) を利用する場合、割引が適用される自動車の事前登録 (障害者1人につき1台を登録) 及び有料道路事業者への事前申請が必要です。

#### 17. その他の援護

市営住宅への入居あっせん・家賃等の減額(減額は1~3度)、東山動植物園等の無料入場、市県民税・軽自動車税 (種別唐I) の減免、上・下水道料の軽減及びおんたけ休暇村の使用料の割引等を行っています。

#### 18. 各種制度

(1)	重度障害者移動入浴事業
\ I	

(2) 寝具・特殊寝台の貸与

(3) 障害者住宅改造補助

(4) 障害者医療費助成

(5) 福祉給付金

(6) 名古屋歯科保健医療センター(障害者歯科)

(7) 障害基礎年金

(8) 特別障害給付金

(9) 年金生活者支援給付金

(10) 重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」

「身体障害者福祉」75・79頁〔第4章4-3(2)〕参照

「福祉医療」109~111 頁〔第4章4-4(8)〕参照

「国民年金」103~105頁〔第4章4-4(5)〕参照

「年金生活者支援給付金」106頁〔第4章4-4(6)〕参照

「身体障害者福祉」83頁〔第4章4-3(2)〕参照

# (4) 精神障害者福祉

精神障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方の、自立と社会経済活動への参加を促進するために、各種施策を障害者基本計画に基づいて実施しています。

#### 1. 精神障害者福祉の機関

区役所・支所

精神障害者保健福祉手帳の交付申請、自立支援医療(精神通院医療)及び居宅介護等の障害福祉サービスに関する支給申請を始めとして精神障害者の福祉施策の窓口となっています。

(2) 精神保健福祉センターここらぼ

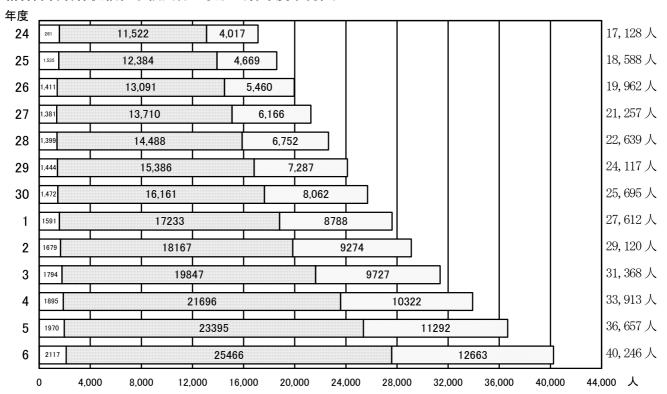
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療 (精神通院医療) の判定・決定を行うとともに、障害福祉サービスの給付に関する意見を述べます。

(3) 障害者基幹相談支援センター (74頁 [第4章4-3(2)] 参照)

#### 2. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害があるために、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方に対し、申請により精神障害者保健福祉手帳を交付しています。この手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証する手段となることにより、手帳の交付を受けた方に対し、各種支援策が講じられることを目的としています。

#### 精神障害者保健福祉手帳交付の状況(各年度末現在)



#### 3. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅・住環境の整備の推進
  - ア 市営住宅における住宅の確保など
    - (ア) 市営住宅の福祉向け募集(障害者世帯向)

確保された市営住宅の福祉向募集における障害者入居枠について、募集を行います。

#### 4. 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実

- (1) 情報・意思疎通の支援の充実
  - ア 人材の養成や活用の推進
    - (ア) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

単身者等で意思疎通が困難な在宅の重度障害者(児)が医療機関(精神科病院を除く)に入院する場合に、普段から 支援を行っているヘルパー等が、コミュニケーション支援を実施します(入院中の病院等における重度訪問介護 が利用できる者を除く)。

意思疎通が困難な障害者(児)が医療機関に通院して診察を受ける際、医療従事者と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、普段から支援を行っている事業所職員等が、診察中のコミュニケーション支援を実施します。(精神科への通院は対象外)

### 5. 権利擁護の推進

(1) 障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援

精神障害者等の主体性・自主性を尊重し、安心して地域生活を送れるよう、権利擁護・財産管理等の相談に応じ、令銭管理サービス等の生活支援を行っています。

- (2) 成年後見制度の利用促進
  - ア 成年後見あんしんセンター

精神障害等によって判断能力が不十分となり、自分一人では契約や財産管理が難しい方が安心して生活できるよう、成年後見制度に関する相談や利用支援を行っています。また、ボランティアで後見活動を担う市民後見人の養成なども行っています。

### 6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実
  - ア 在宅サービスの拡充
    - (ア) 障害者自立支援配食サービス

障害者のみの世帯等に対し、配食サービスを実施し、安否の確認もあわせて行っています。

- イ 外出支援施策の推進
  - (ア) 福祉特別乗車券の交付

精神障害者保健福祉手帳所持者に対して市営交通機関等が無料乗車できる福祉特別乗車券を交付(1~2級の 方には介護者用も交付)しています。なお、重度障害者タクシー利用券との選択制です。

令和4年2月より、名鉄、JR東海及び近鉄の鉄道(市内運行区間)並びに名鉄バス及び三重交通の路線バス (原則市内運行区間) への対象交通拡大を実施しました。(運賃相当額を後日支給)

(イ) 市営交通料金の割引

福祉特別乗車券を交付されていない精神障害者保健福祉手帳所持者については割り料金を適用しています。

(ウ) 航空旅客運賃の割引

満12歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者が利用する場合、本人及び介護者の普通大人片道料金が各航空運送事業者により割引される場合があります。

(エ) 重度精神障害者タクシー料金助成

地下鉄・市バスを利用することが困難な重度の精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)がタクシーを利用する場合に1枚あたり500円を上限とするタクシー利用券(年間160枚、1乗車につき10枚(5,000円分)まで利用可能)を交付し、基本料金及び迎車料金等を助成します。なお、福祉特別乗車券との選択制です。

(オ) 旅客鉄道株式会社(IR) 旅客運賃の割引

ア 普通乗車券:介護者とともに利用する第1種精神障害者の場合、距離に関係なく、本人及び介護者は50% 割引されます。本人が単独で利用する第1種及び第2種の精神障害者の場合は、片道100キ ロを超える場合に限り50%割引されます。

- イ 定期乗車券:介護者とともに利用する場合で、12歳以上の第1種精神障害者は、距離に関係なく本人及び 介護者は50%(自動車線は30%)割引され、12歳未満の第1種及び第2種の精神障害者は、介護 者のみ50%割引(通勤定期乗車券を発売)されます。
- ウ 回数券・急行券:介護者とともに利用する第1種精神障害者の場合、本人及び介護者は、50%割引されます。(特別急行等は除く)

#### ウ経済的施策の充実

#### (ア) 外国人障害者給付金支給事業

昭和56年に改正された国民年金法が施行される以前に20歳に達していた外国人で障害基礎年金等を受けることができない重度精神障害者に対し、給付金を支給します。

#### 7. その他の援護

市営住宅の家賃等の減額 (減額は1~2級)、東山動植物園等の無料入場、市県民税・軽自動車税 (種別唐) の減免、 上・下水料の軽減及びおんたけ休暇村の使用料の割引等を行っています。

#### 8. 各種制度

- (1) 重度障害者(児)日常生活用具給付事業
- (2) 障害者住宅改造補助
- (3) 特别児童扶養手当
- (4) 障害者通院時コミュニケーション支援事業
- (5) 障害児福祉手当
- (6) 特別障害者手当
- (7) 外国人障害者給付金
- (8) 障害者虐待の相談支援事業
- (9) 障害者医療費助成
- (10) 福祉給付金
- (11) 障害基礎年金
- (12) 特別障害給付金
- (13) 年金生活者支援給付金

- 「身体障害者福祉」75 頁・79 頁〔第4章4-3(2)〕参照

「身体障害者福祉」80頁〔第4章4-3 (2)〕参照 「知的障害者福祉」86・87頁〔第4章4-3 (3)〕参照

「障害者総合支援法による制度等」72頁〔第4章4-3(1)〕参照

「福祉医療」109~111頁〔第4章4-4(8)〕参照

「国民年金」103~105頁〔第4章4-4(5)〕参照

- 「年金生活者支援給付金」106頁〔第4章4-4(6)〕参照

# ● (5) 障害者就労支援の促進

就労に向けての支援や働く場の確保、活動しやすい環境づくりを通じて、社会的に自立した生活の実現と、社会参加の促進を図ります。

#### 1. 施設から一般就労への移行促進

福祉、労働、教育、企業など就労支援を推進するためのネットワークの構築のために以下の事業を行います。

- (1) 障害者就労支援推進会議の開催
- (2) 職業能力開発プロモーターの配置 障害者の実習や訓練を受け入れる企業の開拓などを行う職員を配置します。
- (3) 障害者就労支援にかかる人材の育成 就労移行支援事業に携わる職員向けの研修を実施します。
- (4) 障害者雇用に向けた啓発 障害者雇用の促進を図るため、雇用率未達成企業等への働きかけや優良企業の表彰を行います。
- (5) 就労定着支援事業

就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所、グループホームの利用者が一般企業などへ就労した後、引き続き施設職員が就労定着のために職場や自宅などへ訪問して、助言・指導などの支援を行った場合に助成を行います。

#### 2. 障害者就労施設等向け支援

障害者優先調達推進法に基づき、障害者の自立の促進に資するため「名古屋市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定めています。

この方針は、市内の事業所等での障害者雇用数が、常用雇用労働者数の一定割合以上である企業を「障害者雇用促進企業」として認定し、本市の行う指名競争入札において優先指名を受けることができる優遇措置などを実施しています。また、登録された市内の障害者就労施設等の物品や役務について、通常は競争入札に付される金額の物品の購入や役務の提供を受けるにあたって、随意契約することができるなどの優遇措置を実施しています。

#### 3. 障害者雇用支援センター及び障害者就労支援センター

一般就労や継続就労が困難な障害者に対し、就労面及び日常生活上の相談・支援を一体的に行うことにより、障害者の雇用の促進を図ります。

### 4. 障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」

障害者雇用の推進及び工賃・賃金の向上を図るため、企業及び障害者就労支援施設に対する相談支援や障害者の職場定着支援、製品の販路拡大等の支援を実施します。

#### 5. 重度障害者等就労支援事業

重度障害者等が働く場合において、通勤時や就労中に必要な支援をヘルパーが行います。

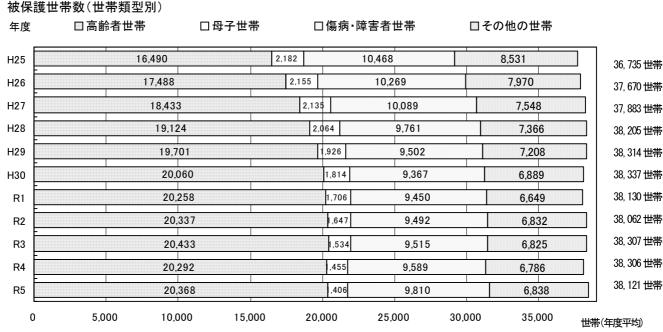
# •

# 4-4 生活福祉



# (1) 生活保護

生活保護法に基づいて実施される保護は、生活に困窮するすべての国民に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を 行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



(注) ①停止中の世帯は含まない②世帯数は年度平均を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある

#### 1. 保護の原則

- (1) 保護は、要保護者(保護を必要とする状態にある人)やその扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。
- (2) 保護は、要保護者に対して厚生労働大臣の定める基準のうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行われます。
- (3) 保護は、要保護者の年齢・健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して行われます。
- (4) 保護は、世帯を単位として行われます。

#### 2. 保護の実施機関

保護の申請は、要保護者の居住地の区役所民生子ども課及び支所区民福祉課(社会福祉事務所)で受け付けています。

ここでは、専門の職員(ケースワーカー)が、それぞれ担当地区の世帯を受け持ち、調査をします。この調査に基づいて保護の要否や程度が決定されます。

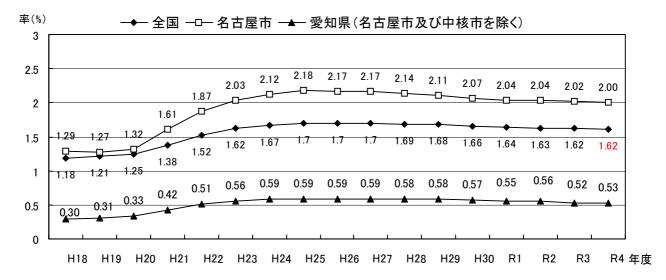
また、民生委員は社会福祉事務所の協力機関として、要保護者の相談などにあたっています。

# 3. 保護の種類

保護は次の8種類に区別され、要保護者の必要に応じて行われます。

生活扶助	<ul><li>・衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの</li><li>・移送</li></ul>		・介護保険制度による居宅介護サービス(福祉 用具購入・住宅改修を含む)・地域密着型サー ビス及び施設サービス ・介護保険制度による介護予防サービス(介護
教育扶助	・義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 ・義務教育に伴って必要な通学用品 ・学校給食その他義務教育に伴って必要なもの	介護扶助	予防福祉用具購入・介護予防住宅改修を含む) 及び地域密着型介護予防サービス ・介護保険制度による介護予防・生活支援サー ビス事業 ・移送
住宅扶助	・住居・補修その他住宅の維持のために必要なもの	出産扶助	<ul><li>・分べんの介助</li><li>・分べん前及び分べん後の処置</li><li>・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料</li></ul>
医療扶助	<ul><li>・診察</li><li>・薬剤又は治療材料</li><li>・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術</li><li>・居宅における療養上の管理及びその療養に伴</li></ul>	生業扶助	・生業に必要な資金、器具又は資料 ・生業に必要な技能の修得 ・就労のために必要なもの
	う世話その他の看護 ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う 世話その他の看護 ・移送	葬祭扶助	<ul><li>・検案</li><li>・死体の運搬</li><li>・火葬又は埋葬</li><li>・納骨その他葬祭のために必要なもの</li></ul>

# 保護率の推移



# 4. 保護の基準

(令和7年4月現在)

世帯	生活扶助額	(再掲)加算額
標 準 3 人 (33 歳、29 歳、4 歳)	163. 090 円	(児童養育加算) 10, 190 円
母 子 (30歳、9歳、4歳)	195, 860 円	(児童養育加算) 20,380円 (母子加算) 23,600円
高 齢 者 (72歳、67歳)	120, 900 円	
高 齢 者 (68歳)	76, 880 円	

#### 5. 保護施設

保護は、主に、被保護者(現に保護を受けている人)の居宅で行われますが、必要がある場合は、施設に入所して 保護を受けます。

保護施設には、次のものがあります。

#### (1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な人が入所して、生活扶助を受けることを 目的とする施設です。

#### (2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする人が入所して、生活扶助を受けることを目的とする 施設です。

#### (3) 医療保護施設

医療を必要とする人に対して医療の給付を行うことを目的とする施設です。

#### (4) 授産施設

身体上、精神上又は世帯の事情により就業能力の限られている人に対して、就労や技能修得のために必要な機会と 便宜を与えることにより、その自立を助長することを目的とする施設です。

#### (5) 宿所提供施設

住居のない世帯に対して住宅扶助を行うことを目的とする施設です。

#### 6. その他の援護

本市では、生活保護法に基づく保護のほかにも、次のような事業を行っています。

#### (1) 児童の援護

下表のような支度金等を支給することによって、被保護世帯の児童援護の充実を図っています。

事 業 名	支 給 対 象 者	支給金額 (1人につき)
修学旅行参加支度金	小学校第6学年に在学し、修学旅行に参加する児童	3,000円
修子	中学校第3学年に在学し、修学旅行に参加する生徒	5,000円
学童服購入資金	5月1日現在、小学校第6学年に在学する児童	8,000円
子 里 旅 賻 八 賃 金	5月1日現在、中学校第2学年に在学する生徒	9,000円

#### (2) 子どもの学習・生活支援事業

# ア 中学生の学習支援事業

家庭環境や学力面で課題を抱える生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親家庭の中学生に対し、16 区 150 か所(ひとり親家庭を対象とした子ども青少年局の事業と一体的に実施)において、大学生を中心とするサポーターによる学習支援(週2回又は週1回)を実施し、基礎学力の向上を図り、高校進学を支援するとともに、子どもの居場所づくりや保護者への養育支援などを行います。

#### イ 高校生世代への学習・相談支援事業

高校中退防止の取り組みとして、中学生の学習支援事業を利用したことがある高校生世代の児童等を対象に、16 区 150 か所(ひとり親家庭を対象とした子ども青少年局の事業と一体的に実施)の中学生の学習支援事業の実施場所において、週1回程度の学習のフォローや半年に1回程度の手紙や電話等による進学後の継続支援を行うとともに、学習面の支援の強化としてオンライン学習支援サービスを活用します。また、巡回支援等をあわせて実施することで、将来の進路などの悩みに対する相談支援を行います。

(3) 生活保護世帯から大学等へ進学した学生への応援金の支給

貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するため、生活保護世帯から大学等に進学し、在学している学生に対し、年 に2回、春と秋に5万円ずつ応援金を支給しています。

# (2) ホームレス援護施策

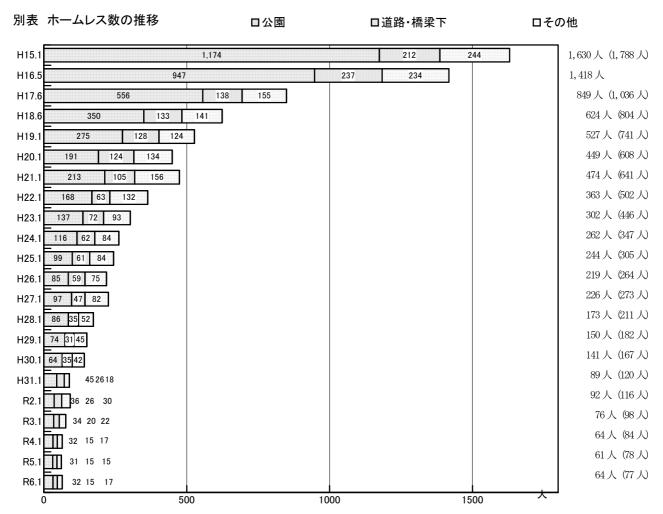
ホームレスは、ピーク時に比べ大きく減少してきましたが、なお、一定人数のホームレスが公園等に起居しており、 その自立と自立の定着が課題となる一方、公園等では、利用を巡って近隣住民との摩擦が生じる場合もあります。

名古屋市では、ホームレス問題の解決を図るため、平成13年8月に市長(現在は副市長)を本部長とする「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」を設置し、全庁的な体制の下に、総合的な施策を講じていくこととしています。

平成14年8月に施行した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」等に基づき、平成16年7月に「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」(第1期実施計画)を策定しました。その後も、計画期間の5年ごとに「実施計画」を策定しており、令和6年3月に「第5期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しました。今後も計画に基づき、引き続き必要な事業を実施していきます。

#### 1. ホームレス数の推移

名古屋市においては、平成15年には、1,788人のホームレスが公園等に起居していましたが、令和6年には77人に減少しました。



※( )内は、国及び愛知県等が管理する河川敷等で起居するホームレスを加えた公表人数

### 2. 主な援護施策

### (1) 自立支援事業

ホームレスが自立した生活を営めるよう職業相談、職業紹介、生活相談等を行い、就労等による自立を支援します。 また、就労自立した人等に対し、定期的に居宅訪問・電話相談等を行い、地域で社会生活が継続して営めるようアフターフォローを実施します。

#### (2) 一時保護事業

住居がなく生活保護法による保護の要否判定に期間を要する人等が入所します。

#### (3) 巛回相談事業

公園や路上で起居するホームレスに対し、野宿生活からの脱却をはかるため、その生活実態を把握し、福祉援護施 策の周知・相談を行います。また、緊急宿泊施設等の入所者に対する自立への意欲喚起、生活相談等の援助を行います。

# 3. 自立支援事業の入退所状況等について(令和6年12月末日現在)

(1) 入退所の状況 (単位:人)

区 分	施設	定員	入所者累計	退所者累計	現在数
	自立支援事業あつた 平成14年11月28日開設	79	3, 613	3, 578	35
自立支援 事 業 (自立支援 センター)	自立支援事業なかむら 平成 16 年5月 10 日開設	74	3, 019 (293)	2, 987 (287)	32 (6)
	計	153	6, 632 (293)	6, 565 (287)	67 (6)

注()は女性再掲

#### (2) 退所者の状況(令和6年12月末日現在)

・就労自立又は何らかの福祉的援護を受けて自立した者

4,074 人

• 自立率

4,074 人/6,565 人=62.1%

# (3) 戦争犠牲者援護

終戦後すでに79年を経過した今日においても、なお、様々な戦争の傷あとが残っている人々が数多くおられます。 遺族をはじめとして、戦傷病者、海外引揚者の人たち、いわゆる戦争犠牲者のための各種援護施策については、国家 保障の精神に基づいて、関係法律によりそれぞれ援護が行われています。

このほか本市においては、市独自の施策として、各種の相談事業の実施及び見舞金の支給などを通じ、これらの人たちの福祉増進につとめています。

### 1. 戦傷病者の援護

- (1) 恩給法
  - ・傷病恩給の支給
- (2) 戦傷病者特別援護法
  - ア 療養の給付
  - イ 補装具の支給・修理
  - ウ JR無賃乗車券類引換証の交付等
- (3) 戦傷病者戦没者遺族等援護法
  - ・障害年金、一時金の支給
- (4) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
  - ・特別給付金の支給
- (5) 戦傷病者等の市営交通料金等無料化
  - 戦傷病者手帳所持者
  - •被爆者健康手帳所持者
- (6) 市営・県営住宅への優先入居・使用料金の減額
- (7) 公共施設の無料入場 (東山動植物園等)
- (8) 福祉給付金制度
  - ·福祉医療(109~111頁[第4章4-4(8)]参照)
- (9) 原爆被爆者の健康診断等に係る交通費の助成

# 2. 遺族援護

- (1) 恩給法
  - ア 公務扶助料の支給
  - イ 普通扶助料の支給
  - ウ 一時扶助料の支給
- (2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法
  - ア 弔慰金の支給
  - イ 遺族年金の支給
  - ウ 遺族給与金の支給
- (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
  - ・特別給付金の支給
- (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
  - ・特別弔慰金の支給

#### 3. 未帰還者留守家族の援護

留守家族手当の支給・帰還者の帰郷旅費の支給等

#### 4. 民間戦災傷害者の援護

民間戦災傷害者援護見舞金の支給

# 5. 中国帰国者の援護

- (1) 見舞金の支給(世帯単位)
  - ・永住帰国者 10 万円
- (2) 福祉特別乗車券の交付
  - ・市営交通機関等に無料乗車できる福祉特別乗車券を2年間に限り交付しています。
- (3) 地域社会における生活支援等
  - ・言葉の問題や生活習慣等の違いなどから、日常生活習慣等の困難を抱える方々に対し、生活相談に応じたり、自立支援通訳の派遣を行います。
  - ・日本語教室への通学費用の補助をします。
- (4) 特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
  - ・世帯の収入が一定の基準により算出した額に比べて不足する場合、その不足する範囲内において、支援給付費を 支給します。
- (5) 配偶者支援金の支給
  - ・支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して、特定中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金を支給します。

# (4) 国民健康保険

国民健康保険法に基づき、職場の健康保険等の適用を受けない市民を被保険者として、病気やケガだけでなく出産、 死亡に関し保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、令和6年12月2日に従来の被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しました。

#### 1. 機関

愛知県との共同保険者として区役所保険年金課・支所区民福祉課が窓口となり、被保険者資格、保険給付、保険料の賦課徴収等、国民健康保険実施のための業務を行っています。

療養の給付(治療・投薬)は、知事の登録を受けた保険医または保険薬剤師が担当しています。 保険医療機関等への診療報酬の審査・支払事務は愛知県国民健康保険団体連合会に委託しています。

#### 2. 被保険者

市内に住んでいる人は、外国人(適格な在留資格で一定期間滞在する人に限る。)を含め、すべて名古屋市の国民健康保険の適用を受けなければなりません。ただし、次の人は除かれます。

- (1) 健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険組合等の医療保険に加入している人とその家族
- (2) 後期高齢者医療制度の適用を受けている人
- (3) 生活保護を受けている世帯の人

#### 3. 保険給付

被保険者は、次のような保険給付を受けることができます。

種類	事由	給付内容
1XX 25 (/ ) X 1/1	病気やケガをしたとき 在宅で療養が必要なとき	医療機関等へ被保険者証(70歳以上の人は、高齢受給者証もあわせて)またはマイナ保険証を提示することにより診療・投薬が受けられます。この場合、医療費の自己負担割合は、70歳以上は2割または3割、就学児以上70歳未満は3割、未就学児は2割です。
入 院 時 食事療養費	入院して食事療養を受けたとき	入院中の食事療養費の給付が受けられます。この場合、食事療養標準負担額の支払いが必要です。 市民税非課税世帯等は、標準負担額が減額されます。
入 院 時 生活療養費	65 歳以上の人が療養病床に入院したとき	入院中の食事療養費及び居住費の給付が受けられます。この 場合、生活療養標準負担額の支払いが必要です。 市民税非課税世帯等は、標準負担額が減額されます。

被保険者は、次のような保険給付を申請により受けることができます。

種類	事由	給付内容
療養費	やむを得ない理由で被保険者証等をもたずに診療を受けたとき 海外でやむを得ず病気やケガの治療を受けたとき 外傷性の明らかな負傷により柔道整復師に施術を受けたとき はり、灸、あんま、マッサージの施術を受けたとき コルセット等の治療用装具代や、生血代を支払ったとき	支払った費用につき、審査・決定された額の7割または8割 が支給されます。

種類	事由	給付内容
高額療養費	負担する医療費が高額のとき	医療機関等の窓口で支払った自己負担が、1か月または1年の間に一定の額(自己負担限度額)を超えたときは、後でその超えた額が申請により支給されます。マイナ保険証によるオンライン資格確認や、被保険者証・資格確認書と供に限度額適用認定証等を提示することで、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までに抑える制度があります。
高額療養費	特定疾病に該当するとき	人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病A・Bや血液製剤によるHIV感染症で治療を受けている人は、申請することにより、その治療にかかる毎月の自己負担が軽減されます。
高額介護合		1年間に医療機関で支払った医療費の自己負担と介護サービスを利用し支払った自己負担を合算した額が一定の額を超えたときは、後でその超えた額が申請により支給されます。
移送費	患者として移送されたとき	治療上一時的・緊急な必要があって、医師の指示により移送 された場合、移送に要した費用が支給されます。
出産育児 一 時 金	出産したとき	488,000円(産科医療補償制度加入分娩機関での出産の場合は 500,000円)が支給されます。
葬 祭 費	被保険者が死亡して葬祭を行ったとき	50,000 円が支給されます。

#### 4. 保険料

国民健康保険の保険料は、世帯単位で次のように計算された医療分、支援金分、介護分の合算額です。ただし、介護分は40歳~64歳の被保険者がいる世帯にのみかかります。

#### ◆保険料=医療分+支援金分+介護分

	区分所得割			均等	訶	
医	療	分	被保険者全員の(前年中の所得-市県民税の基礎控除額)	×料率	1人あたり均等割額	×被保険者数
支	援金	分	被保険者全員の(前年中の所得-市県民税の基礎控除額)	×料率	1人あたり均等書額	×被保険者数
介	護	分	40歳~64歳の被保険者全員の(前年中の所得-市県民税の基礎控除額)	×料率	1人あたり均等書額	×40∼64歳の被保険者数

#### ◆所得基準による減額制度

世帯の所得額が一定額以下の場合は、均等割額の7割、5割または2割が減額されます。

#### ◆子ども減額制度

未就学児については、均等割額の5割が減額されます。ただし、上記の「所得基準による減額制度」が適用されている場合は、その適用後の均等割額の5割が減額されます。

# ◆産前産後減額制度

出産する被保険者については出産する(予定)月の前月から4か月相当分(多胎妊娠の場合は、出産(予定)月の3か月前から6か月相当分)の保険料が減額されます。

#### ◆均等割額の独自控除

「所得基準による減額制度」が適用されている世帯の均等割額から、被保険者1人につき年間2,000円(加入月数により月割り)を差し引きます。

#### ◆所得割額の独自控除

下表の①~③を合算した額を「所得割額の独自控除」として、個人ごとの所得割額から差し引いています。独自控 除の適用を受けるには、確定申告や市県民税の申告において、対象となる控除の申告が必要です。

		区分		差し引く額 (年間)
	1	扶養家族	障害者控除の対象でない扶養家族	扶養家族1人につき 33万円 × 料率
	2	がいる場合	障害者控除の対象である扶養家族	扶養家族1人につき86万円 × 料率
Ī	3			9 2万円 × 料率

※①・②の「扶養家族」は確定申告や市県民税の申告における同一生計配偶者・扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む。)となります。配偶者特別控除の対象となる人は含みません。 ※「所得割の独自控除額」は、医療分・支援金分・介護分ごとに算出し、個人ごとの加入月数により月割りで計算します。また、個人ごとに算出した所得割額を超えることはありません。

#### ◆保険料の減免

災害や特別の理由で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。 世帯単位または個人単位で判定し、減免額は事由等によって異なります。

◆会社都合等で退職した人を対象とした保険料の軽減制度

会社の倒産、解雇、雇い止め等の理由で退職した人につき、給与所得金額を100分の30として保険料額の算定を行います。

#### 5. 保健事業

本市では、令和6年に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき「第3期名古屋市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」及び「第4期名古屋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、被保険者の健康保持・増進と保険者の医療費適正化のため、次の事業を行っています。

(1) 特定健康診查·特定保健指導

糖尿病等の生活習慣病を予防し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させることを目的に、特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

	区分		特定健康診査	特定保健指導
対	象	者	40 歳以上の被保険者	特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクに応じて「積極的支援」「動機付け支援」「それ以外」に区分し、そのうち   「積極的支援」「動機付け支援」に区分された人
内	Ī	容	腹囲測定など、メタボリックシンドロームに着目 した健康診査	「動機付け支援」原則1回の支援 「積極的支援」3か月以上の支援 健診受診者全員に対して、健診結果とともに生活習慣病予防 のための情報を提供
実	施場	所	市内の協力医療機関または区役所講堂等で行う集団健診会場	市内の協力医療機関または各区保健センター等
実	施方	法	対象者に受診券と受診案内を郵送	対象者に特定健康診査の結果通知とあわせて案内

#### (2) 30・35健診

当該年度4月1日時点で30歳または35歳の被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査を 実施します。実施方法については特定健康診査と同様です。対象者には受診券と受診案内を郵送します。

(3) 重症化予防事業

特定健康診査の結果等から、糖尿病性腎症や高血圧症等の重症化予防が必要な被保険者に治療勧奨や生活習慣改善の保健指導等を行っています。

- (4) 後発医療品(ジェネリック医薬品)の使用促進
  - 後発医療品の使用を促進し、被保険者の一部負担の軽減を図るため、広報及び差額通知を送付しています。
- (5) 重複・多剤投与者への支援

重複服薬・受診が認められる人、多くの薬を服用されている人に訪問や手紙等の健康支援を行います。

(6) 医療費通知

健康づくりに役立つ情報の提供と同時に医療費等を通知することにより、健康管理意識と国民健康保険制度の理解を深めることを目的とします(年3回)。また、確定申告用の医療費控除の添付資料として使用できます。

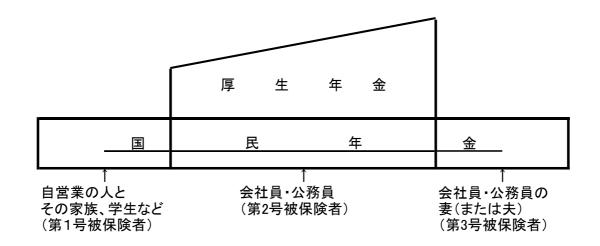
- (7) 健康教育パンフレット(国保だより)の作成・配布 健康管理意識の普及を図るため、パンフレットを作成・配布しています。
- (8) 保養施設利用助成事業

心身ともにリフレッシュしていただくために、名古屋市民御岳休暇村セントラル・ロッジの宿泊料金の一部を助成しています。

# (5) 国民年金

国民年金は日本国内に住むすべての人に対し、老齢、障害または死亡によって生活の安定が損なわれるのを防止し、 健全な生活の維持及び向上に寄与することを目的として、自営業の人だけでなく会社員やその配偶者などすべての人に 共通する基礎年金を支給する制度です。

一方、厚生年金は、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置づけられます。



#### 1. 機関

国民年金事業は、国(厚生労働省)が財政責任・管理運営責任を担い、日本年金機構が業務を運営しています。年金に関する相談や保険料の収納事務などについては、全国の年金事務所が担当しています。

本市では、区役所保険年金課・支所区民福祉課が市町村の法定受託事務である国民年金の第1号被保険者に関する 届出・申請・請求の受付を行っています。

# 2. 被保険者

種 別	対 象 者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の自営業の人や学生など
第 2 号被保険者	厚生年金に加入している会社員や公務員など
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人
任意加入被保険者	以下のいずれかに該当し、加入を希望する人  ・ 60歳以上70歳未満で、老齢基礎年金を受ける資格期間が不足する人など  ・ 厚生年金から老齢(退職)年金を受けている20歳以上60歳未満の人  ・ 日本国外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

#### 3. 国民年金保険料

第1号被保険者は、年金給付に要する費用にあてるため保険料を納めなければなりません。保険料は年齢、収入などにかかわらず、すべての人が同じ金額です。

なお、第2号被保険者と第3号被保険者は、厚生年金がまとめて費用の負担をしますので、個別に国民年金保険料を納める必要はありません。

#### ◆保険料の全額・一部免除・納付猶予

所得が少ない場合や失業・廃業・災害等のために保険料を支払うことが難しい場合に、申請により保険料の支払いの免除や猶予を受けることができます。

#### ◆学生納付特例

経済的な理由等により保険料の納付が困難な学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請をすることにより在学中の保険料の納付が猶予されます。

#### ◆産前産後免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産日が属する月の3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。

#### ◆法定免除

生活扶助または障害基礎年金・障害年金を受けている場合等には、届出により保険料の支払いが免除されます。

なお、受け取る老齢基礎年金の額は免除や猶予の種類に応じて少なくなります。免除や納付猶予を受けた期間は 後から10年前の分までさかのぼって納めることができます。この場合の年金額は、通常納めたときの年金額と同じ になります。

#### 4. 基礎年金

基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の3種類があります。2つ以上の基礎年金を受けることができる場合は、そのうち1つを選択しなければなりません。

種 類	事 由
老齢基礎年金	65 歳になったとき 60 歳以上65 歳未満での繰上げ支給、66 歳以上75 歳までの繰下げ支給があります。
障害基礎年金	病気やけがにより障害者となったとき
遺族基礎年金	配偶者が死亡し父子または母子家庭になったとき、子が遺児となったとき

#### 5. その他の給付

基礎年金のほか第1号被保険者と任意加入被保険者に独自の給付があります。

種 類	事 由
付 加 年 金	付加保険料を納めているとき
寡 婦 年 金	老齢基礎年金を受ける資格をもった夫が、年金を受けずに死亡し、その妻が 60 歳になったとき
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき

# 6. 旧国民年金制度による給付

種 類	事 由
老 齢 年 金 (通算老齢年金)	大正 15 年 4 月 1 日以前の生まれで、一定の資格期間を満たした人等が 65 歳になったとき
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人等が70歳になったとき

# 7. 無年金障害者に対する特別障害給付金

学生、厚生年金等の加入者の配偶者などで国民年金に任意加入していなかった期間に初診日のある傷病により、現在、障害基礎年金1級、2級に相当する障害に該当しているが障害基礎年金等を受給していない人に対して、特別障害給付金が支給されます。

# (6) 年金生活者支援給付金

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人で、収入や所得額が一定基準額以下の人に対して、年金に上乗せする形で給付金が支給されます。

種 類	事 由	
老 齢 (補 足 的 老 齢)年 金 生 活 者 支 援 給 付 金	老齢基礎年金を受けている65歳以上の人で、世帯全員の市町村民税が非課税かつ前年の公的年金等の収入額と所得額の合計が基準額以下のとき	
障害年金生活者支援給付金	障害基礎年金を受けており、前年の所得額が基準額以下のとき	
遺族年金生活者支援給付金	遺族基礎年金を受けており、前年の所得額が基準額以下のとき	

# (7) 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の中で、今後も国民皆保険制度を維持するためには、医療費の伸びを抑えて、保険料や税の負担を国民の負担可能な範囲にとどめるとともに、その負担を世代間、世代内を通して公平でわかりやすい制度にする必要があります。

こうした考えのもと高齢者の医療の確保に関する法律が施行され75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害のある 方を対象に後期高齢者医療制度が実施されています。

本市においては保険料の収納業務と申請の受付などの窓口業務を行っています。

#### 1. 機関

区役所の保険年金課・支所区民福祉課が窓口となり、被保険者資格、給付、保険料に関する届出や申請の受付など を行います。また、支所でも区役所と同様に届出や申請の受付を行います。

なお、保険料率の決定、保険料の賦課、給付の決定などの制度運営に関することは愛知県の全市町村が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合が行います。

#### 2. 被保険者

愛知県後期高齢者医療広域連合の区域内(愛知県内)に住所がある次の方です。(ただし、生活保護(準用保護を含す。) 又は中国残留邦人等支援給付を受給中の方は除きます。)

- (1) 75歳以上の方
- (2) 65歳から74歳で一定の障害のある方

なお、一定の障害のある方とは概ね身体障害者手帳1~3級及び4級の一部、愛護手帳1~2度、精神障害者保 健福祉手帳1~2級所持者が該当します。

#### 3. 保険給付

被保険者は、次のような保険給付を受けることができます。

種類	事由	給付内容
療養の給付	病気やケガをしたとき 在宅で療養が必要なとき	医療機関等へ資格確認書、被保険者証、またはマイナ保険証を提示することにより診療・投薬が受けられます。この場合、医療費の自己負担割合は1割から3割です。
入 院 時食事療養費	入院して食事療養を受けたとき	入院中の食事療養費の給付が受けられます。この場合、食事療養標準負担額の支払いが必要です。 市民税非課税世帯等は、標準負担額が減額されます。
入 院 時生活療養費	療養病床に入院したとき	入院中の食事療養費及び居住費の給付が受けられます。この場合、生活療養標準負担額の支払いが必要です。 市民税非課税世帯等は、標準負担額が減額されます。

被保険者は、次のような保険給付を申請により受けることができます。

種類	事由	給付内容
療養費	やむを得ない理由で資格確認書等をもたずに診療を受けたとき 海外でやむを得ず病気やケガの治療を受けたとき 外傷性の明らかな負傷により柔道整復師に施術を受けたとき はり、灸、あんま、マッサージの施術を受けたとき コルセット等の治療用装具代や、生血代を支払ったとき	支払った費用につき、審査・決定された額の7割から9割が 支給されます。

種類	事由	給付内容
高額療養費	負担する医療費が高額のとき	医療機関等の窓口で支払った自己負担が、1か月または1年の間に一定の額(自己負担限度額)を超えたときは、後でその超えた額が申請により支給されます。 医療機関等の窓口で、資格確認書等と一緒に「限度額適用認定証」等を提示することにより、自己負担限度額までを支払う制度があります。オンライン資格確認を実施している医療機関等では、本人の同意があれば限度額証等の提示は不要です。
高額療養費	特定疾病に該当するとき	人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病A・Bや血液製剤によるHIV感染症で治療を受けている人は、「特定疾病療養受療証」を提示することにより、その治療にかかる毎月の自己負担が軽減されます。
高額介護合療養費		1年間に医療機関で支払った医療費の自己負担と介護サービスを利用し支払った自己負担を合算した額が一定の額を超えたときは、後でその超えた額が申請により支給されます。
移 送 費	患者として移送されたとき	治療上一時的・緊急な必要があって、医師の指示により移送 された場合、移送に要した費用が支給されます。
葬 祭 費	被保険者が死亡して葬祭を行ったとき	喪主に50,000円が支給されます。

### 4. 保険料

保険料は、個人ごとに算定された「均等割額」と「所得割額」の合計額になります。

令和7年度							
均等書懶	53, 438 円	100 円未満切捨てで800,000 円が上限に					
所得割額	(総所得金額等-430,000 円※) ×	なります。					
刀(1号音)稅(	0. 1113						

<sup>※</sup> 一定以上の所得のある方は、市・県民税算出の際に控除される、所得に応じた基礎控除の額となります。

なお、所得が一定額以下の場合には保険料が軽減されます。

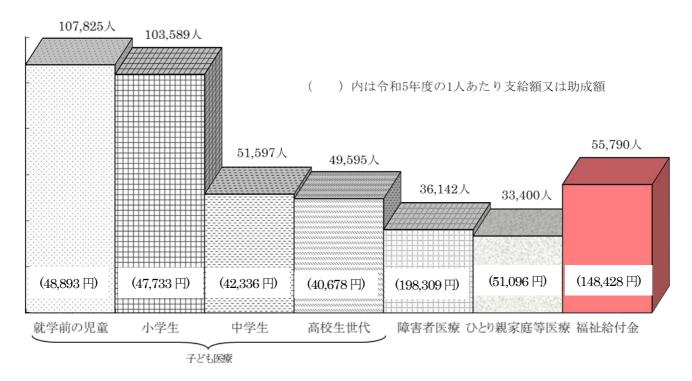
同一世帯のすべての被保険者とその世帯主の総所得金額等の合計	保険料の軽減額
43 万円+10 万円×(年金・給与所得者数※-1)以下のとき	均等割額の7割
(43 万円+(30.5 万円×世帯の被保険者数)+10 万円×(年金・給与所得者数※-1))以下	均等割額の5割
(43 万円+(56 万円×世帯の被保険者数) +10 万円×(年金・給与所得者数※-1))以下	均等割額の2割

- ◎ 軽減判定時には、65歳以上の方の場合は、公的年金等に係る雑所得から、さらに15万円が控除されます。 なお、専従者控除及び土地・建物の譲渡に係る特別控除は適用されません。
- ※ 世帯主及びその世帯に属する全ての被保険者のうち、下記のいずれかに該当する方の人数(1人の方が下記の2つに該当する場合も1人として計算します)
  - ・給与収入が55万円を超える方(ただし、給与専従者収入は含めない)
  - ・前年の12月31日現在65歳未満で、かつ公的年金等収入額が60万円を超える方
  - ・前年の12月31日現在65歳以上で、かつ公的年金等収入額が125万円を超える方

なお、後期高齢者医療制度加入前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方は、制度加入後2年間に限り保険料の均等割額が5割軽減され、所得割額は課せられません。

### (8) 福祉医療

### 医療費助成制度及び福祉給付金対象者数(令和5年度平均)



市民の健康の保持と福祉の増進を目的として、就学前の児童・小学生・中学生・高校生世代・障害者・ひとり親家庭等の人々を対象に医療費の自己負担額を助成しています。

また、後期高齢者医療の被保険者又は70歳以上の方のうち、障害者など一定の条件に該当する方の医療費の自己負担額を助成する福祉給付金制度を実施しています。

### 1. 機関

区役所の保険年金課・支所区民福祉課を窓口として、医療証、福祉給付金資格者証の交付等の業務を行っています。 また、障害者のための歯科保健医療センターが設置 (2ヵ所) されています。

#### 2. 医療費助成制度

病院などで受診したときの医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する制度です。

### ▶助成対象者

健康保険に加入している次表に該当する方です。ただし、生活保護受給者、後期高齢者医療の被保険者は除きます。(※後期高齢者医療の被保険者は福祉給付金の対象となります。)

### ▶助成内容及び方法

愛知県内の病院などの窓口で医療証とマイナ保険証等を提示することにより、医療費(保険診療分)の自己負担額が助成されます。

ただし、入院時食事療養費又は入院時生活療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用(室料差額など) は助成されません。また、高額療養費及び家族療養附加金などの保険給付があった場合には、その給付相当額は助成の範囲から除きます。

なお、県外で受診された場合や、やむをえない理由により、病院などの窓口で医療費(保険診療分)の自己負担額を支払ったときは、後日払い戻しを受けることができます。

	区	,	分	対 象 者	所	得	制	限
子	ど	b	医頻	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方	なし			
障	害	者	医頻	●身体障害者手帳1~3級所持者  「じん臓機能障害者は1~4級 進行性筋萎縮症者は1~6級  ●精神障害者保健福祉手帳1~2級所持者 ●IQ50以下と判定された方 ●自閉症状群と診断された方 ●特定医療費受給者証(指定難病)をお持ちで、日常生活が著し い制限を受けると医師に証明された方				特別障害者 下であるこ
ひ	とり親	家庭	等医	18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を 扶養しているひとり親家庭の母(父)とその児童又は両親のいない児童				※が児童扶 以下である

助成対象者には、医療証が交付されます。

※1月~7月は前々年所得

### 3. 福祉給付金制度

後期高齢者医療の被保険者又は70歳以上の方が、病院などで受診したときの医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する制度です。

### ▶助成対象者

次のいずれかに該当する方です。ただし、生活保護受給者は除きます。

- (1) 後期高齢者医療制度の被保険者で、次の要件に該当する方
  - ①障害者医療費助成又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件該当者(「2. 医療費助成制度」を参照してください。)
  - ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得(1月から7月は前々年所得) が障害児福祉手当受給限度額以下の方
  - ③精神障害者・結核患者のうち措置入院等している方
  - ④ねたきり又は重度・中度の認知症が3カ月以上継続している方で、本人の前年所得(1月から7月は前々年所得)が特別障害者手当受給限度額以下の方
- (2) 健康保険に加入している 70 歳以上の方で、上記2~④の要件に該当する方助成対象者には福祉給付金資格者証が交付されます。

### ▶助成内容及び方法

愛知県内の病院などの窓口で福祉給付金資格者証とマイナ保険証等を提示することにより、医療費(保険診療分)の自己負担額が助成されます。

ただし、入院時食事療養費又は入院時生活療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用(室料差額など) は助成されません。また、高額療養費及び家族療養附加金などの保険給付があった場合には、その給付相当額は助 成の範囲から除きます。

なお、県外で受診された場合や、やむをえない理由により、病院などの窓口で医療費(保険診療分)の自己負担額を支払ったときは、後日払い戻しを受けることができます。

### 4. 名古屋歯科保健医療センター(障害者歯科)の運営費補助

日頃から地域で歯科治療を受けることが困難な障害児・者の口腔衛生相談・指導及び治療のため、名古屋市歯科医師会が運営する名古屋歯科保健医療センターの運営費を補助しています。

### ▶利用できる方

身体障害者手帳( $1\sim3$ 級)又は愛護手帳( $1\sim3$ 度)の交付を受けている方などで、地域で歯科診療を受けることが困難な方です。

### ▶利用方法

予約制になっていますので、それぞれのセンターにあらかじめご相談ください。

施設名	名古屋北歯科保健医療センター	名古屋南歯科保健医療センター
所 在 地	北区平手町1丁目1-5 (クオリティライフ 21 城北内)	南区弥次ヱ町五丁目 12-1
電話番号 (FAX)	915—8844 (915—8844)	611—8044 (825—4340)
開設日	毎週火〜土曜日	毎週火〜土曜日
開設時間	午前9時~午後5時	午前9時~午後5時





# (1) 地域保健・地域医療

### 1. 衛生教育活動

衛生教育活動とは、公衆衛生活動の教育的な側面を総称しており、各事業そのものにも衛生教育的な要素が含まれています。それらを補完するために行っている条件整備、研修などの衛生教育活動には次のようなものがあります。

(1) 衛牛教育媒体

各事業ごとのチラシ、リーフレット、冊子の他に保健センターPR誌「保健センターのご案内」を発行しています。

(2) 公衆衛生に関する研修

職員に対して、次のような公衆衛生に関する研修を行い、資質の向上を図っています。

① 名古屋市公衆衛生研究発表会の開催

日常業務を通じての調査研究の結果や実績などを発表し、幅広い情報の交換、相互の技術、技能などの研さんを図っています。(昭和29 年度より毎年1回開催)

② 国立保健医療科学院等への派遣

公衆衛生に従事している職員を短期研修に派遣し、最新の知識、技術、技能を習得させ、資質の向上を図っています。

### 2. 医師・看護職員確保対策事業

(1) 医師確保対策

地域医療へ積極的に貢献する医師を確保するため、診療科全般にわたって高い診療能力を有する総合医の養成を目的として、名古屋大学及び名古屋市立大学に設置された寄附講座に対して寄附を行っています。

(2) 看護師等確保対策

看護の高度化・専門化へ対応するため、看護職の質の向上を図るとともに、職場復帰を目指す潜在看護職の復職 支援や新人看護職の離職防止を図り看護職の確保に資するよう、看護職員向けの研修事業を行っています。

- ① 看護職員のキャリアサポート(市主催研修)
  - ア 看護管理者研修会

変化する社会に対応できる看護管理について必要な知識・技術・態度を習得する。

イ 中堅看護職員研修会

看護実践者モデルとして役割を認識し、リーダーシップ能力を育成する。

ウ 臨地実習指導者講習会

看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識及び技術を修得する。

- ② 看護職員離職防止·再就業支援(県市共催研修)
  - ア新人看護職員合同研修

新人看護職員卒後研修が自施設で開催されていない病院等の新人看護職員の質の向上及び早期顧職防止を図る。

イ ナース復職・スキルアップ研修会

復職を希望する看護職員の就業意欲と看護実践力を高め、職場復帰を図る。

### 3. 地域医療対策事業

(1) 地域医療の確保

多様な医療需要に対応し、健康増進から疾病予防、治療、リハビリ、在宅ケアに至る一貫した保健医療サービスの 提供体制の確立を目指し、愛知県地域保健医療計画が策定されています。その中で、日常生活圏等の社会的条件を考 慮して二次医療圏が定められています。 二次医療圏についても、愛知県地域保健医療計画の中に医療圏ごとの医療提供体制が記載され、地域の概況、保健・ 医療施設の状況、主たる疾病への対策、救急医療対策、災害医療対策、新興感染症発生・まん延時における医療対策、 周産期医療対策、小児医療対策、在宅医療対策などが盛り込まれています。

#### (2) 臓器移植

(公社) 日本臓器移植ネットワークが実施している臓器移植を推進するため、臓器提供意思表示カードを区役所、保健センター等を通じて配布することにより普及に努める他、腎不全対策事業を行う(公財) 愛知腎臓財団や(公財) 愛知県アイバンク協会が設置しているアイバンクを通じて、腎臓・角膜移植の推進を図る等、市民の移植医療に対する理解を深めています。

(3) AED (自動体外式除細動器) 貸与事業

市民の安全・安心の確保を図るため、市民が主催・参加する地域行事(スポーツ大会、イベント等)に、保健医療課及び各保健センターが所有するAEDを貸し出しています。

#### 4. 救急医療対策事業

休日・夜間等の一般診療時間外における医療を確保するために、本市では、救急医療(時間外等)対策に関する懇談会を開催するとともに、救急医療(時間外等)対策要綱を策定し、医師会等関係機関の協力を得て、救急医療体制の整備確立に努めています。

(1) 救急医療体制

内科・小児科を中心に休日等における診療体制を確立し、関係諸団体との協議を通じて、より一層の体制強化を図っています。

- ① 第一次体制
  - ア 休日急病診療所: 市内14か所
  - イ 名古屋市医師会急病センター:東区の市医師会館内
  - ウ 平日夜間急病センター:中川区、南区、守山区の休日急病診療所内 (守山区については令和7年7月1日(火)に千種区に機能移転予定)
  - エ 歯科保健医療センター:北区、南区
- ② 小児救急ネットワーク 758

土曜午後夜間、休日、平日夜間に小児科の診療を確保しています。

毎日準夜帯(土休日昼間帯含む): 4病院、毎日深夜帯:1病院

第二次体制

病院群輪番制: 土曜午後夜間に内科・外科・産婦人科・眼科の診療を、休日に内科・外科・産婦人科・眼科・耳 鼻咽喉科の診療を、平日夜間に内科・外科・産婦人科の診療を確保しています。

④ 第三次体制

救命救急センター:市内7か所

(2) 愛知県広域災害・救急医療情報システム

このシステムは、救急医療体制の円滑な連携を果たし、併せて医療の機能分担と医療資源を有効に活用することを 目的として稼働しています。愛知県、市町村及び医療機関の三者が共同で設置運営しているもので、市民等からの問 合せに対して医療機関の案内を行っています。また、平成10年度から「広域災害システム」を付加し、「愛知県広域 災害・救急医療情報システム」として、運営しています。

#### 5. なごや医療モデルの構築

名古屋市立大学の機能を最大限活用しながら、民間医療機関をはじめとする関係機関とともに、市民が求める安全・安心な医療・介護を提供する「なごや医療モデル」の構築を目指します。

これに向けて、令和7年4月に名古屋市立大学医学部附属病院としてリハビリテーション病院が開設され、また、 医療人材の育成のため、同大学医学部保健医療学科リハビリテーション学専攻の校舎として活用する厚生院の施設改修等を行います。

### 6. 医療安全業務

市民に対する適正な医療が確保されることを目的に、病院・診療所・施術所・衛生検査所等について、立入検査・指導等を行っています。

#### (1) 定例立入検査

各施設が関係法令により規定された人員及び構造設備を有しているか、また、適正な管理を行っているかなどについて定例立入検査を実施しています。その結果、基準に適合しない事実を確認したときは、管理者に通知するとともに改善計画の提出を求めています。

#### (2) 随時立入検査

開設届及び建物構造等に関する変更届を受理した場合、又は広告違反等の違法行為があった場合、苦情等の通報があった場合などに随時立入検査を実施しています。

### (3) 医療安全相談窓口

医療に関するさまざまな相談や苦情について中立的な立場でお話を伺い、相談者自らが問題を解決するための助言や適切な相談窓口の紹介等を行います。

#### 7. 保健環境委員活動

地区において、公衆衛生活動を推進し、公衆衛生思想の普及を図るためには、市民の理解及び参加が不可欠です。 そのため本市では、協力機関として昭和22年6月より区長の推薦により市長が委嘱する保健委員を置いていましたが、 近年、その活動範囲が環境分野にも大きく広がっていることなどから、平成27年4月より保健環境委員へと名称を変 更しました。

委員の任期は4月から翌々年の3月までの2年となっていますが、再任することもできます。

その職務は、生活習慣病予防、健康づくり、蚊やねずみ、ゴキブリの防除、狂犬病予防などの保健所業務、ごみ・ 資源収集などの環境事業所業務、環境保全対策など各種の業務への援助及び協力、公衆衛生思想の普及徹底など地区 衛生活動の中心となって公衆衛生を増進するものであり、本市公衆衛生事業の推進に多大な貢献をしています。

現在では、ごみの発生抑制や CO<sub>2</sub> の削減など地球温暖化防止に向けた取り組み、また、超高齢社会における健康づくり事業の推進をはじめ、SDGs を意識した活動を進めるなど、時代に即した市民ぐるみの活動に取り組んでおり、その役割はますます重要なものとなっています。

#### <保健環境委員の組織>



### 8. 保健所の運営整備等

#### (1) 保健所の概要

保健所は、地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づき、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県、地域保健法施行令で定める市及び東京都特別区が設置しているもので、地域保健に関する思想の普及、感染症その他の疾病の予防、食品及び環境衛生の改善等地域住民ニーズ、地域の実態に応じた公衆衛生施策を実施する行政機関です。本市では、本庁に保健所を、行政区単位に16保健所支所(名称は保健センター)を設置しているほか、区役所支

所管内の保健衛生対策として6分室を設けています。 本市の保健所は、地域保健法に定める事業を推進するとともに、指定都市(長)の行うべき感染症予防、食品衛生、

本市の保健所は、地域保健法に定める事業を推進するとともに、指定都市(長)の行うべき感染症予防、食品衛生、 興行場・旅館・公衆浴場の営業指導に関する事務等及び市町村(長)の行うべき成人保健、母子保健等の保健衛生事 業も行っており、都道府県の保健所に比べて、より市民に密着した存在となっています。

また、保健所には、市長の附属機関として名古屋市保健所運営協議会が設置され、保健所所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議しています。

### (2) 保健所の運営・整備

地域保健対策推進の基盤整備として、経常の庁舎修繕、備品整備を行っています。

#### 9. 難病施策

原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養が必要となるため、経済的、精神的にも患者及び家族に負担の大きい疾病など、いわゆる難病の患者に対し、区役所福祉課又は支所区民福祉課において、医療給付事業や日常生活及び社会生活を支援するため、障害福祉サービス等を実施しています。

また、臨床研究や患者団体への助成を行い施策の推進を図るとともに、患者や家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的に保健センターにおいて訪問・相談支援事業や医療生活相談事業などを行っています。

(1) 難病法に基づく特定医療費助成制度

厚生労働大臣が定める指定難病(348疾病)について、指定医療機関で受診した際の医療費の公費負担を行っています。

(2) 愛知県特定疾患医療給付事業

愛知県が行う当該事業について、その申請手続き等を区役所福祉課又は支所区民福祉課で実施しています。

(3) 名古屋市特定疾患医療給付事業

本市の独自事業として、突発性難聴について、委託医療機関で治療している方を対象に医療費の公費負担を行っています。

(4) 障害福祉サービス等

難病患者等の日常生活及び社会生活の支援として、障害者総合支援法に基づくホームヘルプなどの障害福祉サービスや補装具、日常生活用具の給付等を実施しています。

(5) 交通料金の軽減

特定医療費受給者証(指定難病)所持者のうち、日常生活が著しい制限を受けると医師に証明され福祉医療費助成制度(障害者医療・福祉給付金)の受給をされている方に、市営交通機関等が無料で乗車できる福祉特別乗車券を交付しています。

(6) 難病患者医療生活相談事業

保健センターにおいて、医師・保健師・理学療法士等により、疾患や病態、家族介護等の相談援助並びに指導を行い、患者等の日常生活上及び療養上の悩み等の軽減を図るとともに、地域における療養を支援しています。

(7) 難病訪問·相談支援事業

患者・家族に対して、保健センター保健師等が訪問などにより病状や家庭環境に応じた個別の相談・支援を行い、 地域における療養を支援しています。

(8) 難病関係団体運営費補助金交付

患者団体や特定疾患研究協議会などの難病関係団体に対し、難病相談や治療研究事業にかかる運営経費の一部を補助しています。

(9) 難病講習会 (愛知県・愛知県医師会と共催)

関係職員に対し、専門医の講演や保健師等の事例発表の講習会を開催しています。

(10) 障害者自立支援配食サービス

難病患者のみの世帯等に対し、配食サービスを実施し、安否の確認もあわせて行っています。

(11) その他の援護

市営住宅への入居あっせん (障害種別欄に難病の記載のある障害福祉サービス受給者証若しくは地域相談支援受給者証又は特定医療費受給者証所持者)、東山動植物園等の無料入場を行っています。

### 10. がん相談事業等

### (1) 相談·支援事業

がん患者やその家族が直面するさまざまな疑問や不安に関する相談、図書・インターネット等による情報提供、患者の交流支援等を行う、がん相談・情報サロン「ピアネット」を運営しています。

(2) 若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業

40 歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる利用料等を助成するなど、在宅におけるターミナルケアの支援を行っています。

(3) がん患者のアピアランスケア支援事業

がん患者の身体的・精神的な負担や社会生活上の不安を和らげるため、がん相談・情報サロン「ピアネット」においてアピアランスケアにかかる相談に対応しています。また、がん治療に伴う脱毛等の症状によりウィッグが必要となった方や乳房の変形のため乳房補整具が必要となった方に対し、購入費用の助成を行っています。

(4) がん患者の妊よう性温存治療費助成

将来、子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年のがん患者が、希望をもってがん治療に取り組んでいく ことができるよう、がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがある方に対する妊よう性温存治療にかかる費 用の助成等を実施しています。

#### 11. 公衆衛生看護活動

保健師が地域住民の健康づくりと健康寿命の延伸を目標に、住民自らが健康問題の解決に取組めるように支援しています。

### (1) 公衆衛生看護

家庭訪問

対象者とその家族が生活を営んでいる地域に出向き、それぞれの家庭環境等に適した方法で保健指導を行っています。

〈家庭訪問の対象者〉

感染症・結核患者、精神障害者(児)、生活習慣病・介護予防が必要な方、難病患者、妊産婦・乳幼児、その他訪問指導が必要な方及びその家族

② 健康相談

電話等で心身の健康等に関する個別の相談に応じ、必要な支援をしています。

③ 健康教育

地域住民が健康的な生活が送れるよう講話や実技等を通して、自ら生涯を通じた健康づくりに取り組むための知識の普及をしています。

④ 地区組織活動

地域住民が健康づくりに自主的に取り組めるよう、地区組織の育成・支援をしています。また、関係機関等との 連携を図り、地域で健康な生活を送ることができるための体制づくりをしています。

### (2) 公衆衛生看護指導業務

- ① 公衆衛生看護業務に必要な知識や技術を習得させるため、保健師の人材育成を実施しています。
- ② 保健師・助産師・看護師の業務の連携及び、教育に努めています。
- ③ 保健師・助産師等の養成に伴う看護学生等の保健センター実習の充実に努めています。
- ④ 各種関係団体との連携を図っています。

### 12. ホームレス健康支援事業

本市ホームレスの自立の支援に関する実施計画に基づき、自立支援相談員により健康に不安を抱えるホームレスに対し、健康相談等の保健サービスを実施しています。

### 13. 衛生研究所

衛生研究所は、地域保健法第26条の規定に基づき、地域の科学的技術的中核機関として各種業務を行っています。

- (1) 疾病予防・食品衛生・環境衛生等の「調査研究」
- ② 公衆衛生に関する「試験検査」
- ③ 地域保健に関する情報の「収集・整理・活用」
- ④ 保健所職員等への「研修指導等」

主な業務としては、食中毒原因細菌・ウイルス・感染症病原体の検査、ウイルス性疾患のウイルス検査、GLP対応の食品の安全チェック検査、生活環境の調査等です。

また、全国規模のコンピューターオンラインシステムによる感染症発生動向に関する情報の収集・解析を行う「感染症情報センター」を運営しています。

### 14. 名古屋陽子線治療センターの運営支援

名古屋陽子線治療センターは、名古屋市立大学が西部医療センターの一部門として一体的な運営を行っており、健康福祉局が運営支援を実施しています。

同センターでは、都市型施設の立地を活かした通常治療が可能な「陽子線治療」を提供しています。

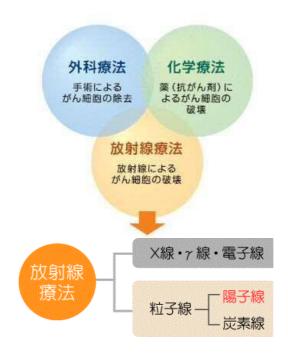
### [陽子線治療とは]

### ○ がんの治療方法

現在、がんの治療には、主に外科療法、放射線療法、化学療法の3つがあり、陽子線治療は放射線療法の一種です。 陽子線治療は炭素線治療と同じく粒子線治療に分類されています。実際の治療では、これらを単独又は組み合わせて 治療します。

#### ○ 陽子線治療の特徴

陽子線治療は、水素原子から電子を取り除いて陽子を生成し、装置で高速に加速した陽子線をがん細胞に照射する治療法です。陽子線は、ある深さにおいて、放射線量がピークになる特性を持っており、病巣の後ろで止まります。 このピークの深さを病巣に合わせることで、放射線を病巣に集中することができ、正常組織への影響を低く抑えることが期待されています。



# ● (2) 感染症予防

### 1. 感染症予防対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成11年4月1日施行、以下「感染症法」という。)」 及び感染症法第10条第14項に基づき策定した名古屋市感染症予防計画に沿い、感染症の発生及びまん延を防止す るため必要な対策を実施します。

また、感染症発生動向調査等によって得られた情報については、市民へ積極的に情報提供し感染症のまん延防止に努めています。

#### (1) 消化器系感染症病原体検索事業

消化器系感染症のまん延を防止するため、患者発生時における関係者等を対象に細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症等の病原体保有検索を目的とした検便検査を実施します。

### (2) 感染症発生動向調查事業

感染症法に基づき厚生労働省が定める感染症について発生状況を把握し、感染症の情報収集・解析・還元を実施します。

また、衛生研究所で、選定した医療機関等から提出された検体から病原体の検査を行います。

### (3) ウイルス性肝炎対策

① 知識の普及等

保健センターにおいて、市民からの相談に対応するとともに、正しい知識の普及を図ります。

② C型・B型肝炎ウイルス検査の実施

市内の協力医療機関において、名古屋市に住民登録があり過去にC型・B型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、無料でC型・B型肝炎ウイルス検査を実施します。

③ B型・C型肝炎患者、肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業の推進 愛知県が行う当該助成事業について、保健センターを申請窓口として県への進達業務等を行っています。

### (4) 発生時対策

感染症患者発生時には、感染症のまん延防止を図るため疫学調査を行います。調査にあたっては、その必要性を患者・関係者等へ十分説明した上で実施します。

また、必要な場合には、健康診断・消毒の実施、患者の指定医療機関への入院等、二次感染の防止を図ります。

### (5) 災害発生時対策

浸水被害発生時には、被災家屋への消毒薬の配布、感染症対策・調査センターによる公共的場所の消毒等を実施し、 感染症のまん延防止を図ります。

(6) 感染症予防協議会

感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策に関することを調査審議します。

(7) 感染症診査協議会

感染症患者の就業制限、入院勧告、結核医療費公費負担等に関することを審議します。

### 2. 新型インフルエンザ等対策(新興・再興感染症対策)

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないため急速に感染が拡大し、市民の健康・生命や社会・経済活動に多大な影響を与えるおそれがあります。新型コロナウイルス感染症対応の教訓を活かしながら「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条第1項に基づき、新型インフルエンザ等対策の基本的な方針等を定めた「名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」に沿い、今後、発生が懸念される病原性の高い新型インフルエンザに備え、必要な対策を実施します。

#### (1) 相談体制の充実

新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、相談窓口を設置し、感染した場合の対応や医療機関の受診方法等をご案内します。

#### (2) 検査の実施体制の確保

新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、医療機関や民間の検査機関等との協力関係を構築し、平時から計画的に準備を行っています。また、平時から検体の搬送方法等を確立しておくとともに、新興感染症の発生時には、衛生研究所や医療機関、民間の検査機関等との連携の下に検査の実施体制の確保を図ります。

### (3) 医療体制の確保

本市の医療体制について、平時から医療機関や医療関係団体、消防局等との緊密な連携を図るとともに、感染症対策物資の備蓄・更新をしています。また、新興感染症の発生時には、その緊密な連携の下に感染が疑われる方専用の外来設置や入院体制の整備など、市民が適切な医療を受けられる体制の確保に努めます。

### (4) 市民への広報等

新型インフルエンザ等の基礎知識や感染予防策、医療機関の受診方法等の情報についてお知らせし、正しい知識の普及を図ります。

#### (5) 人材育成等

新興・再興感染症の対応力強化に向けて、医師や看護師の人材育成を支援する他、健康危機管理の拠点機能の強化を目的として、平時から保健所・保健センター職員に対する訓練・研修や有事に向けた体制整備等を実施します。

### 3. HIV/エイズ対策・性感染症予防対策

世界的な規模で患者・感染者が発生しているHIV/エイズ(後天性免疫不全症侯群: AIDS)及び近年急増している梅毒を含む性感染症のまん延を防止するための事業を実施します。

#### (1) 知識の普及

HIV/エイズに関する相談に対応するとともに、公式ウェブサイト「なごや・HIV性感染症ガイド」の運営、 市民向けのリーフレット(外国語版を含む)、中学生向けリーフレット等の作成・配布等、正しい知識の普及を進め ています。さらに、12月1日の世界エイズデーを中心に、レッドリボンライブ等啓発を目的とした事業を実施して います。また、適宜機会をとらえて性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

### (2) 検査の実施

HIVや性感染症への感染に対する不安の解消、感染の早期発見及び二次感染の防止を目的として、保健センター 等においてHIV・梅毒等の検査を無料で実施しています。

### (3) その他の事業

患者・感染者の医療体制確保のため、医療従事者の研修をすすめるとともに、エイズ予防対策の推進のため民間を 含めた関係機関との会議を開催しています。

### 4. 結核対策

結核の早期発見や治療の完遂及び結核まん延防止のため、「名古屋市結核対策基本指針」に基づき必要な対策を実施します。

### (1) 結核の定期の健康診断

① 一般住民健康診断

40 歳以上の一般市民を対象に市医師会委託により胸部X線検査を実施し、結核の早期発見を図っています。

#### ② 接触者健康診断

結核患者の接触者で結核にかかっている疑いのある方に対し血液検査、胸部X線検査等を実施し、感染・発病者の早期発見を図っています。

### (2) 患者管理

① 患者登録・保健指導

結核患者を把握し、適切な対策・指導を行うために患者登録を行っています。 また、家庭訪問等を実施し、治療の完遂のための相談や保健指導等を行っています。

### ② 管理検診

治療終了者に対して、再発の有無を確認する検診を行っています。結核の予防又は医療上必要があると認めると

きは胸部X線検査等の精密検査を行っています。

③ 定期病状調査事業

患者登録者の中で病状把握の困難な方について、医療機関から病状等を把握することにより、結核対策の迅速 化・円滑化を図ります。

④ 結核登録者情報システムの活用

結核登録者情報システムを活用して、患者管理を行うとともに結核対策策定の基礎資料としています。

- (3) 結核健康診断費補助金
  - 一定の条件を満たした学校や施設、日本語教育機関に対して補助金を交付しています。
- (4) 結核対策特別促進事業

効果的な結核対策の充実のために、服薬支援(DOTS)、外国出生者やホームレス等ハイリスク層を対象にした 結核健康診断、従事者研修を実施しています。

(5) 結核病床運営費補助金

市民の安全・安心な結核医療体制の確保を目的として、市内の結核病床を有する第二種感染症指定医療機関に対して補助金を交付しています。

## 5. 定期予防接種事業

(1) 目的

感染のおそれがある疾病について、その発生及びまん延の予防を目的として予防接種法に基づき実施しています。

- (2) 事業内容
  - ① 実施機関:市内指定医療機関
  - ② 対象者等

予防接種	の種類	対 象 者	標準的な接種年齢・回数等 (名古屋市)	
ロタウイルス	ロタリックス	出生 6 週 0 日後から 24 週 0 日後までの間にある 方	4週間隔で2回 1回目の接種は出生14週6日後までに実施	
	ロタテック	出生6週0日後から32週0日後までの間にある 方	4週間隔で3回 1回目の接種は出生14週6日後までに実施	
結核(BC	CG)	生後12か月未満の方	生後5か月~8か月未満で1回	
小児肺炎球菌	初回	・生後2か月以上5歳未満の方	生後2か月~7か月末満 4週以上の間隔をおいて3回	
7] 9日冲水场(图	追加	工(タ 2 / 1・77 少 1 3 原文人(画) ノノリ	初回接種(3回)を実施後60日以上の間隔をおいて、生後12か月以降に1回	
B型肝	炎	生後12か月未満の方	生後2か月~9か月末満 4週間隔で2回、1回目から20~24週の間 隔をおいて1回	
ジフテリア 百 日 せ き	第1期 初回	生後2か月以上90か月未満の方	生後2か月~7か月末満に開始 3~8週間隔で3回	
破 傷 風 急性灰白髄炎 (ポリオ)	第1期 追加	生後204月以上90万円村両の万	第1期初回接種(3回)を実施後 6か月~18か月の間隔をおいて1回	
インフルエンザ菌b型 (ヒブ)	第2期	ジフテリア・破傷風 11 歳以上 13 歳末満の方	11歳で1回	
麻しん	第1期	生後12か月以上24か月未満の方	生後12か月以降できるだけ早期に1回	
風しん	第2期	小学校就学前年度1年間にある方	小学校就学前年度1年間で1回	
水痘		生後12か月以上36か月未満の方	生後 12 か月~15 か月(1回目接種) 6 か月~12 か月間隔で2回	

予防接種の種類		対 象 者	標準的な接種年齢・回数等 (名古屋市)
日本脳炎	第1期 初回 第1期 追加	第1期:生後6か月以上90か月未満の方 第2期:9歳以上13歳未満の方 ※平成17.4.2~平成19.4.1生まれの方は20 歳未満まで接種可能	
	第2期		9歳で1回
子宮頸が	šh	小学校6年生~高校1年生相当の年齢の女子 ※平成9.4.2~平成21.4.1生まれの女性で、 令和4.4.1~令和7.3.31までに子宮頸が ん予防接種を1回以上接種した方は、令和8. 3.31までの間、無料で2回目及び3回目の接 種が可能	中学校1年生で2回または3回 ※接種するワクチンや接種開始年齢により 実施回数が異なる。
インフルコ	ニンザ	満65歳以上の方 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しく は呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳 1級相当)	毎年決められた期間に1回
高齢者肺炎	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	満65歳の方 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しく は呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳 1級相当)	生涯で1回(再接種は対象外)
新型コロナウイルス感染症		満65歳以上の方 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しく は呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳 1級相当)	毎年決められた期間に1回
帯状疱疹	ビケン	満65歳の方(ただし、経過措置として、令和7年度から5年間は、65、70、75、80、85、90、95、100歳となる年度に属する方とし、令和7年度のみ100歳以上の方も対象とする。)	助成は生涯で1度(ビケンは接種1回分、
	シングリックス	満60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳1級相当) ※過去に任意予防接種を受けた方を除く。	シングリックスは接種2回分)限り

### (3) その他

## ① 予防接種後健康状況調查事業

予防接種副反応情報を収集・還元するため、国の予防接種後健康状況調査実施要領に規定される予防接種を対象に予防接種後健康状況調査事業を実施します。

### ② 予防接種健康被害見舞金制度

定期予防接種を受けたことによって、健康被害を受け、疾病及び障害の状態にあると国から認定を受けた方に見 舞金を支給します(特例臨時接種の期間における新型コロナウイルスワクチンの接種も対象となります)。

### 6. 任意予防接種費用助成事業

### (1) 目的

任意接種で行われている5種類の予防接種について、疾病の重篤性や感染力、ワクチンの有効性及び安全性、費用 対効果の観点などを総合的に考慮したうえで、費用の助成を行うことによって、対象者の費用負担を軽減し、予防医 療の推進を図ることを目的としています。

### (2) 事業内容

① 自己負担金:麻しん、風しんは無料。おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌及び帯状疱疹は接種費用の半額程度。 ただし、次に掲げる方については、自己負担金の免除制度があります。

- ア 生活保護世帯に属する方
- イ 市民税非課税世帯に属する方
- ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ② 実施機関:市内指定医療機関
- ③ 対象者等

予防接種の種類	対 象 者	接種回数	自己負担金額	開始時期
おたふくかぜ	1歳~小学校就学前で 当該疾病のり患歴、予防 接種歴のない方	1回	3, 000 円	平成22年8月
高齢者肺炎球菌	満66歳以上の方	1回	4,000円	平成22年10月
麻 し ん	「妊娠を希望する女性」 「妊娠を希望する女性 とそのパートナー又は 同居者」「妊婦のパート			令和7年10月
風しん	ナー又は同居者」のいずれかに該当する方で、抗体検査の結果免疫が不十分であることが判明した方 ※同対象者に抗体検査も実施	1回	無料	平成27年4月
帯状疱疹	満50歳以上の方	1回	4, 200 円	令和2年3月
帯 状 疱 疹 (シングリックス)	(定期予防接種の対象 年齢を除く)	2回	10, 800 円/回	令和2年3月

### (3) その他

### ① 任意予防接種健康被害見舞金制度

平成22年8月以降に、名古屋市が実施する任意予防接種の副反応により、ワクチンとの因果関係が否定できないと独立行政法人医薬品医療機器総合機構が決定した健康被害に対し、現在も治療中または障害の状態にある方の申請に基づき、見舞金を支給します。

② 医療行為により抗体が失われた小児へのワクチン再接種費用助成 骨髄移植手術などの医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体が失われた名古屋市に住民登録のある 20 歳未満の方を対象に、任意予防接種として受ける再接種費用を助成します。

### 7. その他予防接種に関する事業

(1) 健康被害救済申請支援金制度

令和3年2月17日以降に名古屋市が実施する予防接種の副反応により、予防接種健康被害救済制度または医薬品副作用被害救済制度の申請を行う方を対象に、経済的負担、心理的負担を軽減し、これらの申請を支援するため、 文書料及び自己負担分の医療費の一部を助成します。

(2) なごや新型コロナウイルスワクチン長期的な副反応相談窓口 新型コロナウイルスワクチンの接種から2週間以上経過しても継続するような、長期的な副反応が疑われる方に 対し、治療及び予防接種健康被害救済制度を案内します。

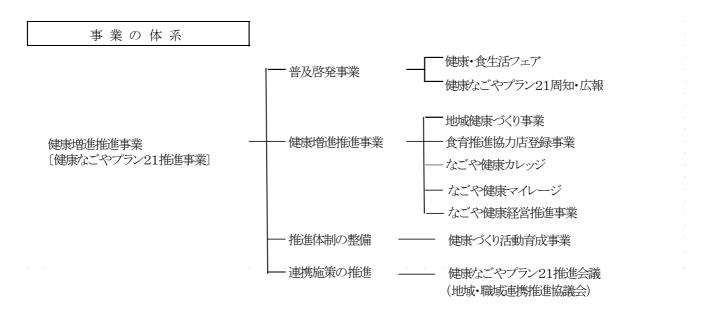
## ● (3) 健康増進

本市では、平成19年11月24日に、人の健康と人を取り巻く都市環境の健康に総合的に取り組むことを目的とした「なごや健康都市宣言」を行いました。WHOの理念に基づいたこの宣言は、政令指定都市では、名古屋市が初めてです。 「健康都市なごや」の実現を目指し、「なごやに住んで本当によかった」と思える魅力ある都市を築いていきます。

### 1. 健康增進推進事業

本市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画として健康なごやプラン21を策定し、本計画に基づき市民の健康づくりに関する施策を進めてきました。そして、令和5年度に第2次計画を改定して、令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間とする「健康なごやプラン21(第3次)」を策定しました。

すべての市民が健康で心豊かに生活できる持続可能な社会を目指し、生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るとともに、健康寿命については、平均寿命と健康寿命の延びを想定し、平均寿命の延びを上回る健康寿命の延びとなるように、健康寿命の延伸を目指しています。



### (1) 普及啓発事業

#### ア 健康・食牛活フェア

多くの市民に健康への関心を高めてもらう機会として実施しています。生活習慣病の予防や生活の質の向上につながるように、健康的な食生活や食習慣の実践を目指した内容の普及啓発を実施します。

### イ 健康なごやプラン21の周知・広報

講演会、地域での健康教育、ホームページ等を通じて、「健康なごやプラン21 (第3次)」を広く市民に周知して健康づくりを支援します。

### (2) 健康増進推進事業

#### ア 地域健康づくり事業

市民自らの継続的な健康増進を支援すること及び生活習慣病予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、「健康なごやプラン21」の趣旨を取り込み、参加者同士の自主グループ育成等を図ります。

また、地域の健康づくり活動を幅広く推進するため、管内事業所等の支援も推進していきます。

#### イ 食育推進協力店登録事業

飲食店及び給食施設等における栄養成分表示を始め、食生活や健康に関する情報を提供する施設を登録し、栄養を中心とした健康情報を市民に適切に提供することにより、市民自らの健康管理を支援します。

また、市民の野菜摂取量増加を促すため、登録店舗で野菜たっぷりのメニューを提供しているお店を「なごべジ ②ダイニング」の名称で、食育ウェブサイト「なごや食育ひろば」で紹介しています。

### ウ なごや健康カレッジ

健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を 開催します。

### エ なごや健康マイレージ

愛知県の「あいち健康マイレージ」と協働し、市民の自主的な健康づくりの取り組みに対してポイントの付与と優待カード「My Ca (まいか)」の交付等により、健康づくりのきっかけの提供と継続を推進しています。

### オなごや健康経営推進事業

健康状態に大きな影響を与えると言われる「働く世代」への健康増進・維持を図るため、市内中小企業に対して健康経営に取り組む機運譲成を図るとともに、民間企業等と連携して個別支援の実施や支援メニューの充実を図ります。

#### カ 女性の健康相談窓口

仕事や子育て等で忙しい女性が、自身の抱える健康課題に十分対処できていない現状に鑑み、女性のための健康 相談事業を新たに実施します。幅広い世代の女性の多様な健康課題への対処方法について、保健師等の専門職が助 言を行う相談窓口の設置と、市民に対する広報・啓発を一体的に実施します。

### (3) 推進体制の整備

#### 健康づくり活動育成事業

地域ぐるみの健康増進活動を支援するために、「健康なごやプラン21」を周知するとともに地域の自主活動グループ育成、リーダー養成に努めていきます。

#### (4) 連携施策の推進

健康なごやプラン21推進会議(地域・職域連携推進協議会)

健康なごやプラン21 (第3次)を推進するため、広く健康に関わる関係機関・団体と情報交換や健康づくりへの取り組みに関する意見交換を行い、連携の強化を図っています。

#### 2. 食育の推進

名古屋市食育推進計画(第4次)(令和3年度~令和7年度)に基づき、市民の生涯健康で心豊かな生活の実現をめざし、関係機関、団体等と連携して食育を総合的に推進しています。また、令和7年度に令和8年度からを計画期間とする名古屋市食育推進計画(第5次)を策定する予定です。

### (1) 普及啓発

SNSを活用した普及啓発やより実践につながりやすい効果的な食育指導など、新たな手法も取り入れつつ、各種広報媒体や様々なイベント等の機会を利用して、食育に関する啓発を実施します。

#### (2) 多様な関係者との連携

健康な食生活が実践しやすい食環境づくりの普及を推進します。

また、食育活動をしている市民、団体、企業等に登録いただいている「なごや食育応援隊」との連携による食育の推進や、地域で食育に取り組む、団体、企業、大学等との協働による食育講習会を実施しています。

### (3) 食育ウェブサイト「なごや食育ひろば」の運営

食育ウェブサイト「なごや食育ひろば」を運営し、イベントのお知らせや暮らしに役立つコラム等、食育に関する 幅広い情報の提供に努めています。

### (4) 名古屋市食育推進懇談会の開催

食育に関する施策についての評価等、食育の推進に関し、幅広く意見交換を行うため、外部の有識者等による食育 推進懇談会を開催しています。

### 3. 成人保健対策

健康寿命の延伸と健康格差の縮小のため、総合的な成人保健対策を推進し、健康増進法の健康増進事業である健康 手帳の交付、健康教育、健康相談、各種がん検診等の充実を図ります。

### 健康教育・健康相談

### (1) ロコモティブシンドローム予防教室

ロコモティブシンドロームに関する正しい知識の普及・啓発を行い、食生活や運動などの生活習慣の改善を図り、 その予防に努めることを目的として実施しています。 (2) 歯と歯ぐきの健康づくり事業

歯周疾患予防のための正しい知識を普及し、健康の保持増進を図ることを目的として実施しています。

(3) ブレスト・アウェアネスの普及啓発

乳がんの正しい知識とブレスト・アウェアネス (乳房を意識する生活習慣) の普及啓発を通して、がん予防と女性の健康管理に関する自覚の高揚を図ることを目的として実施しています。

(4) 喫煙対策

禁煙を希望する人に個別指導を実施しており、令和6年度からは禁煙希望者を支援するため、ICTを活用した禁煙希望者支援事業と禁煙外来治療費助成事業を実施しています。また、市民に対して喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しい知識を普及啓発するなど、市民の健康保持増進を推進していくとともに、健康増進法の徹底と「名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例」に基づく施策を実施することにより、受動喫煙対策の強化を図ります。

(5) 健康相談

生活習慣病に関する個別の相談に応じることにより、健康不安の解消、健康管理に関する自覚の高揚等を図ることを目的として実施しています。

### 各種検診

(1) 生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に対する健康診査及び保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に該当しない生活 保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者(社会保険加入者を除く)に対して、健康診査を行うことにより、メ タボリックシンドローム(内臓間肪症候群)の該当者・予備群を抽出し、リスク要因の数に応じた保健指導を実施し ています。

(2) ワンコインがん検診

がんの早期発見・早期治療を目的として、6種類のがん検診を1つにつきワンコイン (500 円) で実施しています。 ア 胃がん検診 (エックス線検査・内視鏡検査)

- イ 大腸がん検診
- ウ 肺がん・結核検診
- エ 子宮がん検診
- オ 乳がん検診
- カ 前立腺がん検診
- (3) ピロリ菌検査及び胃がんリスク検査

胃がん発生の予防を推進するため、20~30 代を対象にピロリ菌検査を、40~50 代を対象に胃がんリスク検査を 実施しています。

(4) 腹部超音波スクリーニング検査

腹部の各種疾患の発見を目的として、令和7年2月から50歳以上の市民を対象に腹部超音波スクリーニング検査を実施しています。

(5) がん検診推進事業 (無料クーポン券の交付)

特定の年齢の市民を対象として、6種類のがん検診(胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診及び前立腺がん検診)の無料クーポン券を交付し、受診促進を図っています。

(6) 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるようにするとともに、歯の喪失を予防することを目的として実施しています。

無料クーポン券を4月1日現在20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80 歳の市民に送付しています。

(7) 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから早期に骨量減少者を発見し、予防・早期治療することを目的として実施しています。

無料クーポン券を4月1日現在40、45、50、55、60、65、70歳の女性市民に送付しています。

# 訪問指導

疾病(特に生活習慣病)の予防と、ねたきりなどの介護を要する状態となることの予防を通じ、健康寿命の延伸を 図ることを目的として、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し、本人及び家族に対して必要な支援を行っています。

	事業	対象	実施場所等	内 容 等		
健	康手帳の交付	がん検診受診者等	保健センター及び検診実 施医療機関から交付	健診の記録その他の健康保持増進の ために必要な事項を記載する手帳を 交付		
健	ブレスト・アウェア ネス啓発事業	女性市民	小グループ単位で各地区 で実施	乳がんの特徴とブレスト・アウェアネ スの啓発、自己触診法等の指導		
康	歯と歯ぐきの 健康づくり 事 業	市民	保健センター等で実施	口腔内一般診査、歯周組織の診査、 冠・入れ歯等の診査、保健指導、健康 教育、相談		
育	ロコモティブ シンドローム 予 防 教 室	20歳以上の市民	保健センター等で実施	ロコモティブシンドローム予防に関 する運動、栄養、生活の指導		
喫	煙 対 策	市民等	保健センター 保健センター、事業所、学校等 地下鉄駅等	禁煙実施に関する個別指導等 喫煙に関する健康への影響及び禁煙への普及啓発(禁煙教室) キャンペーン等の実施		
			オンライン (委託) 市内医療機関 (助成金は個 人へ交付)	I CTを活用した禁煙希望者支援 禁煙外来治療費の助成		
		事業者	事業所、店舗等	屋外分煙施設設置費用の助成		
健	康 相 談	40歳以上の市民及びその家族	保健センターで実施	方法:来所、電話等 内容:健康に関する相談		
各 種	健康診査(生活保護・中国残留邦人)	40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者のうち社会保険未加入者	市内の協力医療機関において実施	①問診②身体計測(腹囲測定を含む) ③理学的検査④血圧測定⑤尿検査(蛋白、糖)⑥血中脂質検査(LDLーコレステロール、中性脂肪、HDLーコレステロール)⑦肝機能検査(GOT、GPT、γーGTP)⑧その他検査(クレアチニン・尿酸、eGFR)⑨血糖検査(血糖、ヘモグロビンA1c)⑩心電図検査(12誘導心電図)⑪貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット)⑫眼底検査		
検   診	保健指導 (生活保護・中国 残留邦人)	健康診査(生活保護・中国残留 邦人)により階層化された方	市内の協力医療機関及び 保健センターにおいて実 施	リスクに応じて積極的支援又は動機 づけ支援の保健指導を実施 自己負担金:無料		
	間 エックス線 が 検 査	40 歳以上の市民で、前年度胃 内視鏡検査を受診されていな い方	市内の協力医療機関等において実施	①問診②胃部エックス線検査 自己負担金:500円		
	検	50 歳以上の市民で、前年度胃 内視鏡検査を受診されていな い方	市内の協力医療機関にお いて実施	①問診②胃内視鏡検査 自己負担金:500円		

	事 業	対 象	実施場所等	内容等
	大 腸 が ん 検 診	40歳以上の市民	市内の協力医療機関等にお いて実施	①問診②免疫便潜血検査(2日法) 自己負担金:500円
	肺がん・結核 検 診	40歳以上の市民	市内の協力医療機関等において実施	①問診②胸部エックス線検査 必要な方に喀痰細胞診 肺がん検診の自己負担金:500円
	子 宮 が ん検 診	20歳以上の女性市民で、前年度 検診を受診されていない方	市内の協力医療機関等において実施	頸がん検診 ①問診②視診③内診 ④細胞診検査 必要な方に体がん検診 (子宮内膜細胞診) 自己負担金:500円
	乳 が ん 検 診	40歳以上の女性市民で、前年度 検診を受診されていない方	市内の協力医療機関及び保 健センター等において実施	①問診2乳房エックス線検査 (マンモグラフィ) 自己負担金: 500円
	前 立 腺 が ん 検 診	50 歳以上の男性市民	市内の協力医療機関等にお いて実施	①問診②PSA 検査(血液検査) 自己負担金:500円
	ピロリ菌検査	年度末時点で20~39歳の市民	市内の協力医療機関におい て実施	①問診②抗ヘリコバクターピロリ抗 体検査 自己負担金:無料
各	胃がんリスク検査	年度末時点で40~59歳の市民	市内の協力医療機関におい て実施	①問診②抗ヘリコバクターピロリ抗 体検査③ペプシノゲン検査 自己負担金:500円
種検	腹部超音波スク リーニング検査	50 歳以上の市民	市内の協力医療機関におい て実施	①問診②腹部超音波スクリーニング 検査 自己負担金: 500円
診	歯周疾患検診	4月1日現在20、25、30、35、 40、45、50、55、60、65、70、 75、80歳の市民	市内の協力歯科医療機関に おいて実施	①口腔内一般診查②歯周組織診查 ③保健指導 自己負担金:無料
	骨粗しょう症 検 診	4月1日現在40、45、50、55、 60、65、70歳の女性市民	市内の協力医療機関におい て実施	①問診②骨量検査 自己負担金:無料
	[胃がん検診(エックス線検査)・大腸がん検診、肺がん検診] 4月1日現在40、45、50、55、60歳の市民 [胃がん検診(内視鏡検査)] 4月1日現在50、55、60歳の市民 [胃がん検診(内視鏡検査)] 4月1日現在20、25、30、35、40歳の女性市民 [乳がん検診] 4月1日現在40、45、50、55、60歳の女性市民 [前立腺がん検診] 4月1日現在50、55、60歳の女性市民 [前立腺がん検診] 4月1日現在50、55、60歳の男性市民		上記の胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、 ・結核検診、 子宮がん検診、乳がん検診 及び前立腺がん検診の各実 施場所	胃がん検診 (エックス線検査及び内視 鏡検査)、大腸がん検診、肺がん検診、 子宮頸がん検診、乳がん検診及び前立 腺がん検診 自己負担金:無料
訪	問指導	40歳以上64歳以下の生活習慣病、ねたきり者、健康に不安のある方等で保健指導が必要な方及びその家族	保健師等により実施	訪問による生活習慣病予防等に関す る相談・指導など 自己負担金:無料
	芒ねたきり者 問 歯 科 診 査	40歳以上の在宅ねたきりの方	市内の協力歯科医療機関に おいて実施	①口腔内一般診査②補綴状況の診査、 ③保健指導 自己負担金:無料

注:がん検診は、次に該当する場合、自己負担金が無料となります。

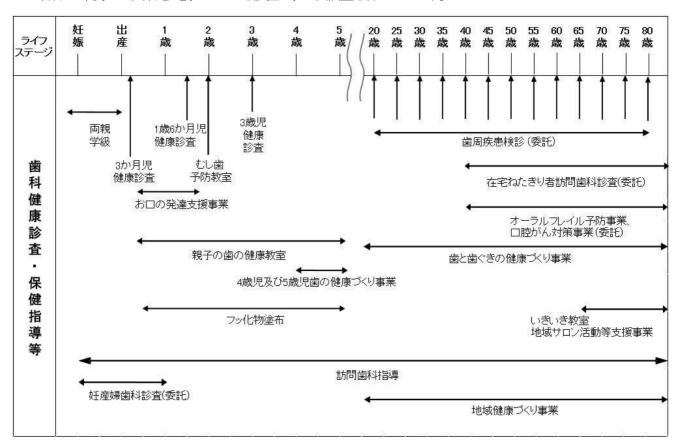
①70 歳以上②生活保護世帯 ③中国残留邦人等支援給付受給者

④市民税非課税世帯 ⑤障害者、ひとり親家庭等医療費助成制度受給者 ⑥福祉給付金受給者

#### 4. 歯科口腔保健対策

歯科口腔保健対策事業は、歯科健康診査、保健指導、フッ化物塗布等を通じて、歯科保健知識の普及啓発を図ると ともにむし歯予防はもとより、歯周疾患の予防等口腔機能の維持、向上に努め、市民の健康の保持増進を図っていま す。

平成27年度に口腔保健支援センターを設置し、企画調整を行っています。



### (1) 歯と口腔の健康づくり専門部会の開催

関係機関が意見交換や取り組みに関する協議を行い、施策を効果的かつ円滑に実施することを目的に、外部の有識者等による会議を開催しています。

#### (2) 歯科健康診査

① 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査

1歳6か月児・3歳児を対象に一般健康診査に併せて歯科健康診査を実施し、希望者にフッ化物塗布を行っています。

### ② むし歯予防教室

むし歯の増加が著しい2歳児に対し口腔内一般診査、歯科衛生教育等を行い、希望者にフッ化物塗布を行っています。

### ③ 親子の歯の健康教室

う蝕り患性の高い幼児とその保護者を対象に口腔内一般診査、歯科保健指導、歯科相談等を行い、希望者にフッ 化物塗布を行っています。

### ④ 好產婦歯科診査

妊産婦を対象に口腔内一般診査、歯周組織検査、保健指導を名古屋市歯科医師会に委託して実施し、妊産婦の健康管理の向上を図っています。

### ⑤ 歯周疾患検診

4月1日現在20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80歳の市民を対象に口腔内一般診査、保健指導を名古屋市歯科医師会に委託して実施し、高齢期における歯の喪失の予防を図っています。

⑥ 在宅ねたきり者訪問歯科診査

歯科診査を希望する 40 歳以上の在宅ねたきり状態にある市民を対象に、訪問歯科診査及び歯科保健指導を名古 屋市歯科医師会に委託して実施し、適切な健康管理を行っています。

### (3) 歯科口腔保健指導

① 両親学級 (パパママ教室)・3か月児健康診査

両親学級(/ パママ教室)・3か月児健康診査時に歯科保健指導を行い、歯科保健知識の普及啓発を図っています。

② お口の発達支援事業

口腔機能が大きく発達する乳幼児及びその保護者に対して、個々の口腔機能の発達段階に応じた適切な支援をし、 口腔機能の発達と食育の推進をめざしています。

③ フッ化物塗布

むし歯予防を目的に、歯科健診を受けた幼児のうち希望者にフッ化物塗布を行っています。

④ 4歳児及び5歳児歯の健康づくり事業

幼若永久歯のう蝕予防についての知識を普及し、幼稚園・保育所でのフッ化物洗口を推進、支援しています。

⑤ 歯と歯ぐきの健康づくり事業

市民を対象に歯周疾患等について、口腔内診査と保健指導を行い、疾病の早期発見と正しい歯科保健知識の普及を図っています。

⑥ いきいき教室

高齢者を対象に、介護予防を推進するため、健康教育や講演会等を行い、口腔機能向上に関する知識の普及、啓発を行っています。

(7) 地域サロン活動等支援事業

高齢者の地域における介護予防を推進するため、サロン等住民主体の場へ訪問し、口腔機能向上に関する知識の普及、啓発を行っています。

⑧ 訪問歯科指導

訪問による歯科指導、支援が必要な市民や家族に対して、歯科衛生士が家庭に訪問し、口腔機能の維持、向上を 図っています。

⑨ 地域健康づくり事業

地域の健康づくり運動の一環として、「健康なごやプラン21 (第3次)」の目標でもある「8020運動」を推進しています。

⑩ 歯と口の健康週間

毎年6月4日からの「歯と口の健康週間」にちなみ、歯科医師会との共催により、「歯と口の1日健康センター」を各保健センターで開催し、歯科健診・保健指導・フッ化物塗布等を行っています。

(4) 健康寿命延伸に向けた歯科口腔保健対策

加齢に伴って口腔機能が低下しつつある段階の「オーラルフレイル」への対策として、歯科医療従事者向けの研修会を実施します。また、オーラルフレイルチェックができる市民向けの周知啓発イベントの開催や高齢者の集いの場での講話及び簡易口腔機能チェックを行い市民の意識醸成を図ります。

口腔がん対策として、市民へ口腔がんに関する知識の周知啓発や、地域歯科医療機関での口腔がん早期発見に寄与するため歯科医師診断力向上を目的に検診を希望する40歳以上の市民を対象に口腔がん検診を実施します。口腔がんに関するより専門的な知識を向上させるため、歯科医療従事者向けの研修会を実施します。

### 5. 栄養改善対策

市民の健康の保持増進を図るため、個々人の栄養・食生活面の健康格差の是正を始め、生活習慣病発症及び重症化の予防のための食生活、給食施設の栄養管理のための知識の普及等、市民の食生活の改善を目的として次の事業を実施しています。

(1) 栄養相談指導

区民健康相談・成人健康相談・ロコモティブシンドローム予防教室・地域健康づくり事業等の来所時などに栄養の バランスのとれた食事・生活習慣病予防のための食事等について相談、助言を行います。

### (2) 食牛活改善普及運動

栄養知識の普及及び食生活の改善を一層推進するため、普及期間である9月を中心に広報の実施や教室開催の機会 を利用して相談指導を行います。

### (3) 国民健康・栄養調査

国民の身体の状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための 基礎資料を得るため、11 月中に厚生労働省が指定する地区(未定)において調査を行います。

### (4) 食育推進協力店登録事業(再掲)

市民及び飲食店等に対し、食育推進協力店登録事業についての普及啓発・実施指導及び登録等を行います。

### (5) 食育推進事業

食育を介した連携により食育活動を活性化し、市民の食育に対する意識を高めるため、地域で食育に取り組む関係者との協働による講習会を行います。また、より実践につながりやすい効果的な指導をすすめるため、機器を使用した啓発も行っています。

#### (6) 栄養成分表示に対する指導

消費者及び食品関連事業者に対し食品表示基準に基づく栄養成分表示についての制度の周知及び相談指導を行います。

### (7) 訪問栄養指導

40 歳以上で、訪問による栄養指導、支援が必要な市民や家族に対して、家庭に訪問し、食生活に関する相談、指導を行います。

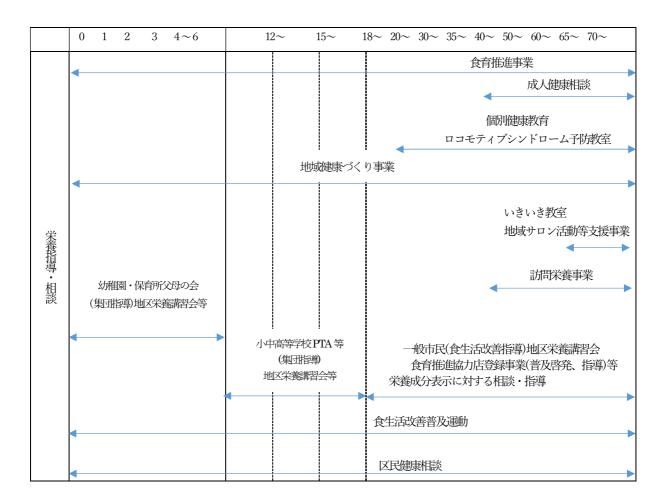
### (8) 一般介護予防事業

#### ① いきいき教室

高齢者に対して介護予防を推進するため、介護予防教室や講演会において、栄養摂取の必要性などの栄養教育を 実施するほか、食生活に関する相談、支援を行います。

### ② 地域サロン活動等支援事業

高齢者の地域における介護予防を推進するため、サロン等の住民主体の場へ訪問し、栄養摂取の必要性などの栄養教育を実施するほか、食生活に関する相談、支援を行います。



### 6. ウエルネスガーデン

クオリティライフ 21 城北内の健康・交流広場「ウエルネスガーデン」では、市民の継続的な運動習慣の定着を目指した健康づくり講座を実施しています。

## (参考) クオリティライフ 21 城北

「いきいき」として暮らす市民があふれる、21世紀の生活の質の高い都市を支えていく、「保健・医療・福祉の総合的エリア」として北区平手町に整備。敷地内には、ウエルネスガーデンのほか、西部医療センター、名古屋陽子線治療センター、重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」があります。

# ● (4) 精神保健

精神障害者の医療、その社会復帰の促進並びに住民の心の健康の保持及び増進のための施策を総合的に推進しています。また、自殺者数の減少を目指し、関係機関等と連携を図りながら、自殺対策を総合的に推進します。

#### 1. 精神保健福祉の機関

(1) 保健センター

地域精神保健福祉活動の第一線機関として、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談支援を行うほか、精神障害者の家族を対象に病気についての理解や家族同士の交流を図るための家族教室、地域関係組織の育成支援や関係機関の連携強化を行っています。

(2) 精神保健福祉センターここらぼ

地域精神保健福祉活動推進の中核機関として、精神保健福祉に関する普及啓発、特定課題を中心とした相談等、教育研修・技術援助、組織育成、調査研究等を行う、本市域の精神保健福祉に関する総合的技術センターです。

(3) 名古屋市精神保健福祉審議会

本市における精神保健及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するため設置しています。

(4) 名古屋市精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、市長からの求めに応じて、精神科病院に入院中の人の入院継続の適否又はその人等からの退院・処遇改善請求について中立公正な審査を行う専門的かつ独立的な機関として設置しています。

(5) 障害者基幹相談支援センター (74頁〔第4章4-3(2)〕参照)

### 2. こころの健康増進施策

(1) 普及啓発事業

市民にこころの健康に関する正しい知識の普及を図っています。

(2) 相談事業

こころの健康に関する面接相談、電話相談を行っています。

### 3. 精神医療施策

(1) 市長同意事務

医療保護入院(入院期間の更新も含む)に際し、名古屋市長が同意者となる場合の事務を行っています。

(2) 指定医の診察・入院措置等の実施

精神障害者又はその疑いのある人について、必要があると認められる場合は、精神保健指定医によって診察を行います。その結果、精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときは、入院措置を講じます。令和4年度から夜間・休日の体制強化に取り組んでいます。

また、必要があると認められる場合に行った精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに 入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障があり、任意入院が行われる状態にないと判定された場合に、 その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院等のために、応急入院指定病院に移送します。

(3) 精神医療の適正化

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保するために、精神科病院に対し実地指導等を行うとともに、精神 科病院から医療保護入院者の入院届等や措置入院者等の定期病状報告書を徴し、名古屋市精神医療審査会を設置し、 措置入院の決定、医療保護入院者の入院や入院期間の更新、措置入院者等の定期の報告及び精神科病院に入院中の 人などからの退院請求等を審査しています。

(4) 精神科病院における精神障害者に対する虐待の防止

精神科病院において業務従事者から虐待を受けたと思われる方を発見した方からの通報や虐待を受けた方からの 届出を受理し、その精神科病院に対する報告徴収等を行い、虐待が行われていた場合は必要な措置を講ずるように 命じます。また、毎年市内の精神科病院における虐待の状況等について公表します。

#### (5) 入院者訪問支援事業

入院者訪問支援員を養成し、精神科病院に市長の同意により医療保護入院している方及びその他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして市長が認めた方に、その者の求めに応じて、入院者訪問支援員が訪問し、 傾聴、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供を行います。

#### (6) 精神科救急医療体制整備事業

愛知県と協同で、休日又は時間外に緊急に医療が必要となった精神障害者のために、精神科救急医療体制を整備するとともに、精神障害者及びその家族等からの電話による緊急的な精神医療等の相談に対応するため、24 時間体制の精神科救急情報センターを設置しています。

#### 4. 地域精神保健福祉施策

(1) 精神保健福祉相談·訪問支援

各保健センターにおいて、精神科嘱託医によるこころの健康相談日を設けるほか、随時、精神保健福祉相談員、 保健師等が精神保健福祉に関する相談・訪問支援を行っています。

(2) 特定相談

精神保健福祉センターここらぼにおいて、思春期に関する相談、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に 関する相談、ひきこもり相談、自死遺族相談、債務等相談を行っています。

(3) 関係地域組織の育成援助

保健センター及び精神保健福祉センターここらぼにおいて、精神障害者の社会復帰の促進を支援するために、自助組織、関係者組織を育成援助するとともに、関係機関の連携を図っています。

(4) 普及啓発事業

精神障害者の社会復帰を促進していくうえで、地域住民の正しい理解と認識を深めることを目的として、保健センターにおいて精神障害者を対象とした健康づくり事業、精神障害者家族を対象とした家族教室、地域の実情に応じた住民や関係者に対する講話、研修等を行う地域密着企画事業や、精神保健福祉センターここらぼにおいて精神保健福祉に関する刊行物の発行等を行うとともに、令和7年度もグリーフケアに関する普及啓発を行います。

また、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題がある人や家族に対してできる範囲で手助けをするこころのサポーターの養成に取り組みます。

(5) 教育研修・技術援助

精神保健福祉センターここらぼにおいて、保健センター、相談支援事業所等の関係機関に精神保健福祉活動についての専門的な教育研修、技術援助を行います。

(6) 保健医療型アウトリーチ支援モデル事業

精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができず未治療・治療中断の 状態にある方に対して、保健センターが精神医療機関と連携し、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの多職種 専門チームによるアウトリーチを行うことで、個別支援を重点的に行います。(西ブロック(中村区、熱田区、中川 区、港区)、南ブロック(瑞穂区、南区、緑区、天白区)において実施。)

令和7年度は、事業の評価を行います。

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進

ア ネットワークづくり

一人ひとりの精神障害者、4区毎の地域、市域全体の三つの次元で支援ネットワークを構成して、一人ひとりの精神障害者が地域で安心して自分らしい生活ができるように関係機関、事業所、地域の連携を促進する仕組みを構築します。

イ 具体的な支援施策

精神障害者ピアサポーター活用事業等の必要な事業を併せて実施します。

### 5. 社会復帰施策

精神保健福祉センターここらぼにおいて、精神障害者の社会復帰を促進するために、集団精神療法等を実施します。実施に当たっては、他機関が技術等の方法を実践できるよう先駆的なプログラム等を実施し、普及します。令

和2年度からは、ギャンブル障害がある方を対象に、「自身のギャンブル等の問題の整理」「ギャンブル等の再発防止に向け具体的対処法と今後の備え」などについてテキストを用いてグループで学ぶプログラムを開発、実施し、効果的な普及を検討します。

### (2) 支援技術 (認知行動療法) の普及

精神保健福祉センターここらぼにおいて、精神障害者の社会復帰を促進するために、他機関が技術等の方法を実践できるよう認知行動療法を普及します。

### (3) 精神障害者ピアサポーター活用事業

精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーターを養成し、ピアサポーターを活用した長期入院患者の動機づけ支援や地域住民等に対する普及啓発を行います。また、精神障害者の地域移行及び地域定着を推進するために、精神障害者の地域移行を担う人材の育成を行います。

### (4) 社会資源見学事業

精神科病院に長期入院中の精神障害者等に対し、ジャンボタクシー等の車両を借り上げ、病院単位で居住施設や日中活動場所等の社会資源を見学する機会を設けることにより、地域生活に対する不安を軽減し、退院を意識させ、地域生活への移行の動機づけを行います。

(5) 精神障害者家族ピアサポート総合事業

精神障害者の家族を対象とした家族による家族ならではのピア相談を行うとともに、家族同士の繋がりを深めるための交流事業を実施します。令和6年度は委託料を増額し、交流事業等の質を拡充します。

(6) 精神障害者居住体験支援モデル事業

措置入院者の退院後支援の一環として居住支援法人等と連携し、単身生活の体験の場の提供等、住まいの確保に関するモデル事業を実施します。令和7年度は、事業の評価を行います。

### 6. 自殺対策

いのちの支援なごやプラン(第2次)(名古屋市自殺対策総合計画(第2次))に基づき、自殺の予防・自殺の防止・ 自死遺族に対する支援という3つの視点で、総合的に自殺対策を推進していきます。

#### (1) 自殺の予防

自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図るため、ウェブサイト「こころの絆創膏」および「こころの絆 創膏アプリ」を運営するとともに、「こころの絆創膏」を配布する街頭キャンペーンの実施や「こころの健康フェスタなごや」の開催など、啓発運動を推進します。

また、自殺と深い関連があるとされるうつ病への対策として、うつ病家族教室や各保健センターにおけるうつ病 家族相談(月1回)を実施します。

さらに、子ども・若者を中心に相談機関等を周知し援助希求行動を促すための「こころの絆創膏デー」の実施やインターネット等を活用した周知・啓発を行うなど、子ども・若者の自殺対策を推進します。

### (2) 自殺の防止

市民の様々なこころの健康に関する電話相談およびLINE相談を受けるとともに、帰宅途中等にも専門家による面接相談ができるよう、こころの健康無料相談を実施するほか、早期対応の中心的役割を担う人材を育成するため、市職員や民間事業者、市民等に対し、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人材を育成する「ゲートキーパー」研修や市民向け傾聴講座を実施するとともに、かかりつけ医師等に対し、うつ病及び思春期精神疾患の診断技術の向上や医療連携等に関する研修を実施します。

また、「ゲートキーパー」研修の受講機会の拡大のため、ウェブ学習サイトや研修動画を作成し活用しています。 加えて、子ども・若者の自殺対策をより一層推進するため、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の運営により、 自殺防止対策の検討や、関係機関等からの支援要請に応じて専門職が支援方針の検討・助言等を行う取組みを実施 します。

さらに、民間団体への支援として、相談事業を実施する愛知いのちの電話協会への助成を行います。あわせて、 ウェブサイト「こころの絆創膏」の運営により、悩んでいる方を悩みに応じた相談機関等へつなげることで、悩み の解決及びうつ等の原因の解決を目指します。

### (3) 自死遺族に対する支援

精神保健福祉センターここらぼにおいて、自死遺族を対象とした相談日を設け、精神面の相談に応じるほか、問題に応じた適切な機関へつなげるとともに、こころのケアが必要な方に対しては、継続したカウンセリングを行います。また、リーフレットやウェブサイト「こころの絆創膏」等において、身近な人を自死で亡くされた方が感じる心理面の変化等の説明や各種相談窓口、自助グループの情報の周知を行います。

さらに、自死遺族に対する市民の理解を促進するため、セミナーの実施や「ゲートキーパー」関連研修の中での 啓発等を行います。

(4) 推進体制の整備(名古屋市自殺対策推進本部・名古屋市自殺対策連絡協議会)

自殺対策を総合的に推進していくため、副市長を本部長とし、関係局長を構成員とする名古屋市自殺対策推進本部を設置しています。

また、自殺対策の推進に資するネットワークを構築し、地域の特性に応じた取組の方向性を協議するとともに、 取組の成果について検証を行うため、関係機関・民間団体等を構成員とする名古屋市自殺対策連絡協議会を開催しています。

その他、自殺問題等に関係する相談機関の連携強化を図るため、自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議を開催し、情報交換等を行うことで連携の強化を図ります。

### 7. 依存症対策

(1) 依存症相談拠点の強化

依存症相談員を配置し、精神保健福祉センターここらぼをアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関する相談拠点として、相談者の状況に応じた適切な相談・のほか依存症の治療回復プログラムや家族支援等を行います。

- (2) 依存症に関する問題に取り組む民間団体への支援 依存症関連問題に取り組む民間団体(自助グループ)に対して会場費等の事業実施に係る必要な費用の一部を補助します。
- (3) 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備

依存症患者が適切な医療を受けられるように、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関するそれぞれの専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を行います。依存症治療拠点機関には情報提供・普及啓発事業及び医療機関等向研修事業を委託するほか、3つの依存症の治療拠点機関となっている機関に機能強化事業を委託しています。

(4) 依存症専門医療機関開設支援事業

依存症専門医療機関の拡大を図るため、依存症専門医療機関の選定を希望し、選定基準を満たす見込みがある医療機関に対し開設準備経費を助成します。

# 4-6 生活衛生



# (1) 環境衛生・薬務事業

### 1. 環境衛生

### (1) 住宅宿泊事業(民泊)

住宅宿泊事業(民泊)について、届出の受理、現地調査、指導等を適切に行い、事業の適正な運営の確保を図ります。また、違法民泊に対して適切に指導を行います。

### (2) 環境衛生関係営業施設監視指導

健康的な生活環境を確保するためには、多人数が集合し、あるいは利用する施設の衛生水準を向上させることが、個人の居住環境の衛生の向上と併せて



高層建築物における高置水槽の立入検査

重要です。このような見地から、旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所等市民の日常生活に密接な関わりのある施設に対して法令等に基づく監視指導を行い、施設の衛生水準の向上を図ります。

<監視指導件数> (令和5年度)

区 分	総 数	旅 館	公衆浴場	興行場	理・美容所	クリーニング	温泉	墓地等
施 設 数	9, 013	447	220	93	6, 181	1, 218	23	831
監視指導件数	3, 112	420	273	106	1, 999	280	22	12
科学的監視指導件数	959	256	235	74	362	16	16	_

### (3) 家庭用品衛生対策

家庭用品による健康被害を防止するため、家庭用品の製造業者、輸入業者及び販売業者に対する立入指導を行うとともに、試験検査を実施します。また、市民に対して家庭用品に関する衛生知識の普及啓発を行っています。

#### (4) 建築物等衛生指導

近年の建築物は、高層化、気密化しており、維持管理が適切でない場合の影響はきわめて大きくなっています。また、飲料水を供給する受水槽等の給水設備も、管理の徹底を図ることが重要です。

そこで、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める特定建築物の立入指導を行うとともに、衛生知識の普及啓発を図ります。

また、「水道法」に定める専用水道、簡易専用水道等の立入指導を行います。

さらに、法的規制のない小規模貯水槽水道の指導を効率的に行うため、平成20年度から清掃実施報告制度を導入 しています。

#### <建築物等衛生指導件数>

(令和5年度)

区 分	特定建築物	簡易専用水道	専 用 水 道	小規模貯水槽水道
施 設 数	1, 471	5, 160	110	_
指 導 件 数	695	427	101	461

### (5) 住居衛生対策

建材や家具から発生するホルムアルデヒド等によるシックハウス症候群、室内で発生するダニによるアレルギーなど、居住環境に起因する健康被害が問題となっています。

そこで、より快適な居住環境を求める市民ニーズに応えるため、住居衛生に関する相談、啓発用資材を活用した普及啓発などを行います。

#### (6) ネズミ昆虫等対策事業

ネズミ昆虫等による健康被害を防止するとともに、健康的で快適な生活環境及び地域環境づくりを推進するため、 地域住民活動の指導育成、ネズミ昆虫等に関する相談指導、普及啓発などを行います。

### <ネズミ昆虫等相談指導件数>

(令和5年度)

相談指導件数	内			記		
	ネズミ	ゴキブリ	ハチ	ダニ	アタマジラミ	その他
1, 584	130	53	933	26	11	431

#### (7) 浄化槽の指導

浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を確保することにより、河川等の公共用水域の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることは重要です。

そのため、浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者等に対して指導を行います。

#### (8) プールの衛生指導

プール施設の多様化、温水プールの普及に伴うプール利用の通年化などにより、プールの指導は重要となっています。プールに起因する事故及び感染症の発生を防止し、市民が安全で快適にプールを利用できるようにするために、愛知県プール条例に基づく衛生管理等の周知に努め、各施設の自主管理体制の確立を重点に立入指導を行います。

#### 2. 薬務事業

### (1) 薬事

医薬品や医療機器等は、市民の保健衛生上重要なものであり、その品質、有効性及び安全性の確保を目的として、薬局・医薬品販売業・医療機器販売貸与業等の監視指導を実施します。

また、医薬品等に関する情報を収集・提供するとともに、市民からの相談等に対して適切に対応します。

<立入検査実績> (令和5年度)

	区分		総数	薬局	薬局製剤製造業・薬局製剤製造業・薬局製剤製造販売業	店舗販売業	特例販売業	高度管理 医療機器等 販売業・ 貸 与 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業・貸与業
施	設	数	16, 641	1, 286	150	546	2	1, 923	12, 734
立施	入 設	查 数	1, 229	353	43	186	1	406	240

### (2) 毒物劇物

毒物や劇物は、私たちの周りの様々な分野で用いられ、利用価値の高いものですが、事件や事故が発生すると、市 民に重大な保健衛生上の危害を及ぼすおそれがあります。毒物劇物について保健衛生上必要な取締りをするため、毒 物劇物販売業・特定毒物研究者・毒物劇物業務上取扱者の監視指導を実施します。

#### (3) 献血推進等

「愛の血液助け合い運動」等を通して献血に対する市民の理解を深めるとともに、血液製剤の安全性の向上と安定供給を確保するため、愛知県や愛知県赤十字血液センター等と協力して、献血の推進を図ります。

白血病、再生不良性貧血等の血液難病の有効な治療法である造血幹細胞移植を推進するため、関係機関と協力して 骨髄、末梢血幹細胞及び臍帯血の提供に関する市民の理解を深め、骨髄バンク事業及び臍帯血バンク事業の普及に努めます。また、愛知県赤十字血液センター等の協力を得て、骨髄バンクドナー登録会及び説明会を実施するとともに、 骨髄等を提供したドナー及びドナーが勤務している事業所に対して助成金を交付し、移植の負担軽減とドナー登録の 推進に努めます。

今日、覚醒剤や大麻、危険ドラッグを始め様々な薬物が乱用され、大きな社会問題となっています。薬物乱用防止を推進するため、薬物相談窓口を設置するとともに、愛知県等関係機関と協力して正しい知識の普及啓発に努めます。 また、いずれの事業も若年者を重点対象とし、各種啓発活動を実施します。

# (2) 霊園·斎場管理

### 1. 霊園·斎場管理

### (1) 霊園

八事霊園は、大正3年3月に供用を開始し、その後、人口の増加や隣接市町村の編入により墓地の需要が増大したことから、霊園の拡張及び造成を行ってきました。また、緑区の愛宕霊園は、昭和50年10月から供用開始となりました。

両霊園とも、快適な墓参ができるよう定期的な霊園の清掃、墓参道や階段等への手すりの設置などを進めています。 なお、平成18年度以降は、公募による新規使用者の募集を行っています。

<市立霊園の概要> (令和5年度)

	墓 地 面 積	墓碑数	使 用 者 数
八 事 霊 園	271, 875 m²	約50,000基	約20,000人
愛 宕 霊 園	4, 473 m²	約1,200基	約1,200人

### (2) 斎場

八事斎場は、大正4年6月に使用を開始し、その後、昭和59年11月に排煙の無煙・無臭化などの改良工事に着手、昭和62年10月に完成しました。以降、火葬炉46基・獣し炉2基を有する斎場として、人体火葬業務及び死亡 獣畜焼却業務を実施してまいりましたが、施設の老朽化等に伴う再整備を行うため、令和7年4月より人体火葬業務を稼働停止しております。新斎場は令和10年6月より供用を開始する予定です。

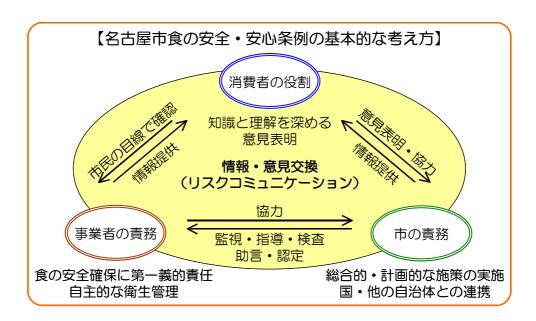
第二斎場は、平成27年3月に完成し、平成27年7月から供用を開始しています。なお、第二斎場は火葬炉30基を有し、人体火葬業務のみを実施しています。

# (3) 食品衛生・動物愛護管理

### 1. 食の安全・安心対策事業

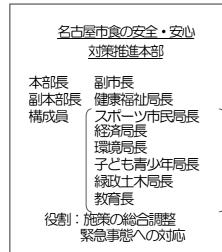
市民の食の安全・安心を確保するために、「名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028」及び「令和7年度名古屋市食品衛生監視指導計画」により、重点的・計画的に事業を実施します。

さらに、「名古屋市食の安全・安心条例」の理念により、市、事業者、消費者がそれぞれの立場から、食の安全・安心の確保に向けて共に力をあわせて、市民の健康の保護を図ることを目的とした取組みを進めます。また、消費者、事業者及び市の三者におけるリスクコミュニケーションを推進し、食の安全・安心の確保を目指します。



- (1) 食の安全・安心の確保のための体制 食の安全・安心の確保のための体制を整備し、連携協力し取り組みます。
- ① 市の食の安全・安心対策推進体制

### 名古屋市





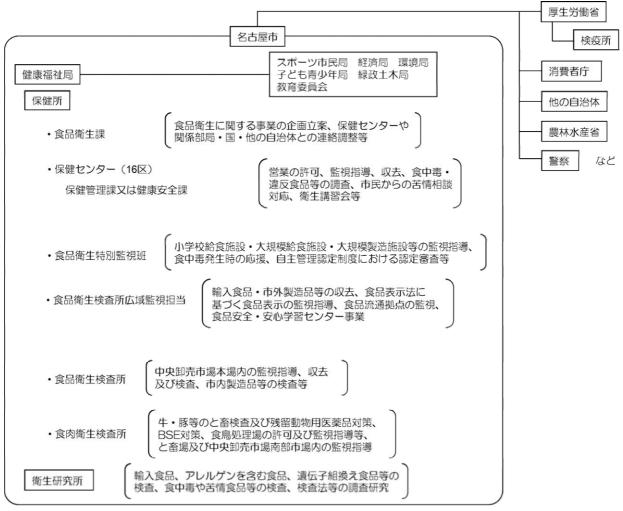
# リスクコミュニケーション

<u>名古屋市食の安全・安心</u> 推進会議

委員 学識類者 事業者 消費者

役割: 食の安全・安心の確保のための施策、関系者間の相互理解について協議し、市に意見を述べる

### ② 関係機関との連携協力体制



#### (2) 主な事業内容

① HACCP に沿った衛生管理の定着の推進

保健センター等による事業所への定期的な立入検査や営業許可の更新の機会において、事業者の衛生管理計画や手順書の内容、記録等の確認及び検証の評価を行うとともに、各事業者の状況に合わせた指導等を実施することでHACCPに沿った衛生管理の定着を図り、食中毒等の危害発生を防止します。

また、新たに営業を開始する事業者等に対しては、引き続き HACCP に沿った衛生管理の導入支援を行います。

### ② 食中毒防止対策の強化

ア 生又は加熱不十分な食肉による食中毒防止対策

生又は加熱不十分の鶏肉料理を提供する飲食店に対し、5月及び9月を「カンピロバクターによる食中毒防止のための監視強化月間」とし、鶏肉の生食等による食中毒発生のリスクやギラン・バレー症候群に関する情報を提供し、鶏肉は中心部まで十分に加熱して提供するよう指導します。また、消費者に対しても啓発を重点的に行います。その他、年間を通して牛の生食用食肉や牛レバー・豚肉(内臓を含む)を取扱う施設には、規格基準の遵守等について指導を行います。

イ ノロウイルスによる食中毒防止対策

特に発生が多い11~2月を「食中毒防止対策期間」とし、事業者指導や消費者啓発を重点的に行います。

ウ 寄生虫による食中毒防止対策

生鮮魚介類を取り扱う魚介類販売店や飲食店の事業者に対し、確実な冷凍処理や目視の徹底等について指導を 行います。

エ その他の食中毒防止対策

過去の食中毒事例を踏まえ、黄色ブドウ球菌やウェルシュ菌などによる細菌性食中毒についても事業者に対する指導を行います。その他、焼肉店等、客自らが調理を行う形態の施設に対し、食肉を十分に加熱すること、箸

やトング等を使い分けること等について注意喚起を行うよう指導します。また、食肉の安全な調理や喫食のため、低温調理に対する正しい考え方や加熱殺菌の注意点などについて、消費者に対する情報提供を行います。

③ 食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進

ア 食の安全に関する知識の普及啓発

食品安全・安心学習センター事業で各種講座等を実施し、幅広い世代の消費者を対象として、食の安全に関して共に考え、理解を深める機会を提供します。また、保健センター等が実施する講習会や各種事業を通じて、家庭での食中毒予防や食品表示の基礎知識等の情報提供を行い、普及啓発を図ります。

イ 食の安全・安心推進会議

学識経験者、消費者、事業者、行政で構成する食の安全・安心推進会議を開催し、食の安全・安心の確保のための施策や関係者の相互理解に関する事項を協議し、市の施策への反映を図ります。

ウ 食の安全・安心フォーラム

食の安全について社会的な問題となったテーマを取り上げて、消費者、事業者、市の三者が情報と意見を交換する場を設け、関係者間の信頼や相互理解を深めるよう努めます。

エ 食の安全・安心モニター制度

消費者の方に食の安全・安心モニターを委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見をいただき、市の施策への反映を図ります。

オ 「よい食」ダイヤルによる情報受付

「よい食」ダイヤルを設置し、食品の取り扱いや施設の衛生管理等の食の安全・安心に関する情報や相談を 受け付けます。

カ ホームページ、SNS等による情報発信

食の安全に関するポータルサイト「食の安全・安心をめざして(食の安全・安心情報ホームページ)」を公式 ウェブサイト内に設け、食の安全に関する情報を提供します。また、LINE(なごや「よい食」インフォメーション)や X(旧 Twitter)等により、本市の食の安全に関する情報や学習センターの講座案内等をお知らせします。

「よい食」ダイヤル(電話・メール)

まいしょく 電話:052-961-4149

メール: a2648@kenkofukushi. city. nagoya. lg. jp

- ・食の安全・安心をめざして(なごや食の安全・安心情報ホームページ) https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-0-0-0-0-0.html
- ・LINE (なごや「よい食」インフォメーション) https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000170943.html (登録用リンク)
- ・X (旧 Twitter) アカウント @kensa\_nagoya (なすこ@食品安全・安心学習センター)

### ④ 食品等の検査

ア 食品等の検査

市内で製造又は流通する食品等を対象に、収去検査(抜き取り検査)等を実施し、違反食品等の効果的な発見・排除に努めます。

イ 検査項目

細菌検査や添加物検査、残留農薬・動物用医薬品に関する検査、遺伝子組換え食品の検査、アレルゲンを含む食品の検査、放射性物質検査などを実施します。

ウ 試験検査の精度管理

試験検査に関する精度管理基準(GLP)に基づき、内部点検や精度管理等を実施し食品等の検査の信頼性を確保します。

#### ⑤ 自主管理の推進

### ア 事業者への情報提供

食品衛生責任者講習会や食の安全・安心自主管理講習会、保健センターによる講習会等を通じて、食品等事業者に対し、許可・届出制度やHACCPに沿った衛生管理、フグの取扱い規制等に関する情報等を提供し、事業者自らが実施する衛生管理の向上を推進します。

#### イ 制度に関する指導等

食品等の自主回収(リコール)情報報告制度や、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について、制度の対象となる事業者に対して必要な周知、指導又は助言を行います。

### ウ 自主管理認定制度

食の安全・安心条例に基づき、食の安全の確保に関する優れた取り組みを行っている施設を認定し、市民への公表を行います。

### <令和5年度 事業実績>

<b>本口兴安长</b> 示	要許可施設数	45, 242 施設
食品営業施設	要届出施設数	14,737 施設
監視指導	延監視指導件数	34,643件
食中毒発生状況(令和6年)	発生件数	17 件
展中 <del>毋宪生</del> 人(九(节相0年)	患者数	334名
食品衛生関係苦情	届出件数	1,404件
収去検査	実施項目数	95, 174 件
違反・不適食品	発見項目数	31件
と畜検査	検査頭数	207,636 頭
食品衛生責任者講習会	受講者数	6,245名
	食の安全・安心モニター人数	活動モニター: 39名
	良の女主・女心モーター八数	意見モニター:260名
意見交換・情報提供・啓発	安全・安心学習センター事業	75 回、2,396 名
	講習会(消費者向け)	255 回、3,456 名
	講習会(営業者向け)	151 回、3, 497 名

### 2. 狂犬病予防、動物の愛護・管理及び化製場等対策事業

### 主な対策

### (1) 狂犬病予防対策

① 犬の登録及び狂犬病予防注射実施の指導・啓発

犬の飼主に対し、通知はがきや広報等により犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底及び鑑札・注射済票の装着 について指導・啓発を行います。また、飼犬の死亡・所在地変更等を確認し、適正な原簿管理を行います。

② 狂犬病予防集合注射の実施

大の登録と狂犬病予防注射を効率よく実施するため、市内各所に会場を設定 し、集合注射を行います。

③ 野犬及び飼犬の危害防止対策

野犬等の捕獲、抑留を行います。

また、危害防止のため犬の飼主への適正飼養の指導や飼主以外への犬との正しい接し方の啓発を行い、事故等の発生を未然に防ぎます。

### (2) 動物愛護と適正飼養

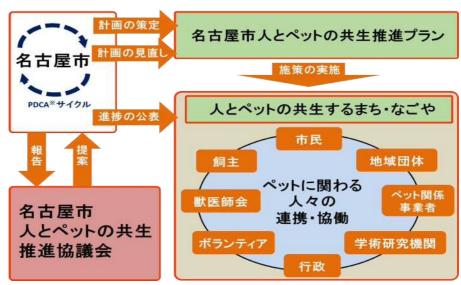
① 人とペットの共生に向けた取り組み

「名古屋市人とペットの共生推進プラン」に沿って、人とペットの共生するまち・なごやの実現を目指して総



合的かつ計画的に事業を実施します。学識経験者、地元獣医師会、関係事業者団体、関連ボランティアなどを構成員とする「名古屋市人とペットの共生推進協議会」において、人とペットの共生に向けた事項に関し、市長からの諮問に対する答申、意見の具申、計画の進捗状況の報告に基づく計画及び施策の見直しなどについての提案を受けます。

# <計画の推進体制と進行管理のイメージ図>



※ 計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の繰り返しによるマネジメントサイクル

### ② 動物愛護・適正飼養の普及啓発・指導

動物を愛護する心を育てるとともに、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害を防止するため、適正飼養の推進、動物愛護週間行事、避妊・去勢手術費用の補助、所有明示の推進(マイクロチップ装着の補助)、地域活動の支援(市民との協働によるペットと暮らすきれいなまちづくり運動及び地域が猫と共存するための活動の支援)、動物愛護センターにおける動物愛護管理事業等を行います。

また、委嘱した動物愛護推進員との協働による適正飼養の普及啓発を行います。

### ③ 猫対策

飼主による不適切な飼養や飼主のいない猫に起因する危害や迷惑の発生を防止するため、飼猫については完全 室内飼育・所有明示の推進等の指導啓発を行います。

また、人とペットの共生サポートセンターでは、ガイドラインに沿って飼主のない猫を適正に管理する市民や 地域に対し、避妊去勢手術費用等の支援や助言を行います。

④ 犬猫の引取り、自活不能猫・負傷動物の収容

遺棄等の防止を図るため、やむを得ず飼えなくなった犬猫を引取るとともに、動物愛護の観点から、自活不能猫を保護収容します。また、病気又は負傷した動物に治療の機会を確保するため、負傷した動物を収容します。

人とペットの共生サポートセンターでは、やむを得ず飼えなくなった犬猫の新たな飼主探しの支援を行います。

⑤ 収容動物の返還・譲渡等

収容した動物については、飼主への返還、飼養を希望する者への譲渡、動物愛護精神の普及啓発を目的としての飼養又は殺処分のいずれかを行います。

⑥ 失踪動物の問い合わせ対応

収容した飼主不明の動物の情報をホームページに掲載するほか、失踪保護動物情報管理システムを活用し、迷い大猫等の早期発見・返還に努めます。

⑦ 災害時におけるペット対策

災害発生時に迅速に対応するため、必要な調整を行います。

また、災害発生時には犬や特定動物による危害の防止及び被災動物の救護に努めます。

#### ⑧ 特定動物飼養者への指導

特定動物の飼養者に対し、危害防止及び適正飼養の指導を行います。また、特定動物の逃走事故があった場合には、関係機関と連携し危害防止に努めます。

#### ⑨ 動物取扱業者への監視指導

ペットショップ等の動物取扱業者に対し、動物の適正飼養、施設の適切な管理等について指導を行います。

#### (3) 人獸共通感染症対策

人獣共通感染症の発生を予防するため、啓発等に努めます。また、感染症発生時には、まん延を防止し市民の健康と安全を確保するため、迅速かつ的確な情報収集、関係機関との連絡調整及び感染源の究明を行います。

#### (4) 化製場等対策

化製場、死亡獣畜取扱場、指定地域の畜舎・家禽舎及び動物処理場に対し、悪臭・衛生害虫等による周辺の環境衛生の悪化を防止するため、監視指導を行います。

## <事業実績>

						VIL					
	   狂犬病予防		7	犬			猫				
	注射済票 交 付 数	捕獲頭数	引取り 頭 数	譲渡類	殺処分 頭 数 <b>※</b>	引取り 頭 数	自活不能猫の収容頭数	譲渡類数	殺処分 頭 数 <b>※</b>		
令和3年度	76, 749	68	12	22	0	270	581	758	27		
令和4年度	78, 884	43	19	34	0	367	460	735	25		
令和5年度	78, 112	39	21	30	0	242	493	709	20		

※収容中死亡を含まない

# •

## 4 - 7 災害対策



災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、名古屋市災害対策本部が設置され、本部長(市長)統括のも とに名古屋市地域防災計画の定めるところにより災害応急対策が実施されます。健康福祉局では、平常時を含め次の ような災害対策事務を行っています。

### 1. 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者が円滑かつ迅速に避難するためには、地域(近隣)の共助を基本とする要配慮者への避難支援体制等の整備が重要となります。そのため、災害対策基本法の規定に基づき避難行動要支援者名簿を作成するとともに、防災危機管理局が所管する「助け合いの仕組みづくり」に取り組む地域団体等に対して、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援等を行うために必要な名簿情報を提供しています。

## 2. 福祉避動所の指定・協定

通常の避難所がバリアフリー化されていないなどの理由で、高齢者や障害者など避難所生活に困難をきたす方を対象に開設される福祉避難所について、社会福祉施設等へ協力を呼びかけながら災害対策基本法に基づく指定や協定の締結を進めています。なお、福祉避難所については、通所サービス利用者が災害発生時に直接避難する指定福祉避難所と一般の指定避難所から移送する協定福祉避難所があり、令和7年3月末現在では計248か所となっています。

また、指定福祉避難所については、要配慮者に適した備蓄物資・機材の費用を補助する備蓄物資購入等補助制度を令和4年4月から実施しています。

#### 3. 災害弔慰金の支給等

暴風・豪雨・洪水・高潮などの自然災害により死亡したり、精神・身体に一定の障害を受けた場合、又は住居家財に被害を受けた場合で、その災害が一定規模以上であるときは次のような制度があります。

- (1) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給
  - ・世帯の生計中心者の死亡 500 万円
- ・世帯の生計中心者の障害 250万円

125 万円

- ・その他の者の死亡 250 万円
- ・その他の者の障害

(2) 災害援護資金の貸付

住居家財の被害程度等に応じ150~350万円を限度に無利子(保証人がない場合は利率1%)の貸付けを行います。

#### 4. 災害見舞金の贈呈

火災・風水害などの災害により被災した市民に、次のような見舞金・弔慰金を贈呈しています。

区	分	単 身 世 帯	2人以上世帯					
全壊・全	焼・流失	70,000 円	90,000円					
半壊	• 半 焼	50,000 円	70,000円					
床 上	浸 水	30,000 円	50,000円					
消 火	冠 水	30,000 円	50,000円					
弔	慰 金	100,000 円/人						

#### 5. 被災者生活再建支援金の支給

暴風・豪雨・洪水・高潮などの自然災害によりその居住する住居が一定の被害を受けた場合に、25~300万円の支援金を支給します。

## •

## 4-8 統計調査



保健福祉分野をはじめとする、行政の計画の立案、施策の推進、結果の評価のための基礎的な資料を作成するため、次の統計調査を行っています。

## 1. 主な国の委託統計調査業務

### (1) 保健統計調査

		to the	<del>₹11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</del>	身	施年	度	内容
		名称	調査期日	7	8	9	PJ谷
		人口動態調査	経常	経常	経常	経常	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関わる人口動態事象を把握し、 出生や死亡の動向など、行政施策推進等の基礎資料を得るための 調査です。
	基	国民生活基礎調査 (世帯票等)	毎 年 6 月 頃	0	0	0	保健や福祉にかかる国民生活の基礎的事項を把握することを目的に、世帯の状況、社会保障や就業等の状況を調査するものです。 ◎の3年に1度の大規模調査年には、世帯票の他、健康・傷病や 介護状況等の把握のために健康票と介護票を実施します。
) 	幹統計調查	医療施設動態調査	経常	経常	経常	経常	病院及び診療所の分布及び整備の実態を明らかにし、医療施設の 診療機能を把握するための調査で、動態調査は医療法に基づく開 設・廃止・変更等の届出等を受理又は処分した時にその都度調査
-	宜	医療施設静態調査	3年に1度 10 月1日		0		し、静態調査は3年毎に一斉に全医療機関に対し、より詳細な事項について調査します。
		患者調査	3年に1度 10 月中旬		0		医療施設を利用する患者数をとらえ、傷病及び受療の種類並びに在院日数等国民の受療の実態を明らかにするための調査です。
		病院報告	経常	経常	経常	経常	病院等の分布とその実態、利用状況及び毎月の患者数等を把握し、 医療行政の基礎資料を得るための調査です。
		受療行動調査	3年に1度 10 月中旬		0		患者の受療の状況や受けた医療に対する満足度を調査し、医療に対する認識や行動を把握するための調査です。
7	一般統	医師・歯科医師・ 薬 剤 師 統 計			0		医師・歯科医師・薬剤師の分布及び就業の実態を把握し、医療行政の基礎資料を得るための統計です。
i	計調査	地 域 保 健 ・ 健康増進事業報告	年 度 報	0	0	0	住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握する調査です。
		衛生行政報告例	年 度 報	0	0	0	公衆衛生・環境衛生・医務及び薬務行政の実績、衛生業務資格保有者数、人工妊娠中絶等の把握などを行う調査です。
		社会保障・人口 問 題 基 本 調 査			0	0	国立社会保障・人口問題研究所が行う調査で、国民生活基礎調査 の調査地区から抽出された地区の世帯又は特定の対象者等に対 し、社会保障や人口に関する5種類のテーマの調査を、年ごとに 一定の周期で行うもの。

### (2) 社会福祉統計調査

	名称	調査期日	争	<b>E施年</b>	变	内 容
	<b>石</b> 柳	副生为口	7	8	9	Pi 谷
基幹統計調査	国民生活基礎調査 (所得票等)	毎 年 7 月 頃	0	0	0	国民生活基礎調査の世帯票実施の地区からさらに抽出した単位区 について、世帯の所得の状況等を調査するものです。◎の3年に 1度の大規模調査年には、所得票のほかに、貯蓄状況を把握する ため貯蓄票を実施します。
一般統	社会福祉施設等調查	毎 年 10月1日	0	0	0	介護保険関係を除く社会福祉に関する施設や事業所を対象に、設備、入所者、利用者、職員、サービス提供等の状況を把握し、福祉の基盤整備に関する基礎資料を得るための調査です。
計調査	福祉行政報告例	経常	経常	経常	経常	生活保護受給者等の毎月の状況をはじめ、その他福祉行政にかかる事業の実績を年度ごとに把握し、福祉の基盤整備に関する基礎 資料を得るための調査です。

基幹統計調査…統計法第2条第4項第3号の規定により指定を受けた基幹統計を作成するための調査 一般統計調査…国の行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの

#### 2. 調査結果の公表について

#### (1) 人口動態統計、平均寿命について

人口動態統計の前年の結果を取りまとめた上で、毎年7月頃に同調査の名古屋市分の概数の概況を、毎年10月以降に確定数の概況を公表し、またその結果を利用して名古屋市民の平均余命(現在の死亡状況が今後変わらず続くと仮定した時に、ある年齢に達した人が、平均してその後何年生きられるかを表したもの)、平均寿命(0歳における平均余命)を算出して毎年12月~翌年2月頃に公表しています。公表した主な結果は、次のとおりです。

		人口		平均寿命				
	出生数(人)	死亡数(人)	死産数(胎)	婚姻数(組)	離婚(組)	男(年)	女(年)	
令和 5年	15, 701	25, 709	327	11, 499	3, 698	81. 04	87. 36	
令和 4年	16, 325	26, 126	310	12, 105	3, 717	80, 94	87, 10	

#### (2) 健康福祉年報について

本市の健康福祉行政の前年度の事業に関する実績等について、事業分野ごとにまとめた「名古屋市健康福祉年報〈事業編〉」を毎年9月頃に、また、本市の人口動態統計の結果のうち、概況で発表したものよりも詳細なデータをまとめた「名古屋市健康福祉年報〈人口動態統計編〉」を毎年3月頃に公表しています。

第5章 年

表

年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
明治22年				3月	・薬品営業近薬品取扱規則制定
(1889)					-死天別死亡者約計調査  執台
		10月	・名古屋市誕生	10月	• 市制施行
			-本市衛生行政は計制施行当時から学務衛注課で処理され		・名古屋区を名古屋市と改称
			( DIV/or toland Adm DIV/or toland		人口 157,496人
PHY/-oo/re			(一明治35年補余課—明治39年衛生課)	4.17	面積 13.335km
明治23年 (1890)					·湯屋取締規則を公布 ・水道条例公布
(1050)		3月	・(東市民)愛知県闘病院を引きつぎ市立伝染病院とする		・市役所開庁式挙行
	i l	0,1	Old Mary South Control of the Contro		・汽車検安心得制定
				10月	· 伝染病予防心得書廃止
明治24年					・濃尾地震
(1891)					死者 7,469人
					全半壊 148,610戸
				c 🖽	全半焼 4,860戸 <b>人</b>
					・海外諸巻より来る船舶に対し検疫の件公布・地方衛生会規則
					・文部省に学校衛生事務帰記をおく(学校衛生事務の初め)
明治25年					·大日本私立衛生会が石染病研究所(主任北里柴三郎)を創
(1892)					並
明治26年					
(1893)				8月	· 秦風雨
					庄村川場が到外刊決壊 死傷者30人余、倒壊流失約1,000人
				11月	・衛生局衛生課と改称
明治27年					・伝染病予防上必要ノ諸費ニ関スル件公布(原則として市町
(1894)				2/1	村負担
				4月	・警視庁令「精神病者ノ届出に関スル件」
				7月	·愛知医学校内心重婆·看數晶衡切引設置
				8月	·小学校C体育·衛生C関L訓令
明治28年				4月	・内務省に臨時後度局設置(12月閉鎖)
(1895)		QΒ	·名古屋市消毒所設置		・庁府県に臨時検疫部設置
明治29年		9/1	* 4日/至1月日母/原义巨	3 日	・獣医予防法公布(獣歿ご狂犬病を指定)
(1896)				3)1	・痘苗製造所官制(東京大学ご痘苗製造所を設置)
					・血清類院官制
				4月	・医術界業式験委員官制
					•薬剤師試験委員官制
				9月	・水害
					(庄村) 決壊 溺死者約1,000人
明治30年				1 FI	・文部省学校育絮方法に関し訓令
(1897)				3月	・学生生徒身体検査規定を公布(年2回の定期検査)
					・阿片法
				4月	・伝染病予防法公布(コレラ、赤痢、腸チフス、天然痘、発
					しんチフス、猩紅熱、ジフテリア、ペストの8種 これによ
				c =	り衛生組合法制化
					·檢疫委員設置規則 ·汽車檢疫規則、船舶檢疫規則制定
明治31年					・公立学校に学校医を置くことを定める
(1898)					・学校国職务規定制定
	<b> </b>				
				10月	・府県警察部に衛生課を置くことになる
明治32年	<b> </b>				・海港検安と公布
(1899)				3月	・行物病人及行物を亡人取扱法公布
					・伝染病研究所信制(内務省所官となる) ・海港検免所信制
				7月	・産婆規則
	<b> </b>				・家園への件を達
	<b> </b>				・ペスト媒介のおそれのある古錦古着等の輸入禁止を達
					・船場関係の件を達
new//					・臨時ペスト予防事務局官制
明治33年 (1900)	<b> </b>			2月	・「飲食物其ノ他ノ物品取締二関スル件」制 (食品衛生に関する最初の法律)
(1000)	<b> </b>			3月	・未青年者関連禁止法
	<b> </b>			3/1	• 汚物需殺去を公布
	<b> </b>				・下水道法公布
	<b> </b>				・精中病者監護生の公布(7月施行―425年)
	<b> </b>				・学生生徒身体検査規定制定
				4日	· 臨時報制的好官制 · 牛乳営業取締規則
	<b> </b>			7/1	•有毒性着色料取締規則
]					・文部省に学校衛生課を置く(明治36年廃止大正9年再設)
				6月	• 清凉飲料水営業取締規則

10   1-25世界の経過2年後の14年の日刊日本	年	社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
1970   1-20					7月	· 氷雪営業取締規則
PSIGN   1971					9月	·死亡診断書死体検案書、死胎検案の令公布
1985年   1975			10月	·名古屋市河物棉涂規U施行(塵芥は毎月5回·汚泥は毎月1	10月	・娼妓取締規則制定(公場の検診別報台
15   1   1   1   1   1   1   1   1   1				<b>□</b> )	40.0	ALA MARIETTA MERINA
2 日   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	DED/10.4/T		7.0	(+++)	12月	• 飲食物給具取締規則
### 1992年			(月			
19				CONTINUE	3月	・倫奈氏を地方庁の所管とする
1			4月	・掃涂果を創設(明治3年の汚物掃涂法の施行ご伴、汚物掃	071	THE STATE OF THE CASE OF THE C
1980年   1987年   19				除に関する事項が増加したため)		
10	明治36年				3月	・警視式に臨時が短職員を置く(ペスト予防事務)
日本語   日本	(1903)		l			
1990   1997	7FD/					
2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月					2月	
41					3月	
1989年   1987年   19						
####################################			4月	・(東市民)名古屋市伝染病院と改称		
### ### ### ### ####################				·痘苗製造所、血清製活在染病研究所工移管		
日本						
日子	(1906)					
15   15   15   15   15   15   15   15			1	で <i>ハキ</i> 7	4月	・屠場法公布
日日   日日   日日   日日   日日   日日   日日   日			l			
12月   特別の表現の						
19月   19						
1987   1987						
1月 名古原理學						
1月   東 東 東 市中の電電響	(1907)					
1990   1991   1991   1991   1992   1992   1993   1993   1893   1993	明治11年					
特別   10月   1世別   10月   1世別報報報酬が正互称科印丁目   10月   1世別報報報酬を担任が正列   10月   1世別報報報酬組   編析、公所課報報課題化物定   10月   1月   1日期の計算報報報題   編析、公所課報報課題化物定   1月   1日期の計算報報報題   編析、公所課報報課題化物定   1月   1日期の計算報報報   1月   1日期報刊を設定   1月   1日期報刊を制定   1日期報刊を制度   1日期報刊を制度   1日期報刊を制度   1日期報刊を用度   1日期報刊を制度   1日期報刊を用度   1日期報刊を用			l			
明治2年 (1910) 10月 ・ 情報が翻翻解的(風径本料り下記) 8月 ・ 技術的窓頭線側に 総称、 公称窓頭線側に 他定 (1912) 1月 ・ 日本	明治12年				4月	
1910   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月	(1909)					
野部中	明治3年		10月	・ 市設署易業資票台(西区桜木町14丁目)		
1月   日本学生   1月   日本学生   1月   日本学生   1月   日本学生   1月   日本学生   1月   日本学生   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1						
1月   国際門・紫が錦花大田中月・公布 現他   1月   日   1月   日   1月   1月   1月   1月					8月	·按擎析営業取締規則、鍼術、灸術営業取締規則を制定
4月 - 特別機能自動配布   5月 - 指導機能の制制   5月 - 指導機能の制制   5月 - 指導機能の制制   5月 - 指導機能の制制   5月 - 指導機能   5月 - 指導機能   5月 - 指導機能   5月 - 表示					1 H	・ 国際阿比多数を発生(十元の年) 日八左(ま)が)
5月 - 高級解釈後親親   ・メデルアルニル最終親則   ・メデルアルニル最終親則   ・メデルアルニル最終親則   ・メデルアルニル最終親則   ・メデルアルニル最終親則   ・			l			
19	, ,		İ			
大正2年						・メチルアルコール取締規則
大正年					9月	
大正字						II I
1913   1913   1914   1915	大正2年				9日	•
日本諸教育が協会設立   受知解誌教育が協会設立   受知解誌教育が協会設立   受知解誌教育が協会設立   受知解誌教育が協会設立   受知解誌教育が協会政   2月   國際和政主会事業を行政が一奏部の件を公布   1月   小事態地対構築制使用開始   10月   伝染物研究が対解者より文部省工物管   10月   伝染物研究が対解者より文部省工物管   10月   伝染物研究が対解者より文部省工物管   10月   伝染物研究が対解者より文部省工物管   10月   伝染物研究が対解者より文部省工物管   10月   小事が表現などの   2月   小事が教諭を正、使用開始   6月   染料、医薬品酸透明定公布   名職課則必申定   7月   東京、大阪、神亨、三市、二市立結場教育が心程置を命令   4月   伝染物で研究が表現まで表現で表現では   10月   大正年 (1916)   10月   ・おおが異い い方発もる(ベスト対策			l			
大田学					12月	・ペスト菌検査  対論  を定める
大田年						
1914   3月 ・八事懲他奸用辩治	1705		<b>—</b>			
4月 ・八事塾世・頻報総縁更用聯合   10月 ・			ąΗ	· 八事.总孙(市田県助台		
4月 ・八本線地小類機制使用聯合   10月 ・在装修研究所外務省より文部省 3 移管   12月 ・日赤変句支部八事誌物解験所をおく   6月 ・八本人教験完工、使用聯合   6月 ・八本人教験完工、使用聯合   6月 ・八本人教験完工、使用聯合   6月 ・ ・	(1714)		эл	/ \=\rear U\(\frac{1}{1}\)\pi\Pi	эд	
12月 ・日本変和皮部八麻林林病養所をおく   12月 ・日本変和皮部八麻林病養所をおく   12月 ・日本変和皮部八麻林病養所をおく   12月 ・日本変和皮部八麻 林病養 所をおく   12月 ・ 東京、大阪、神戸、三市 二市立結林病養所の設置を命令   12月 ・ 東京、大阪、神戸、三市 二市立結林病養所の設置を命令   12月 ・ 大正5年 (1916)   10月 ・ たずう買い 上げ始まる(ペスト対策) 市かへスト患者3名   11月 ・ 文部名 ご神液疾養所認過を合すする   11月 ・ 文部名 ご神液疾養所認過を合すする   11月 ・ 文部名 ご神液疾養所認過を合すする   11月 ・ 文部名 ご神液疾養所認過を命ずる   14月 ・ 京都、横浜、名古屋 ご神液疾養所認過を合すする   14月 ・ 京都、横浜、名古屋 ご神液疾養所認過を命ずる   14月 ・ 大田本の主義を表する日屋 ごかな解析院と込が   14月 ・ 大田本の主義を表する日屋 ごかな解析院と込が   14月 ・ 大阪名・大田本社会局   14月 ・ 大阪名・大阪衛和大田本社会局   14月 ・ 大阪名・大阪名・大阪名・大田本社会局   14月 ・ 大阪名・大阪名・大阪名・大阪名・大阪名・大阪名・大阪名・大阪名・大阪名・大阪名・			4月	・八事墓地内葬義場使用罪治		
大正年					10月	・伝染病研究所内務省より文部省に移管
10月 ・						
10月 ・			6月	・八事人葬場完工、使用聯台	6月	
大正年	(1919)				7日	
(1916)   10月 ・	大正年					
・			l			
市内へスト患者3名			1			
11月 ・文部省に学技権住会を設置 - 大日本医師会創立総会開催   11月 ・文部省に学技権住会を設置 - 大日本医師会創立総会開催   11月 ・ 京都、横兵、名古屋・諸様焼養所設置を命ずる   11月 ・ 京都、横兵、名古屋・諸様焼養所設置を命ずる   11月 ・ 京都、横兵、名古屋・諸様焼養所設置を命ずる   11月 ・ 京都、横兵、名古屋・諸様焼養所設置を命ずる   11月 ・ 京務省地方局・核糖業設置 - 大田・中社会局   11月 ・ 大田・中本・中本・中本・中本・中本・中本・中本・中本・中本・中本・中本・中本・中本・			10月			
大田年 (1917)       4月・京都、横兵、名古屋ご結禁競争可設置を命ずる (特特所者の全国調査を実施(保養権注調査会こよる) ・特特所者の全国調査を実施(保養権注調査会こよる) ・内務省地方局ご模uuu就置一大田年社会局)         大田子 (1918)       2月・(東市民名古屋市立坡東南院と改称 (1918)       6月・大阪府で教育駅(市界によぶする社会事業主管駅の知め)			1	TTPYベスト患者3名	11 🗆	, 力切水的 - 224人称:(A 22-22-22-22-22-22-22-22-22-22-22-22-2
大田年 (1917)     4月 ・京都、横浜、名古屋 : 結核検養所設置を向する ・精神時者の全国調査を実施(保健権生調査会こよる) ・内務省地方局 : 大田中社会局)       大田子 (1918)     2月 ・(東市民)名古屋市立坡東荷院と改称       6月 ・大阪府 : 大阪府 : 大			1		11月	
(1917)     6月 ・精神病者の全国調査を実施(保護衛生調査会による) 8月・内務省地方局で機構報置一大正5年社会局       大正7年 (1918)     2月 ・(東市民)名古屋市边城東南院と改称 6月 ・大阪府で教育課(府県によまする社会事業主管課の初め)	大正6年				4月	
大正7年						
(1918) 6月 ・ 大阪府ご教済課(府県における社会事業主管課の初め)			L			
VIAIN - DA BROUDING - DA STEAT - NEED BROUDING			2月	・(東市民)名古屋市立城東南院と改称		
· 校斉事業周査会官制公布	(1918)				6月	
						·救済事業調査会官制公布

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
大正8年					3月	・結核予防法公布(一昭和26年)
(1919)						・全国主要都市(2族養)形设立 ・精神病院長公布(一昭和25年)
						・トラホーム子が法公布
	4月	・救援果を創設				
					8月	・学校伝染病予防規定を制定
					9日	(「学校云染病予防及消毒方法」廃止) ・医師会令公布
	i				10月	
					12月	• 衛生局、調査課制設
大正9年	4月	・救護課を社会課と改称	4月			
(1920)	l			奥、旗雪町)開設	5月	·市·区役所で臨時職業紹介事務開始
	İ				8月	
					9月	
					10月	<ul><li>・名古屋市中央職業紹介所完工</li><li>・第1回国勢調査(本市人口429,997人)</li></ul>
大正10年					1月	・内務省衛生局流行性感冒の予防事項を庁府県に訓令
(1921)						·社会事業調査会官制公布
	3月	・名古屋市で初めての「名古屋市保育園」が開園		1 - 1 - 1 - 2 Autory / Tri		・新宅頭のご保育園開園
			6月	・トラホーム診療所(西二葉町、伝馬町) 開設 ・無料診療所を創設、診療開始(矢場町)	6月	・文部省に学校衛生課券設
	İ			The state of the s	7月	・内務省衛生局に予防課制設
						· 庁府県衛生職員制制定
大正11年 (1922)			40			・人口動作調合公布
(1922)			4月	・結核療養施設八事療養所開設 当時の組織	4月	・家畜伝染病予防法公布(狂犬病予防の拡大規定) ・伝染病予防法一部改正(パラチフス、流行性)消費機能を
				衛生課<庶務係·防疫係·衛生係>		加える)
					_	・健東保険去公布(大正15年7月―部施行3年12年1月全施行)
	ł					· 学校衛生調査会官制制定 · 簡易保険相談所規則制定
	i				•	・愛知県水平社設立
大正12年					3月	・医師法の改正により日本医師会の設置を規定
(1923)					7月	・愛知県方面委員設置規程公布
	ł				8日	・愛知県に方面委員制度誕生(全国で17番目) ・8月21日方面委員35名に辞令公布
	i					・関東大震災
						市会緊急協議会を開き関東大震災被護費
						25万円の追加予算、その他を議決 名古屋を通過する関東大震災罹災者の救衛活動に愛知県
						方面委員大治羅
						・済生会が問看護事業がまる(保健師の始まり)
			40.11	II she i ye I download de calacte.	11月	・法定日本医師会設立(大日本医師会解析)
			12月	・八熊、沢上無料物が開設・トラホーム診療所(新出来町)開設		
大正13年	1月	・ 西緒に対し、入谷券、診察券、薬剤券、理髪券、牛乳券		・トラホーム診療所(塚越・呼続) 開設		
(1924)		などを公布開始				
	ŀ		E EI	- 体が上されを示すませた。	4月	・熱田職業紹介別開設
	i		5月	• 衛生試験刑罪段	6月	・地方学校衛生委員制を公布(各府県こ1名の学校衛生技師
						をおく)
					8月	・海上に使用せられる児童及び年少者の海上に使用し得る
	1				10月	児童の最低年齢を定むる条約締結 ・文部省に体育研究所設置
	İ					・日置労働紹介所開設
					12月	・労働者募集政策令公布
大正14年	$\vdash$				1 🗆	・税関官制により検疫所を大蔵省(税関)に移管
大正14年 (1925)					1月	・方面事業助成会相次いて設置 ・方面委員章携帯による非常線内立入許可の通牒でる
	İ		4月	·保轄僧段	4月	・薬剤師法公布
				・保健部の組織		
				水道果 下水道果		
				衛生課		
					•	・日置に共同宿泊所及び公衆食堂開設
+==15/==	2□	. 恐知順料企車業的企品 5				・第2回国際調査(本市人口 768,558人) ・郵車を全たいた
大正15年 (1926)	3月	・愛知県社会事業協会設立			3月	· 郵便年金社公布 · 歯科医師会令公布
/						•薬剤師会令公布
	4月	・救済院(東上寮の前身) 開設	4月	・御田トラホーム診療所開設	4月	・救済完東上寮を開設
					5 FI	· 労働争議調幣去公布 · 方面委員規程公布
	i				•	・工場労働者最低年齡法施行規則公布
						・地方官制の改正により内務大臣の指定した府県に衛生部
					,,,,	を置きうることとなる
					7月	・「方面委員執務心得立方面委員取扱事項既目」明示される

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
					10月	・本市の人口80万人突破
					11月	・健康保険署官制公布 ・日本歯科医師会設立
						・日本薬剤師会設立
					12月	・政府、地方に小児保健所設置を勧奨 ・「小児保健所指針」 通牒小務省
						・全国児童児童事業会議開催ご小児保健所の設置を衝換
昭和2年	1月	• 熱田共同宿泊州開設			1月	・健東界会主面施行(給付押)
(1927)			l		2月	・食肉輸移入取締規則制定 ・坂文種解徳会、東区東外場町に婦人ホーム設立
						·不良住宅地区改良法公布
	4 FI	・東上寮事業聯も(弥富町密柑上)			4 FI	·公益質量法公布 · 花柳病予防法公布
	4/7	・名古屋市保育園を新花頭町保育園と改称			4/7	· 東上僚事業聯台
		・新出来町保育園州園				
		・向田町保育園開園・北押以こむ時下と無料診療所竣工				·人口食糧問題調查会設置 ·千種職業紹介所開設
						·熱田労働紹介別開設
昭和3年 (1928)	1月	·名古屋市社会課、社会部で昇格	1月	·保健部の組織 「防疫課(一切茶口1年)	1月	・狂犬病予防に関する事務が農林省から内務省に移管(閣議
(1928)		·北押切保育園開園				決定
				<b>↓</b> 衛性係		4 44
			3月	・(東市民)単独伝染病院として病末数208床となる	2月	· 千·種· 日置公益質屋事業開始
	5月	·名古屋市方面事業功成連合会発足	0,1	Civil Company of the	5月	・文部省学校衛生課を体育課ご改める(体育運動行政の一元
					6Н	・雇員扶助令公布
					071	・ムシ歯予防デー始まる(日本連合歯科医会主唱ー昭和34年
					0.11	的/衛生週間)
			10月	· 市民		・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 和 日本 ・ 日本 ・
				・トラホーム診療所(矢場町、天神山町、西古渡町、沢上町)		預かり実施
				開設	11 日	・教賞法制定の実現成進全国社会事業大会開催・押切公益質量開設
					11/1	・熱田公益質量期段
昭和年	4月	・東区百人町で授産場開設	4月	・トラホーム診療所(百人町、真砂、白金町) 開設	4月	・救働と公布
(1929)		・社会政策審議会設置 ・名広愛児園開設(養養動館)				
					8月	・健康保険署を廃し地方庁へ移管(警察部に健康保険課をお
					9月	・世界経済恐慌日本におよぶ
						・社会政策審議会廃止
昭和5年					1月	・ 金子 経済 経済 経済 発情 深刻 化
(1930)	2月	·名古屋市方面委員連盟結成 ·爱尔県失業問題所究会開催			4月	・名古屋市の失業者11,000人に達す
					5月	・失業対策について6大都市社会事業協議会開催
					7 FI	・麻薬政締規則を公布 ・社会事業態於会開催、社会事業間で設置
						· 県方面委員会、多子、貧困、劣等児を調査
					10月	・投資と実施民生全国大会開催
	11月	・杉木押丁保育園州園	ł		11月	<ul><li>第2回国勢調査11月(本市人口9,071,404人)</li><li>長島愛生電設立(初めての国立ら) 療養所</li></ul>
	12月	·名古屋市社会事業助成連盟結成			12月	•有害瞪毛具取締規則公布
昭和6年 (1931)	2月	・挑簸去実施居進の全国方面委員大会開催、				
(1991)		**************************************			4月	· 人営者職業 探衛 去公布
						・国家総動員法公布
						・重要産業統制法公布 ・労働者災害扶助責任保険法公布
						・癩子防公布(絶外隔離主義)采用一47群128年)
					5月	· 寄生虫子的社公布 · 大曽根労働紹介所開設
			7月			•押切職業紹介別開設
				・市民病完工 診療操始		<ul><li>・市内の機能</li></ul>
					8月	・県下初の「方面委員事務所」築地ご開設
					11月	・市役所庁舎新築工事で着手
					12月	· 健康保健樹科診療方針制定 · 簡易水道布設助成規則制定
昭和年						·軍事物數法施行4月
(1932)						・労働者災害決敗法施行
					2月	· 救護法施行 · 学校医酶努規1及学校歯科医酶务規定制定
						・ラジオ納付金による結束電影形設置重知する
					3月	•全日本方面委員連盟結成

1987   1987	年	社会福祉関係		<b>公衆衛生関係</b>			国の動向・その他		
### 14				6月	·名古屋市域之小児保健所設置				
17   一・									
1									
17   一・大学的学研究		7月	・救援当こよる救援関格	İ		7月	·済生会名古屋30病971開設		
2月   中部高級神輿組件	II7H-ro/tr:	1 🛘		1.0	<b>万→尼土瓜紅松に北部木人の</b> 見	9月	・文部省学校給食に関し訓令		
### 1									
18   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		İ		İ		3月	• 米穀統制法公布		
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日									
19						5)71			
8月   日本記入の場所である時間報題で、特別では、中央によっています。   18月   日本記入の場所である時間である。   18月   日本記入の場所である。   18月   日本記入の場所である。   18月   日本記入の場所の場所である。   18月   日本記入の場所の場所である。   18月   日本記入の場所の場所である。   18月   日本記入の場所の場所がある。   18月   日本記入の場所の場所である。   18月   日本記入の場所の場所の場所である。   18月   日本記入の場所の場所の場所の場所の。   18月   日本記入の場所の場所の。   18月   日本記入の場所の。   18月   日本記入の場所の、   18月   日本記入の場所の、   18月   日本記入の場所の、   18月   日本記入の				6月	・西区平野町で小児保健が設置(私立)				
99   全性の発生性と25   1-7-7				οн	. B.4.T.Y.L. / 安美今一小江京周县楼站设。「安美館」 中区777355-5	1			
1573年   15		i				1			
(830 日					・トラホーム診療所(八熊、白鳥) 開設				
日本						10月			
17   ** 名人然后等的基础的研究公司   17   ** 名人然后等的基础的经验公司   17   ** 名人然后来的基础的   17   ** 名人然后来的基础的   17   ** 名人然后来的   17   ** 名人然后来的   17   ** 名人然后来的   18   ** 16   **							・診療所政締規則、歯科診療所政締規則(一昭和7年)		
4	BITTE OF			4.5	F/r Landston (Market (Landston Landston				
						i	1		
19   100		4月		İ		4月	・愛知県の新事業「軍人家族世話係」設置、県下で1,250人4		
15日   中国主人の経過報報報							月		
17   - 名人語音科·教育語傳統   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人語   19   - 名人语   19   - 名人语   19   - 名人语   19   - 名人语   19   - 名人语   19   - 名人语   19   - 名人语   19   -			AS CONTROL (AND COLINA	5月	・市立家畜病院開院				
19   - 名と語句字教金鏡部等の問題報的   10   - 名と語句字教金鏡部等の問題報的   10   - 名と語句字教育を全国から所える理   1月 - 名と語句音音音を全国から所える理   1月 - 名と語句音音音を全国から所える理   1月 - 名と語句音音音を全国から所える理   1月 - 名と語句音音音を全国から所える理   1月 - 名と語句音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音					・下奥トラホーム診療別構設		D Intelled a particular of the		
1				7月	· 名古屋市内收急業務理動台(県警室部)	6月	• 排型法人哈德会设立		
1月		i		.,,	- HINDH 10400000000000000000000000000000000000	10月	・名古屋の人口100万人突破		
13   - 地域特別問題				_					
4月 - 非政策論例問題   1月 - 小本語人類問題   1月 - 小本語人類問題   1月 - 小本語人類問題   1月 - 小本語人類問題   1月 - 小本語人類   1月 - 小本語人類   1月 - 小本語人類   1月 - 小本語人類   1月 - 小本語人類   1月 - 小本語人類   1月 - 小本語人類   1月 - 小本語人類   1月 - 小本語   1月 - 小本語人類   1月 - 小						1月			
1月   ・川東京新聞開開	(2222)						・埼玉県所沢農村保健館(米国ロックフェラー財団の寄付に		
1月		48					よる設置)		
トラホーム部所で広落、勝率町、呼称が開設   7月   社会報询報告金速機		4/1	*只此以本月國州國	5月	・八事新人葬場完工(30基)				
17月   社会保険報告を設置   17所名   18月   1									
15日   新田国際関係体布大口1,02,316人   1月   「野田野 医神経と名称変更   1月   「野田野 医神経と名称変更   1月   「野田野 医神経 大神 (大神 (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中)					・トラホーム診療所(広路、旗屋町、門続町)開設	7月	· 社会知論關本全部置		
1月   市政部を発展している。   4月   市政部を報告と名称変更									
8月 - 他親望を右衛門で呼吸側で立て海豚の大きないとして開設が再発の分泌として開設が再発を発生した。   一般の対する									
設備料数では、診験体験的 ・印度動性が認定が発生 ・物理動性が認定ではついての地質的的 ・トラホー人が勝所衛通・杉木・金作の開発 10月 ・ 第日院接行を耳形動機制を関す明く ・トラホー人が勝所衛通・杉木・金作の開発 10月 ・ 第日院接行を耳形動機制を関す明く ・1月 ・ 方面を操令施行 ・ 日野 ・ 大型を冷離す ・ 日野 ・ 大型を発動していっと使す合体により)移着 3月 ・ 中央社会範囲で 5月 ・ 中央社会範囲で 5月 ・ 中央社会範囲で 8月 ・ 大部を本性に対して保健所を中次計画により5カ所認像社 ・ 日野 ・ 大型を受け場合がよることの影響がある性は、遊が味べの稼働所認と、 ・ 日野 ・ 大型を表が得効・ 「発音が表現といる事業を表がでいる性が、 ・ 日野 ・ 大型を表が得効・ 「発音が表現といる事業を表がでいる性が、 ・ 日野 ・ 大型を表が表が、 ・ 日野 ・ 大型を表が表がままれている。 ・ 日野 ・ 大型を表が表がままれている。 ・ 日野 ・ 大型を表が表が、 ・ 日野 ・ 大型を表が表が、 ・ 日野 ・ 大型を表が表が、 ・ 日野 ・ 日野 ・ 日野 ・ 日野 ・ 日野 ・ 日野 ・ 日野 ・ 日野	(1936)								
・特別機能地区別定代告示(73) - G和19年月の日解前の作 11年 - 場面建築下記車で連動施興・専用 (11年) - 場面建築下記車で連動施興・専用 (11年) - 場面 (24年) (1987)   11月 - 場面 (24年) (1987)   11月 - 場面 (24年) (1987)   11月 - 場面 (24年) (1987)   11月 - 場面 (24年) (1987)   11月 - 場面 (24年) (24					設(病末数35床、診療料8科)		呼びがける		
11年~昭和14年まで9地区指令   1月   - 第2回域対で見重で観察機関関関く   1月   - 方面委員令公布   1月   - 方面委員令公布   1月   - 方面委員令公布   1月   - 方面委員令公布   1月   - 方面委員令公布   1月   - 方面委員令公布   1月   - 方面委員令公布   - 平立条約欄(下の一色町合用により)移管   3月   正色深綺麗(下の一色町合用により)移管   3月   正色深綺麗(下の一色町合用により)移管   4月 保護が起之が   - 平型地が立た   - 下之一色町、起り町、栽野計合併   4月 保護が起立に原節の配出、道所県での療養が重選。原理他者と内容的   保護が起立に原節の配出、道所県での療養が重選。原理他者と内容的   保護が起立に原節の配出、道所県での療養が重選。原理他者と内容的   保護が起ことを国験側が外制定   5月   - 中央社会範囲は   1月   原立結構検養所を対立に反面を開始が外制を   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1									
10月   第回諸族下程建設連續機理問期く   11月   方面委員令公布   11月   方面委員令公布   11月   方面委員令公布   11月   方面委員令巡布   11月   方面委員令巡布   11月   方面委員令巡行   12日末人青大建稿金款立、養軽清期な   学校材検金数元   美軽清明な   学校材検金数元   美軽清明な   学校材検金数元   美軽が発力立て、養軽清明な   学校材検金数元   12日末   12									
1月   方面委員令公布   1月   方面委員令公布   1月   方面委員令公布   1月   方面委員令総否   1月   方面委員令総否   1月   方面委員令総否   1月   小から保育額開題   正色保育額(下の) - 色町合体により) 移管   3月 ・正色保育額(下の) - 色町合体により) 移管   3月 ・ お子と受験 (財産) 大部   1月   できる   1月   できる   1月   できる   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1					・トラホーム診療所(都通、杉村、金/押))開設	10 17	₩4 = K+++-CA1++===-CA2FT+CAB++##### >		
1月 - 方面委員令館子   1月 - 方面委員令館子   1月 - 方面委員令館子   1月 - 方面委員令館子   1月 - 方面委員令館子   1月 - 方面委員令館子   1月 - 方面委員令館子   1月 - 方面委員令館子   1月 - 7月   1月 - 7月   1月   7月   7									
2月 - 藤の宮保育園用園   正色保育園(下の一色町合併により)移管   3月 - 田子保護長之布   田子保護長之布   下之一色町、田内町、緑町村合併   保健野定之布   下之一色町、田内町、緑町村合併   保健野定之布   流生会登場喇叭溶用股   治核で形は北区区等かの届出、道町県での務範可設置、原 染患者入戸部   保健野元とよる国轄補助が仲制定   5月 - 田立結線教養所能上の布   ・船島と之布   ・船島と之布   ・船島と之布   ・船島と之布   ・北島・ラホーム診療が開設   5月 - 田立結線教養所能比へ布   ・船島と之布   ・北島・ラホーム診療が開設   10月 - 10区制炭塩(千種、東、西、中村、中、昭和、禁田、中川港、南   「早生省自制(物)合9号)公布(小務省衛生局、社会局、体力局   下も方面が発し   「早生省首制(物)合9号)公布(小務省衛生局、社会局、体力局   下も方面が発し   「早生省で開発を日本の場合の場合を対し、原生省で開発を日本の場合を対し、原生省で開始の合り合いた。日本の場合・日本の表の生命・日本の表の生・日本の生命・日本の生命・日本の生命・日本の生命・日本の生命・日本の生命・							・方面委員令施行		
2月 ・藤が宮保育開開園   ・正色保育園(下の一色町合併により)移管   3月 ・日子保護社会布   ・ 中央担金館開設   ・ 中央社会館開設   ・ 中央社会館開設   8月 ・ 中央社会館開設   8月 ・ 中央社会館開設   8月 ・ 中央社会館開設   8月 ・ 本統律 元 本 大 の で は で で は いった いった で は いった いった いった いった いった いった いった いった いった いった	(1937)								
3月 ・正色保育園(下の一色町合併により)移管   3月 ・母子保護長公布 ・ 下之一色町、田水町、 栽野村合併 ・ 保健野店と公布 ・ 下之一色町、田水町、 栽野村合併 ・ 保健野店と公布 ・ 下之一色町、田水町、 栽野村合併 ・ 保健野店と公布 ・ 下之一色町、田水町、 栽野村合併 ・ 保健野店と公布 ・ 溶生金髪切明等活開と ・		2月	・藤の宮保育園開園	İ					
1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開設   1月 - 「中央社会館開放   1月 - 「中央社会に関係   1月 - 「中央社会館   1月 - 「中央社会会   1月 - 「中央社会会   1月 - 「中央社会会   1月 - 「中央社会会会   1月 - 「中央社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会		3月	・正色保育園(下の一色町合併により)移管			3月			
4月									
5月 ・中央社会領帯设   8月 ・ 中央社会領帯设   8月 ・ 内務省本市に対して保護所を年次計画により5カ戸設置せられたい旨を指示・ 在島トラホーム診療が開設   10月 ・ 10区制実施で千種、東、西、中村、中、昭和、黎田、中川、港、南   1月 ・ 厚生省官制(動かり号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局・下が局等廃止)・厚生省官制(動かり号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局・下が局等廃止)・厚生省官制(動かり号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局・下が局等廃止)・厚生省官制(動かり号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局・下が局等廃止)・厚生省官制(動かり号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局・下が局等廃止)・厚生省官制(助かり号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局・下が局等廃止)・厚生省官制(助かり号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局・下が局等廃止)・厚生省官制(助かり号)公布(内務省社会局、体力局・下が局等廃止)・厚生省官別(内務省社会局用格)				İ		4月	・保健所法公布		
3月 ・中央社会館開設   2月 ・中央社会館開設   8月 ・ 内務省本市に対して保護所を年次計画により5カ戸設置せ   6月 ・国立は郊族第7官制公布   8月 ・ 松静川保育園開園   10月 ・ 松静川保育園開園   10月 ・ 10日2制装施(千種、東、西、中村、中、昭和、熱田、中川、港、南   1月 ・ 厚生省官制(動)かり号)公布(小務省資生局、社会局、体力局・予坊局等廃止)・厚生省官別(内務省社会局用格)									
5月 ・中央社会館開設   8月 ・内務省本市に対して保健所を年沙計画により5カ戸設置せ   5月 ・国立結禁療養所信制公布   8月 ・船島た公布 ・ 船島た公布 ・ 部島トラホーム診療所開設   10月 ・10区制装施(千種、東、西、中村、中、昭和、熱田、中川 進 南   1月 ・厚生省官制(物)や号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局 で 1月 ・厚生省官制(物)や号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局 で 1月 ・厚生省官制(物)を号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局 で 1月 ・厚生省官制(物)を号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局 で 1月 ・厚生省官制(物)を号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局 で 1月 ・厚生省官制(物)を号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局 で 1月 ・厚生省官制(内)を含いる。									
8月 ・内務省本和に対して保護所を年次計画により5ヵ万蔵遺せ 8月 ・風がは物疾養所官制公布 8月 ・船島注公布 ・ お痛エックス線装置取締規則公布 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			rista i Adriana				・保健所法による国庫補助の件制定		
8月 ・ 内務省本和に対して保健所を年次計画により5ヵ万配置せ   8月 ・ 糸尾上之流布 ・ 診療エックス線装置取締規則公布		5月	・十大人工工工程弁的な			6月	・国立結物療養所官制公布		
・板御『保育顧開園   ・板御『保育顧開園   ・ ・				8月			·船員法公布		
9月 · 板靜 [ 探報] [ 10月 · 10 [ 2   10 ]   10月 · 10 [ 2   10 ]   10 [ 2   10 ]   10月 · 10 [							・診療エックス線装置取締規則公布		
港南   港南   1月   「厚生省官制(勅令5号) 公布(内務省衛生局、社会局、体力局   1月   「厚生省官制(勅令5号) 公布(内務省衛生局、社会局、体力局   予切局等廃止   「厚生省设置(内務省社会局界格)		9月	• 板帶『保育園開園	İ	100   1				
1月 -  厚生省官制(動令の号) 公布(内務省衛生局、社会局、体力局   1月 -  厚生省官制(動令の号) 公布(内務省衛生局、社会局、体力局   7枚局等廃止) -  厚生省設置(内務省社会局界格)						10月			
(1938)	昭和3年			$\vdash$		1月			
						271	予防局等廃止)		
• 125-1-17   145-1-									
2月・愛知・軍人選求院に生活、授金の相談開始						2月			
1 SHIPPINGAPHELINE PROGRAMMA		9月	· 板腳 (保育園開園	8月	られたい旨を指示	10月	·診療エックス線技置政緒規則公布  ·10区制装施(千種、東、西、中村、中、昭和、熱田、中川、港、南  ·厚生省官制(勅令9号)公布(内務省衛生局、社会局、体力局・予坊局等廃止)		

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	4.0	土も   人がナナーサー てんがた			3月 4月	・公衆衛生自制公布
	4月	・東社会館を市に移管			4月	・職業紹介法公布 ・社会事業法公布
						・国民健康采购法(旧法)公布
昭和4年						・国民体力管理制度調査会官制(一4番和4年) ・司法杲隻事業长公布
(1939)	4月	•社会部に軍事意態財命			1	・船員界剣技公布
						・職員健康知険社公布・厚生省に結婚期間を全国の主要都市で小児結核予防所を
						設置 の関連
		・広社保育園州園		E4.565.		
	(月	・厚生局創設 保健部と社会部が厚生行政として一元化	7月	・厚生局1段 保健部と社会部が厚生行政として一元化	7月	·国民体力審議会官制公布(保健衛生調査会国民体力管理調査会廃止)
		(保健部廃止)		(保轄廃止)		
		<庶務課·医務課·体力課·清禮課· 社会部(保護課、福品課、児童課) >		< 庶務課・医務課・体力課・清掃課・ 社会部(保護課、福山課、児童課) >		
					8月	・人口問題研究所官制公布
			9月	・牧野保健刑罪所(本市保健所第1号)中村区、西区を担当	9月	·結核予防生活指導要網決定 ·司法幂雙委員会設置
				・内田橋トラホーム診療所開設		
					10月	·全国児童保護大会開催 ·価格等統制令施行
					11月	
昭和5年 (1940)	0.11	・東、西、熱田各区方面事業助成会が有施設を市に寄付	1月 2月	・ 市設結核療養所梅森光風園場所 ・ 花物病中川診療所場所(西古)連丁)	0.0	・国立結場が療所、軍事保護院へ移管(子供局から)
(1940)	2月	· 本、 户、 然中的本力由争来办政云州有肥权を用に前付	2 <i>H</i>	- 1 にはかかいナナリ 底がが7 川州ブハ (と当 白 (安平1)		・国立治療の対が、単事系費売へ移官(丁の同から)・地代家賃約制令公布
						・賃金統制令公布
	4月	・厚生局に保健的復活	4月	・厚生局ご保健的傾舌	4月	·全国 乙烯
		(庶務課、医務課、体力課、清掃課 設置		(庶務課、医務課、体力課、清福期設置		
		厚生局 保健部		厚生局 保健部		
		<庶務課·医務課·体力課·清掃課>		<庶務課·医務課·体力課·清掃課>		
		社会部 <保護課・福利課・児童課>		社会部 <保護課・福付課・児童課>		
		・熱田有隣館(昭和10年10月設立)を市に移管し、熱田社会館		·六郷、杉村、西志賀、栄生、呼続、築地の診療相談所を		
		と改称 ・内田橋有隣館(昭和3年4月設立)を市に移管し、南社会館と		開設、続いて笹島診療・電影が開発		
		改称				
					5月	・国民優生法公布 ・紀元2,600年記念全国児童愛護運動実施
						· 公衆輸出院庁舎完成
			6月	・児童健康指導所開所(大曽根、江川、野立、御器所・ふん尿の農・酒に給給める	6月	・草薙領罪設・大都市の保護所ご小児結核予防所指設
				· SACNVA SIBELLIBINGS DAVES	10月	·第回国際網查(本市人口1, 328, 084人)
			11月	•市立功疫別開所	10日	・大政選替会愛知県支部院が
					12月	<ul><li>・人以異貨会後外界文部設立</li><li>・公衆衛生院栄養研究所を合併し厚生科学研究所を設置</li></ul>
昭和6年					1月	・戦時体制方面委員選壬
(1941)						・人口政策確立要網(閣議決定) ・町内会社会係、方面委員の協力機関となる
					1	・体力局「まず歩こう運動」提唱
					3月	・医療保護去公布 ・労働者年金紹舜去公布
					4月	•妊産婦届出制
				・西裏保健所開所、千種区、東区を担当 ・(城北)北区田幡町(現在7)城見通8丁目)に産婦人科、小児	7 E	·保働帰規則制定(-NGF1200年)
			1/3	・0級40年20年 (現立の) (理論の) (現立の) (理証の) (理論の) (	1/3	NAGARADKARAT AULTERATA
					8月	・報徳寮・豊本寮開設・厚生省社会局、体力局を人口局に改称
	9月	·市民生活相談所開設				/ ナエ日     エマルル
					ł	・日本紀建帰協会設立
					12月	· 真珠湾攻擊、 対米英宣戦布告 · 医病類系者微用令公布
<b>昭和7年</b>	1月	・今池保育園はじめ15保育園開園				
(1942)					2月	・国民医療と公布・国民体力法改正(乳幼児に対しても体力検査)
						・戦時災害精變払益布
		· 新富町保育園開園 · 保健的社会部廃止			ł	・水上児童寮開設 ・国民学校卒業児童にBCGを接種
	~1	•作業部創設				・結婚物所を日本医療団に移管
	6月	・伝馬町保育園はじめ7保育園開園			6月	・国民保健指導方策要網決定(保健所を中心とする保健指導の徹底)
	7月	・東山、八熊、児玉、東杉、日比津保育園開園			7月	• 好童婦手帳規程公布
	8月	·堀田、青池、大手保育園開園			8月	· 結核子的対策要網(閣議決定) · 地方官官制改正
						・地方衛生関係事務を警察部から内政部に移管

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	9月	・直来保育園開園	9月	· (城西) 病末数743-19末		
	10月	·押切授董場開设		/D/H/3-4655-C-2 4/m2/D/HCC/2/CD// DTf-co/e-/ Do D) 7		
	11月	·厚生局を健民局と改称(庶務課、補導課、体力課、軍事憲護 課、保健課)	11月	・保健端溝智所を牧野保健所に併設(一昭和23年4月6日)そ の後受業場所を西裏保健所講堂に変更		
				Total Maria Caracita Salara Caracita Ca	12月	・生産普通震動かため社会事業団総動員
nrrr (-)		Metal I closed Protect	- 17	the ball of the larger of the		・翼臂会厚生部整備拡充協議会開催(方面委員8万人)
昭和8年 (1943)	3月	· 築地受産場廃止  · 港社会館開設	3月 4月	・八事療養所、梅森光風園、日本医療引に移管 ・内田橋保健州開戸熱田区南区を担当	3月	·厚生省人口局 《好避帰保健協士》
(15 16)	201	PELLECKHITEK	±)1	・従来の乳幼児健康計画を保健所は場所とし業務期は四		
				裏架塘所外·布池·板橋、牧野保塘河川武·広住正色、内		
				田橋宋建所中田·築地/28出張所 ・市立女子高等医学専門学校を開設し市民病院を附属病院		
				とする		
				・(城西)名古屋市立城西病院と改称		
	5月 6月	・結婚電約刑程设(10区役所内) ・西社会館理段				
	0/3	·長良、榎、西社会館/1段保育園開園				
	7月	・上飯田保育園州園				
	11 🗆				ł	・健民修事所一斉開所
	1179	·大杉保育園開園			11月 12月	・厚生省改組 人口局健民局等 ・衛生物資確保対策要網(閣議決定)
昭和9年	1月	・国民学校に学校保育園を付設、戦時保育を開始				
(1944)						・13区制実施(北、栄、瑞恵区を増区) ・熱田公益質量界鎖
	4月	・国民学校内に新たに38か所学校保育園を設置			эд	**************************************
	5月	·北、栄、瑞惠区ご結婚目終別開設			5月	・各種保健所能設の総合整備ご関する件通牒「保健所整備要
						領 これに基づき昭和10年簡易保険健康相談所、公立健康 相談所等を保健所に統合
	6月	・(~9月)幼稚園ご幼が付款保育園を設置				作品が行う学をはな思りに一形し口
				・衛生計場所衛生研究所と改称(中村区日比津町)に移集引		
			9月 10月	· 衛生研究所作属栄養土養成別課設 · 千種栄養別開新	10 H	・「保健が軍営制験に関スル件」通牒
			10)4	<ul><li>・ 下種水種別用別</li><li>・ 西裏保健所名称変更→東保健所</li></ul>	10月	• 竹村理が見上品が場合対人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
				・西保糖州朔所		
				·牧野保健所獲名称変更(保健病講習所も種) — 中村保健所		
				·中保健州朔介		
				• 熱田保健所開所		
				・中川保健所期所 ・内田橋保健所名称変更一南保健所		
					12月	・東南毎世震
						津波による流出 3,059戸
						・B29による市内操撃44名化
昭和20年 (1945)					1月	· 三河地震 死者 約1,961人
(13-16)						全半壊 17,245戸
	3月	·戦時保育園63園休園				Water I (1977) No. 144
	4月	・中央社会館保育部まか4館保育部と出来町保育園はじめ17 保育園村園			4月	・栄養士規則開定 ・医療機時措置要網(閣議決定)
	5月		5月	・栄保健所、北保健所事務開始前にり災、その他5保健所の	5月	・国民医療技に基づき保護婦規則前定(一昭和22年)
		・名古屋城空襲こより消失		保護所支所り災		
				・(城化)戦火により焼失、2ヵ月後に西区吉摩町1丁目、葵記 念会館において診療		
	7月	・東上保育園はじめ10保育園서園				
					8月	・広島、長崎に原子爆弾投下 ・終戦(8月15日)
			9月	・(緑市民)旧愛知門鳴神丁国民健東界険組合診療所として	9月	・GHQ公衆衛生対策に関する覚書発表
	10月	・直来、新富町、則武保育園及び水上児童寮再開		開設(外来)	10 🗆	・医療関系者徴用令等戦時法令廃止
	10月 11月	I			ł	・ 送別判所有到日で寺事が行去で発止 ・ 栄凶発止、 中区ご併合
						・花柳病予防法特例制定(患者に届出義務課す)
			12月	· 田谷口保健所罪長	12月	·生活相約刑罪段 ·研農地攻革指令
			/-		-27,1	•生活胚解者緊急生活震雙翼綱絮義決定
nr** - * :				II JOA-GORDO		・陸軍病院等を厚生省に移管
昭和21年 (1946)			1月	・北保健別開所	1月	・公職自放令・公増発止
						・有毒飲食物等取締令公布
	2月	・藤の宮保育園及び西社会館保育部用開	3月	・次の保護庁支所の業務を停止	2月	・厚生省健民局、保護院廃止
			эД	・クククイトネメチサアスクテアンラネタラントーニ (千種、東、西、中村、栄、中、昭和、熱田、中川)また保		
				使所出張も廃止 4671年1月1日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		
				·1行政21保健所制 ·衛生組合解散		
				•名古屋市防疫団発足		

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	4月	・中村寮開設				
		・婦人参政権を含む総選挙施行				
		・婦人議員39名選出さる ・名古屋引爆震集局設置				
		•名古屋市保母養成別開設				
					5月	·GHQ党書日本帝国政府の保健及U厚生行政機構改正江関す
						る件指令
					l	・公衆衛生院官制公布(厚生省研究所官制廃止)
	6月	・東山保育園門開			6月	・市民勤労作業場を市授産場と改称
	7月	・天神山授棄場罪設	7月		70	・麻薬取締規則制定 ・日本脳炎を伝染病予防法の適用される伝染病で指定
	1/3	· 打武授至楊瑶山	()5	·瑞惠、港界億所を開設 ·国民栄養調査実施	7月	・日本地域ではおき内丁がはり週刊でいるはおき内では
		X P Q X III WITCH		· 花柳病診療所(六郷) 設置		
	8月	·民生委員制度制定	İ		İ	
	9月	・民生委員誕生			9月	・生活保護と公布(旧法)
		・中村寮廃止				・民生委員令公布
	10月	·名古屋市民生委員連盟結成	10.8	<b>宁</b>	10日	・主要地方将良尼等保護要綱指示 ・生活保護生取规規程公布施行
	10)4	· 节维春及び岩松寮開設	10月	・国民栄養調査実施	10)4	• 生活表现以外的主义们的[]
		・東上僚を瑞穂寮と改称				
		·名古屋市生活保護規則公布				
		•名古屋預期場			l	
	11月	·民生委員定数告示(名古屋市分1,631名)	1		11月	・自作農創設措置法施行
		・植田寮舞段・東郊寮舞段				・地方官官制改正 ・内務大臣の指定した府県道に衛生部をおくこと
		*来刘肃指文				・厚生省に公衆衛生、医務、予防の8局設置
						・看観報と置、GNO看機果長ミス・オルソン氏
						・日本国憲法公布(施行昭和22年5月3日)
					12月	· 柔道整復術営業取締規則制定
昭122年	1月	• 西裏受産場開设	1月	• 中花柳南部 新州 開设		
(1947)		・正色保育園門開			о.П	roortestudiventes A TACO
		・上野寮開設 ・日置受産場開設				·医病制度審議会発足 · 伝染病届出規則制定
	3/7	•西社会館廃止			3/1	・GHQ結核対策倒化に関する覚書発令
	4月	•天神山保育園開園	4月	・結核療動を国に移管	4月	· 新学制施行(6、6、3、4制)
		・蕪鉄資料设		・検疫所官制により検疫所厚生省所管となる		·和的独占禁止法公布
						・地方自治法公布
						・公翼こよる初代市長就任
					ł	・日本医療団角弾 ・警察署の衛生警察事務をすべて衛生行政部門に移す
						・GHO保健所広光館化に関する覚書発令
			5月	·名古屋市防疫可夠帶数	5月	・日本国憲法施行
						·飲食物営業取締規則制定
						• 子防衛生研究所官制公布
	C.E.	プログル はまま カナー ないまま しょうがっ	c =	。 日本村 大学技术部的文学化	l	・食品衛生監視員設置、食品衛生行政が警察行政より分離
	6月	・福利課を社会課と改称	6月	·局内心防疫顆節 ·保健委員制度成立		
			1	・市立女子医科大学発足	I	
					7月	·保健制度婦看變命交付(一時和23年)
		•名古屋市共同募金委員会設立	9月	·各区役所工衛生班40個明設置		・保健所法全面改正(法律101号)(昭和23年1月1日施行)
	10月	・北接産場及び付設保育園開設			10月	・災害教則法公布
		ſ				・職業安定法公布
						・匠師今 指列匠師今及び口大豆房口輪の場合のプロトランナクキ
						・医師会、歯科医師会及び日本医療団解散等に関する法律・第7回国際調査(本市人口853,085人)
	11月	・戦災標準会名古屋市分会を名古屋市産業会と改称				・医師会、歯科医師会及び日本医療団神教等に関する法律 ・第6回国勢調査(本市人口853,085人)
	11月	・戦災境を会名古屋市分会を名古屋市境のを会と改称			12月	
	11月	・戦災境を会名古屋市が会を名古屋市境を会と改称			12月	<ul><li>第5回国教育を(本市人口853,085人)</li><li>失業界約42/布</li><li>児童副は42/布</li></ul>
	11月	・戦災は痩隻会名古国市分会を名古国市意識をとされた			12月	<ul><li>第5回国教調查(本市人口853,085人)</li><li>失業界約4公布</li><li>児童副由4公布</li><li>民法大改正</li></ul>
	11月	・戦災は震隻会名古屋市分会を名古屋市接護をと改称			12月	・第1回国勢調査(本市人口853,085人) ・失業邪倹と公布 ・児童福祉法公布 ・民法大改正 ・あんま、はり、きゅう、系道整复等営業取締と公布
	11月	・戦災は震隻会名古園市分会を名古屋市接遍をと改称			12月	・第1回車勢調査(本市人口853,085人) ・失業界険払公布 ・児童論は込布 ・民法大改正 ・あんま、はり、きゅう、系道整复等営業取締払公布 ・食品衛生法、栄養士法公布
	11月	・戦災は震隻会名古屋市分会を名古屋市接護をと改称			12月	・第1回国勢調査(本市人口853,085人) ・失業邪倹と公布 ・児童福祉法公布 ・民法大改正 ・あんま、はり、きゅう、系道整复等営業取締と公布
昭和23年		・戦災は震襲会名古屋市分会を名古屋市接護をと改称				・第三国教調査(本市人口853,085人) ・失業界険払公布 ・児童論は込布 ・民法大改正 ・あんま、はり、きゅう、系道整复等営業取締払公布 ・食品衛生法、栄養士法公布 ・理容詢よ公布
昭和23年(1948)					1月	・第三国教調査(本市人口853,085人) ・失業報倫社公布 ・児童福祉社公布 ・民法大改正 ・あんま、はり、きゅう、系道整复等営業取締社公布 ・食品衛生法、栄養士法公布 ・理容嗣社公布 ・内務省廃止(12月31日)
	1月	・児童副は続介により民生委員が児童委員を兼務	4月	• 市立女子医学喇門学校附属南完全市立女子医学大学附属	1月 2月	・第回国教調査(本市人口853,085人) ・失業界験主公布 ・児童部は公布 ・児童部は公布 ・民法大改正 ・あんま、はり、きゅう、系道整复等営業取締主公布 ・食品衛生法、栄養士主公布 ・理器耐定公布 ・内務省廃止(12月31日) ・地方自治は施行 ・各官立医学専門学校を医科大学に昇格 ・国民健康保険会人旧お改正
	1月 2月	・児童福祉法施介により民生委員が児童委員を兼務 ・名古屋村選集会を名古屋村公共福祉事業引と改称	4月	病院とする	1月 2月	・第回国教調査(本市人口853,085人) ・失業界験主公布 ・児童部はと2布 ・児童部はと2布 ・ おんま、はり、きゅう、柔道整复等営業取締と公布 ・ 食品衛生法、栄養士法公布 ・ 理発萌と2流 ・
	1月 2月	・児童福祉法施介により民生委員が児童委員を兼務 ・名古屋村選集会を名古屋村公共福祉事業引と改称	4月		1月 2月 4月	・第回国教調査(本市人口853,085人) ・失業報義主公布 ・児童品性主公布 ・児童品性主公布 ・忠法大政に ・あんま、はり、きゅう、柔道整复等営業取締主公布 ・鬼品衛生法、栄養土主公布 ・理容前主公布 ・理容前主公布 ・地方自治は施行 ・各官立医学専門学校を医科大学ニ昇格 ・国民糖財報発法(旧法)改正 ・保健所を設置すべき市として30市を指定 ・地方衛生研究が設置要綱の通達
	1月 2月 4月	・児童福祉法施介により民生委員が児童委員を兼務 ・名古屋村選集会を名古屋村公共福祉事業引と改称	4月	病院とする	1月 2月 4月 5月	・第回国教調査(本市人口853,085人) ・失業界験主公布 ・児童部はと2布 ・児童部はと2布 ・ おんま、はり、きゅう、柔道整复等営業取締と公布 ・ 食品衛生法、栄養士法公布 ・ 理発萌と2流 ・

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	7月		7月	・保健所法の改正(半、区役所所管の保健衛生事務を保健所に移管、保健所条例(条例8号)公布・中保健所の受知県のモデル保健所となる・保健委員規則改正(区長一市長)	7月	·地方根位达布 ·優生呆實主公布 ·少年主公布 ·少年主公布 ·原生委員法公布,施行 ·民生委員会还在,施行 ·民生委員会还在,他行 ·民生委員会还在一巴斯28年 ·心 競炒四里、関する法律公布 ·興樂場主公布 ·公務谷場主公布 ·代爾門及公布 ·塔里斯之公布 ·保建場、財産場、看養衛主公布 ·海洋衛生士法之布 ·医殖士公布 ·厚生省予防局、公保護可謂問置
	10月	・天白頼開設 ・名古屋市児童福は事業1環2立 ・厚生局を保護部は局と改称		·環境衛生監視員17名面置(次官通常) · (城化) 焼失場所これ造瓦當2階建(銀沙療料管設) で3分類開始  ・ 公衆衛生銀形が課と課をおく	9月	·環境衛件監視員設置要解決定
	12月		11/1		12月	·特//   朱/帚還者給与注公布
昭和24年 (1949)	3月 4月	・市立6授董楊発止			4月	・保護所格付け
	-			・保護論察開設 ・保護論察開設 ・保護論察開設 ・保護論察開設 ・保護論の表表 ・保護論の表現 ・保護論の	6月	・緊急失業が廃主公布、施行 ・厚生省設置主公布 ・草薙研発止 ・社会保護制度審議会設置 ・保護所注入改立 ・簡易公共事業発止、新大業が策事業発足 ・死体解剖保存主公布 ・厚生省予が課発止に伴、保護所課公衆権注局こ ・ストレプトマイシン国事確保要網(保護大宣)
			12月	・港界塘戸湾際線に(旧地名 港区千年町二ノ割)		· (孔厚生行政的原則示寸 · 母子福比於褒獨大定 · 身体障害者福祉法公布
昭和25年 (1950)		·名古屋朝発止 ·中央、東 港社会前発止 ·共高作業列発止 ·民生名古屋創門 ·名古屋僚、南田子寮、児童館及び水上児童朝期設 ·婦人館開設 ·高國保育園開園		・性病予が対象の一部改正工作、環境食品権財績	4月	・公的保護事務取扱要領其施 ・性病子が駐等の一部改正 ・衆参両完ごない、経験予防対策強化の決議 ・生活保護法(新法)公布、施行 ・社会審計主報2週に関する法律施行 ・更生緊急保護技公布、施行 ・保護両法公布 ・クリーニング業法公布 ・精神衛生技公布、施行
	8月	·各区學生課稅止、社会稱此事務所を設置 ·社会福止主事資格認定書階会開催 ·中中接近場稅止	8月	・保秘部で医療架を有設する 保秘部出局 〈庶務課、社会課〉 保秘部 〈医務課・公衆衛士課・防疫課〉 ・民務課を国際台 ・乳分別、健康科・取別時台 ・民労・民務、大学・日本	7月	・結核子形法命令入可計度開始 ・口鳴衛生普及通動実施要網 ー母と子の別面のコンクール実施要網 「衛生事務、「関する権限の委任とつかて」 (厚生事務)大百面知 ・地方形法公布、施行・ 米第改善法公布 ・狂犬肉子形法と公布 ・

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	10月	·若松瀬廃止			10月	
	11月	・上野菊苑止	11月	・保建部階級発行 ・北、中、港、南保穂州ご開設生産が病所となる ・トラホーム診療所ご眼界診療所指設		・民生宝くじ発売 ・(民生安定資金貸付申制原備泉のため)天神山公益質園開設 ・社会保障制度需義会、政保・社会保障制度に関する制造を行う ・政所結核予が対策本部設置 ・上野育廃止 ・保健所の衛生教育事務規準ころ、で(通知) ・地方公務員法公布 ・愛知県社会福出協議会発足 ・毒物及び欅制和統治と公布
晤126年			1月	·第1回衛生教育講習会		
(1961)		・上名古屋宋育園開園(天津山宋育園廃止) ・身体障害者市営交通料企業房開度開始 ・名古屋朝廃止	5月	・港界種所「保徳所祭」 ・港界種所が準仕教育モデル保徳所として指定される	4月 5月	・社会部は事業と公布 ・結核不好法会配数正(医療費の公費負担等規定) ・あい母靴、はり紙、きゅう師及の承適整婚時と公布 ・社会部的法人發記令公布 ・児童癒章制定 ・日本、世界保健機構工正式加盟 ・東山保育調発止・移連規園 ・若や公益質園報と ・検察去公布 ・湾療エックス線技術法公布 ・厚生省画群・国工機解料発保健施設の指導等監督こつ、 て」 国民保健研究の保健施設の指導等監督こつ、 て」 国民保健研究の保健施設の拡充領と、関する件
	7月	•名古屋市社会福山協議会設立決定	7月	・ゴキブリ駆除薬で死亡事故(北区)		
	10月	·南宋有閩州閩 ·名古最市福祉地区及O福祉事務有電置名列帕行	8月 9月	・(守山市设)日守山市立守山市政神院として建築、着手・自動三輪車局、南、中村、西置 ・瑞穂採穂可事業開始	9月	・西東公益質層開設 ・としよりの日制定 ・保健所デー(9月15日) ・社会探輸制度審議会、社会探輸制度循進ご関する勧告
	12月	•名古屋市保護施設置条例公布施行	11月	・公衆衛生/ネル巡回展		
- 17年	2月	・民生委員による1人1世帯更生運動がまる			2月	・国立精神衛生研究が発足
(1952)		·草維索、名古屋朝期设  ・東宋育朝期間	3月 4月 5月 6月		5月 6月	・戦勢病者戦役者遺族等護憲法公布 ・児童遊離地へ補助金制度実施 ・衆参河宗こよいて結核不及対策組(の決議 ・生活保護技公布(旧柱廃止) ・ダイアナ台風
			8月	·中村保健門帝榮 ·第回医療社会事業講習会	8月	・栄養以善法公布・狂犬病予防法公布
	10月	・寿寮(現在の驚隻老人ホーム)開設	11月	・中村保護所で移動保護所開始 ・結核の公費負担実施 ・8保健所が性産が頼折となる	10月	・政所諸核予が対策本部設置 ・母子福祉資金の貸付に関する法律公布
昭128年			3月	・環境性模範地区制度発足	3月	・社会探険匠パン社会保障の擁護、改善及び拡大のための国
(1953)	4月	·各区二母子相談員設置 ·市边保育短期大学開校	4月 5月	・優生界數用約所を各保地所工設置 ・中保健所(旧地名中区大地一49) 庁舎移城都築 ・市保健委員大会		際会議開催(於ウイーン) ・麻薬可嫁給主公布
		・機構攻執こより保護部止局発止 衛生局(医務課・衛生課・防疫課、民生部(社会課、福油課 に分離 ・中保育部開園	7月	·三菱電機類式が存配性 ・機能強制地区第1号(港区大手1~3丁目) ・機能強制制地区設置要網		・中央児童福出審議会、混加児対策を厚生大臣に答申 ・青少年間更協議会設置法公布 ・日曜労働者糖展開袋お公布
						・社会福島事業表現会を公布 ・と蓄場を公布 ・と蓄場を公布 ・らい 予防な公布(旧法廃止) ・保健野心運営協議会設置 ・保健野心運営協議会設置 ・保健野心を対けない医(①保健野心置整準と人口一人口等その 他の事情とする②運営協議会、発煙所長の諮問機関・保健 所設置地方公共団体の長の諮問機関・3国前補助を受ける 要件として再認制度創設等)

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
			9月	・栄養土養成所を名古屋市立栄養専門学院と改称	9月	・台風13号、南部5区1二次害牧助法適用
					10月	(床上浸水8,431世帯) ・保健所法施行規則公布(省令第55号)
			11月	・墓地の死体里葬を禁止する規則	11月	
			12月	・保健所運営協議会条例制定(これまでの規則)	12月	・水俣病患者発生
nret t				LL Villege Interpolation (co. ) (c)		•第1回結核実態調査
昭和29年 (1954)			2月	・中村保健所、保健所整備1画によりB級となり3課9係 ・東保健所、保健所整備1画によりB級となり3課9係		
(1001)	3月	・児童福祉法による育成医療給付始まる		NOTICE NOTICE THE PROPERTY OF		
	4月	·保育專門学園廃止	4月	・准雷數計記置	4月	・あへん注公布
						・清掃法公布(一程第45年) ・保健所法が改正(清掃法利則第9項によるもの)
	6月	・民生部に失業対策課設置	6月	・蚊とハエをなくする運動(臨力)	6月	<ul><li>・名古屋テレビ塔完工</li></ul>
						・法定伝染病に日本脳炎追加
	8月	・市児童館を保育短期大学附属児童館と改称	7月 8月	・北宋使所出火 ・第1回騒音対策協議会開催(8月3日発足)	7月	・市町水埔銭具共済組合法公布
	0/1	・HのCepric I本目ががハイナヤル南のCepric GXVV	10月	・(守山市民)診療験台		
			11月	・オール保健所研究発表会(第1回名古屋市公衆衛生研究発		
				表会) ·動物影響稱於幕式(高畑)		
				· 为形态。一种不是个人自然的 · 大切留所設置		
	12月	・北保育園開園(北接産場付設から独立)	12月	·騒音防止実施	12月	·精·權生実態調查(130万)
		·報德母子寮開設		·名古屋市栄養改善法施行細則制定		·日本服炎、法定伝染病届出規則
昭和30年 (1955)	1月	·千種母子寮開設	2月	・ハエのさなぎ取り運動(はえの子退台)		
(1900)			3月	・・ハーロンと、よき取り連動川はスクナル図句 ・(緑市民)病棟、給食施設(木造平屋建)を増築し、病末数70	3月	・熱田公益質屋開设
				床となる		
		an Po-H/Jaraii Hilden) Hean.		・准看製料学院交舎完工		VICTOR IN THE COLUMN ACCUSE OF
	4月	・ひばり荘(虚弱児施設) 開設・猪高保育園(猪高町合併により) 移管	4月	・昭和保健所愛知明天白村が編入され所管になりB級昇格・西保健所B級保健所ご昇格	4月	・猪害村、天白村を合併・厚牛省ポリオワクチン発表
		VIEW PROPERTY OF THE PROPERTY		•天白病記置		ALLENO NO DO DES
				・(守山市民)瀬古診療所を本院の附属診療所とする(昭和3		
				中界鎖 ・熱田保護所・場分室設置		
			6月	<ul><li>・毒が大発生全市をあらす</li></ul>	6月	・「蚊とハエのいない生活」実践睡ば議決定
	8月	・民生部を民生局に昇格			8月	・結核子防一部改正(結核検診全国民ご拡大)
	9月	・味鋺 如意保育園(楠木町合併こより)移管	9月	・「蚊とハエをなくする運動」要網		・歯科技工士法公布
	ЭЭ	・南陽一、南陽二、南陽三保育園(南陽町合併により)移管	971	・「妖とハーをなくりの理動」を押		
					10月	・楠村、山田村、南郷町、富田町を合併
						・世帯更生資金貸付金制度発足・国際家が結一個会議東京で開催
						・流感全国的に流行
						·第9回国势拥查(本市人口1,336,780人)
	11月	・戦役者遺児の就職に対し、市長身元保証を開始	11月			
昭和31年			12月	·(守山市民) 伝染病扁鶲病舎建設(昭和17年閉鎖) ·城東病治缭港工		
(1956)			3月	·瑞惠宋建介B級宋建州ご昇格		
				・衛生局に管理課を新設し4課となる		
	5月	・新地域に季節保育所を開設	5月	・千種保健所庁舎増築(木造2F) B級こ昇格	5月 6月	・売春防止法公布 ・地方自治法の一部改正により5大都市の特例設けられる
	10月	·名古屋市医療決助審查会条例公布(11月1日施行)			10月	・厚生省第四「厚生白書」を発表
						· 日本開始生产行动病工指定
	11月	·児童福祉審義会設置 ・民生局社会課を管理課と改称	11月	・中川保健所B級保健所となる ・行政事務記分に伴、医務課及び衛生課の係を改正		
		·民生同凡宣珠2世本张2以外 ·民生同凡宣珠2世		・地方自治法の改正による愛知県から建築、衛生、児童施設		
		・地方自治法の改正こより愛知県から児童福祉をはじめ16項		などの16項目の事務務譲その結果全保健所の課の係となる		
		目の事務務譲 ・児童相談刑罪段		·名古屋市食品衛生法施行納則制定		
昭昭2年		/ LODGI HAVY/II/IBA	2月	· 市保健委員規! 削定		
(1957)			3月	・(城西)西南東曽公、病末数169口曽末	3月	・原子爆弾放爆者の医療等に関する法律公布
	4月	・民生局管理課を総務課と改称	4月	・市保健委員会軍営規程・区保健委員会軍営規定制定	4月	,
	5月	·名古屋市保育所規則制定	5月	・保健所の結核連邦後断と同予防接種を無料とする ・新型流感全市に猛威、小・中学校135校で集団欠席、推定患	5月	· 公衆衛生修学資金貸与法公布     · 結核予防法改正(健康認知· 予防接種無料)
				者453人		
	6月	・港保育園開園	6月	・(東市民)近世総合病院を目指し、現在地で250床を有す	6月	・美容而去公布
				る伝染病院を7種改築、名称を名古屋市立東市民病院と改称		・環境強性関係営業の運営の適正化に関する法律公布・水道法公布
			7月	• 市徒地空中散布開始		
		・天白寮(物勤館)開設	8月	・衛生局管理界を総務課と改称		
	9月	・みどり学園(精神等引児通園施設) 開設	9月	· 八事 型型 拉張工事 完成 · 家族 描		
	11月	・生活困窮世帯水道料金減免制度実施		マルム		
	12月	・身体障害者更生相談刑罪段				
_						

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
暗 3年			3月	・名古屋市公害対策協議会発足		Miled Tiffolds ( ) de
(1958)			4月	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4月	・学校保健社公布 ・衛生検査が卸社公布 ・下水道社公布 ・予が接種社が・浮和変勢事除
	5月	·平池、正色第二保育園開園	5月	・北宋伊州 節管楽元工		1 以外发1995人,"为30万代村"体
		・未熟児ご対する養育医療給付開始	6月	・中川保健所改築 ・東保健所の1館業第元工	6月	· 第回結核実態調査
				•中村保護所本館管築	7月	・「保健系における医療社会事業の事務指針」を出す
			8月	・東上指導所(結核アフターケア施設)開設	8月	・学校保健法と公衆衛生関系法規との関系こついて通達
			9月	・未熟/電が背事業料験台	9月	· 愛知県敬老金贈呈開始 ・未熟問用開聯台
	10月	·母子福心資金償還協力員各区「設置 ·青少年問題協議会発足				
		・王野川学園(教護党)開設			12月	・国民健康系統法公布(BTB4年1月施行)
15784年			1月	・(城比)病末数156(ご曽末		
(1959)			3月	• 併設性病。	3月	・未帰還者に関する特別措置法公布 ・性病無料物研究止
	4月	·各区社会福山事務別児童福設置			4月	・ロサンゼルス市と姉妹都計提携・国民年金法公布
	6月	•神松保育園開園	6月	·性病代用病院及以代用診療可設置	68	・草薙育発止、豊国母子寮として開設・ポリオ法定伝染病となる
	0/3	11724小門逐門地	O)A	・ポリオ子が接種初めて実施		
					7月	・厚生省、戦後最高の赤痢発生に対し強権発動を含む防疫対 策を全国に指示
	9月	·伊勢湾台風·災害機助法全市(3適用 死者、行方不明 1,851人				
		住家の被害 11万3,000世帯 り災者総数 約53万人				
		・全市あげて3か月にわたり災害拠り活動を実施				
		・おけむグ学園(精神等別児施設)開設			11月	・国民年金法施行(無拠出年金制度実施
	12月	·伊勢湾台風災害救助費精算事務所設置				· 第1回日本老人学会開催
昭35年		(昭和5年7月廃止)	1月	・名古屋市飼大規制条例実施(1月1日)		
(1960)			1,71	*石山鱼印刷人外的煤制、红月1日)	3月	
	4月	・民生局年金界與顆児置	4月	・機構攻革	4月	・
				医療課が保健課と衛生課が公衆衛生課と名称を変えたほか か医療社会事業系がなくなり衛生公害係が第設される等		
				かなりの変動があった		
				<総務課(4名)保健課(5名)公衆偉生課(5名)防疫課(5		
			5月		5月	・瑞恵米康列結核予防事業能運搬とより結核予防会総裁
				定 ・赤痢類団発生多発(例年/03倍)		より感謝状受ける
	6月	·緊急小口資金貸付制度実施	6月	・旧結核登録票を新登録票に全市統一切替・ポリオ患者を東市民病院に帰郷収容験台	6月	・医療金融公庫法公布
		·家庭奉仕員制度実施 ·浜田児童遊園開設				
	7月	·民生局年金/飛鈴栗、保険年金部(管理課、業務課)に昇格		1011 1 Phy fr. 4. 166-2000/2017 - 15		・身体章書者雇用促進法公布
			8月	・ポリオ緊急対策要綱作成	8月	・保健所を型別に分類 ・「保健所の運営の改善について」(厚生事務次官通知)及び
						9・2「保健所の運営について」(公衆衛生局長通知) ーいわゆる型別人口別運営となる
			9月	・型別人口別運営になり、昭和保健所U3型、 千種保健所U2型、中川保健所U3型、北保健所U3型、西	9月	・災害対策委員設置
			10.11	保健所以3型、中保健所以4型、南保健所以3型、格付	10 11	<b>始いに正数限度を (本文 L ps 501 005 L</b> )
			10月	・食品偉生検査車括動用や	10月	・第2回国勢調査(本市人口1,591,935人) ・ポリオ全国的に大流行
						・小児マヒ予防接種でおける緊急措置でついて(公衆権生局 長)
			11月	・「鉄の肺」を東市民病院二設置		・北海道夕張市にポリオ流行(5月~11月)
	12月	·被保養世帯等歳末見舞金支給制度実施		•乳幼児身体発育調査開始		
1756年	1月	·名古屋市国民健康保険事業発足				
(1961)	2月	·名古屋市国民健康积枀条例公布	3月	・防疫所、東市民病院内に新築、業務開始	3月	・予防接種去一部改正(ポリオ予防接種追加)
	4月	·各区工保険年金課設置 ·医療費貸付金制度、世帯更生資金制度に包含	4月	・プールの事務こついて名古屋市長に委任 ・瑞恵保健所、保健所基準改正こよりU3型となる	4月	•国民年金法全面施行(拠出年金制度実施)
		·名古屋市国民健康采唤条例施行		・ポリオ予防接触生産となる		
		·国民皆保険発足				

6月 ・民生局失業対策課、失業対策部となる 6月 ・市ブール指導契網 ・市立大学、衛生局が ・ 「全市一斉 ニキブリ ・ 第注・原報期間 ・ 瑞速原策之朔工事完工 ・ 36 3 補解 前線 豪病、災害物功法5区 ご適用 (床 上浸水 2,752世帯 床下浸水 53,387世帯 ・ 社会福島施護郷議員・理除干当共済社公布 ・ 国王建樹採取除給付改善(世帯主の 結禁対 生疾病及 C 体育・年降 吉 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ボリオ生ワクチン聚館輸入35万人ご経口投与     ・ボリオ生ワクチン聚館輸入35万人ご経口投与 ・湾ご酔って公衆ご迷惑をかける行為の助止第ご関する法  律交付
7月 · (拔四) 本館部納利尼 8月 · (守江市民) 柳東第四 柳末歌2000宋 ご曾末	
10月 ・児童(高山生牧田こよ 実施 11月 ・3歳(児健康総治事時 ・老人衛生和歌、北下 ・肺がんが接合前な ・出保健所で成人所述 ・日子管理票件成 ・新生児が用指導事業	9、3歳別時期総合、新生児団用制度 11月 ・児童扶養手当と公布・年金部は事業団と公布・通算年金通則と公布・災害対策基本と公布 通順を実施
・強材保母代替職員制度実施・赤痢子が外部以境地	2月 ・国立がルセンター発足 ・コレラ侵入ご備え港等現系者の予防接種聯合 ・衛生局衛生公害系を公害対策系と改称 3月 ・コレラ形疫対策実施要解決定 3月 ・コレラ形疫対策実施要解決定 31 ・コレラ形疫対策実施要解決定
·明和区総合方言明的 所、水道事務所	入衛生相談日と改称
8月 ・	・は、煙場脚注公布 - ・は、煙場脚注公布 - ・は、煙場脚注公布 - ・は、煙場脚注公布 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	勝台 書段で着手し、外来診療練の一部と病 対策(小、中、幼、保ご予防援動
11月 · 国民年全能進制的支統 • 国民籍財界統治式资等的定費2,000円) • 民間施保職長研修費支給課時台	
(1963) 国民館網際总部財 療密 立於和研拓1604	供、名古屋市达宁山南垸上改称 沙桥所论·守山市(刘南帝)州属古典珠彩 界销 以下印山市役形分方舍、分室、1季日井
	で変更 て保健所深労開始 ・ 熱田区旗屋小学校で集団が解発生 ・ 教田区旗屋小学校で集団が解発生
5月       ・港西保育園開園       5月       ・(東市民) 一般海洋港         6月       ・身体障害者作談員設置(16名)       6月       ・南保護予算         7月       ・成人寿無料務労業	(各保健所)  7月 ・老人福祉住立布 ・成人内無料検診開始(各保健所) ・保健所は次近に(老人福祉は利用第4項によるもの) ・精神権生妻媳調査(全団備計24万人) 8月 ・戦勢病者特別帳難立2布 ・老人(65歳以上)の機関診査開始 ・ジフテリア、百日ぜきの混合ワクチン完成9年春からの使

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	10月	·第I回身体障害者体育大会開催	10月	・静岡のコレラ続発に備え関係者3,000人に臨時予防接種開始	10月	・健身会館開設 ・国民健康知為計改善(世帯主の全疾病/書船計)
	11月	・名古屋市社会福祉協議会、社会福祉法人となる	11月 12月	・第1回名古屋市環境進大会開催 ・熱田保護所庁舎頼薬のため中央組売市場内仮庁舎で業務 開始		・公衆谷場の水質等に関する基準重知
				・療育相談事業期始 ・トラホーム診療所が東市民産部の相関联帯診療所となる		
昭和39年		ALA I-LIMPAA ANITO	2月	・妊娠中毒患者の療養療費支給物台	2月	・救急病院等を定める省令施行
(1964)	3月 4月	・社会高は審議会設置 ・民生司保護駅老人福祉保設置 ・家廷語出員制度発足 ・上野保育園開園 ・大高保育園(大部町合併により)移管	4月	・衛生局こ公害対策課を有設 ・飼大指導可能置 ・食品化学系を有設 ・定期下が接種を無料実施 ・病売事業が地方公営企業法が適用を受けたことに伴い、衛生局総務課に耐売系を記置 ・老人健康診断期始 ・が短中毒が疾養に護費支給期始 ・市東部の丘袋地帯に毒が発生全保健所に援のもとに駆除 活動開始 ・ポリオ生ワクチン一斉与薬期始	4月	・予防接触対対正 ハリ尼マヒワクチン一斉与薬器台
			5月	・薬剤散布車(ロートミスト)登場	5月	・地方衛生研究が設置要綱の改正
			6月 7月	・中学校でミルク給食職台 ・衛生班西町プロック体制聯台 ・食中毒驚脅施行	6月 7月	・新財団優(本市牧財務所置) ・母子福山法公布 ・特別児童比養手当法公布 ・厚生台環境第住局に「公書課 ・社会局に「老人福山課」和設 ・「保健所において執行される事業等に伴う事務経理の合理 化ご関する特別配置法」公布 ・重要新申報別比養手当法に理物別児童比養手当法公布
				5. W International Add hard hard	8月	・献血推進さかて(閣議決定)
			9月 12月	(13) 煙排除」全市或非定 ·南宋朝郭禄支所を廃止し、緑宋塘郭設置 ·(東市民総合南完名的変更	12月	・東郊海路止し、寿業出開設 ・国民の健康、体力増強対策について(閣議共記)愛知県がんセンター開設
昭和0年 (1965)		・名古屋老人クラブ連絡協議会発足 ・市社会福祉協議会 老人家庭奉社員派遣事業開始 ・乳児保育実施(内山、星ケ丘、千種台及び富田第一保育園) ・若葉新美工開設これご伴、乳児院発止 長時間保育制度開始	1月 2月 4月	·北宋趙邦之型、格付 ·禁田保趙司帝庁舍完成義領聯台 ·公衆韓在修学資金制度発足	1月	・体力づくり国民会議制成
	5月	・老人福祉会館(現都福祉会館) 開設	6月	・食肉作士検査が常設	6月	・戦役者等の遺族に対する特別円態金支給去公布 ・精神権仕法一部改正(通常医療費負担、精神権仕相談員制 度成立) ・理学療法士及び作業療法士法公布 ・保健所法が改定(精神権仕法の一部を改正する法律利則) 項こよるもの)
	8月	・船見寮、更生施設から簡易宿泊弁に切替え	8月	・愛知県公寓が上条例に基づき騒音の基準を告示 ・母子保健性公布 ・性病予防大会給まる		34-5-2-0-7
	10月 11月	·白金技本不白由凡機相回復訓練室·精神義別凡相談室開設 ·被罧鏤也幣の母子、二無件升配室実施	11月	・好産場別が見く被隔機世帯など)に無料料乳配産実施 ・フェニールケトン尿症検査開始(5か月児指導:併せて)	10月 11月	
	12月	・身体障害者施設入所者に対し歳末見舞金支給開始	12月	· 小児心身、発養自然研究調查事業開始 · 市衛生研究別改築着工(瑞惠区萩山町)		
晤741年 (1966)	1月	·高齢者無料職業紹介事業期始	3月	・北保健所務際工事完工	2月	・「保健所ごおける精神権生業務理営要領」を出す
	4月	・民間保育所以児保育制度金舗総制度実施 ・被保養世界尺置等進等規劃設品制度実施 ・六郷・山田保育園用園 ・清風荘(軽費老人ホーム)開設	4月	·保健所ご精神性出談員を配置(千種、北、中村、南同時 (ご精神利曜(四角)置		
	5月	・福祉奨学会制度実施(身体障害者) ・東丘保育部開盟 ・ちよだ学園(精神等別児園郡施労)開設			5月	・「がん対策の推復ごえべて」通知
					7月 9月	・留守家庭児童会(4) 刑 開設 ・国民の紀日法改正(敬老の日、体育の日) ・戦勢病者の妻に対する特別給付金支給法公布 ・市役列西宁舎完工 ・ 衛生教育業等指針、を出す
			12月	· 市衛生研究死亡(瑞越区税上町) 不夠:  · 市立兴養・専門学院建築(瑞越区税上町)		・博士は水月水野が町」で出す ・機工部に含日吹合公布 ・抗治林家菜エタンプトール使用認可 ・厚生省保護が開発研究会設置
昭和2年	1月	·若心病無设		tt Letter	1月	・買血制度を廃止し余預血制度を採用
(1967)			2月	·若水寮完工		

3月 ・選及種所完工 ・ 東市民 中央手術東の西吸精神東を増設し、277床とない ・ 東市民 中央手術東の西吸精神東を増設し、277床とない ・ 東市民 中央手術東の西吸精神東を増設し、277床とない ・ 東市民 神経の悪い 連生教育系命設 ・ 協定 医野児 監督・選供権助用単合 ・ 島田第一、小幅保育園開園 ・ 選知県公舗がは全づき、は、煙、振動の基準を告います。 ・ 東市民 神話がよっき、は、煙、振動の基準を告います。 ・ 選択機可能する。 東市民 神話がよい 東京 はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	•	
		・氷は計可を受けた大韓民国国民及び外国人世幣に属する日本人、国民健園保険の税保険者となる
開始   開始   開始   開始   日本	6月 7月 統	
8月・白盆精中寒湿潤臓間神経開設 8月・市高速道路(地下鉄) 構物放対策(名駅) らね山)	8月	・引揚者等に対する特別給付金支給社公布 ・公害対策基本社公布 ・環境衛生金融国職社公布
9月 ・八事 <u></u> - 八事 <u> - 10月 ・どんくり広場約</u> 号完成 11月 ・ 胃の <u>集</u> - 11月 ・ 胃の集 - 11月 ・ 11月 ・ 11月 ・ 11月 ・ 11月 ・ 11月 ・ 11月 ・ 11月 ・ 11月 ・ 11日		SOUTH LIBERTY AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND
12月 ·身林華書者家庭奉仕員派置聯始 ·重度心身障害者(児)介護見無金支給聯始 12月 ·精神傳生相談員を西、昭和、瑞穂、中川保護所、査置。 昭、瑞神杯喇鶥田蚕置 · 切如到東河棟、診須東、管理東心増築し、病末数259床 増末 · 名古島市伝染病予防紡器金銀置		
田将取3年 1月 (国名第) (国民)糖尿溶涂(市改善)世幣資本解析、助産費2,500円、葬祭費2,000円) 4月 ・ 受護手帳交付開始 4月 ・ 中央銀売市場権生検査列発足 ・ 心身障害者共産共済制度支施 ・ 在宅面底心身障害者特殊複合資与開始 ・ 衛生局こ公害対策部廃設(公害対策銀界格) ・ 福建規等金対象式大(被保護世帯・施設収容児童) ・ 飛び害見無品支給制度支施 ・ 活発未育園者よしがれ)福期園 ・ 五条保育園報用園 5 五条保育園報用園	<b>4</b> 月	・厚生省「保健所再編成」の基本的な考え方発表(基幹保健所整想) ・国立所認明に計社の一部を改正する法律成立(国立旅館所が経理、一般会計から特別会計へ) ・好望潮揚京府就意雙費支給開始
5月 · 大池·鳴子保育翻開園  6月 · 身杯華善者世幣の村営住宅優先入居聯始		・イタイイタイ病公害疾患と認定 ・医療狂災正(インターン制度廃止) ・区政協力疾員制度発足 ・大気で採り止け騒音規制な公布 「先天出代謝撰常児の医療給ポニン、バ」(事務欠官通知)
7月 ・日本解決 警報発令基準失まる 8月 ・飛騨 ル 公転落事故の連絡本部設置、救援政府 8月 ・ 初の日本解決警報発令 ・子ども会活動事故見舞金支給罪始		
9月 ・市内河川に水質基準適用 10月 ・百日咳・ジフテリア・破線風の三混ワクチン採用 11月 ・ 宿野選集施設 「熱田柱」 開設 11月 ・ 宿野選集施設 「熱田柱」 開設 11月 ・ 宿野選集 ではアクチンの予防接種 12月 ・ 先元対 は 神異常 児 医療給 寸 事親 聯 台・精神衛生 主談員を東 中、 熱田、 港・ 守山、 縁 保健所に置。 同時、計算・解解は 空気置 ・ 3かり 児 保軽指導 解除 (6) がり 児 を移う	香己	
昭和44年 (1969)   2月 (緑市民)本館投稿により病味数1681床となる (1969)   3月 (緑市民)本館投稿を発足	3月	<ul><li>「名古屋竹将将1曲・基・容1個」策定</li><li>・子ども専門姉ะ滞設(兵・成)</li><li>・厚生省保健所の将収像発表</li></ul>
4月 ・重症心身障害者(児)介護手当制度実施 ・老人向公営住宅かっせん開始 ・被保養世常児童学童服購入資金支給制度実施 ・ ・	4月	・腸・ラチフス、定期予防接触から除外 ・国立海連帯は合計なの一部を改正する法律成立(国立療養所の経理 一般会計から特別会計へ)
5月 ・ 大の主勢手線 ご補助金支給 6月 ・ 厚生院(特別 贈選を人ホーム) 増築完工		・フェニールケトン尿症の検査特別施立 ・服卒中予防特別、財策実施要網出る
7月 ・同市政策事業特別措置法公布 7月 ・通行生筋萎縮症者療養等給寸事業契施・   ・名城保育園開園 ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・		
8月 ・児童手当・交面遺児手当制度実施 8月 ・周呆健下が課別、保健課と子が課別、公舗児童の助成開始 ・ 被呆護世帯交通災害共済加入補助制度実施 8月 ・周呆健下が課別、保健課と子が課別、保健課と各様に 1 がある 1 がある 1 がある 1 がある 1 がある 2 があまる 2 がある 2 が		
9月 · 若狹輔車頭者職館剛練空開室 9月 · 昭和琛姆野、移動琛姆野落朔琳台 · 飼以指導所東分別完工 10月 · 赛聯雷社資金貸与制度実施 10月 · 乳児· 精密機械多数互垄場一般地無多查,医頻機関委託		
・西深穂野帝蔡秀本(複合施設) ・フェニールケトン尿症検査開始 ・ ケリ婦穂患婦を査及び乳児特密糖素を含り実施(委託) 11月 ・重度射体障害者に日常生活用具の給付開始		

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
					12月	<ul><li>・公害種類疾害検索に関する特別措置法公布</li><li>・厚生省、公害病対象地域これ保市、四日市市、川崎市、大阪市などもか可能定</li></ul>
8环山5年 (1970)	4月	・民生局保育課股置 ・西児童交通超期課段 ・矢田・富田第二保育園開園 ・老人・C・いで京期設(中川区) ・愛知県遺児手当制度実施 ・福祉奨学金制度統合(身体障害者、被隔襲世幣、施設収容児	2月 3月 4月	・中央銀売市場権仕検査が完工 ・中村保健が現在地に新築 ・千種保健所発生(現在地)(総合庁舎) ・(守止市民)が練り前に禁証部力止対策制助金を受け、診療部 門、管理部門の改築工事、第1期、第2期完成 ・(城市)・現在地、海藻経療に、病末数220末となる ・総合神完名称理認 ・防疫センター事業運営要領(そ族こん虫螺発管導要領) ・権生局終発期時記系を廃止し病が管理限を 設置、企画係、財務等の1課と係となる ・(城西)総合病院名称理認 ・「城西)総合病院名称理認 ・「横足事務等期待行名を存止し病が管理限を 設置、企画係、財務等の1課と係となる ・(城西)総合病院名称理認 ・「種保健所満行名」で、英独聯台(複合施設) ・学童心臓機能の実施	4月	·愛知県在宅重剪摩害者手当制度実施 ·柔道整領兩起公布
		童) ・日雇労働者健康探究網帯適用の取扱、廃止 ・熱田高比会館開設 ・場所・本星網末有額開園 ・島田第二保育額開園	6月	・乳幼児身体発育調査の実施     ・「自閉症対策実施実施こつ、で」に基づき、ブロック制で 精神検生用談員が対応     ・学竜心臓強弱の実施	5月	·心身障害者対策基本技公布 ·衛生検査規範技改正(臨末検査規範)の免害制度規定)
	9月	·政府「公害対策本部」新設  ·45·7集中豪市、災害物助法担公「適用  (死者3人、全半線地帯  床上浸水 4,452世帯  ·希钦害見無給削度実施  ·天中山福祉会館開設  ·北千種军育園開園  ·老人生亡內障手術費支給事業開始	10月	- 乳幼児身体発育調查の実施 - 乳幼児身体発育調查の実施 - 名古屋市教管医療(時間)外等) 対策協議会発足 - 市公書対策審議会発足 - 東宋健野帝齊等執式後合施設	10月	・厚生省キノホルム剤の販売中止 ・保健栄養学級実施要網 出す ・変知県動鉄和鉄昌制度発足(名古屋市分名) ・教急医療火焼締務金銀置 ・第11回国勢網査(本市人口2,036,053人) ・保健野市開墾機会開始 ・水館所屬加止社公布 ・ 保静所在が公立に(廃棄物の処理及び青龍に関する法律) ・保担名よよるもの) ・ 理知に受留農薬発見 ・ 東京ご光化学スモック発生
8召6146年 (1971)	4月	・重度心身障害者市営交通附金無料化実施 ・身体障害者自動庫運転分害田、科費補財制度実施 ・手品店署会開始 ・校間保育所補財制度実施 ・保田修学資金対象拡大(高交生) ・中児産交通延期開設 ・任宅重度身体障害者が開設を実施 ・児童福比センター第一切工事完成 ・児童福比センター第一切工事完成 ・児童福比センター第一切工事完成 ・児童福比センター第一切工事完成 ・児童福比センター第一切工事完成 ・児童は解験、児童遊聴選遣 ・あった学園、(精神集場)児童遊聴器)開設 ・にじが丘、上坂田・東保育圏開園	3月	・(労山市民) 既設時報方治能行こより減少した病未数11床 分の病未を増設し、防音改築工事第3期完成 ・八事斎報改築(50基) ・肺が、人病診罪始 ・中保健所行き改築のため北接日美容学及かへ仮す舎移転 ・衛生研究所機構改革(環境部・公舎部から独立して公舎研 労所を併設)		・児童手当法公布(昭和17年1月施行) ・中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法公布
	8月	・点字講習会開始 ・台風23号 災害物助社2区   公適用   全半線 12世帯	8月	・公害対策部が公害対策局に昇格(衛生局課20係) ・港、南宋健所に公害保健所報設	7月	・リファンピシン(結核予的注:適用 ・環境庁発足
		床上浸水 2,543世帯 ・国民健康科彩統計改善(財産費10,000円) ・民生局老人医療環境が開度支施(75歳以上) ・北かきり老人介護手当制度実施 ・前津部に会館・児童健用設 ・若杉介義所(常中集房者)受勤館労開設 ・高岳帝部に会館・児童健用設	10月 11月 12月	・守山保護所の海湾等域、(複合施設) ・インフルエンザ子が放棄値無率化(15歳以下、65歳以上) ・セイタカアワダチソウ調査 ・「名古屋市核急医療、時間外等) 対策要綱 決定 ・市ならび、「区数急患者医療対策協議会発足 ・予防疾艦 ごおける間診の重視 ・35歳以上の制が、人格影響始		
昭和7年 (1972)	1月	· 失業対策事業紹介対象者就職力度金制度実施	2月 3月	・先天性心臓疾患児精密検査契施 ・(東市民) 臨末邪郷南京/指定を受ける		· 医療基本注案(仮称)発表  • ROB 污染的策委員会発足

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	4月	・老人医療費助成対像拡大(75歳以上―70歳以上) ・家庭奉仕員所遣事業市・移管 ・学区子ども会育成事結協議会助成 ・国民健康界β與度額放定(80,000円) ・被保護世帯尼童野外教育参加文度金支給制度実施	4月	<ul> <li>「小児がん治療研究事業」 関始</li> <li>市民の火衛料、無料化</li> <li>・日本脳炎予防接種無料化(15歳以下、65歳以上)</li> <li>・日本脳炎系線以上ご年齢引き上げ</li> </ul>		
	5月	·猪子石第二,新宫坂宋前國開國 ·東山指導所を綺麗柱と改称 ·天白寮を植田寮ご統合				
	6月	交通遊園開設 ・八事窟は会館開設 ・上飯田窟は会館・児童館開設 ・御田保育園開園			6月	・自然災害ごかかる市理が災害円懸金補助制度実施・労働安全衛生法公布
		•緑風拍:財材不自由者更生施設重要兼僅设	7月	・指宿から変現除なり策のためタップミノウ移植	7月	・食品衛生法の一部改正(管理運営基準)設定等営業者責任 の強化) ・勤労婦人福祉法公布 ・厚生省公衆衛生局に「特定疾患が策室」 新設
	8月	・区社会福山事务所公福社福建置 ・ 水室保育園開園 ・ 敬老金の贈品聯給(80歳以上) ・ 1日老人の日制定	8月	·保護課ご特定疾患係、衛生研究所□環境医学部開設		· 保 <del>迪</del> 州里 电
		·老人社会奉任亞語明聯合 ·東志賀宋南國(乳典) 開園	9月	・「血友利用医療給付事業」開始	αН	<ul><li>・「児童の慢性腎炎ネフローゼ及びぜんそくの治療研究事業</li></ul>
	10月	•老人居室整備資金貸/排度実施		·保健所問題談会基調報告		・国連人間環境会議、ストックホルムで開催
	12月	·留守家庭児童育成会助成聯台 ·老人福祉技效正(老人医療費無料化) ·民生局老人医療課を医療福祉課と改称		•中保健疗改築		・難序総合対策が4計画要網発表(20疾患)
昭和8年	1月		1月	・公共下水道内ネズミ駅給押台	1月	・老人医療費助成国の制度となる
(1973)		・外国人に国民健康保険適用開始・おかたきり老人及び重要障害児に日常生活用具支給開始		・中川保健所機構攻革で公害対策係新設3課10係		
			2月	・名古屋市医師会との協力により第一次救急医療体制整備開始		
				・中村区休日急福労病が開設(中村保護所))一部借用 ・名古屋市内によれて第二次投急医療(特)整備開始	3日	・厚生省、保徳が平将来像発表
	4月	・乳幼児短旋野が成削壁広大(0,1歳児) ・遺児手当削度実施・各区ご老人相談具設置 ・地域子ども会運路が成開始 ・守山福祉会館・児童館開設	4月	·特定疾患治療研究事業聯台 ·潜在看護力活用講習会開始	4月	
	5月		5月	•慢生疾患児治療研究事業  聯台		
	6月	・児童婦はセンター完工(くすのき学園雅) ・平鉾順、片平保育園開園	6月	・食品衛生法に基づく管理軍営基準の施行 ・南区休日急飛が飛州開設		
	7月					•民間社会福山施設整備資金貸付制度実施
	8月	・民生局に児童部・厚生部設置・敬老特別乗車券の交付・公共施援敬老優等券交付	8月	・食品衛生課制設 ・昭和保健所、北保健所、西保健所機構改革で公害対策系統	8月	·心身障害者対策協議会発足 ·厚生省公衆衛生局、始組紀維所課発止
		・老人無料入浴事剝聯台		設:課10條 ・乳児一般維持含香/医療機関委託用始 ・代謝撰常児食香研究事業理始		
					9月	・災害円配金の支給及び災害震撃資金の貸付に関する法律公布
	10月	・障害者因疾費切成制度実施			10月	・愛知県第回を人スポーツ大会開催 ・愛知県、市岬下かん身障害者医療費助が制度に補助開始 ・有識性物質を含有する家庭用品の規制に関する法律公布 ・動物の保護及び管理に関する法律公布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	12月	•名古屋市奉仕銀「設置			12月	·公害健康被害補償社公布 ·精·衛生実態調査
昭和9年 (1974)			3月	・北区休日急宿診療所開設	1月 3月	・名古屋市無期情価研究派設置(1月~4月) ・国立公害研究労商設「確認器決無等連載電準技施要領」出 す
	4月	· 国王魏朝宋琬治市改善(即连費20,000円、葬祭費10,000円) · 医蕨費助成制度(老人、乳幼児・障害者) 対象者に対する看護 料選組財政事業開始			4月	• 重变心身障害者介護手当対象拡大
	5月	・みどり学園を児童商品センター内に発売 ・病材で替択時間開始 ・天神山いていめ家開設	5月	・名古屋市域電襲帰等確保対策協議会発足 ・中村区休日急病診療所発達(中村保護所の一部借用の廃 止)		

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	6月	・身体障害者福祉街づくり事業千種区内で開始			6月	・職親補給金制度実施
		·本地第二保育園開園 ·高齢者福加電話设置事業別時 ·心身障害/党那里籍制度实施				・結核予形法一部改正 ・世界人口会議、ブダベストで開催 ・大腿型頭筋疾縮症、社会問題化 ・公害糖財補償妊施行
	7月	·民生局市政策等認置 ·港高比全館·児童館開設 ·潘德福比全館·児童館開設				・塩ビモノマー発が、化問題でなる
		· /				
	0.17		8月	・名東宋徳州職党準備のため局が課長。、局が係長が発令され千種宋徳所内で事務開始 ・選区休日急病が新州開設	8月	·厚生省472全面使用禁止を决定
	9月	・特別児童扶養手当街公正こより特別児童扶養手当等の交給 に関する法律施行(特別協計手当着設)・敬老手帳の交付 ・天神山老人共同作業所開設				
	11月	·中村児童館開設	10月 11月 12月	<ul> <li>「小児動性特定疾患治療研究事業」開始</li> <li>名古屋市立中央高等看護学院(仮称 設立準備委員会設置</li> <li>名東採動所の庁舎完成</li> <li>遺伝子柱談督尊事業開始</li> <li>羊水こよる染色体検査実施</li> </ul>		
				・水銀こよる母子汚染調査実施		
昭和50年 (1975)			1月	・中川保健野帝孫孫承、(複合施設) ・百日せきワクチン中止、ジフテリア・破場風二混で継続	1月	・国際婦人年 ・名古屋市短期相画(IPRh 150年~IPRh 152年)公表
			2月	・昭和保護所区別改革により天白区独立でU4型となる ・千種保護所区別改革により名東区が独立でU2型となる ・名東保護所開設(原庁舎) ・天白保護所開設(原庁舎) ・精神権生相談員を名東、天白保護所で監置	2月	・名古屋村市所政策事業の基本が計と基格相画策定 ・16区郡実施(名東区、天白区を分区) ・児童養育手当制度実施(外国人の児童・遺児こ対する手当)
	4月	・九番、宮根、野南宋南朝門園 ・ 「共同作業事業助成要綱。を制定し、小規模作業所への助	4月	同場で清解料幅である置 ・し尿浄化・解析等で理論を解りが行 ・看線的を対象とした臨床実習指導者に著習会を開始	4月	• 東京都保健所 还移管
	5月	・ 現代の日来事業別が変換してかけたし、小別の日本家がマルが成を開始・ 身体障害者(福祉街づくり事業)中が囚力で開始・ 緑寿荘(軽費を人が一ム)開設・ 緑春田(全館・児童館開設・	5月	・有護州化外家と () C 過水天台11号4台納首云名門所 ・名古園市立中央高等看護 洋清開於(3年課程(注時制)) ・幼児 公村 るフッ素塗布開始 ・幼児 公村 るフッ素塗布開始 ・ 総計取り総合財富名所電認 ・ 総計取り総合財富名所電認	5月	·同析緊急生活資金貸付金制度実施
	6月	·港尼金交通通關階段 ·富田第三保育國開園 ·(福祉手等第設)昭和橋/等刊開設 ·天子田、藤が丘保育園開園			6月	・特別児童技養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律公布
	7月	・盲導犬貸与事業更施			7月	・義等教育諸学校等の女子教育職員及U医療施設 社会福祉 施設等の看襲帰保母等の育児休業工関する法律公布(昭和51年3月施行) ・同和環紀地区勝り調査実施
	8月	・手詰面倒者が心間削度実施	8月	・ジフテリア、破傷風二混の年齢2歳33 き上げ	8月	<ul> <li>・ 保健所にはする精神衛生業務中の社会復帰電路背導実施要範 出す</li> <li>・ 北かごり老人寝具貸与事業実施</li> </ul>
	9月 10月	・重英心身障害者住宅改造補助金支給制度実施 ・はざま保育園開園 ・福祉手当制度実施	10月	・市医師会東京高裁判決により予防接種の一時協力返上	10月	·第12回国勢調査(本市人口2, 079, 740人)
	12月	・心身障害者施設面所が深交通費助洗制度実施 ・障害者歯科医療センター開設ご供、助成開始			11月	・愛知県看護協会が社団法人化する(会員数6,662名)
昭和51年 (1976)			1月	・名刺珠塘万部广台、て業務開始(複合施設) ・種感の全面中止 ・天白保塘万部广台、て業務開始(複合施設)	0.0	・ラッサ製石建南下が辞払こよる指定伝染病となる
	4月	・中川福祉会館・児童館開設 ・中川児童交通館開設 ・尾上、一本公保育園開園	3月 4月	・中川保健所心2型よ格付 ・名古屋木日急病歯科医療センター開新(現在の川歯科医療 センター)		・フッサ製が場所が扱うよる指定は場所となる ・「大腿甲解等が縮高の機構参配の実施とついて」厚生省家庭児童局長・通知
		- 老人配食サービス事業装施 - 国工機制保険省1世2年(0,000円) - 国工機制保険省1世2年(0,000円) - 国工機制保険・100円(0,00円)		・猫の遊び主勢手術費用の補助側埋職台		自体を変革を開催した。本はない。
	5月	・機構故事こより部制廃止 ・スタップ制導入(参事・主幹・主査) ・失業対策部、失業対策部、失業対策をとなる ・宝神保育園開園 ・同時地区を人態労金支給制度実施 ・身体障害者福祉街づくり事業社区内で開始	5月	<ul> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	5月	・身体障害者雇用促働去及び中高件齢者等の雇用の促働と 関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ・ 任宅老人婦は対策事業の実施及び推進これで」(厚生 省社会局長)・ 厚生省において看護帰等就労促進事業(ナース・シク事 業)発足
		・樹山藤原邦段				70 TOAC

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	6月	・投上・ことの家理段・大永寺、亀の井、黒石保育園開園	6月	・飼犬皆鄭所を動物指導センター、2名称変更 ・(守山市民)総合病院名称連認	6月	<ul> <li>・予防接種去、結核予防法一部以近(予防接種が接触が接触が ら、腸チフス、パラチフス、発疹チフス及びペストを除外。 新たに麻しん、風しん、日本脳炎を追加、特こ必要がある と認められるものを政令で指定できる旨規定。</li> <li>・予防接種(BOGを含む)による健康被害に対する物済措置を 規定、物済措置)却保保2年2月より施行</li> </ul>
	7月	·身体障害者福祉電話貸与制度実施 ·特別騰護老人ホーム黒石扭顆段			_	
	9月	・千種児童館開設 ・千種児童交通遊園開設 ・振前保育園開園 ・台風17号に伴う豪雨・災害物助法1区ご適用 ・台風17号に伴う豪雨・災害物助法1区ご適用	9月	・初の動物フェスティイル ・専修学校(専門課務)の許可を受け名古屋市立中央高等看 護学院-名古屋市立中央看護専門学校と改称		<ul> <li>「井町村日子保健事業の推焦ころ、て」(事務次官)</li> <li>地方律生研究所設置要網」改正</li> </ul>
	10月	床上浸水 1,953世幣 ·在宅重变心身障害児・者緊急 - 時隔機制度実施	10月	・精神衛生指導センターあおばの里開設		
昭和52年	12月	・上飯田南保育園開園	1月	・給排が設備の構造と維持管理に関する基準及び指導要網		
(1977)			3月	の施行 ・名古屋市宮町会休日急呼雲物所設置 ・第1回東区下健康理開催		
	4月	· 軍水 豊成、山根保育園開園 · 被保養世界等高效進学文度金制度実施(福山獎学金制度) · 国民健康保険等限效定(150,000円) · 中林乃產交通超關開設 · 選木丸才保育制度開始				
	6月	・安田保育園開園・身体障害者行っくり事業化区内で開始	5月	・ 全保甸市機構改革で3課則保守主査(9主査)	5月 6月	・ILO看護職員条約制告の採択
	7月	・松が神児宇育園開園	7月 8月	・食品像生生終所実施要領出る ・昭和区水日急減減新が開設 ・縁計長減減に神経料開設される		・厚生省が看護州翁所先センター設置 ・「救急医療対策事業実施要網」医務局長通知 ・予財接種法の一部改正(株しんの定期接種の義務・3寸)
	10月	·老人医療費助成対象症大(70歳以上-68歳以上) ·西共純 よもぎ保育園開園 ·重度心身障害老寝县、特殊寝台貸与事業実施	10月	・食品の営業1中有効財服を生となる ・後頭栄養相談が計民コーナーで開設 ・先天対は謝撰常検査実施(ガスリー法)		
	12月	•名古屋市基本構想策定	11月 12月	· 熱田区休日急病診療所開設 · 中川区休日急病診療所開設		・循環器疾患予防重点地区対策の実施こついて ・被保護世帯に対する休日夜間受診証発行
昭和3年 (1978)	1月	·名東部1会館・児童館開設 ·名東児童交通遊開開設	1月	・風しん予防接種聯合(中3女子、集団接種) ・1才6か月児健康診査聯合		
	4月	·児童宿出施設入可児童、戦場所者、原業投暴者、精事集弱者市営交通社会無料化実施 ·中島保育閣開園 ·国民種親界第省市党等(印度費60,000円) ·国民種親界維料與整額改定(180,000円)	4月	・同所政策事業開始 ・腎動 ・マク発足(本市と東毎三県) ・ポリオ予防統 ・ポリオ予防統 ・ポリオ予防統 ・ポリオ予防統 ・ポリオアの ・オリオアの ・オリオール ・オリオーの ・オ		・メキシコ市と姉妹都市提携 ・ 国民の健康づくり対策」推進通知 ・ 帰人の健康づくり実施要綱」出す ・ 「村町体保健センター整備要網」出す
		·名古園村可取的策事業長期相面稅定 ·被保養世幣に対する各種支給要綱を統合 ·老人、乳幼児・障害者医療費助成制度窓口統合(区役所保険 年金票)	5月	・名古屋を済金補完において教命教会センター運営開始(第三次教会医療材制)	5月	行に関する事務が保健所を設置する市にあっては、市長が 行うこととした等)
	6月 7月	・森田、烏森、豊田、森孝、太子保育園開園 ・重度身体障害者自動車改造補助金制度実施 ・身体障害者街づくり事業熱田区内で開始	7月	・保健所、市立病院・喫煙コーナー設置	6月	· 大規模也應対策特別措置注心布
	10月	・交通世界当制度を遺児手当制度ご統合し支給対象拡大 ・/鳩岡作業が開設 ・/鳩明作業が開設 ・・移動入浴事業開始 ・・重度射体電害者タクシー料金助成事業実施 ・ 盲人ガイドヘルペー派遣事業実施 ・ 障害者は主整備資金資イ制度実施 ・ さなたり 多人短期保護事業開始	9月	・公害所労商庁舎で事業聯始 ・第回越報復告市民のとい、開催 ・第二次教急医療特制において病が認識論語制聯始 ・在宅なたきり委嘱が問看護事業開始	10月	・医療法の一部改正公布(公告のできる診療科目の追加)
	11月	・(出行不定者の影響、 N窓二件う協力料支給制度実施 ・(出行不定者の影響、 N窓二件う協力料支給制度実施 ・日子不定者に対する生活用品支給制度実施 ・日子家庭医療費助成制度実施 ・日子家庭医療費助成制度対象者に対する看響揺釜剛成事業開始 ・笠寺老人共同作業刑棚设	11月	・北海思区木日急中整多新分開設 ・千種区木日急中整多新分開設	11月	•同杯效策事業特別措置法一部改正
	12月	·植田寮曽姓(教養) 員140人—170人) ·天白福比全館・児童館開設 ·天白児童交通館開設	12月	·名東区本日急病診療所開設	12月	・南京市と友が南か提携
昭和4年 (1979)			1月	・麻しん子が接種聯合(定期、個別接種) ・救急疫病情報システム聯治 ・中央看機専門学校ごお、で第回卒業式挙行		·国際児童年 ·WHD,種型供給宣言

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	4月	·民生局雷仙課廃止、老人雷山課、障害福山課设置	4月	・県から「猛獣等の飼養の制限工関する条例」事務委任		
		·都、砂田橋、比良西保育園開園		·大の登録料大巾値上げ(300円→1,500円)		
		・障害児保育制度開始				
		・国民年金幣進員制度廃止 ・国民健康紹幹将限度額改定(18万円—20万円)				
	58	· 民生窓口設置				
	3/3	•西児童館開設				
		・軽費老人ホーム安田出開設				
		・西文化センター開設				
		・区役所支所(守山区志段味支所除く)に				
	6月	・田幡、当知保育園開園	6月	・名古屋医療センターにおいて救命救急センター運営開始		
		・老人クラブ活動推進員設置		(第三次救急医療体制)		
	7 FI	<ul><li>・身体障害者街づくり事業器思図内で開始</li><li>・母子休養ホーム事業開始</li></ul>	7月	・精神衛生指導センターの設置が条例化される「わかばの		
	175	・名古屋ポート・プレイランド開園	175	里設置		
		・西文化センターにおける保健帰じい指導		II WE		
	9月	·集中豪雨·災害救助法」区適用(床上浸水462世帯)				
	10月	· 新開、宮西、森の里、牧野池保育園開園				
		·高齢者能力活用推進事業実施				
		・老人クラブ友愛が問事業モデル実施				
		・心身障害者扶養共済制度加入対象拡大と二口加入制度開始	10 □	·天白区休日急病診療刑罪設	10日	・角膜及び腎臓が移植ご関する法律公布
			12/7	*人口[2]小口元孙后勿所7  卅6又	12/7	・許可認可等の経理に関する法律公布(興業場、旅館、公衆
						浴場の営業等可等の事務が、保健所を設置する市にあたっ
						ては市長が行うこととした等
晤155年			2月	·中央看護專門学校工助産学科新設		
(1980)			3月	・(東市民)救急診療物管設		
				•中央看護事門学校6第六(現在地)		
	4月		4月	・乳がん自己検診普及事業開始		
		·国民健康保険料限整額改定(20万円—23万円)		・風しん予防接種中2女子に切り替え		
		·国民健康深険給付收善(鶴)無親 助産費 6万円—8万円		・中央看護専門学校に助産学科を新設		
		郊発費 2万円—8万円				
	5月	· 熱田児童館・児童交通遊園開設	5月	・「~、獣処理場等に関する法律」の規定の内、動物の飼養		
		・父子休養ホーム事業開始		等に関する事務を保備所長に委任		
		・身体障害者、精神襲弱者、戦場病者及び原爆放暴者に対し				
		東上動植物園等公共施設の無料入場実施				
		· 守山区志段味支所に民生窓口設置				
	cН	・国際障害者年推進協議会設置 ・春里、宮前、荒輪井、高計北保育園開園				
	0)-1	・身体障害者権づくり事業が応し、港場内で開始語が向け住				
		宅を父子世帯まで対象拡大				
	7月	・盲導大総合訓練センター開設	7月	• 守山区休日急病診療所開設	7月	・東毎地震「警戒宣言時における応急対策要綱」を策定
						・し尿浄化槽の構造を告示(建設大臣)
			8月	• 定期種豆姜種廃止		• 同和地区高齢者実態調査
	9月	・茶屋、宝生保育園開園			9月	・シドニー市と姉妹都市提携
		·母子、父子家庭介護人派遣事業実施	10 🗆	・エス介えが自事效品でトットスクル制制のの(トロラトメ	10 0	・老人保健制度、第1次武家提案
			10月	・王子住宅改良事務所における保健帰間別相談 ・先天学代謝異常症等検査(クレチン症)の追加実施	1075	·第13回国勢調査(本市人口2, 087, 884人)
	12月	・身体障害者福むくス運行罪治	12月	・し尿浄化槽去定検査の開始	Ī	
昭156年						・国際章書者年
(1981)	1月	・市南部高年者能力活用センター設立	l		Ī	
			3月	・(城西)管理3療棟 理営3療兼管築		
	4月	・福山奨学金制度対象学校の拡大手をつなく親の会会館開設	4月	・愛知県済生会病院を助理施設に指定		
		•千代田橋保育園開園		·緑区休日急病診療所開設		
		·国民健康采除料理整額改定(23万円—26万円)				
		・国民健康羽與給付收善(葬祭費30,000円→35,000円) ・母子家庭医療費助成制度対象拡大(義務教育終了前→18歳			Ī	
		· [中于初进台原真功师处对象位人(我的效用於 ] 即一10版 以下)				
	5月		l		Ī	
	~	·南児童館·南児童交通遊園界設			Ī	
		・軽費老人ホームきよすみ扭開設				
		・大野、丸池、旭出、牧野原保育園開園			Ī	
		・住所不定者の緊急ベット確保事業実施				
	6月	・障害福祉課に手記頭に者配置			Ī	
		・休養温泉ホーム松ケ島開設 ・身体障害者街づくり事業西区、名東区内で開始				
		・中金大明者生活訓練事業製造			Ī	
	7月	・障害福山課ご聴覚障害者用手書き電話設置			7月	・同和問題と市民の意識調査実施
		·失業者就労事業就労者白立引退特例援助金制度実施(9月ま				
		(d)			Ī	
		・盲青年社会生活教室開催				
		BANK AND DEFENDENCE AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	8月	・食中毒坊止強調月間の設定		# <del>かより、口切けかり</del> が発ご。ロ へ 3 m am
	9月	・障害者の市営駐車場・川料金咸賀実施			9月	・障害者早期擁有指導委員会設置

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	10月	·福山基金の創設	10月	・食品衛生責任者設置要網/7設定 ・食品衛生責任者養成業習会/7実施	10月	・第40回日本公衆衛生学会名古屋市にて開催
				・感染症サーベランス事業開始		
				・母子管理システム発足・歯科疾患実態調査実施		
				•酒害予防対策実施要領策定		
	11月	・第1回「障害者と市民のつどい」開催		・3種昆合沈降精製ワクチン使用操台		
	12月	・第回「障害者の日」記念のつど、開催	12月	・(城北)診療療理館(未熟尼府棟 西)階府東 増築		•名古屋市—段백災災傷害者慰労金支給
昭和57年 (1982)	2月	・中文化センター開設			1月	·在日外国人公国民年金の適用聯始
(41.12)		・国民健康保険給付改善(助産費8万円→10万円)			3月	•名古屋市国際障害者年長期計画策定
	4月	・東児童交通遊別開設	4月	・犬の登録料値上げ(1,500円―2,100円)	4月	・市児童技養手当支給要綱発止・結婚相談事業を社会福祉協議会が開始
		•神宮東保育園開園				・地域な善対策特別措置法施行
		・在名障害児療育相談事業を通動施設こおいて開始				·厚生省公衆衛生局に老人保健的設置 ·結核予防法一部改正
						・母子福祉法の一部改正により母子及び寡婦福祉法として施行
						・結核予防措施行令一部攻正高校2年、3年の定期健康3季を
	5月	・高齢化対策・高能化対策・高能化対策・高能化対策・高能化対策・高能化が、高能化対策・高能化が、高能化が、高能化が、高能化が、高能化が、高能化が、高能化が、高能化が、	5月	·有末診療所監視業务(定期)開始		問別
		・のりくら保育園開園	-7*	13.103.103.103.003.303.2		
	6月	・緑風拍こ身体障害者通列授強施設を開設 ・ハンディキャップゾーンを千種区、港区ご開設				
	0.0	・身体障害者街づくり事業東区、南区内で開始			0.0	** 1 (B/th)*+ (>-t+/B/He-co/tro B+t+/t-)
	8月	・市は部高年者能力活用センター設立 ・白金児童館が築のため取壊し(昭12年中央社会館として設			8月	・老人保健去公布(昭和58年2月施行) ・老人保健去艾立(昭和58年2月施行)
	10月	<b>・</b> 厚生治療等第5				
	10/1	•戦場病者医療費助が制度実施				
		・戦場病者医療費助成制度対象者に対する看護科差額助成事業開始				
	11月	·総合社会福祉会館開設	11月	・北宋使用帝族等鎮云後合施設		
		・北歯科医療センターが北区総合庁舎内に移転		・北歯科医療センターが北区総合庁舎内に移転・西区休日急病診療刑罪段		
			12月	・東市民闲浄州属ほ科診療所(トラホーム診療所)閉鎖	12月	・個人災害物剤制度ご災害障害見舞金制度創設
昭和58年 (1983)			3月	・(東市民)南、階南東一部増設し、288床となる		・「国連等者の十年」「操作
	4月	・白金児童館以築工事竣工 ・藤里保育園開園	4月	・委託健康診査開始・委託胃がん検診開始		
		・精中等弱者生活能力訓練事業験台		・老人保健は保健事業としてリハビリ教室開始		
		・国民健康		· 衛生局組織改革(保健予が課成人衛生係を廃止し、成人保健対策室設置)		
	5月	・緑児童交通遊園開設 ・児童福祉センターにすぎのこ学園(難聴幼児通園施設)と療				
	C E	育棟を新設し、障害児総合通園センターを開設	c 🛮	・(城北)本館攻築し、病末数251床となる		
	0月	・身体障害者街づくり事業引止区、緑区内で開始	6月 7月			
	8月	・名古屋市同年的(策事業実施計画策定 ・老人医療費助が制度―部改正(68・69歳を対象)				
	0.11	・福山給付金制度実施(県制度による)				
	9月	・ハンディキャップゾーンを北区、西区、南区ご開設			11月	・中国からの帰国者に対する福祉場別乗車券の交付
					12月	・トラホーム予防注発止 ・全国精神衛生実短調査
昭159年	2月	・瑞恵児童交通規則帰設				
(1984)		・福祉給付金制度対象拡大(市制度)こおいて非課税世帯など を追加				
	4月	·苗代保育園開園 ·精神網別者/護飾編段入所者入院看護科補給金加が制度実	4月	・神経芽細胞腫検査実施 ・乳幼児発達電授聯絡ご供、療育相談事業の見直し(16-2)	4月	・厚生省組織攻革により健康政策局と保健医療局設置、生 活衛生局に改編
		施		保健所		·名古星歯科衛生士専門学校開校
		·国民健康紹介作限度額改定(26万円—28万円)		・ピカピカ歯みがき運動開始 ・幼稚園・保育所歯科指導者講習会開始		
				・名古屋第二赤十字病院こはいて救命救急センター運営開始(第三次救急医療体制)		
		ALLEWANT OF A LOCAL LAND.		・食品衛生課・環境衛生課を廃止し、環境食品課を設置		
		・身体障害者街づくり事業 中川区、天白区内で開始 ・市西部高年者能力活用センター設立				
		· 海呆性老人短期程雙事業実施 · 要於筆記奉仕員派遣事業押台				
		· 女水洋和4411月1/N量中积开V日			8月	・AIDSサーベイランス事業開始
			9月	・(守山市民)中央大学室、新管理東の増築・なごやか健認業が	9月	・保健所法一部改正(保健所経費の一部こついて国の補助
	10月	·痴呆性老人介護手当制度実施		・・・	10月	を負担金方式から交付金方式へ) ・健康界険占数正施行医療費!割負担となる
		・虚弱老人デイ・サービス事業実施 ・介護人派遣事業実施				・子供難病の専門研究機構として小児科医療研究センター が国立小児病院に開設
		・退職者医療制度実施				~ ===1/Ur2/US/IBA
	11月	・ハンディキャップゾーンを昭和区に開設				

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	12月	・各区社会福祉事務所にミニファックスを設置 ・ハンディキャップゾーンを名東区ご開設 ・聴覚障害者世幣ご福祉電話・ミニファックスの貸与事業開			12月	・東京都海福区に全国身障者福祉センターが開設
昭和60年 (1985)	3月	が・ハンディキャップゾーンを熱田区ご開設 ・在谷障害者デイ・サービス事業実施			4月	・国際青年年 ・厚生省は「中間施設に関する継ぎ会」の設置を決定
		·寿料甘纯元傑			5月 6月	・厚生省が母子保健社が旧こつ。で「婦情事を発表 ・国民年金社が正 ・国民年金社等の一部改正法公布(昭和61年4月施元)
	7月	・市東部高年者能力活用センター設立			7月	・児童大養手当法の一部を改正する法律公布(RFA160年8月 施行) ・地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等 に関する法律公布
	8月 10月	・母子福山資金貸付金に児童扶養資金售設 ・「名古豊市書館化対策規明報計 -なごくからイブ80-1 策定・公表			10月	・第4回国際順合(本市人口2, 116, 381人) ・市役列東庁舎完工
						・厚生省 50代 60代の新名称 こついて 公募 「実年」を金賞に 決定 ・医療 5が23年 ぶりの大政正
昭和61年 (1986)	1月	・民生委員審査会を社会福止審議会に統合	1月	・結核、感染症サーベイランスオンラインシステム開始 ・B型肝炎母子感染坊止事業開始	1月	・神戸で初のエイズ女性患者死亡
(11/11/)						・日本が犯看護学会発足・エイス問題総合問題が策大綱の決定
	3月	・ハンディキャップゾーンを千種公工開設 ・社団法人名古唇市シルドー人材センター設立 ・名古唇市高年大学鯱成学園開校 ・乳幼児健全育が比談事業開始	3月	・(城西)北南東管築し、病末数30513管末	3月	・高知県でエイス感染の主婦が壮産
	4月	・民生局に児童部、福祉部、厚生部を設置 ・聴覚障害者情報文化活動事業開始 ・脳性まじ者等ガイドヘルー・派遣事業開始	4月	・看製技術学室(健康づくりの一環ご組み入れ名称変更) ・リハビリ教室の方実(各保健所在)回) ・母乳抵進事業開始	4月	·国民年金法等の一部改正法施行(基礎年金等の導入)
			6月	・精神障害者が規模保護作業が助力変異制定 ・エイズ中談窓口を設置	6月	・政府・邦職で「長寿社会対策大綱」を決定 ・医療法一部改正
		・名古屋市短期計画(明存161年~明存163年)公表 ・同所問題と市民の意識調査実施 ・失業者就労事業自立51退者特殊給分金制変実施	7月	•中川保健所高田分室開設	8月	・厚生省医療相画際定律を決定
	0/1	・			0/1	- 厚生省 お宛界性老人次策本部を設置
	9月 10月	·高年齡者就業幾公明充事業更施 ·龍舞公益質量廃止 ·公文書公開制度実施				
			11月	・東区、緑区の一部地域で住宅療養支援システム・モデル事 業開始		
					12月	・厚生省コエイスが策制で家会議を設置 ・地方公共団体の教育機関が国の事務として行う事務の整理更以合理化に関する法律公布 ・老人保護法等の一部を改正する法律公布
昭和62年 (1987)			1月	・任宅療養支援ンステムモデル事業ご北区自加、歯科モデル 事業開始	1月	・国際居住年 ・厚生省創立50周年記念式典 ・厚生省創立50周年記念式典 ・厚生省 排保和50年度から第2次国民健康づくり対策 ・アクティブ80~ルスプランを計画
	3月	・豊国田廃止			3月	・日本人初のエイズ患者発生(神戸市) ・地域改善対策特定事業で係る国の財政上の特別措置で関する法律公布の研究を19年1月間で
	4月	・民生局部は殆た廃止し、高齢化対策部を設置 ・老人福山課、高齢化対策室、失業対策室を廃止し、高年福 仙課、高申指導課念設置 ・児童福山審議会を社会福山審議会、統合	4月	・リハビリ教室の充実(各保護所在項)	4月	·公害動物效害補償注效正(指定地募締約 ·栄養土注改正 ·WD世界奮數旨尊者会議開催
		・五条出始祭工事竣工 ・上野保育園を社合保育園と改称 ・名古最市高年大学糖成学館(韓原 (陳芸美智場) 開設 ・老人クラブ社会等)ルデル州修修事業実施 ・ 肢材障害者自立が自動事業開始 ・ 精中構弱者 グループホーム事業開始 ・ 国民機解釈験(限整額)定(28万円-81万円)				
	6月	・オストメイト社会適用訓練事業開始	7月	·南宋维·河南等级:	6月	・社会福止上及び介護福止士と公布(昭和63年4月施行) ・身体障害者福用記憶おび改正 ・厚生省」 注目致施環境整備競士会を設置 ・三重大学附属特定、(3型肝炎ウィルスの感染で(医師) 人死
					9月	亡、医師と看襲記人が重体 ・精神保健技公布(昭和3年7月施行)

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	10月	・名古屋村河所政策能館・博成定 ・第3セクター方式こよる重度障害者多数雇用企業「愛知田野 情報システム」の最近	10月	・八事斎揚 無重無臭化、天然ガス化(46基) ・市医師会夜間、深夜色病センター開設	10月	・厚生省国民医療総合対策本部が中間報告
	12月	・おなたきり老人等介護者教室開始 ・障害者福祉民発グラビア誌「WithYou」の発行				
昭和63年 (1988)	1月	・富田、こいの家開設 ・社会福祉施設に緊急連報システム導入	1月	・(緑市民)南館普報こより、病末数2000床となる		
(2225)			2月	・保護所でエイズ市体管を開始	2月	・結構物が対象者の改善 ・結構を予禁なの人所命令、及び命令人所期間の改正(短期台 競)
	3月	・ひとり暮らし老人緊急通報事業実施の発行・簡易宿泊所「船見寮」廃止	3月	・公害健康被害補償去改正ご伴、指定地蛸解除		
	4月	・国民健康羽鈴料限整額女定(31万円—85万円) ・国民健康羽鈴針改善(助産費 10万円→13万円、葬祭費	4月	·60歲附が人格認得時台 ·公害種素相談事業拡大(東·西·昭和保護所)		
		35,000円-6万円) ・各社会福止事務所に地域部は担当主幹を配置		・リハビリ教室の充実(各保健所产10回)		
		・身体障害者ストマ用装具差額助成事業実施				
		・在宅れたきり老人の往診療科医療サービス開始 ・社会福祉及び、介護福祉士法施行				
			5月	· 歯周病子切換室開始 · 薬物相談窓口業務開始		
	6月	・おたきり老人介護者宿泊研修事業実施			7月	・厚生省は病界性老人対策として、専門の治療
						病棟と通常治療施設を設置するための実施要網を通知 ・厚生省は組織改正により、大臣官房に老人保健高品質置
	8月 9月	・厚生省の「長寿社会対策指售会議」発足 ・名古屋市高年大学艪成学園F簿に教育館―生涯教育センタ			8月	·名古屋計新基本計画策定
		一)・なごやかライフ推進プラン策定			10日	・第10全国連続部1条開催(兵庫)
	12月	・名古屋市福山建東センター事業正設立 ・重度身体章害者緊急通報事業開始				・訪問看護モデル事業11地区で開始         ・12月1日を世界エイズデーと定める(WHO)
	12月	• 里交牙  种學音自系 記班報事 表形印			12/1	・世界人権宣言の周年記念・同和問題答発 ・MRワクチンの導入
						・映画「ちいさな指輸」制作発表
平成元年 (1989)			2月	・麻しん、風しん予防接動ごMRワクチン導入	1月	・後天性免疫不全症候群の予防に関する法律公布(2月施行)
	3月 4月	・視覚障害用ワードプロセッサー共同利用事業業的・身体障害者更生相談所獲式	4月	·母乳教室聯始		
		·名古國南海和恩敦センター開設  ·精州東吳省福州尼進事業開始		・在在頻度支援事業聯台東、北、緑緑朝か ・リハビリ教室の充実(各保健所有12回) ・むし歯形が変字開始 ・北保健所補分室開設 ・西保健所山田分室開設		
				・健康教育研修室開設(旧南保健所を改修) ・名古屋南藤科医療センター開設		
			6月	・ミナミ調剤センター開設 ・名古屋市保健医療部に重給協議会第1回開催		・地域保建将将港場告書が厚生省より出る
	7月	・シルバー人材センターで自転車リサイクル事業開始 ・名古屋市新基本計画能島・画策定	7月	・健全母性育改事業名称変更 ・身体障害者更生相談所との連携による訪問リハビリテー ション開始	7月	・世界デザイン体質会開催
	8月	・		A WA DIM		
		・福山会館デイサービス事業開始 ・第3セクター方式こよる重要障害者・精神展別者多数雇用企				
	10月	業 「名古屋田建物サービス」 設立 ・高齢者スポーツ事業罪台	10月	·在宅療養支援事業開始(千種·西·熱田·中川·南·名東宋健	10 🗏	・労働安全衛生法攻正
	10/7	・福山健康センター開設(健康総第戸頁目にEKG、聴力等含む)	1077	·住宅原要又发争和形式下徑。四·烈山·中川·柏·名和水莲 門	10/7	・ 市制100周年記念式典
		W				・歯が衛生士法・部改正 ・高齢者保健露出能色0ヵ年戦略「ゴールドプラン」策定
平成2年 (1990)	1月	・寿寮を寿柱と改称、新築野郷に	3月	・市立看護専門学校廃止		
				·潜采塘户帝等9年《複合施设》 ·(緑市民)本館设造工事完成(四杯163年~平成元年度 2ヵ		
	4月	・高齢化対策事業基金設置	4月	年工事) ·名古屋市在宅療養支援事業・県門部会設置	4月	・看製品の養成カリキュラム改正
	1/1	・身体障害者福祉ホームの構設 ・在名と身障害児(者)緊急・時深襲制度拡充(中度の精神薄	1/1	·在宅療養支援事業位大(中村·中·昭和·瑞德·港·守山·天白保健和)	2/1	・説問看護期発室設置 ・老人福祉法等期系八法改正(在宅福祉施設策の法定化)
		現見・者まで対象拡大		·中央看護朝門学校の看護学科一第一看護学科、3次称、第二 看護学科普段		
		・若杉作業列改築工事竣工 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業開始		manufact   1   http://	6月	・老人福祉法等の一部を改正する法律公布
	U/J	Pupar ロック上でのマーでの世界・クトップは世事を対が日			0/1	・厚生省種類政策局長通知 「地域保健活動の充実強化こったて」
	7月	・名古屋市子ども会キャンプセンター「中津川キャンプ場」	7月	・在宅なたきり高齢者が指摘体診査開始		プログス内型自動ルクル夫が関いて ス・C.]
		の開設・なごやかヘルプ事業開始		· 保 <del>塘</del>		
	9月	・ライフデザイン事業開始			10月	·第15回国勢調査(本市人口2, 154, 793人)

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	11月	・同和問題と市民の意識調査実施	11月	・精神障害者家族交流会を開始	10 🗆	本が表現日   「本本本の日」 ナルトラ/F □10日)
平成3年 (1991)	1月	・自立援助ホーム事業開始	3月	·名古屋市特产呼吸器疾病患者医療物容条例失效。既在患者		・ 看箋週間「看箋の日」を制定(5月12日) ・エイズ問題総合対策大綱統定
	4月	・国民糖素保険体限整額数定(35万円-69万円) ・商前化均策部と再編し、高前放策課、高前宿出課を設置 ・社会福は事務所に民生課、福出課を設置し、各区投所・編入(各区福は部)地域福は担当主幹廃止 ・重度精神策弱者タクシー料金助戊事業開始 ・ オポたきり老人在宅し身障害児(者) 核送サービス事業開始	4月 5月 6月	に 日き続き物的 ・ 二種昆合・下が疾種完全 師別化 ・ 近壁 南藤 作 常	5月	
	9月	・母子家庭第3號費助放対象拡大(父子家庭を)自加 ・高齢者国際交流が形成置(オーストラリア) ・台風18号の象響による集中豪雨災害物助法3区適用(北・緑 天白)(床上浸水 1,490世界)	8月	・3歳兄徳覚権3弾6台 ・保健所管育報システムの移動	9月	本電機能会で開始 ・各都道所県の「ナース・シク」を「ナースセンター」に改組 ・老人保健技等の一部を改正
	11月	・福山都中環境整備接貨	11月	・精神章書者家族交流大会を開始 ・骨粗しよう症子的事業開始	11月	施司
平成4年			1月	・精神保健セミナーを開始	1月	・老人保健お女正(一部負担金改定、老人訓問看護療養費の
(1992)	3月	・同和問題各発映画「ひとりひとりの空」制作発表	3月	・(東市民)MRI棟・手術等単築	3月	支給、老人保健が値かり入所が像者の拡大) ・地域な善対策特定事業ご係わる国の財政上の特別措置に 関する法律の一部を改正する法律公布(4月3日施行)
	4月	・国民健康保険給付送等(助産費13万円-24万円) ・高齢化と検部のご福祉部市推進室を設置 ・障害福祉駅に点訳循弧置 ・ひきこもり・不発気型が実施が実施が、 ・在島東が突然工 ・在を搭輪帳房者ディサービス事業開始 ・老人が問電帳削度施行	4月	·衛生局機構改革(保健予が課金額条一成人保健界地域看護係) ·守山保健所法契束分割開設 ·母子健康手帳の外国部版 · 英語中国語 交引開始	4月	
	5月	・診療解釈に近了 老人在名替根趙珠特嗣設 ・名古屋市老人クラブ連合会から 独立 ・重度身体障害者リフトカー運行事業制験台	5月	• 港宋健列帝場分室構設	5月	・公共的建築物、以関する福祉環境整備要補助定(平成4年10月施行) ・道路交通法の改正(身体障害者用車、寸の定義の明確し)・障害者の雇用の促進第、以関する法律の改正 ・社会福祉事業法及の社会福祉施別職員、関議手当共済法の一部を改正する法律公布(人材殖界法)(平成4年7月、平成5
	7月	·名古雪市市基本計画第2次推斷  画策定				年4月施行 ・厚生省老人保護部泊部が老人保護部泊局となる ・マドリード・ラリンピック競技大会開催 (初か知的障害者部門のスポーツ大会)
	10月 11月	·福山都市環境整備能性資金融資制度創設 ·第2次名古屋市同环政策事業能歸一屆稅定			11月	・第1回全国精中集団者スポーツ大会開催(東京)
		・第回やさしさマーク交付式			12月	・第7回国郵総会「12月3日を国際業書者デー」とする宣言 を採択
平成年 (1993)	4月	・障害協協化を制設し、障害施設界、障害協協界を設置 ・地域疾育センター開設 ・ひよし学問発止 ・国王健康界線幹限度強強な定(39万円-41万円) ・精神・東男者協上事務が政令指定都市移譲 ・外国人心身障害者給か金制度創設 ・乳分乃健全育成相談事業開始	4月	・(緑市民)緑市民南部(属天白診療所を廃止 ・エイズが対象査を原則無料化 ・MR(麻しん、おたふくかぜ、風しん)ワクチンの接種を見合わせ ・看養管理者研修会、看養養物所修会開始	4月	「「障害者対策に関する新長期計画」 一全員参加の社会づくりをめざして一」策定(障害者対策能進本部)     ・保証修学資金貸与制度廃止     ・障害者雇用投策基本方途や告示(労働省)     ・軽度の障害がある児童生海に対する通報による指導を制度化(文部省)  「福祉用具の研究開発及び普及の/距衡に関する法律、公布  - 「福祉用具の研究開発及び普及の/距衡に関する法律、公布  - 「福祉用具の研究開発及び普及の/距衡に関する法律、公布  - 「福祉用具の研究開発及び普及の/距衡に関する法律、公布  - 「福祉用具の研究開発及び普及の/距衡に関する法律、公布  - 「福祉用具の研究開発及び普及の/距衡に関する法律、公布  - 「福祉用具の研究開発及び普及の/距衡に関する法律、公布  - 「福祉用具の研究開発を成り音楽などを表現した。」  - 「福祉用具の研究関係を成り音楽などを表現した。」  - 「福祉用具の研究関係を成り音楽などに関する法律、公布  - 「福祉用具の研究関係を成り音楽などに関する法律、会社を表現した。」  - 「福祉用具の研究関係を成り音楽などに関する法律、会社を表現した。」  - 「福祉用具の研究関係を成り音楽などに関するとは、また。」  - 「福祉用具の研究関係を成り音楽などのできた。」  - 「福祉用金属を表現した。」  - 「福祉用金属を表現した。」  - 「福祉用金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現した。」 - 「福祉和金属を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
	7月 9月 10月	・地域リハビリテーション事業開始 ・社会福祉法人「なごべ福祉施収協会」設立 ・精神・時間を受ければ所 (知り確害者センター・サンハート)開設 ・身体障害者白立文接等業開始 ・一時的保育事業開始 ・行政手続起之術 ・同時地区生活英雄調査契施	6月	・(守山市民)新病策改築により2000末稼働となる ・昭和保健野元效薬(複合施設)		・母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律公布(平成4年1月、平成4年4月施行) ・精神保護法の公布(平成3年4月施行)
					12月	・障害者基本法の公布(12月9日を「障害者の日」と規定)

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
平成6年						・国際家族年
(1994)	1月 2月 4月	・主任児童委員設置 ・名古室市高齢者保健部は計画策定 ・乳分別豆辣費助成が修址大(2歳末満児-8歳末満児 ・児童か権所に関する条約批准 ・福出健康センター名称変更 第名称・総合リハビリテーションセンター) ・保育所刊代間交流事業開始	4月	・子育て教室開始 ・委託なごやか健診(歯科検診)開始	3月	・児童手当法の一部を改正する法律公布(平成6年4月施行)
	6月	・国民糖解釈除料限整額改定(41万円〜44万円) ・障害者施稅後售協議会設置 ・国民糖解釈除・老人保健・医療財成の新電算システム開始 ・国民糖解釈除谷や改善(財産費24万円・出産育児・時金20	10月	<ul><li>・入戸計食事廃養費、計問看護療養費及び移送費の国民健康 (保険保険給力削設</li></ul>	7月	・健康保険法等の一部を改正する法律公布(平成6年10月施行) ・障害者の雇用の促進等に関する法律・部公正 ・「高齢者・外体薬者等が円滑、不用できる特定薬物の建築で促患に関する法律(ハートビル法) 公布 ・保護所法、が地域保験法は、こ改正(平成9年全面施行) ・地域保験が策強(20たな) 代郷帝法律の・趙衛に関する法律公布(平成9年4月施行) ・予防疾棄を対策・部公正(授種を受ける義務)等 力義務と変更、予防疾動の対象疾病と受ける義務)等 力義務と変更、予防疾動の対象疾病と必ずる義務が等 力義務と変更、予防疾動の対象疾病と必ずる表務が等 力義務と変更、予防疾動の対象疾病と必ずる表務が等 力義務と変更、予防疾動の対象疾病と必ずる表務が等 力策略と変している。
	11月	万円) ・福は給け金制度改正(八部寺食事房養費標準負担額/)助成開始 ・名古島計築書者福祉労長期計画発定 ・第30回名国身体障害者スポーツ大会 (ゆめびっくあいち)本市で開催		·生活習慣改善指導事業開始	12月	・新高齢者保護福出能態のか年戦略(新ゴールドブラン)の 策定 ・原験披暴者に対する接護に関する法律公布 「障害者白書」刊行(総理的) ・「今後の子育で支援のための施策の基本的方向について」 (エンゼルブラン)策定
平成7年 (1995)	1月	・神戸市に花獲職派遣(6月まで)	1月	・阪中・淡路大震災の被害者支援のため医療核嫌知所遣(1月 ~3月)、保健活動班所遣(2月~6月) ・名古屋市老人保健施設施設整備費補助事業押始	1月	・阪神 浴路大震災
	2月 4月	・同所問題答発映画「友情のキックオフ!」 (アメーション)制作発表 ・障害者住宅環境整備事業開始 ・国民健康保険料限整額以定(44万円-47万円)	4月	・風しん、日本服後予防接種園駅北にポリオ、BCG以外お肯定 医療機関で委託して個別接種材制ご ・Bで野校母子感視が正事業発に(種根別総合が食となる)		
	5月	・子どものショートステイ事業聯台		・中央看護県門学校の看護第二学科を希設		<ul> <li>・ 附着申保健及び精神障害者協出に関する法律」公布(平成) 年7月施行)</li> <li>・ 障害者週間」(12月3日~9日)を設定(障害者が頻能進本 部)</li> </ul>
	i e	・名古屋市新基本計画第3次推進「画策定 ・高齢者保護「高計事務を口を2区(中川・緑)に「開設	7月	・共働きカップルのためのンペママ教室開始	7月	・社会探察制度審議会が公的介護界険制度の創設を勧告
	10月	・高譜計会対策基本社公布	9月 10月	・財産人名古屋市高齢者療養サービス事業団立立 ・生活権生センター発足 ・生活権生センター代展示室(ムーシアム)開設 ・「名古屋市における地域保健のあり方について」答申(保 健野の機能倒とご関する検討会)	10月	•第16回国势關查(本市人口2, 152, 184人)
	11月	・同和問題と市民の意識調査実施			19 H	・「障害者プラン」策定(障害者対策推進本部)
平成8年 (1996)	4月	· 国民健康保険体限整額次定(47万円-60万円) · 高端者保健高計程終記を9区で拡大 · 新宮坂宋前蘭廃止 · 名古量市高年大学騰坡学園新練、排電	4月	・環境食品器、主査(薬務)を設置 ・精神保健器は需義会設置 ・精神医療審査会設置 ・精神培養者通完患者リハビリテーン事業開始 ・精神保護職務制度開始(平成10年廃止)	4月	・精神保護部設法大都庁特別施行 ・「らい予防法」廃止
	7月	・とだがいこどもラント開設 ・短泉性育齢者デイサービス事業開始 ・産林・育林សナ保育所入列予約事業開始	7月	特·中寧吉名福祉特别· 原車券交付開始		・岡山県で病原生大腸蓋O157で女児化
	10月	・身体障害者スポーツセンター名称変更 (新名称・障害者スポーツセンター)	10月 11月	・子育でサロンモデル事業開始 ・機器は順乗事業 こ 地区リハビリ教室」を開設 ・緑保健野溶資料に		・ 優生保護力 が 旧体保護力 に改正 ・ 人権編纂施耕能衡と公布(平成)中3月施行
平成9年 (1997)	3月	•名古屋市近保育短期大学廃止	2月 3月	・(守山市民)MI棟管築 ・「名古屋市在宅寝たきり者変編が問宿護事業」の終了		・地域改善対策特定事業で係る国の東板上の特別・措置工関する法律の一部を改正する法律と指(下成年3月施行) ・新たな「地方衛生研究所設置要綱」の提示
	4月	・社会福祉法人の設立認可、指導監督等の事務が愛知県から 核譲 ・養態施設若必察佛式開設のうえ、教育委員会から移管 ・高齢者保健福祉相談窓口を全公ご開設 ・外国人高齢者給付金制度創設 ・国民傳展報練料限整額改定(50万円—62万円)	4月	・医薬品の一般販売業及び特別販売業/許可事務が愛知県 から移譲 ・診療所用提出可等の権限を愛知県より移譲	4月	・「地域保護去」全面施行

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	5月 6月	・児童皆様が止事業・電話相談「なごやっ子508」 開設 ・重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業開始			6月	・児童福祉法等の一部を改正する法律公布(平成10年4月施
	0)1	・総合リハビリテーションセンター新病療用末(40-80末)			0)1	行 ・健康保険法等の一部を改正する法律公布(平成9年9月施
						<b></b>
	7月	・なごや福祉用具プラザ開設 ・高齢者就業支援センター開設	7月	・北・瑞穂・中川・天白保健所で高齢期心の健康相談日開設	7月	・「臓器移植去」成立
		·第次名古屋市市环欧策事業推售/画策定				
	10月	・24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始・生活が利性を				
		・ゆうあいピック愛知・名古屋大会(知的障害者の全国スポーツ大会・第5回)の開催				
	ŀ	・知的障害者ガイドヘルペー派遣事業開始			11 🛭	またこのなったが最初目して2.4.日) - 日見トナットゲルハンナー
	12月	·植田寮更生施設管築(定員100人→150人)				・許可等の有效期間の延長に関する法律公布 ・介護界倹法公布(平成12年4月施行)
						·介護紹與法施行法公布(平成12年4月施行) ·厚生省介護紹與制度基施俄進本部、介護紹與制度施行準備
						室設置
平成10年 (1998)	3月	・福止都市推進室廃止	3月	·(緑市民)管理診療棟(北館)増築工事完成(平成9年~平成9 年度2ヵ年工事)		
	4月	·介護紹與準備室設置	4月	・西、南宋徳介(こ広城旨尊班(環境韓生)を設置 ・母と子の歯の健康教室開始		
				·保健所機構改革(健康)指進系-保健感染症系、感染症主査		
				廃止。衛生教育(学生指導、喫煙対策、健康づくりセミナー等)が衛生教育及び医務担当主査から保健看襲担当主査		
	5月	·高齢者保健部は一個・介護保険事業を回家定委員会設置	5月	〜分掌事務務管) ・県特定疾患医療給付事業対象者の医療費―部自己負担開		
			٠,٠	始		
	8月	・名古屋市遺児手当の支給要件を拡大(認知された児童を支給対象児童に力にた)				
					9月	・精神構成の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律公布
	10月	・ねんりんピック'98愛知・名古屋(第11回全国健康福祉祭愛			10月	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
	ł	知名古屋大会の開催	11月	・試用歯科指導聯合		律/感染症 4 公布(平成1年4月施行)
平成1年				eviropat i izir ozor e		・国際自論者年
(1999)	1月 2月	・区役所部は部部は課こ主査(介護界険準備を設置・厚生院医療保護施設の療養環境改善(定員244人―224人)				
	3月	·名古屋市介護羽倹条例を公布 ·名古屋市介護羽倹条例施介細則を公布			3月	· 伝染病予防法廃止 · 性病予防法廃止
	_					・後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止
	4月	・知的障害者センター開設(知的障害者更生相談所、障害者・ 高齢者権利編集センター、障害者雇用支援センター)	4月	·(東市民) 伝染病末を感染症病末 ご女称 ·名古屋市感染症予防協議会設置(名称変更)		
		・区役所配出部に主幹(介護界) 単備を設置 ・在宅サービスセンター(千種区・守山区) 開設		·保健所機構改革(次長制度導入、企画調査系、保健計報主査 設置、医療監視主査新設)		
				・「学生実習」「健康づくりセミナー」各業務を保健情報担当 主査から保健電観担当主査へ分掌事務務管		
				・衛生研究所機構改革(疫学) 静密を兼設、環境化学部と環		
				境医学部を統合して生活環境部を設置) ・南区に平日夜間急病センター開設		
	5月	・盲ろう者通訳・ガイドヘル・一派遣事業期台	5月	<ul><li>・名古屋市難病患者等居宅生活支援事業開始</li><li>・市特定疾患医療給付事業対象者の医療費一部自己負担期</li></ul>		
				始	c 🗆	・精神保健部はか一部を改正する法律公布(平成12年4月、
				LLI ( no. 1. ) A supple L		平成14年4月施行)
			7月	·精神障害者介護等支援專門員 <b>養</b> 成研修会開始	7月	・「結核緊急事態宣言」発表 ・地方分権の推進を図るための関系法律の整備等に関する
	8月	・子育て支援長期後機定				法律公布(平成12年4月施行)
	ĺ		9月	・精神草害者介護等支援サービス試行が事業業的		
	10月	・介護 関 の 連 備 要 介 護 が に 関 に の に は に に に に に に に に に に に に に に に に				
	11月	·第1回身体障害者·知的障害者介護等支援專門員養成所修開				
	1	催			12月	・今後カ年間の高齢者保健副・施策の方向
						(ゴールドプラン21)の策定 ・「重点的な推進すべき少子化対策の具体的な実施計画(新
₩ot:	0 🗆	・在宅サービスセンター(南凶)開設	0 🗆	. 中华拉尔拉克尔宁·莱加亚中亚洲州人		エンゼルプランプラン)策定
平成12年 (2000)	2月	-11:-11 / -   しヘビンク - ( 神 스/ 飛収	2月	·中村区的不定者00TS事業聯台		
	3月	・サービス提供困難ケースのサポートの相談窓口を各区介護 福油駅ご設置			3月	·市役所庁舎IS014001の認証取得
		・在宅サービスセンター(瑞穂区)開設				
		・高齢者保健高は一個・介護界険事業計画 ~はつらつ長寿プランなごや2000~				
		(乳期画を策定				

・介護界剣博儒室を廃止し、高緒福出部内に介護界検課を設置 ・ 「定役所福山部へ「清護保険課金を設置 ・ 「区役所福山部へ「清護保険」」「施足・ 大 「 A型リハビリ 教室、 大 「 A型リハビリ 教室、 大 「 B型リ ト ビリ 大 「 B型リ ト ビリ 国際 大 大 「 A型リ ト ビリ 大 「 B型 リ ト ビリ 国際 大 大 「 A型 リ ト ビリ 大 「 A型 リ ト ビリ 国際 大 「 A型 リ ト ビリ 国際 大 大 「 A型 リ ト ビリ 国際 大 「 A型 リ ト ビリ 国際 大 大 「 A型 リ ト ビリ 教室、 大 「 A型 リ ト ビリ 国際 大 大 「 A型 リ ト ビリ 教室、 大 「 A型 リ ト ビリ 教室、 大 「 A型 リ ト ビリ 教室、 大 「 A型 リ ト ビリ 教室、 大 「 A型 リ ト ビリ 本 ・ 大 「 A型 リ ト ビリ 教室、 大 「 A型 リ ト ビリ 教室、 大 「 A型 リ ト ビリ 教室、 大	年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
1月   小田八神神郎   1月   小田八神神郎   1月   小田八神神郎   1月   小田八神神郎   1月   小田八神神郎   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1		4月	・民生局と衛生局が結合し、健康福祉局となる ・監査背導室を設置 ・介護界線則度開始 ・介護界線質順至を廃止し、高齢福祉路水よ介護界線果を設置 ・区投列福祉部へ介護路は果を設置 ・福祉給付金制度以正(八津時食事族養費標準負担額の助成廃止) ・活用介護利用者負担額乗節製措簡開始 ・要介護會前者等和企事業開始 ・高齢者住宅が終末談事業開始 ・活生宅が終末談事業開始 ・活を受が護・高齢者程と見ち事業開始 ・家族介護者教会事業開始 ・高齢者自立支援生きか、通可事業開始	4月	・新高場勝衛のため主幹(京場護備)を設置 ・毒物及び爆炸板売業の登録時務が愛知県から移譲 ・保健所を各区役所・編入 ・介護予防事業・職理刊予財金」「殖足予財教金」を開始 ・保護所リハビリ教室を老人保健出こ基づく「A型リハビリ教室」、介護予防・当活支援事業に基づく「B型リハビリ教室」、行渡予防・当活支援事業に基づく「B型リハビリ教室」、行び置つオラ策施 ・各区教令医療(時間外)対策協議会と区保健医療高心連絡 協議会を廃止統合して保護所運営協議会で・蓄護できるよう要綱を策定	4月	・地方分権・括法(第190条関系)施行(国民年金事務 は機関 委任事務から法定受託事務へ) ・「予防経艦去 の改正こより一類疾病に係る予防接触)義
10月   金融銀行に対対別用等限時後   10月   金級銀行を対対   10月   一般銀行を対したとの時間   10月   一般銀行を対した。2月   10月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月				6月	・(東市民)内科の全日二次教急の排散台		・児童手当法の一部を改正する法律公布(平成12年8月施行 ・「高齢者・射석障害者等の公共交通機関を利用した移動の 円滑化の低售に関する法律(交通・リアフリー法)」公布 ・社会福祉の増進のための社会福祉事業共等の一部を改正
19月		7月	•外国人特別學書名紹介金事類樂台	9月		9月	・東海豪雨、全市に甚大な被害
2月   特殊保護制止シアー限で   3月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月			・生活類別軽サービス事業開始 ・介護研練の第1号被保険者の保険性機以聯合(基準額円額 34,507円)			10月	·第17回国教調查(本市人口2, 171, 557人)
2月   本活動計・特別産業実施    3月   がドウェインで影響機関医され 吹き燃制原体等及び			・精神保健高ルセンター開設 ・乳幼児医療費助及対象拡大(3歳未満月―4歳未満月)	11月	• 中村保護可改築(複合施設)		
3月 - カイトワールへよどの機関係を発売を受ける。		1月	・名古屋のびのび子育でサポート事業開始			1月	・国省庁再編を実施。厚生労働省が誕生
5月 - 小文・マンド・サボート連絡会験心理	(2001)	3月	・ガイドウェイバス志実験技術開通ご伴、敬老特別乗車券及び 福祉特別乗車券適用拡充	4月	•中央组壳市場衛生検査所改築	3月	
19月			・なごやこどもサポート連絡会議を設置 ・介護現象のホームページ(NAONAカルごネット)の開設	6月			
10月 - 禁田区安野帝禅名が譲受み攻		8月	・なごペ子育で情報プラザを開設 ・市ホームレス接験施報能進本部を設置 ・経費を人ホーム「南風社」移転改築 ・経費を人ホーム「南風社」移転改築 ・乳が月辺病電射成が象むた、URA分歳未満巳 - 6歳未満巳 ・介護サービス事業者自己評価・ユーザ・評価事業開始 ・介:養果食アレンイザー派遣事業開始				
10月   ・熱田区役所等複合施設合成		9月	・在宅サービスセンター(港区)開設			9月	・アメリカで同時多発テロ発生
12月 ・高齢者定期インフルエンザ予防緩重を開始   12月 ・「保助盾法」→「保助政策的高額和法」に改正   12月 ・「保助盾法」→「保助政策的高額和法」に改正   12月 ・「保助盾法」→「保助政策的高額和法」に改正   12月 ・「保助商法」→「保助政策的高額和法」に改正   12月 ・「保助商法」→「保助政策的高額和法」に改正   12月 ・「保助商法」→「保助政策的表现。」 12月 ・「保助商法」→「保助政策の表现。」 12月 ・地方分権 - 12年金保険料の収納事務等が国 - 18年 -		10月		10月	・子育でサロン開始 ・市中領線状態変対策重縮調整公議を設置 ・食水線生検査所で中海線状態症スクリーニング検査開始	10月	と知的障害者の全国大会を統合) ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法
中元以4年 (2002)				10 □	- 直接を整合・出現・ハーブルマン・Aドネアは立体・ 知味し		てインフルエンザを指定、高齢者に対し予防接種を実施
70歳等	平成14年	4月	・児童福祉センターに児童皆得防止班を設置				
6月   ・市民の人務料、有料化   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			**				・(国民年金別鉄やバス納事務等が国へ移管)
7月 ・精神障害 指字 2 / 清学 2 / 京 2 / 元 2 /		5月	・産後〜ルプ事業職台	6月	・(城北)小児科の二次教急医療の拡充	5月	・「身体障害者補助だ去」公布
8月・乳が肥気療費が放対象拡大6面影弁歳未満児-6歳未満児-7場な人学前・児童扶養手温影を支給呼称が愛知県から移譲		7月	・(ホームヘルプサービス)事業全区で実施		V -V-L man von IVNIVASAW	7月	・安全な血液等的/安定供給 (場する法律公布(15.7施行)
		8月	·乳幼児医療費助成対象拡大(通完分歳末満是-6歳末満是 人院分減末満是-小学校入学前)			8月	
				9月	・県特定疾患医療給付事業受給者療養実態調査の実施		

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	10月	・シェルター「白川公園前宿泊所」開設 ・老人医療費助成の対象年齢日上げ(88・69歳 <del>ー段</del> 階りに73・				
		74歳) ・福山給付金制度の対象年齢引き上げ(68歳以上一段階的に				
		73歳以上 ・老人保健医療の対象年齢日上げ(70歳以上一段階的に75歳 N.1.)				
		以上) ·知的障害者基礎調查·精神保健福祉基礎調查実施			-11 -	
	11月	・自立支援事業「あった」開設			11月	・SARS (重定制 学列及器前段第 中国・広東省で発生(推定) ・第16回日本エイズ学会(名古屋国際会議場) 開催 ・母子及び寮帰裔的法等の一部を改正する法律公布(15.4施)
					12月	・ 「障害者基本計画」 策定(閣議決定)
平成15年 (2003)	2月	・金山駅地区交通バリアフリー基本構想策定・福山都市環境整備に対定				
(=11.)	3月	・高齢者保建高・信値・介護界険事業計画 ~はつらつ長寿ブランなごや2003~	3月	・健康なごやプラン21策定 ・はつらつ長寿プラン2003公表	3月	·名古屋新世紀計画2010第2次実施計画策定
		(第2期計画)を策定 ・ちよだ学園・あった学園発止		・市立栄養・中学院別校 ・平日夜間急病センター・南区休日急病診療所第5		
	4月	·福山都市環境整備能與資制度廃止 ·同环以策率が市民経済局へ移管(一人人権施策能進率)	4月	・定期予防接種(インフルエンザを除く)ワクチンの指定医	4月	・支援費制度施行
	2,	·介護羽鉾和心改定(基準額 年額7,838円) ·低所得者~の介護羽鉾・減免の実施		療機関への直接供給操合・児春期化ミナー、子どもの事故が比較容開始	2,1	・介護界険の介護網別の改定 ・介護界険の要介護器での一次判定ソフトの改訂
		・母子相談員を母子自立支援員に攻称・母子郷諸副心資金億罰協力員の廃止		・ニューファミリーセミナー開始(母親教室、母乳推進事業等の改正)		・SARSを新感染症として取り扱う決定
		·国民健康紹逸作限度額及定(介護分)(7万円—8万円) ·国民健康紹逸世帯主給付割合(8割—7割)		・母子栄養食品支給廃止・妊娠中毒症療養精験費支給廃止		
		・北部地域療育センター開設・地域療育センター名称変更		・成人基本健議②査事業(自己負担,000円導入) ・成人基本健議②査事業、が人健③事業受診が18年齢の変更		
		(新名称: 西部地域所育センター) ・宿所提供施設 「熱田荘」 定員50世帯―27世帯〜変更		(当該年度に40歳以上) ・なごやか健認(骨粗しょう症自加)		
		"旧乃起为险权"然却以 定員以臣而 "公"臣而" 夜文		・60歳肺がん検診廃止 ・なごやか健認から胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん除		
				外		
				・ 千種保健所で被間エイス検査を開始 ・中京南記これで救命救急センター運営開始(第三次救急、 に対対状態		
			5月	医療(特制) ・名古屋第一赤十字病完 はいて教命教急センター運営開	5月	•食品安全基本法制定
			7月	始(第三次救急医療体制) ·走る食品衛生教室開始	7月	・食品衛生注文正 ・SARS(云播雜型地或肖威(7月5日)
				・食品安全・安心学習センター開設 ・食品安全サポーター開始		・次世代育成支援対策推斷と公布
	8月	·乳幼児医療費助成対象拡大(通完分6歳末満児一小学校入学前)		·新斎場整備の予定地と表		
		・福山給付金制度改正(非課税世帯への助成廃止) ・音導犬総合訓練センター開設				
	10月	・生活援助型配食サービス(介護界険特別給付)の実施	10月	・新斎場整備のため参事(斎場整備、主幹(斎場整備を設置	10月	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
		・自立支援企サービス事業聯台生活援力型食事サービス 事業式でが廃止(高齢者・身体障害者)		・県特定疾患医療給け事業対象者の自己負担限度額を症状と所得による認定に変更		律及び輸送ない一部を改正する法律公布(平成15年11月施行)
			12月	・(東、城西、城北、緑)管理型臨末研修病院の指定を受ける ・市立病院整備基本計画策定		
平成16年 (2004)	1月	・名古屋駅地区交通ベリアフリー基本構想策定			1月	・国内の鶏で鳥インフルエンザウイルス(H5NI)の感染を確認(山口県)
	3月	・簡易宿泊所「笹島寮」廃止 ・ハンディキャップゾーン名称変更			3月	・家庭用品規制性政令改正、ベンツピレン等物質を規制対象に追加し20物質に
	4月	(新名称ユニバーサルバーン) ・被写養世帯の福祉奨学金制度発止	4月	・食品衛生監視に掌等相回の公表	4日	・クリーニング業法を改正、利用者の利益保養・無店舗営業
	401	・指定管理者制度導入(福祉会館、いこいの家、児童館、笹島寮)	±/1	・神経芽細胞腫食査廃止 ・ 4歳児及び5歳児歯の健康づくり事業開始に伴いピカピカ	401	を規制の対象に
		·児童交通遊園廃止 ・次世代育成支援等設置		歯みがき運動、幼稚園、保育所、歯科指導者講習会の廃止		
		・「名古屋市障害者基本計画」策定・自立支援記食サービス事業を知的障害者に拡大		・委託師が、人権33開始 ・看護師を対象とした臨末実習指導者講習会を臨地実習指		
		・世帯第3子以降(3歳末満月の保育料無料化開始		導者講習会へ研修会名を変更し、研修期間を4週間から8 週間~拡大		
		・国民健康紹興・関連第四次定(医療分(52万円—63万円) ・なごやっといい広場・楽開始				
		・障害者・高齢者権利編集センター北部事業所の開設 ・母子家庭等自立支援モデル事業実施				
	5月	・更生施設「笹島寮」自立支援事業「なかむら」シェルター   名城公園宿泊所   開設				
		・第1回名古屋市障害者スポーツ大会開催(身体障害者と知的障害者の大会を統合)				
			6月	· 医療安全相影密口開設 · 医療安全指動協議会発足	6月	・障害者基本法女正 ・児童手当法の一部を改正する法律公布・施行(平成16年4月
	7月	・地域子育で支援センター事業聯台	7月	・迅速検査法を利用した日曜日エイズ検査を開始はナディア		遡及適用)
	-/4	<ul><li>「ホームレス自立支援」値 策定</li></ul>	8月	パーク)・食品衛生管理責任者講習会開始		
			8月	· 货品属在管理負担有論省会解始 ·特定不好治療費助成事業開始		

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
		・敬老・  、本制度変更(一部負出制導人)  ・障害者医療費助成対象拡大  (精神保健協計手帳)級所养者を追加  ・西名古路揚網報 14 敬老・  、及び福祉  特別保事券適用拡充  特別保事券適用拡充	9月	・名古屋市ホームレス健康支援事業要領稅定 ・(東市民) (財) 日本宮焼焼信料価機需こよる病活機信料価の認定(一般)病院を取得 ・瑞徳保健門溶液等等に複合施設 ・乳が込ん館 ・マンモグラフィの導入 ・市特定英担医療給付事業が象者の自己負担限度額を症状 と所得こよる認定に変更	10月	・新潟県中地地震
		・福・経済を制度が優先大俣別替なごの歳以上	11月	・新潟県中越地震の被災者支援のため保健的派遣 ・「クオリティライフ21城北全体構造」策定	12月	・フィブリノゲン製剤の納入出窓解機関名等を公表 ・ 発酵障害者対策技公布 ・ 特定障害者に対する特別障害給け金の支給に関する法律 公布(平成17年4月施行)
平成17年 (2005)		・児童相談所・時界護別散地勺で移転改築 ・「なごやか地域高出2005」策定 ・「ひとり観察経等自立支ៅ画」策定 ・「ひとり観察経等自立支ៅ画」策定 ・「なごや子ども・子育でわくオイブラン(名古屋市次世代育成河豊計画)」策定 ・指定管理者制度導入総合上台福比会館、高端高級業支援センター、総合リハビリテーションセンター、熱田野・監査皆導室を監査第二名称変更 ・老人医療費助成条例を廃止 ・ 時子家経等医療費助成の名称を「ひとり観察庭等医療	4月	・歯間疾患検診(開始 ・クオリティライフ21城北指進室を設置	2月 3月	・国内切り、新型クロイツフェルト・ヤコブ病患者痛認 ・アンゴラで、マールブルグ病の集団感染
		費助成 12位E ·民間児童養養施設役動補助制度期始	5月	・日本服役予防掠補原則中止		・山森県の女子中学生がDEMを発症したことを受けて、日本 脳炎下が接種を見合わせ ・日本脳炎ワクチン接種の積額が崩壊の差し控え ・国外の鴉で鳥インフルエンザ(BSV)の感染を確認 ・動物の愛護及の管理に関する法律改正(呼放18年8月施行) ・食育基本技公布(呼放17年7月施行)
		・高齢者后割れ所ベット確果事業開始	7月	・子宮体部が、人権診測的 ・日本解除予防接種(第3期)廃止 ・ジフテリア・百日せき・破傷風(DPT)予防接種のDTワクチン使用の廃止	8月	<ul> <li>「ユニィーサルデザイン政策大綱」策定(国土交通省)</li> <li>予が接触主施庁令の一部改正等(除しん予が接触及の風しん予が接触の見直し(平成18年4月施行)、日本服炎予防接種(第3期)廃止」は「予び接種のロワクチン使用を廃止)</li> <li>・受知県世児手当支給規則の一部を改正する規則施行</li> </ul>
	10月	・病後児保育モデル事業開始			10月 11月	・国内初の西ナイル熱患者発生(川崎市男性) ・世界の和小感染者数が、4000万人を突破 ・障害者自立支援主公布(平成18年4月、10月施行)
平放8年(2006)		・栄久屋大通駅地区交通ベリアフリー基本構態策定 ・高齢者保健路は計画・介護界険事業計画 ~ はつらつ長寿ブランなごや2006~ (第3期計画)を策定 ・子ども青少年局を設置(健康部品は同児童教館1等→子ども青少年局を設置(健康部品は同児童教館1等→子ども青少年局・指定管理者制度導入 (休養温泉ホーム松ケ島、鯱成学園) ・介護予防事業として、「福品会館かくわく通所事業」、「高齢者自立支援記食サービス事業」、「高齢者自立支援が問事業。等を開始 ・地域を括支援センター29ヵ所を16区ご設置	3月4月6月	・麻しん子が接種及び風しん子が持種の廃止 ・中央需要専門学校の需要第三学科を閉料 ・市特定安建医療給付事業対象疾患から橋本病を除外 ・特定高齢者施策としての介護予防事業を保健所、委託事業 所で開始 運動総か機能向上事業 総知症うつ予が教室 計理型分害予防事業 ・『相しよう記録器押始 ・麻しんの風しん MR)予防接種の第1期及び第2期の開始 ・・中央需要専門学校の研修部門を設置 ・M子が接種なび生き風しん予防接種の料地 ・中央需要専門学校の研修部門を設置 ・M子が接種とおって、MRワクチンに加え麻しんワクチン、風しんワクチンも使用可		・介護界剣:介護予防事業が加かる ・障害者自立支援法施行 ・高齢者の発養者に対する支援祭に関する法律施行 ・連事法の一部を改正する法律公布 ・健康界線法等の一部を改正する法律公布
	8月	・思春期・ひきこもりEメール相談研究事業実施 ・小学生医療費助成制度期給(小学年~3年生、入院医療費に限る) ・乳幼州医療費助成制度の所得制限一部発止(第3子シ降73歳未満月 ・介護予防事業として、「高齢者はつらつ長寿修進事業」を 開始	12月	・麻しん子が辞種及び風しん子が持種の核種館と関わらず、MR子が持種 (常2期)の有種町 ・任意麻しん子が持種が及い任意風しん子が持種の廃止 ・名古屋市新斎場を設置的路路会設置	10月	・改正された動物の愛護及び管理と関する法律施行 ・自教が策基本技公布(平成8年10月施行) ・高語者障害者等の発動等の円滑化の形態と関する法律公布(平成8年12月施行) ・予防接触を指行令の一部改正の一部改正等(MFや財接種と おいてMFクチンと加込所したフクチン・ 使用可、麻しん子が接種及び風しん子が接種が接種語と 関わらすMFや財接種(第2期)の接種面) ・愛知県後期高齢者医療な功能主合設立準備委員会設置 ・障害者自立支援法会面施行 ・国内で36年ぶりに狂犬病患者が発生(京都市男性) ・感染症の干的及び避染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律公布(平成9年4月、6月施行 結核子が法確止 ・予防接種法の一部とび、総替を一類類製品に自加

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
平成19年			1月	・健康なごやプラン21中間評価を実施	1月	・国内の鶏で鳥インフルエンザ(HDNI)の感染を確認
(2007)			2月	·名古量中中央组壳市場有部市場內、食水廠生検査所が移転		
	3月	・親期障害福は一個を策定			3月	·愛知県後期高齢者医療広域連合設置
	4月	・シェルター「白川公園前宿泊所」閉鎖 ・孤立死ゼロ・モデル事業実施				
		・シルバーパワーを活用した地域力再生事業実施				
		・在宅サービスセンター開設(東区)、高品福祉会館投築				18) 4.146641044-4-31-17469-5
			7月	・新潟県中越中地震の被災者支援のために保護所派遣	6月	・がん対策惟進基本計画策定
			8月	·新斎場の都計計画決定		
	9月	・認知症言論者を介護する家族支援事業期台			_	
					10月	・温泉法の一部改正 (10年毎の成分分析の義務化・承継承認 制度の菊設)
			11月	·名古屋市食育推售  画を策定		11/1/20 / 76 (BZ)
				・なごや健康都市宣言		
			12月	·名古屋市食の安全·安心条例公布(平成20年4月施行)		
平成20年 (2008)	1月	・乳幼児医療費助が制度・小学生医療費助が制度の所得制限 廃止			1月	・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立支援ご関する法律」施行
(2008)		・小学生医療費助成が象拡大(小学3年生→小学6年生)				目立文が気(判りのは手」がは、
			2月	・無料形炎ウイルス検査の開始		
		-bal-k-br co-701_Leverther, LesbolkerBl /	3月	·成人基本診査廃止		//However the second se
	4月	・高齢者の孤立死防止事業界始・国民健康保険を建設を変更を	4月	・病院局を設置(健康福祉局病院事業本部-病院局) ・医療制度改革により、特定建学特定保健管導験台	4月	・後期官論者医療制度開始
		·国民健康保険・限度額改定(医療分)(53万円—47万円)		・定期麻しん風しん予防接種(第3期・第4期)を開始(~平		
		・国民健康保険後期害齢者支援金分の保険料徴収開始(限度		成24年)		
		額 12万円)		・「名古屋市食の安全・安心条例」施行		
		·国民健康保険料限度額改定(介護分)(8万円—9万円)		·肝炎患者医療給付事業の開始 ·新人看舞韻員研修会開始		
				・ かしく自n受用収益が川シスプナシロ	5月	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
						律等の一部を改正する法律公布、施行
	8月	·8月末豪雨災害乙伴、、災害救助法全市(乙適用				
		<ul> <li>・ 乳幼児医療費助成」の名称を「子ども医療費助成」に改正</li> </ul>				
		・子ども医療費助成対象拡大(就学前→中学3年生、中学1年				
		~3年は入院医療費に取る。)				
		・小学生医療費助成制度を廃止				
		·障害者医療費助成·福祉給付金対象拡大 (精神障害者保健 福祉手帳)級—2級)				
	10月	·N·K放送受信料免除减免对象者拡大			10月	・温泉法の一部改正(可燃生天然ガスの安全対策)
平成21年	3月	·障害福祉計画 (第2期) を策定	3月	・がん相談情報サロン「ピアネット」の開設		
(2009)		・大曽根界地区バリアフリー基本構想策定		・市立病院改革プランを策定		
		・はつらつ長寿プランなごや2009を策定 ・第2期ホームレスの自立の支援等に関する実施に画を策定				
		・瑞恵副会館は築				
	4月	·指定管理者制度導入	4月	・環境契約果ご契約系を設置	4月	・新型インフルエンザ (A/HIN1) の発生
		(清風荘、安田荘、障害者スポーツセンター)		・薬局開設計可事務等が愛知県から移譲		
		・認知症総合相談窓口を各地域包括支援センターに設置 ・在宅サービスセンター開設(天白区)		・中堅看顕誠員研修会開始		
		·国民健康保険料限度額改定(介護分)(9万円→10万円)				
			6月	・乾燥細胞音楽日本脳炎ワクチンを定期の予防接種ご用い	6月	・薬事法の一部を改正する法律施行
				るワクチンとして追加		
	7月	・重曳精神障害者タクシー料金助成事業開始	9月	市民の分媒。奈加古ス4465市坐と5467.1 と4774や日本8年と		
			9月	市民の主催・参加する地域事業を対象としたAED貸与事業を開始		
	10月	・65歳以上の被界険者世帯で国民健康界験が水場バ戦収集台	10月	<ul><li>・新型インフルエンザ(A/HINI) 予防接種期台</li></ul>	10月	·特定疾患治療研究事業実施要綱//一部改正
		·住宅手当緊急特別措置事業開始(→平成25年住宅支援給付		・愛知県特定疾患医療給付事業の対象疾患追加		(対象疾患を45疾患から56疾患に追加)
	11月	事業) ・重要毒者入院時コミュニケーション支援事業開始		・女性特有のが、人権の指進事業別を		
平成22年	1月	<ul><li>・</li></ul>	1月	·西保健利謝陰系練云 (複合施設)	1日	・社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足
(2010)	1/1	IN THE PROPERTY OF THE PROPERT	1/1	・中保健所において土曜日エイス検査を開始(即日検査)	1/1	HOTEL TENNITRO TO
	3月	·緑風荘身体障害者更生施設廃止				
	4月	・指定管理者制度導入(きよすみ荘)	4月	・市特定疾患医療給付事業対象疾患から下垂体機能障害を		
		・在宅サービスセンター開設(中川区) ・高齢福山部、高齢福山部、高齢福山部、高齢福山部、高齢福山部、高齢福山部、高齢福山部、高齢福山部、高齢福山部、高齢福山部、一部、一部、一部、一部、一部、一部、一部、一部、一部、一部、一部、一部、一部		除外 ・がん検診 自己負担金を500円に統一(ワンコイン検診)		
		・国民健康保険が政治書館がおきてげ		·日本脳炎予防接種(第1期初回接種)積極的  「種類的		
		・国民健康界険料限度額均定(医療分)(47万円—50万円)				
		·国民健康保険料限整額次定(支援分)(12万円—13万円)		¢3/17/45C7/45424\		
			5月 6月	· 緑保健疗徳重分室開設 · 委託前立脉が、核影響始	68	・「地域主権戦略大綱」、閣議決定
	7月	・民間難災傷害者援護見舞金事業開始	0/3	אינוראסטור אינוריינים איני	0/3	- PATTI RIMIN ALCH HABIZAN
			8月	・任意予防接種事業(水痘・おたふくかぜ)開始		<b> </b>
				・日本脳炎予防接種、第1期の末接種者に対する特例措置		

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	10月	・成年後見あんしんセンター開設・障害者自立支援配食サービス特神障害者へ対像拡大	10月	・任意予防接種事業こ子宮頸がい・インフルエンザ潜か型(と  プ)・高齢者肺炎球菌を追加 ・3価ワクチンによるインフルエンザ子が接種開始(平成21年10月開始の希型インフルエンザ (A/HIN1)子が接種取り月末発止)・ノロウイルス食中毒注意報・警報発令要解検定・下垂体機能牵害が各古屋市特定疾患医療給付事業から愛知県特定疾患医療給付事業・移行・公害対策業務を西・港・南・名東羽稜暗飛二集約	12月	・障が、者制度改革推進本部第二はける検験を踏まえて障害経験部胎策を見直すまでの間にないで障害者等の地域と話を支援するための関係は者の整備に関する法律公布(平成24年4月までに関党的なが何)
平成23年 (2011)	1月	・地域に括支援センターの名称を「いさいき支援センター」 に変更	1月	・任意予防接種事業に小児肺炎時菌を追加、子宮頸がいは高 校年まで対象年離拡大、インフルエンザ菌b型(ヒブ) はお歳まで対象年齢を拡大し無常化	1月	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
	4月	・指定管理者制度導入(緑春田) ・緑風荘身体障害者授強施設を社会福祉法人による管理理営へ終行・ ・在宅サービスセンター開設(北区) ・国民健康保険等限度等度が定(医療分)(50万円-61万円)・国民健康保険等限度等度が定(支援分)(13万円-14万円)・国民健康保険等限度等度が定(付護分)(10万円-12万円)・東日本大震災の被災者支援のため陸前に由すへ職員を派遣	3月 4月	・東日本大震災の被災者支援のため保健新、心のケアチーム を派遣 ・働く世代への大場が込ん経済能進事業開始 ・犬猫の月取りを有料化 ・東日本大震災の被災者支援のため短前高田市へ職員を派 遣 ・日本服終予防接種(第1期追加接種及び平成23年度の18~ 4の第1期不足分)積額分割使再開	3月	- 新型インフルエンザ(A/HINI)が季節性インフルエンザ対 第二移行(3月31日厚生労働大臣公表)
			5月	<ul><li>日本解於予防接種、第1期及心第2期の末接種者に対する特例措置</li><li>今年度に限り、麻しん風しん予防接種第1期に高22年生相当年齢を追加</li></ul>	5月	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する注律 施行規則の一部を改正する省令
	6月	· 生活保養化分意欲喚起事業別始	7月	・名古屋計動物窓護管理指售協議会設置 ・動物保護活動のため福島第一原治から半径20km以内の警 戒区域へ動物窓護センター技士を派遣	6月	・障害者「踏守の私止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律公布(平成24年10月1日施行)
	10月	・子ども医療費助成対象拡大(通常医療費(こつ)、で中学3年生まで対象)	10月	・中川区休日急停整須新元及び予上区休日急停整須新飛ご平日 夜間急時センターを開設 ・名古島市食育能盤 画(第2次)を策定		・地域の自主生及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 芸律の整備に関する 法律公布(平成25年4月まで、こ野権がに施行) ・障害者基本法の一部を依き、同日施行) ・生食用食肉の規格基準施行
平成24年	1月	・在宅サービスセンター開設(名東区)		ALDER PRINCE IN THE PRINCE OF		
(2012)		・はつらつ長寿プランなごや2012を策定 ・障害福品目画(第3期)を策定 ・名古量市東部認定調査センター開設 ・名古量市西部認定調査センター開設 ・黒石荘を社会福祉法人による管理運営へ移行 ・指定居宅サービス事業所等の指定・指導事務等が愛知県から移譲 ・認知証疾患医療センター運営事業開始 ・認知証疾患医療センター運営事業開始 ・認知証疾患と療センター運営事業開始 ・認知証疾患と療センター運営事業開始 ・指定障害福祉サービス事業所等の指定・指導事務が愛知県	3月 4月	・名古屋市が从水が緑能能条例を制定 ・生活衛生センター展示室(ムーンアム)廃止 ・名古屋市後の安全・安心の離果のための行動が抽色策定 ・名古屋市動物窓器能進員の丞属開始 ・夜間エイス検査(千種・中保護所)に即日検査を導入 ・書物郷物業務上球扱者に係る事務が愛知県から移譲 ・生食用食肉取扱、糖認の条例による届出開始 ・ベットショップ等動物更改業監視業務を動物変護センターに集約 ・犬術別取窓口を動物窓護センターに集約		
	5月	から移譲 ・知的障害者接強施設場副作業所、若杉作業所、昭和衛作業 所を社会福祉法人による管理運営へ移行 ・区役列支所における福祉業務を拡充 ・ひきこもり地域支援センター開設	6月	・犬猫の飼主へのマイクロチップ装着費用補助の開始		・新型インフルエンザ等料別措置を公布(1年以内に施行) ・地域社会における共生の東現に向けて新たが奪用保護福 ・地域を講げるための概念は神の整備に関ける法律公布 (平成26年4月までに毀費がに施行 ・ホームレスの自立の支援等に関ける特別措置法の一部を 改正する法律、公布
	7月	・各区に対所、さいさ支援センターの分室を設置	7月	・名古屋市医師会体日急病診療所が改築に伴、名古屋医師会管府センターへ名称変更 ・不活化ポリオワクチンを定場の予防接種に用いるワクチンとして追加(生ワクチンは廃止)	7月 9月	・が人が特能能基本計画設訂 ・住民基本名帳法の一部を改正する法律施行の外国人住民を適用対象で加えるもの) ・ 年刊職の生食用提供・販売禁止 ・ 移館 二用、くる造血幹得明をの適切が提供の推復に関する法律と、 ・ ・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律 と、 任 でが25年9月施行

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	10月	・は、対心に高齢者なかえり支援事業開始	10月	・任意予防接種事業にロタウイルスを追加	10月	・障害者虐待防止、障害者の補護者に対する支援等に関する
		・障害者虐待相談センターの課設 ・障害者短期入所ベット確保等事業				法律施行
		・障害者就労支援センター2カ所開設				
			11月	・四種混合ワクチンを定期の予防接種で用いるワクチンと		
			12月	して自加 ・陽子線台療資金の借り入れて対する利子補給制度開始		
				·名古屋市理容師法施行条例公布		
				・名古屋市美容師法施行条例公布		
				・名古屋市クリーニング業法施行条例公布 ・名古屋市興行場法施行条例公布		
				·名古屋市公衆谷場去施行条列公布		
				・名古屋市が館営業等の施設の構造設備の基準に関する条件は、対けるをできる。		
平成25年	1月	・区役所ごおけるハローワークとの一体が就労支援事業開始		例の一部を改正する条例公布(平成25年4月施行)		
(2013)						
					2月	・四類感染記:重症熱性血小板減少症候群(SFTS)を追加す
			3月	·中央看護事門学校//助産学科界科	3月	る感染症法施行令公布(平成25年3月4日施行) ・五類感染症に侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性損失
				・健康なごやプラン21 (第2次) 策定		炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を追加する感染症
	4月	·指定管理者制度導入 (寿莊)	4月	・名古屋市難病患者等居宅生活支援事業発止 ・エックス線撮影業務を千種・中村・中・南保健所ご集約	4月	法施行規則公布(平成25年4月1日施行) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
	4月	・ 清齢者の見守り支援事業開始	4.H	・エックへ病病が未労を工程・中心・中・利利度州に集心・なごやかキャット指進事業別的	4.H	・神寺省の日常当古及の社会主古を総合がに文法。 つため の法律施行 (一部平成26年4月1日施行)
						・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
						等に関する法律施行 ・予防接種法の一部改正(子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球
						・170万金重なシー 司以正(丁宮3月070、こう、790円前803、 南の定期予防接種化)
						・鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定める等の
			5月	・中保健所簿に(複合施設)		政令公布(平成25年5月6日施行)
			J/I	<ul><li>・十分を対ける事が、(核合うが可え)</li><li>・なごやナースキャリアサポートセンター「精役</li></ul>		
			6月	・予防接重後に全身の痛みを生じる事例が報告されている	6月	・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図
				ことにより、子宮頸がん子が接種の積極が衝換を中止 ・風しん子が接種助成事業を開始		るための関係法律の整備ご関する法律公布(平成27年4月 までに段階的に施行)
				・漬物製造施設及び生食用野菜・果実料切施設の条例による		・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律公布(平
				届出聯台		成28年4月1日施行)
			9月	・名古屋市動物の愛護及び管理ご関する条例の一部を改正		・「食品表示法」公布
				する条例公布(平成25年9月施行)		
					9月	・基発に見ておける届出対象疾患にロタウイルスによる感
						染性胃腸炎を追加する感染症法施行規則必布(平成25年10 月14日施行)
	10月	·若年性認知症相談支援事業開始				
		認知症相談支援センター)			11 🗆	・薬事法等の一部を改正する法律公布(平成26年11月25日施
					1175	· 樂事法等// 司を以正りの母事公布(平成の平11月20日旭 行)
İ					12月	・生活保養法の一部を改正する法律公布(平成27年4月まで
						に段階的に施行) ・生活困窮者自立支援法公布(平成27年4月施行)
						・中国残留邦人等の円滑が帰国の促進及び永住帰国後の自
						立支援の支援に関する法律の一部を改正する法律公布(平
						成26年10月施行) ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律公布(平成26
<u> </u>						・楽事会及の楽界的はグー部を改正する伝華公布(平成20 年6月12日施行)
平成26年	1月	・シルバー人材センター北部支部第			1月	・障害者の権利に関する条約批准・公布
(2014)						・移植こ用いる造血禁制的の適切が提供の推断ご関する法律施行
			2月	・動物の飼養又は収容のための許可を必要とする区域の指		1 TTM 21 J
		**		定ついて(告示)		
	3月	・熱田福祉会館簿: ・障害者基4評価 (第3次) を策定	3月	<ul><li>・名古屋市第型インフルエンザ等対策行動計画策定</li><li>・日曜日エイズ検査にスマートフォン等からの予約システ</li></ul>		
		・シェルター「名城公園宿泊所」閉鎖		・山曜日ユーノへ映画にヘィートノオン寺がものり「赤リンハノ」		
				<ul><li>動物愛護センターをリニューアルオープン</li></ul>		
	4月	<ul><li>・名古屋市南部認定調査センター開設</li><li>・指定管理者制度導入(寿祭託)</li></ul>			4月	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正 する法律施行
		・障害者基準相談支援センター開設(各区1か列)				√
		・希望性を社会福祉法人による管理運営へ移行				
		·国民健康保険料限度額改定(支援金分)(14万円→16万円) ·国民健康保険料限度額改定(介護分)(12万円→14万円)				
			5月	・名古屋市南場交流プラザ供用開始	5月	・難病の患者に対する医療等に関する法律公布(平成27年1
						月1日施行
					6月	・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図 るための関係法律の整備に関する法律公布(平成28年4月
						までに野猫がに施行
						・地域における医療及び介護の総合的が確保を推進するた
						めの関系法律の整備等に関する法律公布 ・行政不服審査法の施行に伴う関系法律の整備等に関する
1 1						・行政小服審置名の施行で手が関係名乗の整備等で対する 法律公布(平成28年4月1日施行)

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	7月	・仕事・暮らし自立サポートセンター開設	7月	・愛知県広域予防接種事業に参加	7月	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	8月	・第期ホームレスの自立の支援等に関する実施に極を策定				政令公布(平成26年7月26日施行)
	57,	ANAMA TANAMATAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A			9月	・五類惑染品にカルンジネム亜性腸が細菌を細菌感染症、水痘 (人院例に限る)、播種性クリプトコックス症を追かす
						る感染症法施行規則公布(平成26年9月19日施行)
	10月	<ul><li>・市営住宅福祉向募集対象拡大 (難病患者を追加)</li></ul>			10月	<ul><li>・予防接種施行令の一部改正(水痘、高齢者肺炎球菌の定期 予防接種化)</li></ul>
	11月	・民間難災傷害者の確設置			11月	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等こ
						関する法律の一部を改正する法律公布(平成26年12月17 日施行)
						・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
						律の一部を改正する法律公布(平成28年4月までに段階的 に施行)
平成27年	1月	・高額療養費の自己負担限度額細分化			1月	・二類感染記で中東呼吸器記候群(MERS)及び鳥インフルエ
(2015)		・出産育児―時金支給額/2改正				ンザ (H7N9) を追加する感染症法施行令公布(平成27年1 月21日施行)
	3月	・はつらつ長寿プランなごや2015を策定				7321 日/周閏 17
		・なごやか地域部は2015を策定 ・障害部は計画(第4期)を策定				
	4月	・特別児童大養手当認定事務が愛知県から移譲	4月	・名古屋歯科医療センターが名古屋歯科保健医療センター	4月	•生活环解者自立支援法施行
		・重応心身障害児者施設「ティンクルなごや」 開設 指定管理こよる運営		に名称変更 ・保健委員を保健環境委員に変更、環境局と共管		·食品表示法施行
		・入院寺食事療養費等の改正		・名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講が、き措置の		
		<ul><li>・国民健康界段料限度額及定(医療分)(51万円→52万円)</li><li>・国民健康界段料限度額及定(支援金分)(16万円→17万円)</li></ul>		基準等に関する条例の一部を改正する条例施行		
		·国民健康保険半限度額分定(介護分)(14万円→16万円)				
		・名古室市は宮認定調査センター開設	5月	・名古屋北海科保健医療センター移転	5月	・持続可能な医療探験制度を構築するための国民健康探験
				HELENIA INCLUMENTAL STATES	٥,,	法の一部を改正する法律公布(平成30年4月までに段階的
					6月	に施行 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図
					0),	るための関係法律の整備に関する法律公布(平成30年4月
						までに段階がに施行) ・豚肉(内臓を含む)の生食用提供・販売禁止
			7月	・クオリティライフ21城北内にウエルネスガーデンオープ		MAN A MARCINET AND AND THE MARCINET
				・名古屋市立第二斎場出用開始		
	8月	・仕事・暮らし自立サポートセンター金山・大曽根購設			8月	・介護界倹サービスの利用にかかる自己負担について、一部
			9月	・動物愛護センター30周年記念事業を実施		2割負担を導入
	10月	・在宅医療・介護車馬支援センター市内8区に開設				·被用者年金一元化
平成28年 (2016)					2月	・四類感染記こジカウイルス感染症を追加する感染症生施 行令公布(平成28年2月15日施行)
			3月	·名古屋市食育惟磐·愐(第3次)策定	3月	・自殺対策基本法の一部を改正する法律公布(平成28年4
	4月	・在宅医療・介護車携支援センター市内8区ご開設 (計16か列)	4月	・特定書物研究者に係る事務が愛知県から移譲	4月	月施行 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
		・障害者自立支援記食サービス難病患者へ対象拡大		・熊本地震の被災者支援のため保健師、DPATを派遣		・食品表示法(品質事項)に係る事務・権助。愛知県から移
		·国民健康保険料限度額改定(医療分)(52万円→54万円) ·国民健康保険料限度額改定(支援金分)(17万円→19万円)				譲
					5月	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
						の法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布(平成30 年4月1日施行)
	i e	・介護予防・日常生活支援総合事業開始				
	8月	・障害者差別相談センター開設	9月	・名古屋南歯科保健医療センター移転		
	10月	·障害者医療費助成制度及び福祉給付金支給制度対象者拡大	10月	・胃がん検診公内機能検査を導入 ・名古屋市特定疾患医療給付事業の対象疾患のうち、ネフロ	10月	・予防接種芸施行令の一部改正 (B型肝炎の定期予防接種
		指定難同		・名古国下将足失思と原治・日事業・人対象失悪・ハラら、不ノローと症候群の新規申請受付を終了		10
平成29年	3月	·福山都市環境整備管心定				
(2017)	4月	·監査室を監査課ご名称変更	4月	・骨髄・シクドナー等助成金交付事業期台		
			6月	・保健所において、性器クラミジア感染症検査を無料・匿名	6月	・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を
				で実施 (6月、9月、12月)		改正する法律施行(有効期限を新元号9年8月6日まで延 長)
			10.0	- 八しり首とし 古勢多様の来対日時間時帯ルマディオ楽皿は	8月	·年金受給資格期間短縮(25年—10年)
平成30年			10月	・ひとり暮らし高齢者等の歯科口腔保健推進モデル事業開始 ・住宅宿泊事業関係事務が愛知県から委譲		
(2018)						O destroy delicor — 2 = 2 4
	3月	・はつらつ長寿プランなごや2018を策定 ・障害福祉計画 (第5期) を策定	3月	・住宅宿泊事業の届出の受付開始 ・健康なごやプラン21 (第2次) 中間評価を実施	3月	・住宅宿泊事業法の一部施行
	4月	・国民健康界険料限度額均定(医療分)(54万円-58万円)	4月	・1保煙和6保煙が支所ご体制変更	4月	/
		・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業開始		・感染症対策室を設置・特定医療費助が制度に係る事務が愛知県から移譲		構築が努力義務化 ・国民健康和発制度の都道府県単位化
		・措置入院者の過院後支援開始		・名古屋市岩年者の在宅ターミナルケア支援事業開始		
			6月	・名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限ご関する条例施行 ・名古屋市が館業法施行条例の一部改正施行	6月	・住宅宿泊事業去の全面施行 ・旅館業去 旅館業法施行令等の一部改正施行 (基準緩和・
						<b>罰則))</b>

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
	7月	依存記由終密口開設	7月	・平成20年7月豪雨の被災者支援のため保健師等を派遣	7月 8月	・食品維生法等の一部を改正する法律公布(平成33年6月までに実験的に施行) 健康能能力の一部を改正する法律公布(平成31年1月24日、 令和元年7月1日、令和2年4月1日施行 ・介護保険サービスの利用にかかる自己負担ころいて、一
	11月	・上版田連絡線において敬老ハス、福祉特別乗車券の適用を開始 ・依存行記専門医療機関、依存行行情機の点機関強定用弊台 ・福祉研労 興車券の 対象を難向患者の一部へ北大 ・障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解 消物能進条例公布(平元31年4月施行) ・いのちの支援なごやブラン(名古屋市自毅対策総合計画)を策定			10月	部帯負担を導入・食品表示法の一部を改正する法律公布
平成31年 (2019)					1月	・健康単単法の一部を改正する法律一部施行
(2019)	4月	・障害者基本計画(第4次)を策定 ・第4期ホームレスの自立の支援第二関する実施計画を策定 ・障害のある人もない人も共ご生きるための障害者差別解 消能進発別能行 ・指定管理者制度導入(植田菊) ・国主理期報解終和限度額以定(医療分)(88万円—61万円)	3月 4月	・名古屋市食の安全・安しの確保のための行動計画2023を 策定 ・名古屋市アピアランスケア支援事業制験も ・第一次教急医療特制において外科診療を開始・ ・任意風しん抗体験者助成事業を開始・ ・任意風しん形が接触助成事業の対象者拡大	2月 4月	・予防禁輸生施行令の一部改正 (風しん(第5期予防禁輸の実施) ・災害拠別法の一部を改正する法律施行 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部施行(広境的な食中毒対策)
	5月 6月 10月 12月	・精神障害者社会領別見学事業開始 ・精神障害者仕環境整備能介事業開始 ・障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」開設 ・改正災害物助法に基づき内閣総理大臣より物別供施市として指定(令和2年4月1日付効力発生)	10月	・令和元年東日本台風の被災者支援のため保健前等を派遣	6月 10月 11月 12月	・認知応施策推進大綱行成 ・視覚障害者等の就書環境の整備の推進工関する法律就書ペリアフリー治と布・施行 ・動物の露護及び管理工関する法律等の一部を改正する法律の公布(令和年6月までに段階な「施行・年金生5者支援計争の支給工関する法律施行・農林水産物及び食品の輸出の居焦工関する法律公布(令和年2月1日まで、足野常公法律の一部を改正する法律公布(令和年12月1日まで、工野常公工施行
令和2年	1月	・子ども医療費助成対象拡大(入院医療費について「18歳こ			1月	・新型コロナウイルス感染症の発生
(2020)	4月	達する日以後の最初の8月31日まで」対象) ・ものオオれ検診構始 ・なごやか地域番船2020を策定 ・名古量市政年後見制度利用股増1個を策定 ・認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例公布(令和2年4月1日施行) ・名古量市無料低額宿泊所の設備及び運営ご関する基準を定める条例施行 ・国民糖園報験料限整額設定(医療分)(61万円—63万円)・国民糖園報験料限整額設定(介護分)(65万円—17万円)・障害者スポーツ事業をスポーツ市民局(新局)に移管 ・名古量市国民糖園報験条例の一部改正施行(第型コロナウイルス度製品、足療として被異療者に係る(新青)に移管	3月 4月	・任意子の方義重事業工幣状態をを追加 ・名古屋市動物の愛護及び管理工関する条例の一部を改正する条例公布(令和年月旅行(一部令和年月及び令和年10月旅行))・名古屋市人とペットの東生事能生プランを策定 ・名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生品講手べき措置の基世等に関する条例を廃止する等の条例公布・衛生研究列等処理サーデル区を接近り丁目)・衛生研究列所外に、原築原式資・調査センターを設置・第二次教急医療材制によいて土曜日の耳鼻関係報急療を一旦休止 ・名古屋市子どもを受動関係から守る条例施行	2月 3月 4月	の政令施行 ・兼型/インフルエンザ等特別措置法等の一部を改正する法律施行 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等 の政令施行 ・健耕管態法の一部を改正する法律全面施行 ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行
		・名古島市国民健康和談条約帰留・浦田リン一部改正(新型コロナウイルス感染配工件)(保護性の減免の特例) ・高齢者就業支援センター内に、ハローワーク相談窓口を設置	10月	・ひとり暮らし高齢者等の歯科口腔保健推進モデル事業廃止 ・オーラルフレイル予防事業開始 ・名古屋市人とペットの共生サポートセンターでの相談受付用聯合 ・保健医療型アウトリーチ支援モデル事業開始 ・新型コロナウイルス原発病法が策密の設置 ・新型コロナウイルス原発病法が策密の設置	10月	制の構築のための重幅的支援体制整備事業の創設 ・食品権生法等の一部を改正する法律の一部施行 (HACP に沿った衛生管理の制度化等) ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行 (動物取扱業、特定動物に関する規制強化等) ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行 ・予防接種法施行令の一部改正(ロタウイルスの定期予防接種化) ・被災者生活再建支援法の一部を改正する法律等の施行について
令和3年 (2021)	3月	・はつらつ長寿ブランなごや2023を策定 ・障害福は計画(第3期)を策定 ・休養温泉ホーム松ケ島発止	3月	・名古屋市食育能館計画(第4次)策定 ・名古屋市食の安全・安心条例の一部を改正する条例公布 (令和8年8月施行) ・病院局の廃止に伴い、医療連携推進室を設置し市立病院を所管	3月	・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等施行 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正
			6月	・名古屋市食品衛士法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の 基準等に関する条列廃止	6月	を改正する法律公布 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部施行(新しい
			7月	・名古屋市が館譲去地行条例シー部改正施行 ・名古屋市公衆谷場土施行条例シー部改正施行 ・精神障害者居住体験支援モデル事業制始 ・ 中腔が入対策事業(中腔が入検録) 開始		営業許可・届出制度、食品等の回収の届出制度等) ・食品表示法の一部を改正する法律施行 ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法 律の一部施行、働地東政業に関する規制強化)

年		社会福祉関係		公衆衛生関係		国の動向・その他
令和4年	1月	・子ども医療費助成対象拡大(通常医療費について「18歳に				
(2022)		達する日以後の最初の3月31日まで」対象				
	2月	・出産育児一時金支給額の改正・名鉄・近鉄及び三重交が名鉄・近鉄及び三重交	9.Н	・ 心のサポーター養成所修製台		
	2/7	通の路線バスに敬老パスの適用を開始	2/3	10079 AV 9 SEGNAVIII SATING		
		・敬老パスについて、有効期間内における利用上限回数を				
		730回、設定				
		・名鉄・近鉄及びJR東海の鉄道並びに名鉄、マ及び三重交通の路線、マスに富祉特別・乗車券の適用を開始				
	3月	·福·格爾· 人名葡西西加索里芬· 加州名斯奇 ·福·格尔·蒙克整備後十二百枚定				
		・国民健康保険料限整額文定(医療分)(63万円—65万円)			5月	・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る
		・国民健康保険料限度額改定(支援金分)(19万円→20万円)				施策の推進に関する法律(障害者アクセシビリティ・コ
		・指定福山避難が削度および備蓄物資購入等補助開始			6月	ミュニケーション施策推進法 公布・施行 ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法
			6月	・動物愛護センターに猫の飼養施設「にゃごラーレ」を設置	0/3	#の一部施行(マイクロチップ関連事項)
	6月	・八事福山会館簿、名称を昭和福山会館~変更				
			7月	・夜間・休日における精神保健福祉法の警察官通報等対応窓口整備開始		
	11 🛭	・ 瑞恵公園陸上競技場地区バリアフリー基本構想策定			12月	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
	11/7	2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			12/7	#等の一部を改正する法律公布及び一部施行
令和5年			1月	・千種保健センター移転(仮庁舎)		
(2023)				・中村保健センター新築が第二(複合庁舎)		
	3月	・いかちの支援なごやプラン(第2次)(名古屋市自殺対策	3月	・名古屋市動物の愛護及び管理ご関する条例の一部を改正		
	1	総合計画(第2次)) を策定 ・名古屋市重層的支援・特整備事業実施に囲を策定	1	する条例公布(令和5年6月施行)		
	4月	・厚生院医療保護施設を廃止し、附属病院を名古屋市立大	4月	・病院事業を廃止し、緑市民病院を名古屋市立大学医学部附	4月	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
		学医学部附属病院化		属病院化		律の一部を改正する法律の一部施行
		・厚生院特別擁護老人ホームの定員変更(300人—200人)		・中央看護専門学校の名古屋市立大学看護学部への統合		・予防接種法施行令の一部改正(四種混合予防接種の対象
		・国民健康紹興料限度額改定(支援金分)(20万円—22万 円)				者拡大) ・予防発揮実施規則の一部改正(9価子宮頸がんワクチン)
		・出産育児一時金支給額の改正				の追加)
					5月	・生活権生等関系で政の機能強化のための関系法律の整備
						に関する法律の公布(令和6年4月施行)
						・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律施行規則の一部改正(第型コロナウイルス感染症の6
						類或染苗多分
					6月	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
						利用等に関する法律等の一部を改正する法律公布(健康
						保険証の廃止)
	10月	・在宅医療・介護連携支援センター市内16か所を1か所に集			8月	・名古屋市民生委員児童委員制度100周年記念大会の実施
		約				
		・認知は精密検査費用助成開始(対象は4月1日以降の検査)				
					12月	・・牛活衛牛関係営業等の事業活動の総構売ご資する環境の整
					12),	備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律施行
						(事業譲渡こよる営業者の地位の承継、旅館業の施設こ
1 Took		◇ボルセン・ファー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マー・ マ	,	△ボッケン・ション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,	おける感染症のまん延先に対策等)
令和6年 (2024)	1月	・令和6年能登半島地震における福祉的ニーズの把握のため職員を派遣	1月	・令和6年能登半島地震の被災者支援のためJHEATを派遣 ・令和6年能登半島地震の被災者支援のため保護所等を派遣	1月	・共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
WEI)	2月	<ul><li>・敬老パスの利用回数の数えかを変更</li></ul>		··· I BETT I HANNE AND CE VOS A COMMENSAGENINE		
	3月	・はつらつ長寿プランなごや2026を策定				
		・第期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策	3月	·名古屋市域沿走予防計画策定		
		定 ・なごや障害児者福祉プラン 「障害者基本計画(第5次)、		<ul><li>・中央看護専門学校の看護第一学科界科</li><li>・名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画2028を策</li></ul>		
		・障害福は一一(第7期))を策定		定		
				・健康なごやプラン21 (第3次) 策定		
	4月	・障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解	4月	・第一次教会体制における小児科診療の一部休止	4月	
		消能進条例の一部改正施行(事業者による合理が配慮の 提供の義務化)		・令和6年能登半島地震/25系の中長期派置職員として保健師 を派遣(七尾市)		・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部 を改正する法律施行
		·国民健康探験料限整額效定(支援金分)(22万円—24万		COME (CODIO		・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
		円)				律の一部を改正する法律の一部施行
						・予防接触は施行令の一部改正(五種混合ワクチンの追加
						及び第型コロナウイルスワクチンの定期接種化 ・予防接種実施規則の一部改正(15個小児肺炎球菌ワクチ
						ンの追加
	6月	・入院時食事療養費等の改正				
		A military in the second secon	7月	<ul><li>・救急安心センターなごや (#7119) 開始</li></ul>		
	10月	・障害者への合理が配慮の提供支援に係る助成事業業台 ・ナゴヤあいサポート事業業台				
	11月	・ プロヤめい サホート事業解析 ・ 植田寮投棄所第三(救護定員108─200人)				
					12月	・認知症施験推進本計画 (第1期) 策定
						・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の
						利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行
						(健康保険証の廃止)

年		社会福祉関係		公衆衛生関係	国の動向・その他
<del>华</del> 令和年 (2025)	3月	イエ会権の関係  ・なごやか地域品制の20を策定 ・第2明名古屋市が戸後見制度利用促售計画を策定 ・名古屋市重響が支援材制整備事業契値計画(総別)を策定 ・認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例公布(令和4年月1日施行)	3月	・中央看襲押学校の看護第二学科界科・なごやナースキャリアサポートセンター保護・中央看襲・押学技界校・・名古屋市が創資等指導要綱発止・・名古屋市が創資等指導要綱発止・・名古屋市電襲等資金貸与条例発止	<b>国の観明・その他</b>
		・地域共生指售部の設置 ・地域共生指售票の設置 ・障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消害能象例の一部及正施行 ・名古島市立大学医学部附属研究化 ・厚生労能等航政及の袖正療型生施認策能上 ・国王健康保険料限度額設定(乞療分)(55万円—66万円) ・ 国民健康保険料限度額設定(支援金分)(24万円—26万円) ・ 八部寺食事務養費等の改正		·名古園市公界衛生修予資金貸与条例発止 ·名古園市旅館業生施了条例少一部改正施行 ·名古園市立八事斎場少再整備を開始	